

令和2年 第3回

宿毛市議会定例会会議録

令和2年9月8日開会

令和2年9月25日閉会

宿毛市議会事務局

令和2年第3回宿毛市議会定例会会議録

目 次

第 1 日 (令和2年9月 8日 火曜日)	
議事日程	1
本日の会議に付した事件	2
出席議員	3
欠席議員	3
事務局職員出席者	3
出席要求による出席者	3
開 会 (午前10時00分)	
○日程第1 会議録署名議員の指名	5
○日程第2 会期の決定	5
(諸般の報告)	
○日程第3 議案第1号から議案第47号まで	6
(提案理由の説明)	
市 長	6
散 会 (午前10時16分)	
陳情文書表	9
----- . . . -----	
第 2 日 (令和2年9月 9日 水曜日)	休会
----- . . . -----	
第 3 日 (令和2年9月10日 木曜日)	休会
----- . . . -----	
第 4 日 (令和2年9月11日 金曜日)	休会
----- . . . -----	
第 5 日 (令和2年9月12日 土曜日)	休会
----- . . . -----	
第 6 日 (令和2年9月13日 日曜日)	休会
----- . . . -----	
第 7 日 (令和2年9月14日 月曜日)	
議事日程	11
本日の会議に付した事件	11
出席議員	11
欠席議員	11
事務局職員出席者	11

出席要求による出席者	1 1
開 議 (午前10時00分)	
○日程第1 一般質問	1 3
1 高倉真弓議員	1 3
市 長	1 3
高倉真弓議員	1 4
市 長	1 4
高倉真弓議員	1 4
市 長	1 5
高倉真弓議員	1 5
市 長	1 6
高倉真弓議員	1 7
市 長	1 7
高倉真弓議員	1 7
市 長	1 8
高倉真弓議員	1 9
2 山上庄一議員	1 9
市 長	1 9
山上庄一議員	2 0
市 長	2 0
山上庄一議員	2 0
市 長	2 0
山上庄一議員	2 1
市 長	2 1
山上庄一議員	2 1
市 長	2 1
山上庄一議員	2 2
市 長	2 2
山上庄一議員	2 2
市 長	2 2
山上庄一議員	2 3
市 長	2 3
山上庄一議員	2 4
市 長	2 4
山上庄一議員	2 4
市 長	2 4
山上庄一議員	2 5

	市 長	2 5
	山上庄一議員	2 6
3	山戸 寛議員	2 6
	市 長	2 7
	山戸 寛議員	2 7
	市 長	2 8
	山戸 寛議員	2 8
	市 長	2 8
	山戸 寛議員	2 8
	市 長	2 9
	山戸 寛議員	2 9
	市 長	2 9
3	山戸 寛議員	2 9
	市 長	3 0
	山戸 寛議員	3 1
	市 長	3 1
	山戸 寛議員	3 1
	市 長	3 2
	山戸 寛議員	3 2
	市 長	3 2
	山戸 寛議員	3 2
	市 長	3 3
	山戸 寛議員	3 3
	市 長	3 3
	山戸 寛議員	3 3
	市 長	3 4
	山戸 寛議員	3 4
	市 長	3 5
	山戸 寛議員	3 5
	市 長	3 5
	山戸 寛議員	3 5
	市 長	3 6
	山戸 寛議員	3 6
	市 長	3 6
	山戸 寛議員	3 7
	市 長	3 7
	山戸 寛議員	3 7

市 長	3 7
山戸 寛議員	3 7
市 長	3 8
山戸 寛議員	3 8
市 長	3 8
山戸 寛議員	3 9
市 長	3 9
山戸 寛議員	3 9
市 長	4 0
山戸 寛議員	4 0
市 長	4 0
山戸 寛議員	4 1
市 長	4 1
山戸 寛議員	4 1
市 長	4 1
山戸 寛議員	4 2
市 長	4 2
山戸 寛議員	4 3
市 長	4 3
山戸 寛議員	4 4
4 松浦英夫議員	4 4
市 長	4 5
松浦英夫議員	4 5
市 長	4 5
松浦英夫議員	4 5
市 長	4 5
松浦英夫議員	4 6
市 長	4 6
松浦英夫議員	4 6
市 長	4 6
松浦英夫議員	4 7
市 長	4 7
松浦英夫議員	4 7
市 長	4 7
松浦英夫議員	4 8
市 長	4 8
松浦英夫議員	4 8

市 長	4 8
松浦英夫議員	4 9
市 長	4 9
松浦英夫議員	4 9
市 長	4 9
松浦英夫議員	4 9
市 長	5 0
松浦英夫議員	5 0
市 長	5 1
松浦英夫議員	5 1
市 長	5 2
松浦英夫議員	5 2
市 長	5 2
松浦英夫議員	5 2
市 長	5 3
松浦英夫議員	5 3
市 長	5 3
松浦英夫議員	5 3
市 長	5 3
松浦英夫議員	5 4
市 長	5 4
松浦英夫議員	5 4
市 長	5 5
松浦英夫議員	5 6
市 長	5 6
松浦英夫議員	5 6
市 長	5 6
松浦英夫議員	5 6
教 育 長	5 7
松浦英夫議員	5 7
教 育 長	5 7
松浦英夫議員	5 7
教 育 長	5 8
松浦英夫議員	5 8
教 育 長	5 8
松浦英夫議員	5 8
教 育 長	5 9

松浦英夫議員	59
教育長	59
松浦英夫議員	59
教育長	60
松浦英夫議員	60
教育長	60
松浦英夫議員	61
教育長	61
松浦英夫議員	61

延 会 (午後3時52分)

----- . . ----- . . -----

第 8 日 (令和2年9月15日 火曜日)

議事日程	63
本日の会議に付した事件	63
出席議員	63
欠席議員	63
事務局職員出席者	63
出席要求による出席者	63

開 議 (午前10時00分)

○日程第1 一般質問	65
1 今城 隆議員	65
市 長	65
今城 隆議員	65
市 長	66
今城 隆議員	66
市 長	66
今城 隆議員	67
市 長	67
今城 隆議員	67
市 長	68
今城 隆議員	68
市 長	68
今城 隆議員	69
市 長	69
今城 隆議員	70
市 長	70
今城 隆議員	70

市 長	7 0
今城 隆議員	7 1
市 長	7 1
今城 隆議員	7 1
市 長	7 2
今城 隆議員	7 2
市 長	7 2
今城 隆議員	7 3
市 長	7 3
今城 隆議員	7 3
市 長	7 4
今城 隆議員	7 4
市 長	7 5
今城 隆議員	7 5
市 長	7 5
今城 隆議員	7 6
市 長	7 6
今城 隆議員	7 6
市 長	7 6
今城 隆議員	7 7
市 長	7 7
今城 隆議員	7 8
教 育 長	7 8
今城 隆議員	7 8
教 育 長	7 8
今城 隆議員	7 9
教 育 長	7 9
今城 隆議員	7 9
教 育 長	8 0
今城 隆議員	8 0
教 育 長	8 0
今城 隆議員	8 1
教 育 長	8 1
今城 隆議員	8 2
2 川村三千代議員	8 2
教 育 長	8 4
川村三千代議員	8 4

	教 育 長	8 4
	川村三千代議員	8 5
	市 長	8 6
	川村三千代議員	8 7
	市 長	8 7
	川村三千代議員	8 7
	市 長	8 9
	川村三千代議員	9 0
	市 長	9 0
	川村三千代議員	9 1
3	川田栄子議員	9 2
	教 育 長	9 2
	川田栄子議員	9 3
	教 育 長	9 3
	川田栄子議員	9 3
	教 育 長	9 3
	川田栄子議員	9 4
	教 育 長	9 4
	川田栄子議員	9 4
	教 育 長	9 4
	川田栄子議員	9 5
	教 育 長	9 5
	川田栄子議員	9 5
	教 育 長	9 5
	川田栄子議員	9 5
	教 育 長	9 5
	川田栄子議員	9 6
	教 育 長	9 6
	川田栄子議員	9 6
	市 長	9 7
	川田栄子議員	9 7
	市 長	9 7
	川田栄子議員	9 8
	市 長	9 8
	川田栄子議員	9 8
	市 長	9 9
	川田栄子議員	9 9

市 長	1 0 0
川田栄子議員	1 0 0
教 育 長	1 0 1
川田栄子議員	1 0 1
教 育 長	1 0 1
川田栄子議員	1 0 1
教 育 長	1 0 2
川田栄子議員	1 0 2
教 育 長	1 0 3
川田栄子議員	1 0 3
教 育 長	1 0 3
川田栄子議員	1 0 3
教 育 長	1 0 4
川田栄子議員	1 0 4
教 育 長	1 0 4
川田栄子議員	1 0 5
教 育 長	1 0 5
川田栄子議員	1 0 5
市 長	1 0 6
川田栄子議員	1 0 7
市 長	1 0 7
川田栄子議員	1 0 8
4 寺田公一議員	1 0 8
市 長	1 0 8
寺田公一議員	1 0 9
市 長	1 0 9
寺田公一議員	1 1 0
市 長	1 1 0
寺田公一議員	1 1 1
市 長	1 1 1
寺田公一議員	1 1 2
教 育 長	1 1 2
寺田公一議員	1 1 3
教 育 長	1 1 3
寺田公一議員	1 1 4
教 育 長	1 1 4
寺田公一議員	1 1 5

教育長	115
寺田公一議員	115
教育長	116
寺田公一議員	116
市長	117
寺田公一議員	117
市長	118
寺田公一議員	119
教育長	119
寺田公一議員	119
教育長	120
寺田公一議員	120
教育長	120
寺田公一議員	121
教育長	121
寺田公一議員	121

延 会 (午後4時04分)

----- . . ----- . . -----

第 9 日 (令和2年9月16日 水曜日)

議事日程	123
本日の会議に付した事件	123
出席議員	123
欠席議員	123
事務局職員出席者	123
出席要求による出席者	123

開 議 (午前10時00分)

○日程第1 一般質問	125
1 岡崎利久議員	125
市長	125
岡崎利久議員	126
市長	126
岡崎利久議員	127
市長	127
岡崎利久議員	128
市長	128
岡崎利久議員	128
市長	129

岡崎利久議員	1 2 9
市 長	1 2 9
岡崎利久議員	1 3 0
市 長	1 3 0
岡崎利久議員	1 3 1
市 長	1 3 1
岡崎利久議員	1 3 2
市 長	1 3 2
岡崎利久議員	1 3 3
市 長	1 3 3
岡崎利久議員	1 3 4
市 長	1 3 4
岡崎利久議員	1 3 4
市 長	1 3 5
岡崎利久議員	1 3 6
教 育 長	1 3 6
岡崎利久議員	1 3 6
市 長	1 3 7
教 育 長	1 3 7
岡崎利久議員	1 3 7
教 育 長	1 3 7
岡崎利久議員	1 3 8
教 育 長	1 3 8
岡崎利久議員	1 3 8
教 育 長	1 3 8
岡崎利久議員	1 3 8
教 育 長	1 3 8
岡崎利久議員	1 3 8
教 育 長	1 3 9
岡崎利久議員	1 3 9
教 育 長	1 3 9
岡崎利久議員	1 3 9
教 育 長	1 3 9
岡崎利久議員	1 3 9
教 育 長	1 3 9
岡崎利久議員	1 3 9
教 育 長	1 4 0

岡崎利久議員	1 4 0
教育長	1 4 0
岡崎利久議員	1 4 0
教育長	1 4 0
岡崎利久議員	1 4 0
教育長	1 4 1
岡崎利久議員	1 4 1
教育長	1 4 1
岡崎利久議員	1 4 1
教育長	1 4 1
岡崎利久議員	1 4 2
教育長	1 4 2
岡崎利久議員	1 4 2
教育長	1 4 2
岡崎利久議員	1 4 3
教育長	1 4 3
岡崎利久議員	1 4 3
教育長	1 4 3
岡崎利久議員	1 4 3
教育長	1 4 3
○日程第 2 議案第 1 号から議案第 4 7 号まで	1 4 4
質疑	1 4 4
1 川村三千代議員	1 4 4
企画課長	1 4 4
川村三千代議員	1 4 4
企画課長	1 4 5
川村三千代議員	1 4 5
商工観光課長	1 4 5
川村三千代議員	1 4 6
教育次長兼学校教育課長	1 4 6
川村三千代議員	1 4 7
教育次長兼学校教育課長	1 4 7
川村三千代議員	1 4 7
生涯学習課長兼宿毛文教センター所長	1 4 8
川村三千代議員	1 4 8
生涯学習課長兼宿毛文教センター所長	1 4 8
川村三千代議員	1 4 8
生涯学習課長兼宿毛文教センター所長	1 4 8

	川村三千代議員	1 4 8
2	三木健正議員	1 4 8
	市民課長	1 4 9
	三木健正議員	1 5 0
	市民課長	1 5 0
	三木健正議員	1 5 0
3	松浦英夫議員	1 5 0
	危機管理課長	1 5 0
	松浦英夫議員	1 5 1
	危機管理課長	1 5 1
	松浦英夫議員	1 5 1
	都市建設課長	1 5 1
	松浦英夫議員	1 5 2
	都市建設課長	1 5 2
	松浦英夫議員	1 5 2
	市民課長	1 5 3
	松浦英夫議員	1 5 3
	市民課長	1 5 3
	松浦英夫議員	1 5 3
	産業振興課長	1 5 3
	松浦英夫議員	1 5 4
	産業振興課長	1 5 4
	松浦英夫議員	1 5 4
	都市建設課長	1 5 4
	松浦英夫議員	1 5 4
	生涯学習課長兼宿毛文教センター所長	1 5 5
	松浦英夫議員	1 5 5
	散 会 (午後 0 時 3 1 分)	
	議案付託表	1 5 7

----- . . ----- . . -----

第 1 0 日 (令和 2 年 9 月 1 7 日 木曜日)	休会
----- . . ----- . . -----	
第 1 1 日 (令和 2 年 9 月 1 8 日 金曜日)	休会
----- . . ----- . . -----	
第 1 2 日 (令和 2 年 9 月 1 9 日 土曜日)	休会
----- . . ----- . . -----	
第 1 3 日 (令和 2 年 9 月 2 0 日 日曜日)	休会

----- . . ----- . . -----
第14日（令和2年9月21日 月曜日） 休会

----- . . ----- . . -----
第15日（令和2年9月22日 火曜日） 休会

----- . . ----- . . -----
第16日（令和2年9月23日 水曜日） 休会

----- . . ----- . . -----
第17日（令和2年9月24日 木曜日） 休会

----- . . ----- . . -----
第18日（令和2年9月25日 金曜日）

議事日程	159
本日の会議に付した事件	159
出席議員	159
欠席議員	159
事務局職員出席者	159
出席要求による出席者	160
開 議（午前10時00分）	
○日程第1 議案第1号から議案第47号まで	161
（議案第1号）	
討論・表決	161
（議案第15号から議案第47号まで）	
委員長報告	
予算決算常任委員長	161
総務文教常任委員長	164
産業厚生常任委員長	165
質疑・討論・表決	166
（議案第2号から議案第14号まで）	
継続審査	166
○日程第2 陳情第9号及び陳情第10号	166
委員長報告	
総務文教常任委員長	166
質疑	167
（陳情第9号）	
討論・表決	167
（陳情第10号）	
討論・表決	167
○日程第3 委員会調査について	168

継続調査	168
○日程第4 意見書案第1号及び意見書案第2号	168
（提案理由の説明）	
今城 隆議員	168
山戸 寛議員	169
質疑	169
委員会付託省略	
討論・表決	169
（閉会挨拶）	
市 長	170
閉 会（午前10時52分）	
委員会審査報告書	172
陳情審査報告書	175
閉会中の継続審査申出書	176
閉会中の継続調査申出書	177
附帯決議案	180
意見書案第1号	182
意見書案第2号	184

----- ● ● -----
付 録

一般質問通告表	付－ 1
議決結果一覧表	付－ 7
議 案	付－ 7
陳 情	付－ 10

令和2年
第3回宿毛市議会定例会会議録第1号

1 議事日程

第1日（令和2年9月8日 火曜日）

午前10時 開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

○ 諸般の報告

第3 議案第1号から議案第47号まで

議案第 1号 専決処分した事件の承認について

議案第 2号 令和元年度宿毛市一般会計歳入歳出決算認定について

議案第 3号 令和元年度宿毛市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第 4号 令和元年度宿毛市へき地診療事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第 5号 令和元年度宿毛市定期船事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第 6号 令和元年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算認定について

議案第 7号 令和元年度宿毛市学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第 8号 令和元年度宿毛市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第 9号 令和元年度宿毛市国民宿舎運営事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第10号 令和元年度幡多西部介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定について

議案第11号 令和元年度宿毛市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第12号 令和元年度宿毛市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第13号 令和元年度宿毛市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

議案第14号 令和元年度宿毛市水道事業会計の利益処分及び決算認定について

議案第15号 令和2年度宿毛市一般会計補正予算について

議案第16号 令和2年度宿毛市国民健康保険事業特別会計補正予算について

議案第17号 令和2年度宿毛市へき地診療事業特別会計補正予算について

議案第18号 令和2年度宿毛市定期船事業特別会計補正予算について

- 議案第19号 令和2年度宿毛市学校給食事業特別会計補正予算について
- 議案第20号 令和2年度宿毛市下水道事業特別会計補正予算について
- 議案第21号 令和2年度宿毛市国民宿舎運営事業特別会計補正予算について
- 議案第22号 令和2年度宿毛市介護保険事業特別会計補正予算について
- 議案第23号 令和2年度宿毛市後期高齢者医療特別会計補正予算について
- 議案第24号 令和2年度宿毛市水道事業会計補正予算について
- 議案第25号 宿毛市印鑑条例の一部を改正する条例について
- 議案第26号 宿毛市税条例の一部を改正する条例について
- 議案第27号 宿毛市立公民館設置条例の一部を改正する条例について
- 議案第28号 宿毛市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第29号 宿毛市家庭的保育事業等の設置及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第30号 土佐清水市との定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更することについて
- 議案第31号 大月町との定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更することについて
- 議案第32号 三原村との定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更することについて
- 議案第33号 黒潮町との定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更することについて
- 議案第34号 工事請負契約の変更について
- 議案第35号 市道路線の認定について
- 議案第36号 市道路線の認定について
- 議案第37号 市道路線の認定について
- 議案第38号 市道路線の認定について
- 議案第39号 市道路線の認定について
- 議案第40号 市道路線の認定について
- 議案第41号 市道路線の認定について
- 議案第42号 市道路線の認定について
- 議案第43号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 議案第44号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 議案第45号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 議案第46号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 議案第47号 令和2年度宿毛市一般会計補正予算について

----- . . ----- . . -----

2 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第1号から議案第47号まで

----- . . ----- . . -----

3 出席議員（13名）

1番	今 城	隆 君	2番	堀	景 君
3番	三 木	健 正 君	4番	川 田	栄 子 君
5番	川 村	三千代 君	7番	高 倉	真 弓 君
8番	山 上	庄 一 君	9番	山 戸	寛 君
10番	岡 崎	利 久 君	11番	野々下	昌 文 君
12番	松 浦	英 夫 君	13番	寺 田	公 一 君
14番	濱 田	陸 紀 君			

----- . . ----- . . -----

4 欠席議員

な し

----- . . ----- . . -----

5 事務局職員出席者

事務局 長	朝比奈 淳 司 君
次長兼庶務係長 兼調査係長	奈 良 和 美 君
議事係 長	宮 本 誉 子 君

----- . . ----- . . -----

6 出席要求による出席者

市 長	中 平 富 宏 君
副 市 長	岩 本 昌 彦 君
企 画 課 長	黒 田 厚 君
総 務 課 長	桑 原 一 君
危機管理課長	岩 本 敬 二 君
市 民 課 長	沢 田 美 保 君
税 務 課 長	山 岡 敏 樹 君
会計管理者兼 会 計 課 長	佐 藤 恵 介 君
健康推進課長	松 田 まなみ 君
長寿政策課長	中 山 佳 久 君
環 境 課 長	山 戸 達 朗 君
人権推進課長	谷 本 裕 子 君
産業振興課長	谷 本 和 哉 君
商工観光課長	上 村 秀 生 君

土木課長	川田和徳君
都市建設課長	小島裕史君
福祉事務所長	河原志加子君
水道課長	川島義之君
教育長	出口君男君
教育次長兼 学校教育課長	和田克哉君
生涯学習課長 兼宿毛文教 センター所長	岡本武君
学校給食 センター所長	平井建一君
農業委員会 事務局長心得	小松憲司君
選挙管理委員会 事務局長	児島厚臣君

----- . . . -----

午前10時00分 開会

○議長（野々下昌文君） これより令和2年第3回宿毛市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において松浦英夫君及び寺田公一君を指名いたします。

日程第2「会期の決定」を議題といたします。

この際、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長。

○議会運営委員長（寺田公一君） 議会運営委員長。

ただいま議題となっております今期定例会の会期につきましては、議長の要請により、去る9月4日、議会運営委員会を開きまして、今期定例会に提案予定の案件等を勘案の上、慎重に審査した結果、本日から9月25日までの18日間とすることに、全会一致をもって決定いたしました。

以上、報告をいたします。

○議長（野々下昌文君） お諮りいたします。

今期定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日から9月25日までの18日間といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（野々下昌文君） 御異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日から9月25日までの18日間と決定いたしました。

この際「諸般の報告」をいたします。

本日までに陳情2件を受理いたしました。

よって、お手元に配付しております陳情文書表のとおり、所管の常任委員会へ付託いたしま

す。

会議規則第62条第2項の規定により、一般質問の通告の期限を本日午後3時と定めますので、質問者は期間内にその要旨を文書で通告してください。

なお、閉会中の議員派遣及び事務的な報告につきましても、お手元に配付いたしました文書のとおりでありますので、これにより御了承願います。

市長から報告事項がありますので、発言を許します。

市長。

○市長（中平富宏君） 皆様、おはようございます。

本日は、令和2年第3回宿毛市議会定例会に御参集いただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、報告事項につきまして、御説明申し上げます。

報告第1号及び第2号は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく、健全化判断比率及び、資金不足比率についての報告でございます。

この報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項により、財政状況を見極める4つの健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率を明らかにし、監査委員の意見を添えて議会に報告することが義務づけられているものです。

お手元の報告書にありますように、健全化判断比率のうち、実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、赤字になっておりませんので、数値は出ておりません。

また、実質公債費比率は、昨年度、13.3%より0.3%減少し、13%で、早期健全化基準の25%を下回っています。

将来負担比率につきましては、昨年度、63.

7%より1.4%減少し、62.3%で、早期健全化基準の350%を下回っています。

次に、公営企業の資金不足比率につきましては、水道事業会計、定期船事業特別会計、下水道事業特別会計、国民宿舎運営事業特別会計、土地区画整理事業特別会計の5会計とも資金不足はありませんので、数値は出ておりません。

このように、数値はおおむね堅調な状況ではありますが、本市は庁舎建設事業や、宿毛小中学校整備事業、南海トラフ地震対策や、公共施設の老朽化対策等、大規模な事業が今後も控えておりますので、健全化判断比率等に留意しつつ、事業の優先順位等も考慮しながら、有利な補助金や起債を利用して、引き続き、効率的で効果的な行財政運営を推進していく所存であります。

議員の皆様方には、今後ともより一層の御支援、御協力を賜りますようお願いを申し上げます。報告事項の説明とさせていただきます。

○議長（野々下昌文君） 以上で諸般の報告を終わります。

日程第3「議案第1号から議案第47号まで」の47議案を一括議題といたします。

この際、提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（中平富宏君） 御提案申しあげました議案につき、提案理由の説明をさせていただきます。

議案第1号は工事請負契約の変更について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行ったものの承認を求める議案でございます。

議案第2号から第14号までの13議案は、令和元年度宿毛市一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計の決算認定をお願いするものです。各会計の決算書とともに、監査委員の審査意見書を添えて提出していますので、説明は省略をさせていただきます。

議案第15号は、令和2年度宿毛市一般会計補正予算でございます。総額で34億7,450万4,000円を追加しようとするものです。

歳入で増額する主なものは、地方交付税1億1,881万8,000円。国庫補助金5億6,740万8,000円。寄附金1億170万円。繰越金1億9,048万1,000円。市債28億5,664万2,000円となっております。

一方、歳出で増額する主なものは、総務費で、ふるさと納税関連経費として総額で1億5,441万8,000円を計上しております。

同じく総務費で、庁舎建設費として26億6,701万6,000円を計上しております。

内容といたしましては、新庁舎の建設工事費を計上しようとするものです。

また、新型コロナウイルス対策費として1億8,386万5,000円を計上しております。この主な内容としましては、非接触型行政手続の基盤となるマイナンバーカードを普及させるため、カード取得者に対し、1人1万円の地域振興券を配布しようとするものです。

議案第16号から第24号までの9議案は、令和2年度各特別会計の補正予算でございます。

主な内容としましては、人件費の補正をしようとするものです。

議案第25号は、「宿毛市印鑑条例の一部を改正する条例について」でございます。

内容につきましては、マイナンバーカードを活用してコンビニエンスストア等で印鑑登録証明書の申請及び交付ができるよう、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第26号は、「宿毛市税条例の一部を改正する条例について」でございます。

内容につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が、令和2年3月31日及び令和2年4月30日に公布されたことに伴い、本条例

の一部を改正しようとするものです。

議案第27号は、「宿毛市立公民館設置条例の一部を改正する条例について」でございます。

内容につきましては、片島公民館を解体撤去することに伴い、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第28号は、「宿毛市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」でございます。

内容につきましては、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令が施行されたことに伴い、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第29号は、「宿毛市家庭的保育事業等の設置及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」でございます。

内容につきましては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が施行されたことに伴い、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第30号から第33号までの4議案は、土佐清水市、大月町、三原村、黒潮町の4市町村との間で個々に締結した、定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更することについて、議会の議決すべき事件に関する条例第2条第2号の規定により、議会の議決を求めるものです。

議案第34号は、「工事請負契約の変更について」でございます。

内容につきましては、令和元年7月3日の議会議決を受け、山本・金村・仲上特定建設工事共同企業体と契約締結しました小深浦高台造成工事につきまして、工事内容に変更が生じたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第35号から第42号までの8議案は、

「市道路線の認定について」でございます。

内容につきましては、市道戸内中山線、芳奈線、中山押ノ川線、押ノ川和田線、和田線、高台1号線、高台2号線、高台3号線の8路線について、道路法第8条第2項の規定に基づき、道路の路線を認定することについて、議会の議決を求めるものでございます。

議案第43号から第46号までの4議案は、いずれも「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について」でございます。

内容につきましては、沖の島辺地、北部辺地、西部辺地、南部辺地における公共的施設の整備を実施するに当たり、辺地対策事業債の申請を行うには本計画を策定する必要があるため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、議会の議決を求めるものです。

議案第47号は、令和2年度宿毛市一般会計補正予算でございます。

総額で2,000万円を追加しようとするもので、その内容につきましては、8月4日の臨時議会で議決いただきました、宿毛市中小企業新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金でございますが、事業者からの申請が殺到して早々に予算不足が生じ、補助金の拡充を求める声が上がっておりますので、市内事業者の新型コロナウイルス感染症防止対策を引き続き支援するため、2,000万円の増額補正をしようとするものです。

以上が、御提案申し上げました議案の内容でございます。

よろしく御審議の上、適切な御決定をいただきますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（野々下昌文君） これにて、提案理由の説明は終わりました。

お諮りいたします。

議事の都合により、9月9日から9月11日まで休会いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(野々下昌文君) 御異議なしと認めます。

よって、9月9日から9月11日まで休会することに決しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

9月9日から9月13日までの5日間休会し、9月14日午前10時より再開いたします。

本日は、これにて散会いたします。

午前10時16分 散会

陳 情 文 書 表

令和2年第3回定例会

受理番号	受理年月日	件 名	提 出 者	付託委員会
第 9 号	令和 2. 9. 3	「国の『持続化給付金』等や地方自治体の『給付金・支援金』等に対して課税されない仕組みの構築を求める」意見書決議のお願い	中村民主商工会 会長 船口千代松	総務文教
第10号	令和 2. 9. 3	公立学校教職員の長時間労働の解消を進めるよう県への意見書提出を求める陳情	宿毛市 土田 章雄	総務文教

上記のとおり付託いたします。

令和2年9月8日

宿毛市議会議長 野々下 昌 文

令和2年
第3回宿毛市議会定例会会議録第2号

1 議事日程

第7日（令和2年9月14日 月曜日）

午前10時 開議

第1 一般質問

----- . . . -----

2 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

----- . . . -----

3 出席議員（13名）

1番 今 城 隆 君	2番 堀 景 君
3番 三 木 健 正 君	4番 川 田 栄 子 君
5番 川 村 三千代 君	7番 高 倉 真 弓 君
8番 山 上 庄 一 君	9番 山 戸 寛 君
10番 岡 崎 利 久 君	11番 野々下 昌 文 君
12番 松 浦 英 夫 君	13番 寺 田 公 一 君
14番 濱 田 陸 紀 君	

----- . . . -----

4 欠席議員

な し

----- . . . -----

5 事務局職員出席者

事務局 長 朝比奈 淳 司 君
次長兼庶務係長 奈良 和 美 君
兼調査係長
議事係長 宮 本 誉 子 君

----- . . . -----

6 出席要求による出席者

市 長	中 平 富 宏 君
副 市 長	岩 本 昌 彦 君
企 画 課 長	黒 田 厚 君
総 務 課 長	桑 原 一 君
危機管理課長	岩 本 敬 二 君
市 民 課 長	沢 田 美 保 君
税 務 課 長	山 岡 敏 樹 君

会計管理者兼 会計課長	佐藤 恵介 君
健康推進課長	松田 まなみ 君
長寿政策課長	中山 佳久 君
環境課長	山戸 達朗 君
人権推進課長	谷本 裕子 君
産業振興課長	谷本 和哉 君
商工観光課長	上村 秀生 君
土木課長	川田 和徳 君
都市建設課長	小島 裕史 君
福祉事務所長	河原 志加子 君
水道課長	川島 義之 君
教育長	出口 君男 君
教育次長兼 学校教育課長 生涯学習課長	和田 克哉 君
兼 宿毛文教 センター所長	岡本 武 君
学校給食 センター所長	平井 建一 君
農業委員会 事務局長心得	小松 憲司 君
選挙管理委員会 事務局長	児島 厚臣 君

----- . . . ----- . . . -----

午前10時00分 開議

○議長（野々下昌文君） これより本日の会議を開きます。

日程第1「一般質問」を行います。

順次発言を許します。

7番高倉真弓君。

○7番（高倉真弓君） おはようございます。

7番、高倉でございます。

新型コロナや、自然災害に遭われ、お辛い状況にいらっしゃる皆様方に、心よりお見舞いを申し上げます。

一般質問をいたします。

今回は、2項目、5点についてお伺いします。よろしくお願ひします。

1項目め、高速道路についてをお伺いします。

よい道をお造りいただきまして、ありがとうございます。御関係の皆様方に、感謝申し上げます。

開通いたしました当日の5時過ぎです。四万十方面に乗り入れますと、私の前後には、遠くに1台、後続車はございませんでしたが、対向車線、宿毛方面には2つ目のトンネル、寺山トンネルの前まで、延々車でつながっておいりました。いかに皆様方が待ちわびていたかが伺えます。

翌日の朝、通勤時間帯に新宿毛大橋まで混雑していたとの声も聞こえてまいりました。

1点目の質問でございます。

中村宿毛道路開通後の現状について、お伺いします。

通勤時間帯の混雑、また騒音など、問題点はないかをお伺いいたします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） おはようございます。

本日から一般質問ということでございます。しっかりと答弁してまいりますので、どうかよろ

しくお願ひをいたします。

まず、高倉議員からの質問でございます。お答えをさせていただきたいと思ひます。

一般国道56号、中村宿毛道路は、四国8の字ネットワークの一部でございまして、四国横断自動車道と接続をし、つながるということでございます。

高知県西部の広域交流の促進及び地域の活性化、そして四万十市から宿毛市間の円滑な交通確保と道路冠水等による通行止めの回避、災害時の緊急輸送路の確保を目的といたしました国土交通省所管の高規格幹線道路でございます。

当該道路のうち、未開通区間でありました平田インターチェンジから宿毛和田インターチェンジ、約7.6キロメートルでございますが、これが今年7月5日に開通をし、中村宿毛道路全線が開通となったところでございます。

国土交通省による開通1週間後の交通状況の調査結果によると、平田インターチェンジから宿毛和田インターチェンジ間、及び並行する国道56号の合計の交通量は、1日当たり約1万5,000台で、その約5割に当たる7,400台が中村宿毛道路を利用しているということでございます。

また、国道56号平田交差点の通勤時間帯の交通量は、開通前と比較し、最大約5割減少し、最大70メートルほどあった渋滞長は解消されまして、宿毛市街地方面から高知西南中核工業団地方面への右折がスムーズに行えるようになっております。

一方、新しく信号交差点のできた国道56号、宿毛和田インターチェンジ交差点では、開通当初に通勤時間帯において滞留が発生しておりましたが、高知県警により、信号サイクルタイムの調整を行ったことで、滞留が緩和されているところでございます。

要するに、信号の変わるタイミングを調整を

していただいたということでございます。

また、騒音についての個別の問合せはありませんが、宿毛市斎場付近に目隠し柵が設置されていなかったため、国土交通省と協議を行いまして、年内完成を目指して設置すると、そのように聞いているところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 7番高倉真弓君。

○7番（高倉真弓君） 7番、一つずつ改善対処されていることに、了解いたしました。

2点目に、今後の延伸状況についてをお伺いいたします。

ルート設定、展望、時間軸を含め、お伺いいたします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

宿毛和田インターチェンジから愛南町側への延伸となる四国横断自動車道、宿毛内海でございますが、これは四国8の字ネットワークを構成する幹線道路であるとともに、四国西南地域の基幹産業の振興ですね。そして、地域の自然や歴史的資源を生かした観光の振興、さらには、救急医療の体制強化、また災害時の避難、救援の活動強化となる重要な道路でございます。

当該区間は、地域の皆様方に御協力をいただきながら、平成28年度から平成30年度に計画段階評価を行いまして、市街地との連絡性を優先するバイパス案のルート帯と、宿毛新港周辺のインターチェンジ配置案が示されているところでございます。

現在は、都市計画環境アセスメントを進めるための調査を実施中でありまして、事業着手時期や、開通までのスケジュールは示されておられません。今後引き続き、調査に協力するとともに、早期事業化が図られますよう、国に要望をしてまいります。

常に国のほうとは連絡を密にして、協議を進めさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 7番高倉真弓君。

○7番（高倉真弓君） 7番。あえて時間軸をお伺いしましたのには、片坂や中村宿毛道路に要した時間、期間では、私の存在ですらあやうく、また南海津波対策についても、緊急であるとの思いから、市長に対しましては、これまでと同じく、いえ、それ以上の情熱を持って取り組まれますことを期待いたします。

次に、通過点にならないための対策について、お伺いいたします。

和田の信号に止まりましたときに、目検討ではありますが、東西の車の台数を数えるのが習慣になりました。約4割から5割というふうに、自分では思いました。

先ほどのお答えの中で、やはり、大体その数字は合っているなというふうに承知いたしました。

時間帯や営業、自家用車と、そうしたものを無視し、本当に乱暴な言い方ですが、単純に四万十市を目指すと考えますと、スーパーやレストラン、食堂もある東部の地区は素通りになります。

高速道路の延伸は、先ほど市長もおっしゃいましたように、移動時間帯の短縮や、交通機能の向上を通じて、沿線地域の産業の活性化や、今後、発生が予想されます南海トラフ地震による災害時発生の際の復旧作業や、緊急輸送路としての機能に期待できると思います。

しかしながら、その反面、延伸・便利イコール、宿毛市が経路上の単なる追加点となる可能性も考えられます。

3点目に、通過点にならないための対策について、市長のお考えをお伺いいたします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

私も全く同じ思いでして、高速道路が早くついでいただきたい、そういった思いで、市長就任以後、活動をさせていただいております。

いろいろな自分のコネクションであるとか、時には国土交通省だけでなく、財務省を訪れたりとか、そして当然、地元の選出国會議員の皆様方、そしてこの近隣の市町村長と足並みをそろえて、ただいま要望活動を進めさせていただいているところでございます。

何分、交通量の少ない、そういった道路になるろうかと思しますので、この四国西南エリアの災害の、防災のそういった観点から、また重要港湾でもある宿毛の湾港を、新港を生かした形で何とかならないか。

また、九州へのアクセスルートとしてのそういった可能性はないか、いろんな方面で、いろいろな方々に御協力をいただきながら、現在、進めているところでございます。

しっかりと、これからも進めてまいります。

それでは、お答えをさせていただきます。

高規格道路の整備によりまして、沿線地域が単なる通過区間となってしまうとの、そういった懸念は将来的に宿毛内海間が開通すると、ますます大きくなってくると、私も認識をしているところでございます。

しかしながら、そうした懸念がある一方で、高規格道路が延伸されるということは、遠方から宿毛市へ来る方にとっては、より早く訪れやすくなるということでもあります。

宿毛市には、だるま夕日や篠山、出井甌穴などの観光スポットがありまして、そして四国霊場88か所の39番札所であります延光寺には、毎年多くの方が参拝されているところでございまして、また宿毛市総合運動公園には、大会や合宿などで多くの方が訪れていますが、市内で

の経済活動へ波及させる情報発信がまだまだ不十分だと、そのようにも感じているところでございます。

このような状況の中、新たな拠点といたしまして、まちの駅・林邸の活用や、そしてサニーサイドパークのリニューアルなどを進めているところでございまして、それに加えて、新たな道の駅の構想につきましても、特産品の販売や観光などの情報発信の機能を持った施設整備を検討していきたいと、そのように考えているところでございます。

今後は、四国8の字ルート完成に向け、さらに取り組んでいくとともに、観光資源の魅力を積極的に情報発信をいたしまして、四国西南地域の市町村や、各観光施設等とも連携をいたしまして、通過点ではなく、目的地として、宿毛に来るためにそういった高速道路で使っていただきますように、誘客促進に取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

やはり、デメリットの部分もあるかとは思いますが、そういった部分を逆にうまく利用して、そういったものを克服していきたい、そのように思っています。

そのためには、宿毛に来ようという目的を持って来てもらえる、そんな方々を増やす。そして、通過するときには、必ず宿毛に寄らないと、下りないと損をするような、そんな意識を持ってもらえるような、そんなまちづくりに取り組んでまいりたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 7番高倉真弓君。

○7番（高倉真弓君） 7番、市長の今のお言葉を聞いて、本当安心しました。

より早く訪れる目的地として、今からも発展していけるように、ぜひよろしくお願ひします。

今からの対策を期待いたします。

2項目めにまいります。

新型コロナにおける健康対策についてをお伺いいたします。

日本赤十字社においては、新型コロナウイルスの3つの顔を知ろうと言っています。

第1は、感染症という病気であること。

第2は、見えないウイルス、治療法が確定しないための不安とおそれ。

第3は、見えない不安から嫌悪、偏見、差別です。

このことにより、人と人との信頼関係や、社会のつながりが壊されてしまうと伝えています。

1点目に、市民の心のケアについて、お尋ねいたします。

うわさ、憶測は恐ろしいもので、真実か否か分からない状況が独り歩きをすることがあります。つらい思いや不安を抱えている方に対しての把握状況と対策について、これまでの相談件数と、どのような対策を行ってこられたのかをお伺いします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

まず、お答えをする前に、不確実な、うそとまでは言いませんが、しっかりと、根拠がない、そういったお話をされるとということについては、そういったことを発言されている方々が、しっかりと自分で責任を取っていただきたい、そのように強く思うところでございます。

それでは、お答えをさせていただきます。

新型コロナウイルスによる感染症は、感染リスクへの心配を初め、人々の生活に影響を及ぼし、心配事や不安を与えているところでございます。議員のおっしゃるとおりでございます。

感染予防対策や、長引く自粛生活、そして経済的困難などで、多くの人がストレスや疲れを

感じておられることと思います。

また、この感染症は、人と人が触れ合う機会も失わせていることで、様々な悩みを一人で抱え込むなどの、そういった状況が考えられるところでございます。

本市の新型コロナウイルス感染症の、健康に関するホットラインに寄せられ相談件数は、令和2年3月から現在までに244件となっております。

そのうち、新型コロナウイルス感染症に関する不安等の相談は、88件となっております。

内容といたしましては、発熱をしており、コロナウイルスに罹患したのではないか。買物したものにコロナウイルスが付着していないか、また自分が感染し、人にうつしたらどうしよう、心配で外に出ることができない。さらには、近所の人と数分話したが、感染していないかなど、多岐にわたる相談がございました。

このような個別の相談に対しましては、少しでも不安の解消になるように、具体的な感染対策の方法をお伝えするなどの対応を行ってまいりました。

また、広報では、心の健康相談窓口のお知らせや、6月号では、子供の心への対応、大人のセルフケアとしまして、子供のストレス反応と対応方法や、大人の心のセルフケアについて、周知をいたしたところでございます。

市民の心のケアにつきましては、今後も国や県と連携を図りながら、新型コロナウイルスに関する正しい情報の周知に努め、市民に最も近い行政機関として、身近な相談窓口となり、市民の不安の解消に努めてまいりたい、そのように考えているところでございます。

現在、いろんな方法で情報というものが手に入る、そういった時代でございます。情報全てが正しいわけではございません。そういった中で、どの情報を信じて、どのように行動してい

くのか、またどのように考えたらいいか、非常に難しい時代にはなっておりますが、行政として、できる限りのことをしっかりとやっていきたい、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 7番高倉真弓君。

○7番（高倉真弓君） 了解いたしました。

広報などの周知、とても心強く思いますので、今後ともしっかりとお願いしたいと思っております。

日本赤十字社では、市長が先ほどおっしゃったように、せきエチケットを守り、振り回されないために、気づく力、聞く力、確かな情報を得ること、この事態に対応して下さっている全ての方々に、ねぎらいと敬意を、そして自分の立場でできることを行い、皆が一つになって負のスパイラルを断ち切ろうと言っていますことをお伝えいたします。

2点目に、現在のがん検診、特定健診についてお伺いします。

例年と比較して、受診状況に変化があるのかをお伺いいたします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

まず、現在、実施しています各種がん検診及び特定健診について、御説明をさせていただきたいというふうに思います。

現在、実施しています各種がん検診は、生活習慣病対策の一環として、がんについて正しい知識の普及啓発を図るとともに、早期発見、早期治療をすることにより、死亡の減少を図ることを目的に実施しているところでございます。

国の示すがん検診実施指針に基づきまして、胃がん検診、肺がん検診、大腸がん検診、乳がん検診、子宮頸がん検診の5つのがん検診を実施しております。

特定健診につきましては、40歳以上の国民

健康保険被保険者を対象に、メタボリックシンドロームに着目し、生活習慣病、高血圧、高血糖、脂質異常を早期発見し、生活習慣の改善を目的に実施をしているところでございます。

御質問の各種がん検診、特定健診の昨年度と比較しました受診状況でございますが、肺がん検診の受診者数につきましては、微増となっており、その他の検診は全て減少をしている、そういった状況でございます。

特に胃がん検診では、47人の減少、特定健診では82人の減少となっております、大きく減っているところでございます。

受診者数が減少した要因といたしましては、新型コロナウイルス感染拡大によりまして、4月、5月の集団健診を延期したことや、そして広いスペースを確保するため、健診会場の変更があったことによりまして、会場がほかの場所になってしまった、そういうことによりまして、市民の皆様御自身の予定が変わってしまいまして、受診の機会を逃してしまった方や、新型コロナウイルスの感染リスクを考え、受診を控える方がいたことが考えられるのではないかとこのように思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 7番高倉真弓君。

○7番（高倉真弓君） 7番、再質問いたします。

今回、健診のことを問題にしましたのは、非常に恐縮です、私ごとになりますが、毎年9月をめぐりに、特定健診を受けておりました。2年前は、自身の議員生命がかかったと言っても過言ではない決断事項、庁舎高台移転問題があり、その後、尾を引いていたことがありまして、心が沈むような状況から受診しませんでした。

昨年受けましたところ、要精密検査で、胃潰瘍の後の状態が悪く、血液のがん1期であると診断されました。

いろいろな検査の末、投薬1週間で落ち着き、大丈夫です、今後は定期的に診察を、ということになりました。

がんと聞いて、まず仕事で人中に行きますが、大丈夫ですかと尋ねました。ドクターは、大丈夫です、そういうものではありません。そのとき、9月でしたので、コロナの話などは、まだ出ていなかったときなんです、瞬間に、頭の中で、いや、困った。どうしよう、うつたりうつしたりということがあったら、仕事にも行けんようになって、本当に、ちょっと短い間だけ、非常にパニックになりました。

ですから、今のコロナの状況を、ちょっと早く、味わいたくなかったのに味わってしまって、すごい不安と恐怖にかられたことを思います。

大丈夫です、と言われていたドクターは、また血液のがんには白血病とかありますと、いろいろな御説明をいただきました。

頭をよぎったのは、若い水泳選手のことでした。そして、映画の「愛と死をみつめて」です。古いですね。前にいらっしゃる若い執行部の皆様方は、よほどの博識がなかったら、今の「愛と死をみつめて」と言っただけでは、ちょっとぴんとこないと思います。半面、議員席の大半の方は、うなずいていただけるかと思えます。

こんなふうに言えますのも、胃潰瘍になったことも、自分の治癒力で治そうとしたことも、自分では全然分からなかったんです。

特定健診による早期発見、早期治療のおかげで、今、ここにこうしていることができます。

改めて再質問いたします。

感染対策をと言いながら、受診率を下げないように、市民に受診機会を提供することは、大変難しいことと存じます。どのような対策をお考えか、お伺いいたします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただ

きます。

健康というのは非常に大切だと思います。本人にとりましても、御家族の皆さんにとりましても、何よりも大切なものだというふうに感じるところでもございますし、また、行政を預かるものとしても、市民の方々が健康でないと、いろいろな面において、行政に対しても、またほかの健康な市民に対しても、負荷がかかると思いますか、そういったものでもございます。

そういった形の中で、市民の方々が健康になるような取組を、これからもしっかりと続けていきたいというふうに思います。

ぜひ、運動のほうもしていただいて、ますます元気になってもらいたいというふうに考えているところでございます。

それでは、お答えをさせていただきます。

宿毛文教センターや宿毛市総合運動公園で実施をしております集団健診につきましては、今年度は残すところ3回となっております。皆さんに安心して受診していただくために、会場内の椅子の間隔を空けまして、受診者と職員の間には、飛沫感染防止用アクリル板の設置を行うとともに、机や椅子を小まめに消毒しているところでございます。

また、受診者が会場内で密集状態にならないよう、個別に受付時間を指定いたしまして、案内をし、会場内の人数を制限するとともに、入室前には検温、マスクの着用、手指消毒の実施をお願いをしています。

受診者にも、感染防止対策に協力していただくため、受診の案内文書をお送りする際に、受診に当たっての感染防止対策についてのお知らせを同封をし、事前に周知も図っているところでございます。

受診率を下げない取組といたしましては、胃がん検診の内視鏡検査、乳がん検診、子宮頸がん検診は、4月1日から1月31日までの期間

に、指定された医療機関で個別に受診することができますし、特定健診につきましても、1年を通じまして、指定された医療機関で個別に受診することができますので、今後は、未受診者に対しまして、訪問や通知等で、積極的に受診勧奨を行ってまいります。

また、宿毛市の特定健診は、無料で受診することができますが、集団健診として実施している各種がん検診の自己負担額も200円から600円までの設定となっておりますので、比較的受診しやすい、そういった環境を提供できていると、そのように思っているところでもございます。

市民の皆様に対しましては、自分の健康は自分で守るため、定期的な健診受診をお願いするとともに、今後も皆さんが安心して、健診・受診ができますよう、感染防止対策にもしっかりと、市としても取り組んでまいりたい、そのように考えているところでございます。

ぜひ安心して受診をしていただきたい、そのように思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 7番高倉真弓君。

○7番（高倉真弓君） 7番、命を守る大切な施策です。どうぞよろしくをお願いします。

変わらぬ対応、対処を重ねてお願いします。

皆様方にも、何分油断なさらず、こういふときだからこそ、健診を通じて御自身を、御自分を大切になさっていただきますようお願い申し上げます。

最後に、市長さんが広報車で来てくれたけど、慌てて出たが間に合わなかった、と市民の方に言われました。私は、密を避けるためのテープだったとは、どうしても言えませんでした。後ろ姿に手を振ったらいよいよ、届く、届くといって、その方は多分、スワンテレビは見えてないと思うので、ここでちょっとお話してしまいました。

今回の市長の早い決断、そして多くの最前線で身を挺して業務に当たっていただきます皆様方に感謝を申し上げまして、質問を終わります。

どうもありがとうございます。

○議長（野々下昌文君） この際、10分間休憩いたします。

午前10時30分 休憩

-----・-----・-----

午前10時42分 再開

○副議長（川村三千代君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

8番山上庄一君。

○8番（山上庄一君） 8番、山上でございます。通告書に従いまして質問させていただきますが、今回より質問通告書には、項目として大中小に分類するようにと、議長から指示がありましたので、提出した通告書の形になりました。

それでは、1問目の街路樹の在り方についてから、始めさせていただきます。

街路樹についてということではなく、あくまでもその在り方についてであります。市長は、現状の街路樹をどのように感じているのかを、まず伺いたいと思います。

私は、市役所に往来する道路のことになりまされども、大島橋を渡ってそれ以降、市道には雑草が生えている状況が続いておりまして、これは植樹帯に限ったことではないのですけれども、特に市道桜町藻津線ですが、この市道の街路樹の状況を見て、市長はどのように感じているのかをお聞かせいただけますでしょうか。

○副議長（川村三千代君） 市長。

○市長（中平富宏君） 山上議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

どのように感じているかということでございますので、少し答弁がずれたら申し訳ございません。

道路の街路樹は、沿道との景観の調和を図り、

そして地域の美観風致の向上に加え、歩行者交通と、自動車交通を分離し、歩行者の車道横断や、飛び出しの防止、運転者の視線誘導、自動車の衝突緩和、木陰形成、そして雨天時の水はね防止など、様々な役割を果たしているところでございます。

市道桜町藻津線につきましては、数多い市道の中でも最も交通量が多い、そういった路線の一つでありまして、沿道開発も進んでいる、そういった地域でもあることから、特に入念な維持管理が必要な、そういった路線であるというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○副議長（川村三千代君） 8番山上庄一君。

○8番（山上庄一君） なかなかストレートには言いにくいところがあるかとは思いますが、順次お聞きしていきたいと思っております。

それにしても、緑に対する理念といいますか、理念的なところは分かりました。私も造園屋の一人でありますので、緑の効用としての存在効果とか、利用効果などは理解しているつもりでおります。

それにしても、管理の問題だと思っておりますけれども、低木部分にカヤなどの雑草とか、本来、植栽されていないと思われるセンダンの木などが生えていたり、高木においては、下枝の繁茂もあちらこちらで目につきます。

このようなことから、十分な管理ができていないのかとの疑問に思われる方々が少なからずおられます。

このことについて、市長の御所見をお伺いたします。

○副議長（川村三千代君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

街路樹の維持管理につきましては、市道桜町藻津線では、例年、業務委託によりまして除草

を年2回から4回程度、低木剪定を年1回、高木剪定につきましては、枝葉の状況により実施をしているといったところでございます。

近年は、道路維持管理費等を増額しているところではあります、入札不調等により、適切な時期に発注できないなど、維持管理が十分とは言えないところもありまして、道路を利用する皆様には、不快な思いや御不便をおかけしていることもあるというふうに感じているところでございます。

以上です。

○副議長（川村三千代君） 8番山上庄一君。

○8番（山上庄一君） 結構多くの方が、見苦しいと思われているようです。もちろん、私の接する方々から聞かされることですが、

問題は、街路樹及び雑草が死角をつくっていることについてでありますけれども、先ほどお話がありましたとおり、本来は景観の調和等を図ることという効果があるわけですが、逆に雑草が繁茂するなど、まちがきれいに見えないのではないかと思いますし、それに死角が、交通事故を招く要因になるのではないかと危惧される向きもあります。

現に、見苦しいと思われる方々がおられるわけですので、このような指摘も真摯に受け止めていただきたいと思いますが、このことに対する市長の御所見をお聞かせいただけますでしょうか。

○副議長（川村三千代君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

街路樹や雑草の繁茂によりまして、景観を損ねたり、交差点付近や乗入口などの視界の妨げになることがあります。

死角ができるほど雑草が茂る前に除草を実施するよう、努めているところでございますが、除草後においても、雑草の種類や場所、先ほど

カヤというお話もありましたが、非常に高く伸びます。

それに加えまして、季節などによっては、すぐに伸びてくることもありまして、日常的な維持管理には苦慮をしているところでございます。

以上でございます。

○副議長（川村三千代君） 8番山上庄一君。

○8番（山上庄一君） 管理については、剪定など、努力していただいていることは理解できますけれども、現状から見て、今後の在り方について、管理を含めてどのようにしていくのか、何か市長がお思いになり、考えなりがありましたら、お聞かせください。

○副議長（川村三千代君） 市長。

○市長（中平富宏君） 思いということでございます。

まず、管理についての大まかな考え方でございますが、街路樹剪定や、除草等の業務委託につきましましては、入札不調・不落等を避けるために、業務内容を検討し、可能な限り、早期発注を行い、適切な時期に剪定除草が実施できるように、まずは努めてまいりたい、このように考えているところでございます。

○副議長（川村三千代君） 8番山上庄一君。

○8番（山上庄一君） 十分な管理を、ぜひとも期待したいと思います。

一方で、環境課が植樹帯に花を植えていただく事業を進めておりますが、その部分は管理がされており、色とりどりの花で楽しませていただいておりますけれども、残念ながら、少ないと言いますか、部分部分でしかないというのが実情だと思います。

これを全体に拡大していただければ、まちはもっと明るくなるものではないかと思いますが、そこでもう少し、花の植栽の徹底を図ることも、一つの選択肢ではないかと思っておりますけれども、どうでしょうか。その辺のところの対策をお聞

かせいただけますでしょうか。

○副議長（川村三千代君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

この宿毛でお花おもてなし事業でございますが、私が市長就任後、取組をさせていただいている事業でございます。

この内容といたしましては、道路の植樹帯、先ほどから出ている植樹帯を利用し、宿毛でお花おもてなし事業として、環境課が窓口となりまして、地域住民等が行う自発的な環境美化活動の一部を支援をいたしまして、環境美化意識の高揚を図るとともに、草花を植栽し、明るく、きれいなまちづくりや、観光振興に寄与することを目的とする取組を進めさせていただいているところでございます。

このことにつきましては、今後も引き続き周知を行い、皆様の御協力をいただきたいというふうに考えているところでございます。

この内容につきましては、植樹帯だけでなく、それ以外の場所も、市が所有しているところとか、それから個人の方も、団体というか、グループをつくっていただければ、植栽ができるような事業になっています。

やはり自分が議員時代から、特に県境ということもありまして、宿毛に入ると、いきなり県道、そして市道の管理ができていないのが目につくよという言葉、ずっと聞いてきたところでございます。

そういった形の中で、何とかしたいという思いで取組をさせていただいている事業でございますが、一つには、行政だけがするのではなくて、やはり地域住民、その周辺の方々、そういった方々の御協力、そして何よりも環境について、しっかりと考えていただいて、美化意識を持ってもらいたいということです。

幾ら行政がきれいにしても、そこにごみを捨

てる、そういったようなまちであってはならないというふうに考えています。やはりみんなで協力し合いながら、このまちをきれいにしていきたい、そういった思いの事業でございます。

以上でございます。

○副議長（川村三千代君） 8番山上庄一君。

○8番（山上庄一君） 確かにいろいろと話を聞く中では、国道においても、草がぼうぼうというようなこと、いろいろな方から聞くことがありますので、その辺も市から通じて、何らかの手だてをしていただければというふうに思うことがあります。

もう一つの選択肢としまして、低木をいっそのこと撤去してしまう、なくしてはどうかということがございます。

これもいろんな方から言われることですが、宿毛は大都会でもないし、周囲を見渡せば、山には緑がいっぱいあるのではないかと。わざわざお金がかかることをやる必要はないのではないかとというような意見でございます。

このような意見について、市長の御所見をお伺いします。

○副議長（川村三千代君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

低木の撤去につきましては、既に一部の交差点周りで視線の障害となる街路樹の撤去を行っているところでございます。

また、地域住民等が行う自発的な、先ほどお話しさせていただきましたが、環境美化活動に対して、支援を行うことで、低木から草花の植栽への変更を、市としても推進をしているところでございます。

今後も景観や安全面での調整を行いながら、低木の撤去を検討していきたいというふうに考えているところでございまして、低木には、先ほど、冒頭でお話しさせていただいたように、緩衝材であるとか、飛び出し防止であるとか、い

ろいろな役割もあるということでございます。そういったものを補完しながら、何とか撤去ができないかということで、現在、進めさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○副議長（川村三千代君） 8番山上庄一君。

○8番（山上庄一君） 当初、答弁いただいた横断防止だとか、いろいろ方策としては、いろいろな方法がありますので、そんなのも含めて、御検討いただいたらと思いますけれども。

低木の撤去につきましても、速やかに検討していただければと思います。

まちの中は、余り広くありません。限定されておりますので、土地の有効利用を図る意味からも、空間の使い分けと言いますか、地上部分は我々が利用して、緑は我々の頭の上にあるというような、すみ分けということになるわけですが、このようなことをやっていただければ、かなり有効に歩道が利用できるというふうに思います。

広く使えることになりますので、最近では、高齢者の方々は、手押し車などを利用する方がおられまして、結構、幅を取ったりということがあったりします。

また、自転車と共用されている箇所もありますので、その行き違いにも有効に機能するのではないかとこのように思いますので、今後はこのようにすることも配慮されるべきではないかというふうに思います。

では、街路樹の在り方についての最後の質問になりますが、今後の在り方についてということで、高木の枝打ち、それとかツリーサークルやスツールの設置をしてはどうかと思いますが、この件に対する御所見をお聞かせください。

○副議長（川村三千代君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えさせていただきます。

高木の周囲へのツリーサークルとスツール、これ椅子のようなものですかね。そういった設置の提案につきましては、歩道幅員や安全性などの問題もありますので、今後、先ほど答弁しました低木の撤去と合わせまして、検討していきたいというふうに考えているところでございます。

それから、高木のお話もありましたが、高木の枝打ちにつきましては、枝葉の状況を確認しながら、必要に応じて剪定を実施し、先ほど議員おっしゃられたように、上は木で、そして下の空間は使えるような形で、下の空間を脅かすような、そういった枝葉が伸びないように、しっかりと管理をしていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○副議長（川村三千代君） 8番山上庄一君。

○8番（山上庄一君） 高木の下枝につきましては、死角をつくるということに加えて、通行の支障を来すことにもなります。

道路構造例におきましては、歩道では地上から高さ2.5メートルまでは、原則として物があつてはならないということになっております。

一方、高木の下椅子の設置ですが、これは前提条件としまして、低木の撤去が必要になります。

置き方によりますが、高木の足元の両サイドであれば、植栽帯のようにスペースは取りませんので、通行の邪魔にはならないと思います。

本来ですと、まちに縁側のようなポケットパークでもあれば、と思うんですけども、こちらのほうを設置するには、難易度が高いと思いますので、高木の下ツリーサークルの上に、スツールといわれる椅子を置いてはどうかと思います。

最近の研究結果ですけれども、これは工科大の先生にお伺いしたんですけども、80歳前

後の方の歩行は、平均200メートル以内で休憩を取るという調査結果も出ているようです。

このようなことから、まちなかで一休みできる場所を提供するには、木陰でもありますので、高木の下がいいのではないかとこのように思います。

ツリーサークルは高木の足元まで利用できるようにするということが目的ですけれども、ほかにも木の根っこの部分を蒸すわけにはいきませんし、水の補給も必要でありますので、当然、格子のようなものになることが多いんですけども、最近では、高木の支柱とパイプの椅子が一体になったツリーサークル等も目にすることがありますので、今後、このようなものを参考にされることをお勧めしたいと思います。

続きまして、項目が変わりまして、大項目の2項目めの質問になりますが、入札における設計ミス防止策についてでございます。

設計ミスというよりも、その中で行われます積算ミスになりますが、最近、入札に際してミスの発覚が続いておりました。信頼や公正を期するためには、ミスを回避しなければなりません。

これは、自戒を込めてということにもなりますけれども、処分については、責任の所在の明確化という意味においては必要なことですが、最も大切なことは、今後、同じミスを起こさないことでありまして、そのために、原因の究明と、その後どのようにするのかということであると思います。

そこで、その後、具体的な防止策として、どのようなことをされるようになったのかをお聞かせください。

○副議長（川村三千代君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

積算ミス防止のための具体策でございますが、本年度の高石地区災害復旧工事におきまして、4月、5月と2度の積算ミスによる入札取消を

受け、6月に行いました3度目の入札におきましては、職員以外の視点によるチェック体制の強化策といたしまして、高知県建設技術公社による積算チェック業務委託を発注をいたしました。

今後の入札に際しましては、防止策の一つとして、高度な積算技術を要する入札案件等につきましては、第三者の視点を取り入れるため、高知県建設技術公社による積算チェックを活用していきたいと考えているところでございます。

また、担当部署におけるチェック体制を強化する必要がありますので、積算のダブルチェック、これまでに発生したミス事例の把握、職員間における積算課題の情報共有等、より一層の周知徹底を図りながら、積算ミス防止に努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○副議長（川村三千代君） 8番山上庄一君。

○8番（山上庄一君） 次は、中項目ということになります。技術職員のための作業マニュアルの必要性についてということで、お伺いします。

難しい積算などにつきましては、外部委託で対応するとのことですが、中小の事業といますか、土木とか建築とか、多少、違いはありますけれども、それぞれ設計や積算の作業マニュアルがあればいいのではないかと思います。

日常作業が慣れてきますと、ついうっかりといったミスが出てくるようになるのが、人間の性とでもいうのでしょうか。その意味で、注意喚起をするためのツールとして、活用すると、ミスの防止につながるのではないかと思います。その必要性について、市長の御所見をお伺いいたします。

○副議長（川村三千代君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

現在、宿毛市では、工事全体の作業マニュアルにつきましては、毎年6月に高知県土木部技術管理課が監修を行い、公益社団法人高知県建設技術公社が発行しております高知県建設工事技術者研修会テキストをマニュアルとして、活用しております。

このテキストは、当該年度以降における改正点、契約に関する取組の運用、施工体制、検査、施工計画、作成様式、技術資料の作成に関する類似事項等、工事全体の流れについて、要点をまとめ、解説されている内容となっております。

なお、本テキストの内容につきましては、毎年度、高知県による講習会が開催されていますので、本市職員を講習会へ参加させ、スキルアップを図っているといったところでございます。

以上でございます。

○副議長（川村三千代君） 8番山上庄一君。

○8番（山上庄一君） 再質問になりますけれども、先ほど説明のありましたテキストには、作業ごとのチェックリストがありますでしょうか。もしないようであれば、市独自にチェックリストをつくることもお勧めしたいと思います。

日常の作業に慣れてきますと、ついうっかりということが起こりかねません。特に初歩的なことがおろそかになることがあるようですし、また忙しいときにパニックに陥らないためにも、鉄道で行っております指差しに近いようなことをできるように、日常のルーチンワークのチェックのためのツールにさせていただけたらどうかと思いますが、ちょっと重複するかもしれませんが、市長の御所見のほどをお伺いいたします。

○副議長（川村三千代君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

チェックリストの活用ということでござい

す。先ほども申し上げましたように、現在は、作業マニュアルとしては、高知県建設工事技術者研修会テキストを活用しておりますが、積算業務につきましては、チェックリストの活用も、今後検討してまいりたい、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○副議長（川村三千代君） 8番山上庄一君。

○8番（山上庄一君） チェックリストをつくること自体が目的ではありませんが、あくまでも手段にすぎませんけれども、つくることそれ自体が意識改革にもつながるのではないかと、期待しているところでございます。

何か質問事項が大中小になったことで、何か牛のよだれみみたいな感じの質問になりましたけれども。

最後の質問項目になります。

これは、これまで議会の答弁で、検討するとされました件について、その後、どのようになっているのか、お聞かせいただきたいと思えます。

以前した質問についてですけれども、その内容としましては、グリーンモビリティについてでありました。

例に挙げましたのは、石川県の輪島市における事例で、市街地をゴルフ場で使っているような電動カートを活用している取組についてでありました。

それが、これと同様のことを四万十市でも今年、市街地の交通の手段として、電動カートの6人乗りの運行を社会実験として行ったことが報道されておりました。

このことを市長はどのように捉えているのか。それと、宿毛市でこれまでの検討の経過を含めて、お聞かせいただけますでしょうか。

○副議長（川村三千代君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

きます。

グリーンスローモビリティにつきましては、一昨年の12月議会におきまして、庁舎移転に合わせて、新しい交通手段としての御質問をいただいたところでございます。

国におきましては、現在も実証事業などが行われておりまして、近隣では、質問議員が言われましたように、四万十市で7月25日から8月14日の間、実証事業が行われていたところでございます。

四万十市で実施されました実証事業につきましては、自動運転の実証事業にグリーンスローモビリティの車両が使われた事業となっております。

グリーンスローモビリティは、時速20キロ未満で走行する4人乗り以上の電動車両でありまして、小型のものは専用に造られたものではなく、ゴルフカートをベースとしてつくられたものとなっているところでございます。

四万十市の実証事業につきましては、6人乗りの車両が使用され、実証事業の期間中には300人を超える方々の利用があったとお聞きをしているところでございます。

利用された方々の感想、御意見につきましては、アンケートの集計ができていないとのこと、お聞きすることはできていませんが、先ほど申し上げましたように、走行速度が時速20キロ以下となっておりますので、交通量の少ない道を選んだコース設定の必要性や、車両の構造上、快適性などの課題もあったとお聞きをしているところでございます。

新庁舎への交通手段につきましては、コミュニティバスなどの既存の交通手段を運行する方向で検討しておりますが、グリーンスローモビリティにつきましては、民間事業者との関係や、走行ルート環境、条件、運営などの課題も想定されますが、電気自動車でもCO₂排出量が少

ないことや、小型で狭い道にも対応できること、ドアがないため、開放感があることなど、市街地の交通手段としては、利点を生かした活用の可能性はあると、そのように考えておりますので、今後も引き続き、情報収集に努めてまいりたい、そのように思っているところでございます。

やはりこういったものは、どんどん新しくなっています。そういった形の中で、法令が後から変わってくる。法令が後からついてくる、そういったこともあると思いますので、そういったのをしっかりと見極めながら、導入に向けて検討をしていきたい、そのように考えているところでもございます。

以上でございます。

○副議長（川村三千代君） 8番山上庄一君。

○8番（山上庄一君） 長い答弁いただきましたが、議会だよりをまとめるのに苦労しそうですけれども。

検討につきましては、大いにやっていただきまして、よりよい方向に向けていただきたいというふうに思います。

交通計画は、土地利用にも大きな影響を与えることになります。

と言いますのも、交通計画と土地利用計画というのは、表裏一体をなすものでありますので、今後のまちの在り方をも左右することになってくると思いますので、交通手段においても、道路網の段階構成と同様に、機能分担、役割分担など十分配慮していただくことを期待しまして、以上で質問を終わります。

どうもありがとうございます。

○副議長（川村三千代君） この際、10分間休憩いたします。

午前11時15分 休憩

-----・-----・-----

午前11時26分 再開

○議長（野々下昌文君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

9番山戸 寛君。

○9番（山戸 寛君） 9番、山戸 寛です。私は今回、大項目2点、お尋ねしたいと思いません。

一つは、PFI宿毛学校建設事業について。もう1点は自伐型林業と地域おこし協力隊についてということになっております。

まず、PFI宿毛学校建設事業について。

私は以前、PFI事業に関しての一般質問に際して、事業を大きく4段階に分けて捉えながら、質問を行った経緯があります。

第1は、PFI事業の妥当性、可能性そのものを検討し、採用に至る段階。

第2は、要求水準書を策定して、事業実施者を募り、優先交渉権者との契約を行うまでの段階。

第3は、その契約に基づいて、もろもろの建設工事等が行われ、建物等の受渡しが行われる段階。

そして第4段階として、最も長期間に及ぶ建物の維持管理という段階。

この分類が正しいかどうかは別として、私としては、それぞれの段階ごとに存在する様々な障壁や課題を乗り越えながら、事業は進んでいくものと、そのように認識しているわけです。

今現在、PFI事業はどの段階かといえば、第1、第2の段階は既に通り過ぎていて、第3段階、建設工事の真っ最中ということで、さらに来年の4月には、第4段階に入っていく、そういう段階にあるのだといえましょう。

そこで、そのような段階認識の上で、今後、課題となってくるのであるまいかと思われる幾つかの事項について、お尋ねしたいと思えます。

まず、第1は、工期の問題です。ここにきて校舎の立ち上がり、型枠組やらコンクリート

の打設やらで、目に見える形となってきましたが、長い間、基礎工事が続けられてきた関係もあって、一向に校舎が建たないではないかと。こんなことで来年4月の開校に間に合うのかと、危ぶむ声が市民の中にはありましたし、今もあります。

前回の川田議員の一般質問と重なる部分もありますが、現在、工事の進捗率ほどの程度で、3月までの見通しはどうなっているのか、具体的な数値があればお示しいただきたいと思えます。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） 山戸議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

まず、PFI事業に関する質問でございますが、宿毛市における小中学校整備事業として、宿毛小学校及び宿毛中学校の施設整備と施設の維持管理を行うこととしていますが、施設整備につきましては、令和2年度中に小学校の合築校舎、中学校部室棟、学童保育棟、合築校舎周りの外構が完了し、令和3年度には現在の小中学校の校舎を解体撤去し、小学校プール、小中学校グラウンドが完成する予定となっております。

来年3月までの工事につきましては、先ほど説明しました合築校舎などの工事が2月末に完了し、3月にSPCによる竣工検査が行われた後に、市による完成確認を行う予定となっておりますのでございます。

工事の進捗率につきましては、8月末時点で19%の進捗率となっている旨、SPCから伺っているところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 9番山戸 寛君。

○9番（山戸 寛君） 工事の進捗率、今、19%ということですが、次は工事の監理の問題です。

取り仕切る監督の意味ではなしに、取り締まる監視の意味での監理ですが、素人目には、この工事、内装、外装、備品の設置等々あれこれ考えたら、工程的にかなりきついことになりはしないだろうか、そんなふうに見えます。

契約書の別紙1、日程表では、合築校舎は、完成日が2021年2月末日となっていて、工期には動かしがたい制約がある。となると、いきおい、突貫工事になってくるのではないかと。そうすると、げすの勘繰りだと言われるのかもしれないませんが、工程上、抜いても表面化しない部分、とばせる部分は省略する。つまり手を抜く。さらに、使用する材料に関しても、間に合う材料でやってしまえと、そんなことはこのPFI事業に関しては、万が一にもないことだとは思いますが、やはり事業が正確に実施されていることを、事業者側、発注者側双方から確認し、証明し合う、サービス基準の検証、つまり監視する意味での監理が、どのように行われるのかが気にかかってくるわけです。

この点に関しても、さきの6月議会で川田議員が質問した際には、毎月SPC特定目的会社のプロジェクトマネジャーと、市の3課、並びに市の契約コンサルとの間で、毎月1回の割合で会合がもたれているという答弁がありました。

このことは、事業契約書の別紙10、宿毛市における小中学校整備事業に係る特定事業契約書に関するサービス基準合意書という文書の第4章、協議第11条、定例会議に毎月第何週の何曜日に開催すると規定されている、その規定に従ったものだろうと思うのですが、これまでは地盤改良という、どちらかといえば局所限定的な作業が続いていたために、それはそれでよしとしても、今後の建設、内装等々の工事の多様性を考えれば、それぞれの進捗状況に即した、例えば短時日での工程管理や、資材の品質、数量等の検収、つまり検査し、適切な資材である

ことを確認する作業とか、事業内容の未達レベルの判断などの事項は、プロジェクトマネジャーとの月1回の定例会議だけで、当然、不十分なのではないか。

工程が複雑化する建築の段階に入っている現在、今、申しあげました基準合意書の第2章、モニタリングの実施方法に規定されている定期的及び必要の都度というモニタリングは、どのようになされているのか、またなされるのか。全てはプロジェクトマネジャー任せで、市とコンサルは月1の会議で協議するだけだとはい到底思えませんので、その点、どのような対応がなされているのか、お尋ねいたします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

議員が言われるサービス基準合意書の第2章、モニタリングの実施方法の内容は、サービス基準合意書第4条第1項に規定されておりますように、維持管理業務とプロジェクトマネジメント業務、及び運営業務のモニタリング方法について、記載されているものになります。

学校の建築段階のモニタリングにつきましては、サービス基準合意書第2条第2項にありますように、コミッショニングプロセスシートでモニタリングすることとしております。

コミッショニングプロセスシートとは、発注者が求める要求水準を実現するために、要求性能を明文化し、その要求どおりに企画設計され、建設されているかを検証するためのものであります。

議員が懸念されます資材の変更などのように、工事内容が当初の計画から変更となる場合には、その都度、変更内容を市、SPCの双方で協議をし、変更内容が要求水準に合致しているかどうかを確認しています。

変更する場合は、変更内容はもちろんのこと、金額の増減及び内容変更が、市、SPCのどち

らに起因するものなのかを、コミッショニングプロセスシートに全て反映させて、モニタリングをしております。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 9番山戸 寛君。

○9番（山戸 寛君） ただいまの件、再質問です。

どうやらサービス基準合意書の条文について、私の誤解があったようですので、その点はおわび申し上げます。

正確には、今現在の建築段階でのモニタリングは、コミッショニングプロセスシートという様式に従って行われているということ。了解いたしました。

そこで、関連の再質問ということになるのですが、このコミッショニングプロセスシートによるモニタリングというのは、どの程度の頻度で行われているのか。めったにあることではないので、月に1度の定例会議で十分事足りるとしたものなのか、その点お尋ねいたします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

コミッショニングプロセスシートは、変更内容がある都度、作成をいたしまして、そして定例会で確認をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 9番山戸 寛君。

○9番（山戸 寛君） 次に、3番目のサービス基準合意の変更云々の分ですが、サービス基準合意書には、サービス水準の変更とか、未達レベルの判断といった条項が盛り込まれていません。

この両者は、モニタリングの結果が具体的に反映される部分であり、いうならばこの両者を判断確定するために、モニタリングは実施されるといっても過言ではない部分です。

そこでお尋ねいたしますが、これまでのモニタリングないしは定例会議を通じて、このようなサービス基準の変更や、未達レベルの判定がなされた例があるのかどうか。もしあるようなら、それはどのような点であるのか、その点お尋ねいたします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

本事業につきましては、SPCから市の要求水準を満たす提案がなされ、その提案に基づいて整備開発が行われていますが、これまでの定例会を通して、当初の提案時に、中庭に茶室を配置すると提案されていたものを、必要性がないことから取りやめたり、児童の教育環境をよりよいものとするために、エレベーターを提案内容からさらに1基追加設置することや、同じく教育環境のさらなる充実のため、保健室近くの外へ手洗い場を設置することといった内容変更を、市から依頼をしているところでございます。

また、相手方からは、より中学校グラウンドを広く取るために、提案時の内容から、中学校駐輪場の配置場所を変更することや、校舎内の空調設備を要求水準に合致する範囲内で、床下輻射式から、ヒートポンプ天井式へ変更することといった内容変更が市へ提案をされまして、双方で協議をし、内容の変更を行ってきた、そういった経緯がございます。

この内容の変更につきましては、要求水準が未達成とはならないものであることを確認しており、その変更内容につきましては、先ほどの答弁でお示しをしました、コミッションングプロセスシートに全て列挙しているところでございます。

なお、サービス水準の判定につきましては、現時点では未達レベルの判定に至ったもの、そういったものはございません。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 9番山戸 寛君。

○9番（山戸 寛君） どうもただいまの御答弁、先ほどの御答弁に従えば、コミッションングプロセスシートによるモニタリングというのは、計画の変更が必要となった場合に、その内容が妥当であるか、経費負担はどのようになるのかといった形での話合いという感じで、事業内容の変更についての議論はされるとしても、事業が提案された内容どおりの手順や、品質基準に沿った形で、正確になされているかどうかという監視し、取り締まるという意味での監理とは程遠いものに思われてなりません。

御答弁をお聞きする限りでは、市としての通常考えられる意味合いでの監理というのは、全く行われていないで、その点に関しては、全てプロジェクトマネジャーに任せていると、そういうことになるのでしょうか、その点お尋ねいたします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

学校施設の建設が適切に行われているかどうかの工事監理につきましては、プロジェクトマネジャーではなくて、SPC内の設計業務の担当事業者が行い、監理が実施されているところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 9番山戸 寛君。

○9番（山戸 寛君） どうもこのPFIによる事業と、通常の直轄による事業との違い、あれこれ民間ノウハウの活用とか、経費の平準化とか、工期の短縮とか、いろいろ挙げられている中で、一番大きな問題点というか、注目すべきポイントは、この監理体制にあるという印象を受けます。

いうならば、事業を取り仕切る意味での管理

も、取り締まるという意味での監理も、双方ともに受注者側のイニシアチブによってなされるのであって、発注者による関与はほとんどないに等しい。そういう形が見えてきます。

以前、私たちの会派で視察を行ったある自治体では、受渡しの段階で欠陥が指摘され、大問題となる中で、実際に引渡しを受け、開校に至るまでには、予定を大きく逸脱して、丸々1年という期間を要した。

その点について、工程や品質の管理はどのように行われていたのか。行政側の責任はどうなるのか、との私たちの質問に対して、我々自治体側は専門的な知識を持った職員も存在せず、全てはプロジェクトマネジャー任せであった。コミュニケーションが不足した点が反省点である。行政側の責任回避を全面的に強調した御回答だった。

その点、くどい話になりますが、そうして同じ轍を踏むような心配は、当市のPFI事業に関しては、決してないものと信じるものではありませんが、市としての監理の重要性、その責任の存在をPFIという事業の特性であるとはいえ、改めて強調させていただきます。

ということで、次は事業費についてお尋ねいたします。

この事業に関する事業費の算出並びにその支払いに関しては、大規模事業であることと、事業期間が30年という長期にわたるという点。財源と支払い形態の複雑さ、さらには工事内容の変更による工事費の変動等々、通常の事業とは違った、複雑さを伴うものとなっています。

これまで、一連の質問に対する市長の御答弁や、議案の審議を通じて、一応の事業費の流れについての把握はできているつもりではいるのですが、事業開始後の変化、特に消費税率が事業途中で変更になったり、建設地の地盤改良に多大な費用の増額が必要であったりして、当初

の事業予定価格と支払額との間には、かなりな変化が生じているのではないかと。

となると、先ほども申し述べました、私流の分類による第3期が終わる時点、つまり建設工事が終了して、市への施設の移管が行われる時点での事業予定額は、どの程度になって、どの時点で、どのように支払われる予定であるのか、議会としても把握しておく必要があるように考えます。

質問の内容が少し複雑になりますので、整理しながら逐次質問いたしますので、どうかよろしくをお願いします。

まず最初に、このPFI事業の事業費は、総計で幾らになるのか。当初の入札工事金額は42億9,492万1,603円だったと思うのですが、先ほど触れました地盤改良の工事費や、そのほかに変更分があるのかないのかを含めて、維持管理段階における費用は、現在、想定している範囲で収まるものとして、事業総額は幾らになって、どれだけの増額になるのか、消費税の影響分も含めてお尋ねいたします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

まず、先ほどの監視という意味での監理についてでございます。これにつきましては、PFI事業だけのみならず、いろいろなものを宿毛市から発注する際に、しっかりと監視をし、そして監理をしていかなければならない、そのように思っているところでございます。

既に建設を、以前された建物におきましても、いろいろな不具合等が出てきているところでもございます。そういったことが、経年劣化といえますか、そういった形の中で出てきたものなのか、それともやはり、つくるときにしっかりとその監理ができていたのかも含めて、今もってそういったことを考えながら、監理もさせ

いただいているのも現状でございます。

これからつくる、そういった施設等につきましては、しっかりと監理・監視をしていきたい、そのように思っているところでございます。

それでは、答弁に移らせていただきます。

当初の事業契約は、消費税を含めて42億9,492万1,603円の契約金額により、契約をしています。

その後、消費税が10%に引き上げられたことで、事業契約を変更し、契約金額は43億1,642万1,603円となっています。現時点での事業契約は、この金額でございますが、地盤が、想定よりも急傾斜かつ頑強な地盤であったことから、くい基礎の工法を当初の工法から変更しております。その変更によって増額される費用が、消費税込で2億3,320万円となっております。

また、本事業を公募した時点では、考慮していなかったGIGAスクール対応に伴うネットワークを新たに整備する必要が生じたので、施設内のネットワークを、GIGAスクール対応に見合うネットワーク整備に変更することを、現在、SPCと協議中でございます。

GIGAスクールへの対応に伴い増額となる費用につきましては、見積り徴収中でございますので、その費用を除きますと、当初の消費税を含めた契約金額42億9,492万1,603円から、消費税改正及びくい基礎の工法変更により、現在は2億5,470万円の増額となっているところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 9番山戸 寛君。

○9番（山戸 寛君） このPFI事業についての債務負担行為についてですが、平成30年12月議会で、消費税抜きの純事業相当額として、平成31年から平成60年度までの債務負担行為、上限額39億8,977万5,000

円が計上されています。

けれども、ただいま御答弁いただいたように、工事総額は膨らんでいる。そうした中で、この債務負担に関する補正については、どのようにお考えなのか、お尋ねいたします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

債務負担行為の額は、債務負担行為を行った年度以降に変更することはできないことになっております。したがって、契約を変更する場合は、増額分について、新たに債務負担行為を行うか、あるいは単年度予算として計上することになります。

今回の事業につきましては、くい基礎の変更に伴う増額は、来年度までに整備する施設の工事費等を精査しながら、契約変更を行い、単年度予算として支出することで対応していきたいと、そのように考えているところでございます。

契約変更を行う際には、議会へ変更契約の議案を付議させていただきます。GIGAスクールへの対応に伴う増額につきましては、SPCと工事内容の変更、維持管理内容の変更を協議中ございまして、契約変更の方法について、検討していきたい、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 9番山戸 寛君。

○9番（山戸 寛君） なるほど、債務負担行為というものは、その内容が何十年に及ぶものであったとしても、年度が替われば、組むとするなら、補正ではなくて新たな形で行われると。初歩の初歩ともいふべき事項、本当に知らないで恥ずかしい限りです。

次にお聞きしたいのは、支払い時期とその金額についてですが、平成31年3月議会における私の質問に対する市長の御答弁では、事業費

42億9,492万1,603円のうち、国庫補助金4億7,100万円と、起債借入額である21億3,600万円の合計26億7,000万円につきましては、工事完了時点で一括払いとなり、残りの約16億8,800万円については、30年間に分割して支払いを行うことになる、ということですが、この金額、つまり一括支払い分と分割払い分は、工事金額の変更に伴って、どのように変わるのか、お尋ねいたします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

基礎くいの工法の変更に伴う増額費用、及びGIGA対応に係るネットワーク整備の増額費用につきましては、事業契約第33条によりまして、一括支払いとなるところでございます。

以上です。

○議長（野々下昌文君） 9番山戸 寛君。

○9番（山戸 寛君） 市長の先ほど引用いたしました御答弁では、一括支払いについて、工事完了時点であるということになっていますが、これは解釈によって、時期的にかなりな幅のある表現であろうかと考えます。

というのは、新校舎の建設が終了し、受渡しが行われた時点が工事完了時点とするのか、それとも新校舎での授業が開始され、旧校舎の解体やプールなどの附帯施設、外構工事を含めた全ての工事が終わって、初めて工事終了とするのか。

国庫補助と、それに伴う起債分との関係でどうなるのか。それによって、一言では、工事完了時点といってもかなりな時間的な差がつくことになりはしないか。その点、どのようにお考えかお尋ねいたします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

きます。

一括支払いにつきましては、それぞれの施設ごとに考えておきまして、令和2年度中に完成した施設を引き渡された際に、その引き渡された施設に応じた一括払い額を支払い、令和3年度中に完成した施設を引き渡された際には、その施設に応じた一括払い額を支払うこととしておこなうところでございます。

先ほど申しましたように、それぞれの施設ごとというふうにおこなっているところでございます。

以上です。

○議長（野々下昌文君） 9番山戸 寛君。

○9番（山戸 寛君） 一括といっても、全てを一くくりという意味ではない。施設ごと、あるいは年度単位だと、そういうことで了解しました。

工事完了後の受渡しについては、契約書に必要書類など、細かに規定されていますので、きっちり点検の上、なされることになるでしょうし、受取後の欠陥や不具合の発生に関しても、契約書にその対処法が規定されていますので、ここでは質問を差し控えて、次の第4の維持管理について、お尋ねしたいと思います。

平成31年3月議会での市長の御答弁では、維持管理業務の計画については、契約締結後にSPC、特定目的会社と交渉する中で、長期修繕計画が維持管理業者から提出され、毎年、実施される定期点検を通して、修繕計画を見直していきます。

また、5年に1回、建物診断を実施し、その結果も修繕計画に反映していくこととしております。と、このようになっていて、一つの案として、10年目、15年目、20年目といった形での、5年ごとの修繕業務についても触れられているのですが、維持管理業務というのは、どのように行われるのか。

例えば、維持管理費用として計上されている

約7億3,000万円の内訳はどのようになっているのか。基本的には、この7億3,000万円で毎年実施される定期点検と、5年ごとに行われるであろう修繕業務を賄っていくことになると、そういう解釈でよろしいのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

維持管理費用の内訳でございますが、現時点では、必要となる定期的な維持管理費用の30年間の総額といたしまして、税抜約4億8,000万円となっており、残りが臨時的に発生する修繕費等の維持管理費用となっているところでございます。

しかし、この内訳は、設計業務が完了する前のものでありますので、合築校舎の建築が進みまして、全体像が見えた時点で、正確な内訳が提出されるものとなっているところでございます。

以上です。

○議長（野々下昌文君） 9番山戸 寛君。

○9番（山戸 寛君） 5年ごとに行われる修繕業務に関しては、それぞれ内容や業務量に従って、一種の工事見積という形で数値化し、金額化したものが出されることになるので、明確に把握できるわけですが、それ以外の通常の維持管理業務については、どのような形で担保されることになり、どれだけの費用を見込んでいるのか。

ただいま、税抜きで4億8,000万円がそれに当たるとの御答弁でしたが、その内容はどのようなのか、管理費といった形での通年適用の経常的な業務と、費用の想定があるのかどうか、その点についてお尋ねいたします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

通常の維持管理業務の見込みにつきましては、先ほども御質問で答弁しましたが、毎年必要となる定期的な保守や点検、清掃等の業務は、現時点で税抜き約4億8,000万円となっております。議員が言われる管理費のような経常的な業務と、費用は含まれていないところでございます。

以上です。

○議長（野々下昌文君） 9番山戸 寛君。

○9番（山戸 寛君） 当初から思い描かれてきた成果が、新たな校舎による、新たな教育の実施を通じて、実現されることを切に希望する。

その中で、校舎や施設の具体的な形が、だんだん見えるようになってくれば、この事業の教育環境上の成果や、ひょっとすると課題となる部分も、より具体的に見えるようになってくるものと思います。

今回のこのPFIに関する質問は、以上で終了いたします。

○議長（野々下昌文君） ただいま、山戸 寛君の質問中ですが、午後1時30分まで休憩いたします。

午後 0時00分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（野々下昌文君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

9番山戸 寛君。

○9番（山戸 寛君） 自伐型林業と地域おこし協力隊について、お尋ねいたします。

現在、当市においても、地域おこし協力隊の方々10名が活動中とのことですが、これまでこの議会でも、何度かにわたって地域おこし協力隊に関する質問がなされてきました。

私も平成27年6月議会において、当時、沖本市長でしたが、林業の抱える諸問題の解決に向けた一つの突破口とする意味で、既にそれが

行われている佐川町の例を引きながら、当市においても、地域おこし協力隊の導入による自伐型林業のサンプルづくりに取り組んではどうかと、そのような提案を行った経緯があります。

とはいいいながらも、果たしてこの宿毛まで、はるばるとやってきて、それこそ難題山積の林業分野のパイオニアとして取り組んでくれるような人材が集まるものかと、内心ひやひやだったのですが、現在、既に林業分野が7名の方々を数えるまでになっていて、来年の3月には任期である3年が終了する方さえいるとお聞きしました。

令和元年12月議会における岡崎議員の質問に対して、中平市長は、それぞれの地域おこし協力隊に対する期待や、任期中のサポート、さらには任期終了後の定住に向けた起業支援などについて、答弁されているのですが、今回の私の地域おこし協力隊に関する質問は、それぞれ各種に分かれる活動分野の中でも、この林業分野での活動に限定する形で行いたいと思いますので、どうかよろしく願いいたします。

順次質問を行いたいと思いますが、まず、第1問、市として林業分野への地域おこし協力隊、煩雑を避ける意味で、今後は協力隊と呼ばせていただきますが、この協力隊をなぜ導入したのか、導入の動機について、つまり市はこの協力隊の方々を宿毛市に呼ぶことによって、一体、何をしたいのか。

沖本市長の時代に、私なりにさんざん議論したことであり、先述の27年6月議会においては、計画に位置づけられたものではないとはしながらも、10年後には、この宿毛市内で専門型の自伐型林業チームが複数班稼働し、林業整備を行っているのが理想でございます、とするとともに、今後もこの地域における林業振興の大きなビジョンを立てて、これからの地方を再生していく壮大なビジョンとして描かれる事

業内容ではないかなというふうに思っております。という沖本市長からの、市長答弁をいただいたことでしたが、確認の意味において、自伐型林業とそのパイオニアとしての、この地域おこし協力隊の存在を、市の林業戦略上、どのように位置づけておられるのか、お尋ねいたします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） 山戸議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

山戸議員のほうから、平成27年6月議会の際のお話が出てこられました。

私自身、平成27年12月より、市長としてやらせていただいているところでございます、そういった形の中で、答弁をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

林業分野での地域おこし協力隊の存在と、自伐型林業の実践普及につきましては、森林資源の有効活用や、持続可能な林業の確立、そして担い手不足の解消など、本市の林業活性化に非常に効果的であると考えておまして、本年3月に策定いたしました第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略の中でも、後継者対策といたしまして、自伐林家の育成を位置づけているところでございます。

協力隊員に自伐型林業を実践してもらおう中で、山主の方々にも利益が還元できることを実感していただき、林業に対する意識や林業経営に対する意欲の向上など、林業全般の活性化に寄与するものと、大変期待をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 9番山戸 寛君。

○9番（山戸 寛君） 協力隊の方々、着任された時期も異なっていて、それぞれの参加に至るまでの経歴や年齢等にも違いがある。

この3年の在任中に、どのような内容の活動を行って、自伐型林業の推進役としての役割を果たせるようになっていくのか。

地域おこし協力隊の中には、例えば、沖の島、鵜来島といった離島や、今は既に宿毛を去られた、それこそ宿毛市初代の隊員の方のように、現地に飛び込んでいって、人々との交流を通じて地域の課題と向き合う中で、新たな道を独自の視点で切り開いていただく。

そういうケースがある反面、市の活動のある分野、それも経済的に民業として自立していきける可能性のある分野ではありながらも、未開拓の新規分野であるために、従事者が見つからない。一種の隙間産業的なジャンルでの、パイオニアとしての活動を期待されるケースがあるわけです。

この林業分野での協力隊の方々は、まさしくそういう、今は未知でしかない。本筋とはかけ離れた、隙間の産業でしかないとはいえ、ひょっとすると、これこそ新たな理想像ともなりかねない。そういう自伐型の林業での活動が期待されているわけです。

市として、この協力隊に参加された方々をどのように指導し、育成していくのか。プログラムやカリキュラム等々、体系的な育成がどのように考慮され、実施されているのか、その点お尋ねいたします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

県の林業大学校のように、研修内容や研修時間、そしてスケジュールなどを詳細に定めた年間カリキュラムは作成しておりませんが、3年間で自伐林家として、自立できるだけの林業技術を習得できるように、研修内容を決めているところでございます。

特に作業道開設のために必要な林業機械の技術習得や、間伐作業につきましては、実践経験

を多く積むことが重要であることから、十分な研修時間を確保し、また必要に応じまして、経験豊かな林家の方を講師に迎え、直接、指導が受けられる、そういった環境も用意をしているところでございます。

○議長（野々下昌文君） 9番山戸 寛君。

○9番（山戸 寛君） 協力隊として活動を開始され、既に3年目に入り、来年春には任期が終了する方がいる。この3年間は、隊員の方々、受入れを行った市双方、互いに試行錯誤の繰り返しだったのではないだろうか、そう思い、まだまだこれからもその連続だろうとは思いますが、市としての先ほどの林業戦略上の位置づけという点において、現在、この協力隊の状況、到達点はどの段階、どのレベルだとお考えなんでしょうか。

つまり、3年で自立できるだけの下地となる技術は習得できるのか、その点お尋ねいたします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

3年目を迎える隊員は2名おりますが、既に山林所有者や林業関係者からの信頼を得るなど、関係性も構築できておりまして、技術的にも森林整備を請け負える段階にあるものだと、そのように考えているところでございます。

○議長（野々下昌文君） 9番山戸 寛君。

○9番（山戸 寛君） それだけのレベルに到達していると。

任期終了後の隊員の方々は、それぞれ一定レベルの林業技術を習得するとともに、本市における経験を通じて得られたであろう知識や人間関係、その他もろもろの要因を考慮しながら、事後の方向を決定していくことになる。

そうしたときに、この林業関連の協力隊の方々の事後の進路として、もちろん主となる分

野は自伐型林業であるとはいえ、どのような形が想定されるのか、市としての想定があればお尋ねいたします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

卒業後の進路に関しましては、やはり自伐林家といたしまして、活動、活躍していただくことを想定をしているところでございます。

自伐型林家は、兼業で取り組むことも可能だというふうに考えておまして、また、隊員のおのが林業に対して、様々な考えや思いを持って取り組んでいるため、隊員ごとに、今、進路も違ってくるとは考えているところでございます。

協力隊員として活動する中で、林業関連の様々な業務にチャレンジする場合には、行政としてできる限りの支援を行っていききたい、そのようなバックアップをしていききたい、そのように考えているところでございます。

以上です。

○議長（野々下昌文君） 9番山戸 寛君。

○9番（山戸 寛君） 隊員活動を終了した後、自伐型の林業に限らず、隊員の皆様それぞれの経験やノウハウ、係累を生かして、それぞれ得意とするジャンルで自立されることとなると、今後、直面するであろう分野の裾野は多岐にわたって、それぞれ課題や問題点が目につくことになるのですが、今回は本来の出発点であるところの自伐型林業に限定して、質問を続けたいと考えます。

自伐型林業、私もこの言葉を初めて聞いて、その概念や、実施されている現場の様子など、宿毛森林塾への参加を手始めに、経験し、見たり聞いたりする中で、まさしく目からうろこの思いを持って受け止めざるを得ませんでした。

ここにこういう林業の形がある、長期にわた

って森を守り、育てながら、小規模最低限の機材の使用によって、言うならば、等身大で楽しみながらやれる林業。とは言いながらも、果たしてうまくいくのだろうか。本当にこれで食べていけるのか、当然と言えば当然の疑問がわいてくるわけです。

協力隊での研修、実践を終えて、いざ自伐型林業の実践者として、自立した活動を展開しようとするときに、果たして前途にどのような展望が開けてくるのか。

経済的に引き合い、成立するだけの事業なのかどうなのか、市としてどのように評価、試算しているのか。協力隊の方々を単なる3年間の使い捨てにはしない。定住して生活していく、そのための試算というか根拠というか、言い換えれば、山林の所有者等が自伐を行って引き合うだけの経済的な根拠について、市としてどう評価していくのか。

年間一体、どれだけの労働で、どれだけの収益が上がることになるかと想定しているのか、お尋ねいたします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

やはり、しっかりと宿毛市に定住していただきたい、そういった思いで取組をさせていただいております。

そういった形の中で、試算について少しお話をさせていただきたいというふうに思います。

植樹後50年ほどの人工林1ヘクタールを対象に、作業道の開設や収入間伐などを行う場合に、森林の状況にもよりますが、約3か月の作業期間で、これ3か月で計算をしています。300メートルの作業道開設と、そして50立方メートルの木材を搬出できるのではないかと、いうふうに、想定をまずしているところでございます。

搬出した50立方メートルの木材の販売金額といたしまして50万円、そして各種補助金収入91万円の合計141万円から、燃料など必要経費77万円を差し引いた額が、64万円程度になると試算をしているところでございます。

要するに3か月間で64万円程度ではないかというふうに試算しております。

以上です。

○議長（野々下昌文君） 9番山戸 寛君。

○9番（山戸 寛君） ただいま市長の御答弁いただきましたが、3か月で1ヘクタール、300メートルの作業道をつけて、50立方メートルの木材生産を行う。

技術的にはどうなのでしょう。これは、特段に背伸びをしたものではなく、平均的に到達可能な、言うならば、標準レベルであると、そう考えてよい数値なのでしょう。つまり、このような数値が出された根拠は、どのような実例、経験に基づいたものであるのか、その点お尋ねいたします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

これらの数値につきましては、宿毛市内の個人林家の施業実績を聞き取りをしたものと、そして協力隊員が実際に行った施業を基に算出した、そういった数値となっているところでございます。

○議長（野々下昌文君） 9番山戸 寛君。

○9番（山戸 寛君） この試算、果たしてどう捉えればよいのか。上等としたものか、この程度かとするのか、私にはどう評価してよいものか、判断が付きません。

ともかくも、市としての試算では、こういう数値が出されている、その前提で質問を続けたいと考えます。

3か月で1ヘクタールの施業となると、年間

4ヘクタール、64万円掛ける4で254万円の収益とのことですが、その算出根拠の明細について、説明を求める意味で、順を追ってお尋ねしたいと思います。

まずは、収入として計上される木材の売上。先ほど50立方メートルというお話がございましたが、どのような計算に基づくものか、お尋ねいたします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

植樹後50年が経過した未整備森林の場合、約1、500本の杉やヒノキが残っていると仮定し、試算をしますと、間伐作業や作業道開設を実施した場合には、約20%を伐採することになりますので、300本ほどを伐採、搬出することになります。

木の大きさによってばらつきはあるものの、1本当たり約0.2立方メートルの材積となりますので、300本で合計60立方メートルの材積から、ばらつきを考慮し、50立方メートルとし、これに幡多共販所の取引価格を参考に、1立方メートル当たり1万円として、50万円という材木の売上金額を算出をしているところでございます。

そういった計算になっております。

○議長（野々下昌文君） 9番山戸 寛君。

○9番（山戸 寛君） 次に、収入の大きな部分を占めると想定される山林整備に関する補助金。

実は、自伐型林業、特に10年くらいの間隔で森林の保護育成に配慮しながら、林木の20%程度を目安とした間伐を、長期にわたって繰り返し、200年などという大径木に育てていく。

山を適切に保護しながら育林していく、間伐循環型の林業では、初期のまだ樹齢40年から

50年といった、樹木としてもまだ若齢である上に、長期的な施業をにらんだ作業道の開設が不可欠な段階では、到底、補助金なしでは成立し得ないという大きな欠点があります。

作業道の開設費用は、伐採した樹木の販売だけでは、到底、賄えないからです。地形に配慮し、確立された技術に基づく作業道は、一度つけければ、あとは小規模な修復程度で済むために、次の間伐サイクルでは、より大きく成長した樹木の伐採、搬出といった木材主体の事業となって、収益に直結する作業比率が高くなってくるのですが、当初において、収益に結びつかない作業道の開設や、単価の安い小径木の間伐は、補助金なしでは不可能です。

この試算において採用される現行の小規模自伐型林業に対する補助には、どのようなものがあり、その金額はどの程度となっているのか。先ほど、91万円と申されましたけれども、お尋ねいたします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

この作業道について、非常に大切なものだというふうに、私も考えているところでもございます。

私自身も、先ほど平成27年の6月に、当時の沖本市長への一般質問のお話ありましたが、ちょうど当時、自分も自伐林家の方々の研修会に参加をさせていただきました。まだ市長ではございませんでしたが。

徳島の自伐林家の方の研修会でございましたが、作業道をつけることが、まずもって、この自伐型林業には必要なんだという厳しいお話を聞かせていただいたところでもございました。

そういった形の中で、現在、補助金を用意しながら、進めているところでございます。

個人林家など小規模林業に取り組む方々を対

象とした補助金につきまして、まず、作業道、今お話がありました作業道開設に対する補助として、幅員2.5メートルの作業道でございますが、こちらを1メートルにつき2,000円の補助を行っているところでございます。

次に、間伐作業に対する補助としましては、20%間伐を行う場合に、1ヘクタール当たり16万円の補助を行っています。

また、バックホーや林内作業車などをレンタルした際に、その経費の半額を補助する制度も用意しているところでございます。

先ほど答弁しました人工林1ヘクタール当たりの施業における補助金の内訳としましては、作業道300メートル分で60万円、間伐作業分で16万円、そして機械レンタル分として15万円で、合計91万円の補助金額ということでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 9番山戸 寛君。

○9番（山戸 寛君） 次いで、経費の問題です。

機材やら燃料やら、さらにはあれこれ手数料やら、様々な必要経費は、どの程度を見込んでいるのか、その点お尋ねいたします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

経費につきましては、作業道開設に使用する重機のレンタル代が30万円、重機やチェーンソーの燃料代が18万円、木材運搬のための費用といたしまして、15万円、販売手数料が10万円となっているところでございます。

これ以外に、山主に対して、木材の販売金額の1割程度として4万円を支払っておりまして、合計で77万円となっているところでございます。

以上です。

○議長（野々下昌文君） 9番山戸 寛君。

○9番（山戸 寛君） 先ほども申し上げましたけれども、自伐型林業は皆伐の後、苗を植樹し、成長段階に合わせた造林作業を行って、樹木の生長を促す従来型の林業とは違って、樹齢200年といった長期的な施業を想定するものですが、間伐を繰り返すことによる本数の減少と、残された木そのものの成長による材積の増加という、バランスの変化の中で、経費と収益との関係は、どのように変化するのか。長期的な収支について、どう想定するのか、その点お尋ねいたします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

自伐型林業に限らず、間伐を行えば、その都度、林地内の樹木数は減少します。要するに切るわけですから、当然のことですが、本数は減少します。

しかし、適正な規模と時間間隔で間伐を行えば、隣地内に残った樹木が順調に成長をいたしまして、間伐周期を重ねるごとに、良質の大径木になります。

杉やヒノキの木材は、基本的に大径木の市場流通量が少ないこともあり、取引価格が有利に働く一方で、伐採や搬出作業に係る経費や、労働時間に関しては、小径木での伐採、搬出を行うよりも、はるかに効率よく実施できるという、そういったメリットがあります。

小規模自伐型林業が目指す10年周期、20%の間伐により、最終的に200年の大径木を生産していく方法は、その発端となる作業道開設の段階では、収入を得にくく、コストパフォーマンスに問題があるとはいえ、長期的な森林経営という点におきましては、経費をはるかに収益が追い抜く形で逆転する、そういった理想的な林業体系であるというふうに考えている

ところでございます。

以上です。

○議長（野々下昌文君） 9番山戸 寛君。

○9番（山戸 寛君） 今までお示しいただいた試算には、幾つかの基本となる条件があるんですが、その点、順を追ってお尋ねしたいと思います。

協力隊の3年間で、作業道の開設から伐採、搬出、販売と、それぞれの経験を積んで、一定レベルの技術水準に到達した。あとは現場で磨きをかけていだけとして、まずは、最初にかかってくる事柄に、その作業を行う森林、施業地確保をどう図っていくのか、という問題があります。

先ほどから引用していますが、平成27年6月議会に際して、私の技術の習得を行うと同時に、山林所有者に対するデモンストレーションと、Uターン、Iターンを含めた自伐型林業を施工する移住者を含めた方々の実績づくりを兼ねた形の長期的な山林施業を、一種のモデル事業として導入する。

そういうつもりはありませんか。そして、すぐにも実施可能な市有林はありませんか、との質問に対して、沖本市長からは、宿毛市の市有林で地形的条件を考慮した中では、U・Iターンを含めた新たな自伐林家の育成場所としての適地があるとは言えない。そういう状況になっております、との御答弁で、これでは地域おこし協力隊をお願いしても、その実技訓練を行う実験林を見つけることさえ難しいのではあるまいかと、内心、暗たんたる思いをいたしましたことでしたが、実際には、私自身、最近、現地で体験したことでしたが、協力隊の方々には作業道の開設作業に従事されている。

まずは、この森林施業地確保の一般的な問題に入る前に、これらの協力隊の方々には、どのような形で実験林が提供されているのか、その

点お尋ねいたします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

先ほど来、平成27年6月議会の沖本、当時の市長の答弁等のお話が出てきていますが、当時の沖本市長の考え方と少し、自分は考え方が違っているというのを、まずもって話をさせていただきたいというふうに思います。

また、この協力隊につきましては、私が市長になってから採用させていただいたものでありまして、そういった形の中で、少し答弁が当時とは変わってきているのかなというふうには思いますが、今の考え方を述べさせていただきたいというふうに思います。

協力隊員が林業技術を習得するためにトレーニングを行う目的で、横瀬川ダム付近の市有林を確保しているところでございます。

この市有林は、ダムの関連工事で山頂付近まで作業道が開設済みでありまして、各種の林業技術を習得するための研修場所として、適地であると判断をいたしました。

市有林以外にも、地域おこし協力隊の趣旨に賛同をいただいた山主の方々から、実験林として御提供をいただいた例や、また宿毛森林塾の卒業生が所有する山林で、研修を兼ねて一緒に作業をさせていただいている、そういった例もあります。

そういった形の中で、皆さんに御協力をいただきながら、行っているというところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 9番山戸 寛君。

○9番（山戸 寛君） 自伐型林業は、森林組合などの事業体による、機械化された大規模な活動とは違う。

基本的に小規模なものであるとはいえ、試算

に基づくだけでも、専業で行うとすれば、年間4ヘクタールの森が必要である上に、間伐周期を10年として考えれば、それだけで40ヘクタール、つまり一人当たりトータルで40ヘクタールの森林が必要となるわけです。

もちろん、それは年を追って広がっていくために、事業着手の最初から、それだけ必要というわけではない。できれば数年間は続けられるだけのまとまった面積が欲しいとはいえ、必ずしも1か所でなくてはならないわけではないとしても、やはり仕事の舞台となる森、施業地の安定的な確保が問題となってきます。

現在、7名の協力隊の方々、自伐型林業の活動を開始されようとする方が、来年任期終了という方を筆頭に、今後さらに出てくるのが想定される。

そんな中で、市として、この施業地確保の問題をどのように捉えているのか、お尋ねいたします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

卒業後の施業地につきましては、昨年度からスタートしました森林経営管理制度による森林の現況調査を行う中で、自伐林家による経営に適した森林の抽出作業を行い、森林所有者との協議の上、適当な森林については、協力隊員に任せていけるような仕組みを検討をしていきたいというふうに考えております。

また、協力隊員も、自らの努力によりまして、山林所有者と良好な関係を構築し、施業地の確保に努めてくれているところでございます。

施業地の確保につきましては、市としても積極的に取り組まなければならない、そういった課題というふうに、私自身も認識をしております。市有林も含め、施業地を集約化するために、必要な取組を今後も進めてまいります。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 9番山戸 寛君。

○9番（山戸 寛君） 市の所有する山以外にも、隊員個人の交流範囲の拡大、モデルとなる林地の形成と、山林使用者のアピール、市の広報等による呼びかけ等々、多種多様な取組による施業地確保が考えられるのでしょうか、聞くところによれば、佐川町では、専門のチームをつくって、この林地集積に取り組んでいるとのこと。

どのような要因や、条件を前提に成り立っているのかまでは、私個人としては、全く無知の状態なのですが、地域おこし協力隊の導入でも見たとおり、林業分野での佐川町の取組は、大きな参考になるものと考えます。

この施業地確保、隣地集積の取組は、森林環境譲与税の趣旨に合ったものであるとして、当市においても、積極的に検討し、取り組んでいくべきではないのか、市長のお考えをお尋ねいたします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

佐川町の取組につきましては、全国的に見ても、先進的な取組事例として、私も承知をしているところでございます。

昨年度から開始された森林経営管理制度も、佐川町の取組を参考にしたとも聞いているところでもございます。

本市の場合、施業地確保の入り口であります森林所有者を特定する作業から、相当な時間を要することが想定されますが、森林組合にも御協力をいただきながら、先進的な取組をされている自治体等の例も参考にすることで、施業地確保に向け、着実に業務を進めていきたい、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 9番山戸 寛君。

○9番（山戸 寛君） これは、施業地確保の問題とも同様のことなんですが、自伐型に取り組む人が増えてくればくるほど、補助金の必要額は増えてくる。

例えば、作業道についても、試算にある1ヘクタール当たり300メートルという数値が、従事者の増加によってどんどん、伸びれば伸びるほど、その必要額はどんどん大きくなるわけです。

補助総額の設定が十分対応できるだけの、言うならば青天井ならいいのですが、場合によっては、林家同士で補助金の限界内での食い合いとなって、勢いその活動量に制約がかかることにもなりかねない。

今現在、その問題がどうなっているのか知りませんが、大いに懸念される点です。

この問題は、自伐型林業の普及を考える上で、一種、決定的ともいえるような大きな要素であるだけに、市として、どのようにお考えなのか。補助金確保の現状と展望とについて、お尋ねしたいと思います。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

非常に大切な課題だというふうに認識をしているところでございます。

本市が設けている補助制度は、高知県の補助制度に一部市費を上乗せ補助している形を取っておりまして、高知県からの配分額によっては、自伐林家の要望に応えられない場合もあります。

県には、引き続き、予算の確保をお願いするとともに、昨年度から森林環境譲与税の配分が始まりましたので、自伐型林業の普及のために活用できないか、補助制度を含め、検討をしていきたいというふうに考えているところでございます。

少し余談にはなりますが、先日、芳奈の運動

公園のほうにマウンテンバイクコースを開設をいたしました。

自転車を活用するまちづくりを進める中で、市民の皆さんに、ぜひこの森林について、しっかりと学んでもらいたい、そういった思いがあります。

ハイキングでもいいんですが、自転車に乗って山の中に入って、こういった自伐林家の方々がつくられた、そういった林道を抜けて、いろいろと山に触れて、環境について考えていただく、こういった形の中で、昨年度から活用ができるようになった森林環境譲与税のほうを、どういうふうに活用していくのか、そういったのを市民の皆さんと一緒に考えていける、そういったものだというふうに感じているところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 9番山戸 寛君。

○9番（山戸 寛君） 同じく経費に関する問題ですが、先ほどから私、協力隊を卒業したら、自力でと、まるですんなり進めるような話ばかりしてきました。

ところが、事はそんなに簡単ではない点、とうにお気づきのことだろうと思うのですが、自伐型では、極力抑えてかかるとはいえ、事業には初期投資としての車両だとか、重機だとか、林業機材といったまとまった備品、経費が不可欠となります。

四駆の軽トラを自費で購入するとしても、小型とはいえ、パワーショベルや、樹木の搬出に使うトラックその他、リースに依存するケースが増えると、経費負担が大きく事業を圧迫する。

この質問の冒頭、令和元年12月議会における岡崎議員の質問に対して、任期終了後の地域おこし協力隊の起業を支援するため、起業支援補助金を創設するなど、任期終了後も、本市に定住していただくため、様々な支援体制づくり

に努めているところでございますが、このように市長御答弁いただいているのですが、この自伐型林業における起業後の慢性的な圧迫要因となりかねない機材のリース料金の問題について、何らかの支援策はないものか、市長の御見解をお尋ねいたします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

林業用機械のリース料に関する補助制度につきましても、既に高知県が実施をしておりますが、本市においても、活用しておりますが、人気が高い補助金でもあり、市への配分が少ないのが現状となっているところでございます。

そうした中、佐川町では、町が独自に林業用の各種機械を購入し、安い金額でレンタルする仕組みが採用されているところでございます。

自伐林家の方々にとりましては、経費削減など、林業経営の安定に効果的であるといえますが、維持管理費の増大や、老朽化に伴う機械の入れ替えなどの経費を考えると、市で購入、保有することは困難な状況であることから、先ほどの高知県が実施しているリース料の補助金制度の充実を図ることで対応できればと、現在のところは考えているところでございます。

このリース、機材だけじゃなくて、車も一緒でございますが、リースするのが得なのか、それとも自分が持って、それを貸すほうが得なのか、しっかりと計算をしないといけないというふうに思っております。

現在の宿毛市の状況を見たときは、補助金を出して、リース会社から借りていただいたほうが効率がいいというか、経済的なのかなというふうに判断をしているところでございます。

先ほども言いましたが、森林環境譲与税の使い道というのは、これから皆さんと一緒に考えていかなければなりません。

そういった形の中で、この森林というものを、市民の皆さんと一緒に守っていかねばならない、そういった考え方の中で、しっかりと事業展開を図っていきたい、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 9番山戸 寛君。

○9番（山戸 寛君） この自伐型林業の問題、森林組合や会社組織による事業体などの大規模集中的な林業開発の例も含めて、それこそ問題点は多種多様であって、到底、私などの力量の及ぶところではない。その上に、1度や2度の一般質問では、問い尽くせるようなものでもありません。

今回はここら辺りで終わりにしたいと思うのですが、最後に、実は、最も基本となる出発点、市の森林政策、林業戦略推進をしていく市長を筆頭として、担当課を初めとする行政自体の体制について、長期的な、そして一貫した目標を持って貫き通すその中で、今、我々は戦略上のどの時点にあって、どのような課題に直面するとともに、今後はどのような方策を講じていく必要があるのか、常に検証しながら、先取りしていく、そういう姿勢を忘れることのないようお願いするとともに、今まで市長、いろいろ林業に対して積極的に姿勢をお話しいただきましたけれども、改めて市長の御見解をお尋ねいたします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） 私の考え方をお示しをさせていただきたいというふうに思います。

皆さんも御存じのように、本市の面積になりますが、本市は面積の84%が森林でありまして、優良な森林資源があるにもかかわらず、担い手不足や、木材価格の低迷などの理由から、多くの森林が手つかずのまま放置をされてきています。

非常にもったいない状況でもございますし、これは環境にも、そしていろいろな観点から、よくない状況でございます。

このような中、自伐型林業という新たな林業スタイルを取り入れ、推進、実践をすることで、森林所有者や、移住者でも林業従事者になり得ることを証明をいたしまして、林業を盛り上げていこうという方針を打ち出したところでございます。

自伐型林業は、専業のみならず、森林所有者が自ら本業以外の空いた時間を生かして、副業ないしは兼業の形で、実施可能な林業形態でもありますので、今年度につきましても、森林所有者向けの林業研修であります宿毛森林塾を開催するとともに、地域おこし協力隊制度による新規林業就業者の獲得など、今後も宿毛市の林業を盛り上げていくための施策を実施してまいりたい、そのように強く考えているところでございます。

また、本市林業を成長産業として確立していくことを目標にいたしまして、自伐林家が行う小規模林業と、森林組合などの林業事業体が行う、そういった大規模集約型林業が、お互いにその役割を補完し合う形の中で、さらに発展できるように、林業施策を推進してまいりたいというふうに考えているところでございます。

この協力隊員につきましては、先ほども申しましたように、兼業型で行うことができる、本当に自由な形で林業を行うことができるという、新たなスタイルだというふうに感じているところでございます。

それぞれの隊員が、どのような形で、今後、宿毛市において林業を行っていこうと考えているのか、しっかりと一緒になって考えながら、進めていきたい、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 9番山戸 寛君。

○9番（山戸 寛君） どうも、市長ありがとうございました。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（野々下昌文君） この際、10分休憩いたします。

午後 2時13分 休憩

-----・-----・-----

午後 2時24分 再開

○議長（野々下昌文君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

12番松浦英夫君。

○12番（松浦英夫君） 12番、松浦でございます。本日最後の質問になろうかと思いますが、いましばらくの御協力をお願いいたします。

それでは、通告いたしておる問題について、市長並びに教育長に対して、一般質問を行います。

まず、初めはオスプレイの宿毛への配備を防衛大臣に直談判した中谷元防衛大臣の発言についてであります。

私は、これまでも自衛隊の基地問題については、何度か反対の立場で質問をしてきた経緯があります。

オスプレイの宿毛への配備を、河野防衛大臣に直談判した今回の中谷元防衛大臣の発言に対し、多くの市民は不安を感じています。動揺が生じています。

私は、市民の安全と安心を守るとの観点、併せてオスプレイの宿毛への配備を、新たな軍備拡大と新基地建設につながることでありますので、こうした動きに対しても、反対をしていくとの基本的な考えを持っております。

そして、オスプレイは海外では過去にも何度も死亡事故を起こしております。まさにウイドウ・メーカー、いわゆる未亡人製造機とも言わ

れております。

オスプレイの配備については、全国各地においても反対運動が起きているのが現状であります。特に、佐賀県では、海で生計を立てている漁民の皆さんから、宝の海を守れ、住民の命と漁民の生活を守れと、反対運動の先頭に立ち上がっています。

住民の皆さんを初め、労働組合の皆さん方々等からの反対運動が巻き起こり、計画が難航しているというか、頓挫しています。

今、なぜ危険なオスプレイを宿毛市に配備しなければならないのか、甚だ疑問に思われますので、以下、質問をいたします。

去る7月14日、中平市長は河野防衛大臣に対し、自衛隊基地誘致の陳情を行いました。その会議における中谷元防衛大臣の発言は、先ほども申し上げましたが、市民を不安に陥れています。

その発言は、佐賀空港で受け入れられないなら、宿毛への配備を求めるとの内容であります。

この発言を受けて、早速、我が党の福島瑞穂代表から、高知に自衛隊誘致、中谷元防衛大臣が河野大臣に直談判という内容のファクスが届きました。まさに自衛隊の基地誘致という、宿毛市議会の決議を受けての今回の防衛大臣に対する陳情の際における、同行していた元防衛大臣の発言とはいえ、宿毛市民を初め、近隣市町村に対して、何ら説明することなく、時の防衛大臣に直談判したことに強い怒りを感じているのは私一人だけでしょうか。

自衛隊の基地誘致については、幾ら議会決議があるとはいえ、全会一致の決議ではなく、ましてやオスプレイの配備については、市民や近隣市町村に対し、全く説明もなく、市民合意が得られていない中での発言であります。

まずお伺いいたしますが、今回の陳情への参加者は、市長を先頭にして、どなたが参加され

たのか、お示しをいただきたいと思います。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） 松浦議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

オスプレイの話でございます。

7月14日の防衛省への陳情につきましては、これまでと同様に、市、市議会、そして商工会議所の三者で行ったものでございます。

私と議長、そして宿毛商工会議所会頭の3名で陳情をさせていただきました。

当日は、中谷衆議院議員、中西参議院議員、そして加藤県議会議員、今城県議会議員、そして高知県危機管理部長にも同行をいただいたものでございます。

以上です。

○議長（野々下昌文君） 12番松浦英夫君。

○12番（松浦英夫君） 御案内のとおり、中谷元防衛大臣は、幾ら高知県民であるとはいえ、選挙区は高知1区であります。宿毛市の選挙区は高知2区であります。宿毛市の課題を国に対して陳情する場合に、高知2区選出の衆議院議員の同行がなぜなかったのか、不自然に思います。

宿毛市が選挙基盤としている高知2区には、選挙区での戦いに勝利し、代議士として活躍されている広田一氏がおります。もう一人、小選挙区での戦いに敗れたとはいえ、四国比例で復活している山本有二氏がおります。

御案内のとおり、広田一氏は、民主党内閣であったとはいえ、防衛政務官の経験があるわけでございます。宿毛市に関する問題について、国に陳情する場合には、地元選出の代議士が同行するのは至極普通のことではないでしょうか。

なぜ選挙区の違う中谷防衛大臣が同行し、地元選出の広田一氏や、山本有二氏が参加されていなかったのか、その理由についてお伺いいたします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

なぜ選挙区の違う中谷議員が同行し、ほかの地元選出の議員が同行していないかという御質問でございます。

中谷衆議院議員は、今回の要望活動だけではなくて、これまでも本市の防衛省への要望の際には御同行いただいておりますので、今回も今までと同様の形で御同行をいただけたものではないかというふうに考えているところでございます。

余談ではございますが、以前から、私が市長になる前から、そういった形だったというふうに記憶をしているところでございます。

○議長（野々下昌文君） 12番松浦英夫君。

○12番（松浦英夫君） 今、中谷議員の関係について、お話があったわけですが、私の質問した広田一議員や、山本議員さんは、どうして参加をされていなかったのか。宿毛市から御案内というか、要請をしなかったのか、そこら辺りも含めて、そのために参加をしなかったのかを含めて、答弁を求めます。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

今まで広田衆議院議員、また、以前は参議院議員でございましたが、同行してもらったというお話を聞いたことはございません。

今回、中谷代議士のほうへ、直接、宿毛市から御依頼をしたという形ではなくて、同行をしていただいたという形の中で、来ていただいております。

こちらから要請をして来ていただいたものではございません。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 12番松浦英夫君。

○12番(松浦英夫君) ということは、中谷衆議院議員は、宿毛市から防衛省に陳情があるということを聞いて、同行した。そして、ほかの2名の、地元高知2区選出の議員には、これまでも御案内したことはないので、今回も参加していなかった、そういうことでよろしいんですね。

○議長(野々下昌文君) 市長。

○市長(中平富宏君) 詳細については、一人一人に確認を取らないと分からないところでございますが、今回につきましては、中西 哲参議院議員のほうに、行くときには声をかけてほしいというような内容で、こちらとしても、お願いをしたところでございます。

それで、中西参議院議員のほうから、中谷衆議院議員のほうには、そのお話があったのではないかなというふうに承知をしているところではございます。

あと、県議会議員2名につきましても、中西参議院議員が御連絡をさせていただいたかのようにお聞きをしているところでございます。

以上でございます。

もし間違っていたら、申し訳ございません。そのように承知をしております。

○議長(野々下昌文君) 12番松浦英夫君。

○12番(松浦英夫君) 間違っていたらというのが、そのことが僕ら分からないのだから。そういういきさつがあったということが、自分たちには理解をしておりますので、質問をした経緯があるわけでございます。

今回の陳情における会議の中での、中谷元防衛大臣の発言は、先ほど触れましたが、新聞報道にあるような内容であったのか、発言内容について、その場にいた市長として、詳しく説明をいただきたいと思えます。

私を初め、宿毛へのオスプレイの配備について不安を感じ、反対をしている多くの市民の受

け止めは、幾ら元防衛大臣であり、10期も務めている議員であるとはいえ、突然に直談判するとは、到底考えられない。

今回の中谷元防衛大臣の発言は、事前に中平市長と打合せの上での発言ではないかと思っております。

私としては、中平市長自らは、オスプレイの配備については、真剣に考えているけれども、市長自らが誘致について求めることは避けて、同行している中谷氏が、元防衛大臣という肩書がありますので、市長の代わりに防衛大臣に直談判させたのではないかと考えます。

なぜならば、市民や近隣の市町村を初めとする関係者に対し、現時点では、全く何ら説明もしていない。ましてや、市民の世論を二分するほど難しい問題であり、市民合意を得ることが難しいと考えた市長は、同行している中谷氏が元防衛大臣という肩書がありますので、市長の代わりに防衛大臣に直談判させたのではないかと、推測があります。

そこで、市長は、今回の中谷元防衛大臣の発言について、どのように受け止めているのか、率直にお伺いいたします。

併せて宿毛市へのオスプレイの配備について、必要であると思っているのか、市長の所見をお伺いいたします。

○議長(野々下昌文君) 市長。

○市長(中平富宏君) お答えをさせていただきます。

先ほど、間違っていたら申し訳ございませんと言ったのは、御本人に確認を取れていないお話を、私のほうでさせていただきましたので、そういった意味も込めて、中西参議院議員も含めて、間違っていたら申し訳ないという言葉が出てしまいました。

先ほども申しましたように、以前から、従来そういう形で要望活動をしておりますので、こ

ちからから要請するというよりは、そういった情報の中で御同行をいただいているということでございます。

県会議員の方々も、そういった形で来ていただいているというところでございます。

それでは、答弁のほうをさせていただきたいというふうに思います。

中谷衆議院議員の発言内容につきまして、どのように受け止めているのか。また、オスプレイ配備の必要性についての御質問でございます。

中谷衆議院議員のオスプレイ配備に関する発言につきましては、一人の国会議員としての立場での発言でありまして、御本人もマスコミの取材に対し、新聞報道でもなされていますが、オスプレイ配備は、地元で決定したことなく、あくまでも一国会議員の見方と答えられておりますので、このことについて、私がコメントすべきものではないというふうに考えているところでございます。

また、本市へのオスプレイ配備の必要性につきましては、河野防衛大臣は、7月17日の閣議後の記者会見におきまして、オスプレイの最終的な配備先は、佐賀空港との国の考えを改めて示したとの、マスコミ報道もなされておりますので、現段階で全く計画のない宿毛への配備の必要性についての御質問につきましては、お答えすることはできませんので、御理解を願いたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 12番松浦英夫君。

○12番（松浦英夫君） 冒頭申し上げましたように、7月16日の高知新聞に、こういう形で新聞に載ると、大変市民は動揺いたしております。

中谷元防衛大臣が、一国会議員としての発言であるとはいえ、宿毛市にとって、公式な陳情

の場での発言でございます。

このことについて、市長の意図に反するものであるならば、中谷元防衛大臣に抗議なり撤回を、その場で求めるべきではなかったのかなというふうに思うわけでございます。

その点について答弁を求めます。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） 当時の要望活動の中では、議会議決を基に、議長、そして商工会議所会頭とともに、それも、今までもずっと誘致活動について要望している、そういった席での発言でありました。

それも、そのことを主に話をしたわけではなくて、そういった話の合間に出てきた一言だというふうに、自分としては感じておりますので、そのまま流れたような形でございます。

また、相手のほうからも、それについては、もう決まっていることですからというような、そんな感じで、さらっとしたと感じだったというふうに、自分は認識をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 12番松浦英夫君。

○12番（松浦英夫君） 認識が非常に甘いという感がするわけです。

市長の意見と、思いと違う発言を、公式の場でされたわけでございますので、それについて、はっきりと、その場で、幾ら一国会議員の発言とはいえ、私としては抗議をすべきではなかったかな。そのことが新聞に載ると、一定、市民も納得と言いますか、理解をする部分もありますけれども、抗議をしなかったということは、肯定をしたと。中谷発言を肯定をしたと受け止めるを得ないわけですけれども、この点について、市長の所見を求めます。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただ

きます。

抗議をしなかったら肯定とするという考え方は、毛頭持っておりません。

ただ、抗議するにも、そういったことについて、検討をしていないわけですので、当然、賛同もしなければ抗議もしなかったということですので。

以上でございます。

なお、新聞、それから報道等の内容につきましては、それぞれが取材をして載せているものでございますので、それについてのコメントは避けさせていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 12番松浦英夫君。

○12番（松浦英夫君） このオスプレイの配備の問題については、全国各地でいろいろと反対運動が巻き起こっております。

千葉県の本更津でも配備をされておりますけれども、反対運動が巻き起こっております。

特に、先ほど冒頭言いましたように、佐賀空港の使用の問題についても、漁民を初め、皆さんから反対運動が起こる中で、計画が頓挫をしている。

宿毛市へ配備をするとなると、市民からの物すごい反対運動が起こってくるだろう。そうした市民の思いと、国会議員の思いとはいえ、真逆な発言に対して、同席しておった市長としては、一定の声を出し、抗議なり撤回を求める行動を取るべきではなかったのか、そういうふうに思います。

再度答弁を求めます。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） 繰り返しになりますが、オスプレイ配備については、検討をしていない状況でございますので、その場で特に抗議をすることはしておりません。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 12番松浦英夫君。

○12番（松浦英夫君） 理解に苦しむわけですが。

自分の思いと真逆なことを、公式の場で発言しておるわけですから、中谷元防衛大臣は。中谷議員、ちょっとそれは違いますよと、宿毛市はこうですよと。宿毛市の考え方を正々堂々と、中谷議員に対して、私は抗議という言葉で申しましたけれども、何らかのアクションを起こすべきではなかったかなということを思うわけですので。

堂々巡りになりますので。

次は、先ほども申し上げましたように、佐賀県では多くの県民が反対する中で、配備計画が頓挫しています。

佐賀県は、既存の空港を活用しようとしていますが、宿毛へオスプレイを配備するとなると、新たな空港建設が必要となってまいります。西南空港に関しては、今回の要望書の中でも触れられております。

以前、民間の団体を中心にして持ち上がっていた西南空港建設の動きと、連動するのではないかと思います。その場合には、お隣の愛媛県との協議も新たに必要となってきますが、そのことについて市長の所見を求めます。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） まず、少し松浦議員と認識の違いがございます。

宿毛市民は反対なんだからというお話ありますが、先ほどから言っているように、反対も賛成も、これについて議論をしていませんので、分からないということですので。

そういった形の中で、今回の質問もそうなんですけど、オスプレイの配備につきましては、防衛省としましても、佐賀空港にオスプレイを配備する方針に変わりはなく、そのため、宿毛への配備につきましては、具体的な計画がない状

況でございます。全くそういった話がない状況でございます。

松浦議員が言われます愛媛県、そしてほかの近隣自治体におきましても、現段階で協議するといっても、協議する内容に値していないというふうに考えておきまして、当然、協議するようなことは考えていないところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 12番松浦英夫君。

○12番（松浦英夫君） 確認させていただきたいと思います。

この要望書の中にうたわれております西南空港との絡み。この西南空港を造るという動きについて、どういう取組だったのか。また、現在も進行形なのか、そこら辺りについてお尋ねいたします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

西南空港については、今から西南空港を造るという話じゃなくて、今までそういった取組をしたということで、立地条件の話の中で、宿毛の港であるとか、それから以前は西南空港の計画もあったであるとか、そういうことを明記をさせていただいて、宿毛市がどういうふうなところなのかということを書かさせていただいているところでございます。

○議長（野々下昌文君） 12番松浦英夫君。

○12番（松浦英夫君） 私としては、市長はそういう説明をするだろうなということは想定はされますけれども、この要望書の中にある西南地域における空港の立地条件等を考えると、今回のオスプレイとが合致するという思いで質問をさせていただきました。

それでは、新基地建設についての認識について、お伺いをいたします。

新基地建設に向けての沖縄県の取組でありま

すが、沖縄県民の民意は、辺野古への新基地建設については、反対の意見が多くあるのが実態であります。

そのことは、各種の選挙結果を見れば明らかのように、県民の世論としてあらわれています。

しかし、幾ら県民の反対があろうが、国が日本国の安全保障や防衛を考えた場合に、必要であると判断した場合には、国家権力を行使してでも、建設に向けて一直線に進んでいるのが沖縄での基地建設の動きであると考えます。

新基地建設に関するとは思いますが、沖縄の辺野古への新基地をめぐる動きについて、どのように考えておるのか、市長の所見をお伺いいたします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

沖縄県辺野古への新しい基地をめぐる動きについて、どのように考えているのかという質問でございますが、他の自治体の状況、動向につきましては、それぞれの地域の実情は様々であるというふうに推測をいたします。

ここで私の考え方を述べるべきものではないというふうに考えておりますので、答弁は差し控えさせていただきます。

○議長（野々下昌文君） 12番松浦英夫君。

○12番（松浦英夫君） この問題についても、想定内の答弁ということで、理解をいたしますけれども、基地を造る、オスプレイを配備する、そういうことを決めた段階で、先ほども触れましたように、国家権力を行使してまでも、配備をしてくる、そういう危険性があるということを申し上げておきたいと思います。

先ほど、沖縄の基地建設について申し上げましたが、このように沖縄の基地建設の実態を見ればお分かりのように、今回のように、公費を使ってまで自衛隊の基地誘致の陳情をすること

は無駄な経費の使用になるのではないかと考えます。

こちらから陳情しなくても、防衛省は国の安全保障の観点から、自衛隊の配備と新基地建設を考えるのであります。その結果、宿毛への基地建設が、我が国の安全保障や、防衛上必要であると考えた場合には、なりふり構いなく、沖縄と同じように基地建設に向けて邁進していくのであります。

このことを考えると、企業誘致の取組とは全く違うのであります。市長の所見をお伺いいたします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

自衛隊の誘致につきましては、これまでも答弁をさせていただいておりますが、地域経済の活性化や、そして防災対策、さらには本市の大きな課題でもあります人口減少対策にもつながるものと考え、誘致活動に取り組んでいるところでございます。

また、市議会におかれましても、昭和57年3月には、景気浮揚対策の一環といたしまして、海上自衛艦寄港誘致促進に関する決議、そして平成30年6月には、防災対策や人口減少対策、地域経済の活性化など、多くの課題が山積をしている本市にとっては、多くのメリットが認められるとして、自衛隊誘致の促進に関する決議がなされております。

これまでも市と議会、そして商工会議所が一体となった取組を進めてまいりました。

過去におきましても、私が議員になってから、それぞれの議長になられた方々は、呉のほうに寄港誘致に行っていたというふうに記憶しております。

どなたが議長になっても、行っていたというふうに記憶をしているところでございます。

基地誘致の陳情は、経費の無駄ではないか、企業誘致の取組は違うとの御質問でございますが、防衛省の訪問につきましては、今回もそうですが、誘致活動だけではなく、西日本豪雨などの災害対策や、そして艦船の宿毛湾港への寄港についてのお礼、また大規模災害に備えた事前復興のための情報交換、情報収集の機会としても、訪問をさせていただいているものでございます。

そういったお話も、ずっと中でさせていただいている、そういったところでございます。

なお、自衛隊の誘致は企業誘致とは手法は違いますが、目的は同じく、地域の課題の解決、地域の活性化でありまして、決して無駄な経費だとは考えていないところでございまして、これからもそういった活動をしていきたい、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 12番松浦英夫君。

○12番（松浦英夫君） これ以上、質問しても、型どおりの答弁しかないというふうに理解をしますので、質問いたしませんけれども、この17日に新聞発表されて以来、市民の中では、反対運動、署名活動に取り組んでいる皆さんもおるわけでございます。

そういった面で、市民も今回の中谷発言は、本当に市民を分断する発言だということを申し上げまして、次の質問に移ります。

次は、新型コロナウイルス対策についてであります。

この問題については、市長並びに教育長にお伺いをいたします。

日頃より新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐ取組や、経済支援に向けて努力されていることに対しては、敬意を表します。

そこでまず、宿毛市における現在の新型コロナウイルスの感染状況について、市長としてど

のような認識であるのか、まずお伺いをいたします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

宿毛市における新型コロナウイルスの感染状況についてでございますが、3月31日に本市における初の感染者が確認され、4月15日には宿毛市非常事態宣言を発出するに至るほど、一時期は感染の拡大が深刻な状況となりました。

そのような状況の中、事業者の皆様に対しましては、休業や営業時間短縮等の要請を行い、小中学校の休校や、保育園の登園自粛要請、公共施設の貸館の休止等、市民の皆様に対しましては、様々な制限をおかけいたしました。皆様の御協力により、4月20日の感染確認を最後に、本日まで本市における感染者は確認されていない、そういった状況でございます。

本当に皆さん、ありがとうございます。

全国的な感染状況は、いまだに落ち着きが見られず、県内でも感染者の確認が散発していますが、現在の本市の状況は、幸いにも落ち着いた、そういった日々が続いているところでございます。

市民の皆様や、事業所の皆様の感染防止対策の徹底があるということは、日々実感しておりますし、事業所向け支援の一つとして取り組んでおります。宿毛市中小企業新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金の支給実績を見ましても、市内において感染防止対策が進んでいることが分かるところでございます。

どれだけ感染防止対策を徹底いたしましても、感染リスクがゼロとなることはありません。しかし、一人一人の基本的な感染防止対策を継続していくことが、感染する人を減らすこととなり、感染拡大を止めることとなります。

宿毛市は、国の緊急事態宣言が全国に拡大さ

れる前に、独自の非常事態宣言を発出し、あらゆる手段で市民の皆様へ感染防止対策の周知を行ってきたことで、市民の皆様への感染防止対策の意識が高くなり、新しい生活様式を積極的に取り入れていただけているものというふうに認識をしているところでございます。

重ねて、御協力いただいております市民の方々に、本当に感謝をいたしております。

今後は、感染防止対策を徹底しながら、これまで以上に社会経済活動を拡大させていかなければならないと、そのように考えておりますので、地域の活性化につながる取組を進めてまいりたい、そのように考えているところでございます。

なかなか一部では締めながら、一部では緩めるということでは、本当に難しい施策ではありますが、経済をしっかりと回していくためには、そういったことをする、そういった手法を取っていくしかないというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 12番松浦英夫君。

○12番（松浦英夫君） 御案内のとおり、宿毛市の主要な産業は、農業や漁業を初めとする一次産業であります。

今回の新型コロナウイルスの感染により、一次産業を初め、飲食業等、宿毛市における経済活動にも大変な影響が出ているところであります。

各種の対策を行う上からも、新型コロナウイルスの感染による経済的に被っている影響を調査し、その調査を基にして、対策をしていかなければならないのではないかと思います。

そこで、宿毛市として、各種の経済活動における影響について、どのように把握しているのか、あわせて宿毛市の今日の経済状況はどうなっているのか、お伺いをいたします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

本市の経済状況につきましては、財務省高知財務事務所が公表する高知県内経済概況、そして日本銀行高知支店が公表する高知県金融経済概況などの各種資料や、事業者等への聞き取りを実施をいたしまして、その把握に努めているところでございます。

国の事業者向け金融支援策であるセーフティネット保障に係る認定状況や、そして宿毛市コロナ対策緊急支援給付金の申請状況を見ますと、コロナに関する経済的なダメージは、飲食業や宿泊業だけでなく、様々な業種に及んでいることが分かります。

また、私もそれぞれの場所に出向いて、それぞれの現状について、直接お伺いをする機会をつくっているところでもございます。

感染拡大防止対策といたしまして、実施されていた各種制限も、段階的に緩和され、個人消費の持ち直しなどにより、徐々に回復傾向に転じた業種もありますが、依然として非常に厳しい状況にあると、そのように自分自身考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 12番松浦英夫君。

○12番（松浦英夫君） 経済的な支援という部分に関連すると思いますけれども、国民一人当たり10万円を給付するとした特別給付金の給付状況について、お示しをしていただきたいと思います。

併せて、宿毛市での未支給の方への対策等、こういう取組をしてきたという部分があれば、これについても、併せてお示しをいただきたいと思います。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

きます。

宿毛市における特別定額給付金の給付につきましては、令和2年8月18日をもって、総務省の定める申請期限を迎えたため、現時点で給付は終了をしているところでございます。

給付状況といたしましては、給付の対象となる1万115世帯、そして2万52名でございますが、こちらの方々に対して、世帯の99.7%に当たる1万82世帯、人数の99.8%に当たる2万16名への給付が完了をしているところでございます。

本市では、広報誌やホームページ等を通じて、給付申請を呼びかけるとともに、7月からは、給付申請をされていない方への電話連絡や、戸別訪問を行い、連絡の取れない方については、御自宅に申請勧奨のはがきを投函するなど、給付率100%を目指して取り組んでまいりました。

最終的には、給付金の受取辞退の申出があった方4名、基準日の4月27日以降に亡くなられた一人世帯の方、この方々が9名、そして申請されなかった方が23名ございましたので、合計33世帯36名が未支給となっているところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 12番松浦英夫君。

○12番（松浦英夫君） 今回の答弁の中で、99.7%の給付率であり、亡くなられた方や、申請をしなかった方を含めて33世帯が未支給という状況であると思います。

これも数字、願わくば100%というのが、思いでございましたけれども、制度の課題もございまして、99.7%、未支給が33世帯、非常に、そういう意味では高い数字かなというふうに思いますが。

政府は、2回にわたって補正予算を組んで、対策を講じております。その中で、地方に対す

るコロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金として、宿毛市に対して、数字が間違っていたら御指摘を願いますけれども、予算書を見る限り、5億3,462万7,000円が交付をされております。

今回の宿毛市の補正予算の中でも、各部署の対策として、それぞれ対策予算が計上されておりますが、宿毛市が予算化した総額は、全体で幾らなのか。5億3,462万近くの国庫補助金に対して、宿毛市の予算はどうだったのか、お示しをいただきたいと思っております。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金の対象事業につきましては、8月の第3回宿毛市議会臨時会までに予算化したものが、合計で3億458万8,000円となっているところでございます。

また、本議会に提出をさせていただいております補正予算においては、新たに3億1,180万7,000円を追加することとしておりまして、総額で6億1,639万5,000円を予算化することとしているところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 12番松浦英夫君。

○12番（松浦英夫君） 国から5億3,462万円で、宿毛市の対策予算として6億1,636万円。ということは、そういう面では、補助金を超える宿毛市独自の補正予算ということになれば、1億円近くが宿毛市の一般財源から投入をされたということでもいいわけですね。確認です。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをします。

そういうことでございます。差額については、一般財源で出させていただくという、そういうった予算書になっております。

○議長（野々下昌文君） 12番松浦英夫君。

○12番（松浦英夫君） 先ほども触れましたけれども、今回も補正予算を組んでおりますけれども、この補正予算で宿毛市の対策としては十分であるというふうに考えているのかどうか、市長の所見をお伺いいたします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

十分かという御質問でございます。

本市では、先ほど御説明いたしました交付金の対象となる予算を初め、それに加えて、国や県の補助制度を活用しながら、本議会まで、本議会上程したのものも含めてですが、本議会までに総額で27億4,557万2,000円の新型コロナウイルス対策関連予算を計上し、対策に取り組んでいるところではあります。今日におきましても、全国各地で新たな感染者が確認され、事態の収束が見通せない状況であるとともに、感染症を取り巻く状況は、日々刻々と変化していく中、これらの予算をもって、十分な対策が講じられているとは認識しておりません。

そして、感染症対策はもとより、市民生活、経済活動への影響や、新たな生活様式への対応を踏まえ、今後もその時々状況に応じた対策を講じていく、そうした必要があるというふうに考えているところでございます。

本市が対策を講じていくに当たり、活用できる財源は、議員も御承知のとおり、限られている状況ではあります。引き続き、国、県の動向を注視しながら、必要なときに必要な対策を講じることができるよう、今後も検討を進めてまいりたい、そういうふうに考えています。

しっかりアンテナも張りながら、要望するところには要望もし、そして市内のそれぞれの事業主、市民の方々の生活をしっかり見定める中

で、対策を講じていきたい、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 12番松浦英夫君。

○12番（松浦英夫君） 次は、7月22日から始まったG o T oキャンペーンについて、少しお伺いをいたします。

全国的なコロナウイルスの感染拡大により、国民には自粛を求め、県をまたぐ移動が制限される等した結果、ホテルや旅館業等、観光業を営む方々にとって、予約がキャンセルされるなどして、大打撃を受けているのが現状であると思います。

このことについては、連日、マスコミ等で報道をされております。

そこで、政府は、こうした皆さんを支援することを目的として、G o T oキャンペーンと銘打って取組を行っております。

今回の新型コロナウイルス対策としてのG o T oキャンペーンについては、全国の知事の中からも反対する声や、地方自治体の中からも、心配する声があがっています。

私としては、人の流れは全国的に広がることによる感染の拡大のリスクがあるものと考えます。

新型コロナウイルスの感染拡大の全国的な広がりを見せる中、果たして国家予算1兆6,794億円もの巨額の予算を使ってまで行う事業であるかどうか、甚だ疑問に思います。

新型コロナウイルスの感染拡大の収拾のめどが立っていない中での取組について、市長として、どのように考えておられるのか、認識をお伺いいたします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

国が実施しておりますG o T oキャンペーン

は、国内の観光需要を喚起し、新型コロナウイルス感染拡大により疲弊した地域経済を再興させるための施策であると、そのように認識をしているところでございます。

先ほど言った緩めるほう、こちらの施策だというふうに思っております。

もちろんコロナ禍での事業実施につきましては、反対意見があることも承知をしております。何事におきましても、賛成、反対それぞれあるというふうに思います。

しかしながら、いわゆる新しい生活様式を実践し、新型コロナウイルス感染拡大防止対策を十分徹底しながら、本市への人の流れをつくり、地域経済を回復させていく必要があると考えているところでもございます。

先月8月9日・10日に、本市で開催いたしましたすくもチリリンまんぷくライドも、その一環といたしまして、国の実施するG o T oトラベル、また幡多広域観光協議会の実施するはた旅クーポン事業と合わせまして、実施いたしました。

2日間で延べ156名の県内外の方に申込みをいただいたところでございます。

また、市内の宿泊施設や飲食店によりますと、先月の連休中や、お盆時期には、多くの県外観光客が訪れていたとのことでございます。

こうした状況の中、本市における新型コロナウイルスの新規感染者が、9月に入っても、現在、発生をしていないことから、感染予防と経済活動の両立ができていたのではないかと、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 12番松浦英夫君。

○12番（松浦英夫君） 今、市長自ら答弁があったように、8月9・10日の自転車のキャンペーンですかね、あれについても、感染者が出なかったということを考えれば、あれですけ

れども、なぜこの時期にという声が、私のところに届いておるのも、これもまた事実でございます。

そうした面で、事業による感染者は出なかったけれども、各種の取組が中止をされるというのが現状であろうかというふうに思います。

次は、これは若干、説明といたしますか、仕組みについてお示しをいただきたいわけですが、市民の皆さんから私のところに届くのは、内容が分かりにくい。そして、利用したいけれども、どうしたらいいのか、という声が多く聞こえてきます。

そこで、どうすれば活用できるのか、G o T o キャンペーンの流れといたしますか、仕組みについて、お示しをいただければ幸いです。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

いろいろな事業を中止するのは、本当につらいですけども、逆に簡単なんですね。ただ、コロナの感染対策をしながら、リスクを下げながら、物事を動かしていくというのは、本当に大変で、労力も必要とします。

そういった形の中で、スタッフ初め、職員もそうですが、本当に苦勞して、今回のイベントを開催していただきました。

156名という話をさせていただきましたが、これ1日100人が限界だろうということで、実は100人で規模も限らせていただいて開催しましたが、1日目はほぼ満員、来られたということでした。

これからもいろいろなイベントをやっていく上で、やめてしまいたいという思いが強いんですが、できる限り、地域経済を回していくために、そういったイベント等も必要なのかなというふうに思っているところでございます。

また、後ほどの質問等でもあるところではございますので、余り詳しくは言いませんが、やはり県が整備をしました土佐清水市のS A T O U M I（さとうみ）、非常に人が来て、コロナ感染に関して、非常に不安がる声もありましたが、その一方で、非常に大きな経済活動として、その数字はもう既に出てきているところでございます。

そういった、非常に難しいところではあります。バランスを取りながら行っていき、そのように思っているところでございます。

それでは、G o T o トラベルについてでございます。

このG o T o トラベルは、国が実施をする制度でありまして、直接、宿毛市が関わっているものではございませんので、国が示しているその内容を説明するような形になることを、まずもって御了解を願いたいと思います。

まず、G o T o トラベルの仕組みについてでございますが、国内旅行を対象に、旅行代金の35%分の割引と、15%分の地域共通クーポンを、旅行者に付与するもので、一人1泊当たり2万円、日帰り旅行につきましては、1万円が上限となっているところでございます。

次に、この制度の利用方法といたしましては、旅行会社、または宿泊施設予約サイトを通じて、あるいは直接、当該制度に参加している宿泊施設に連絡をして、キャンペーン適用の旅行商品や、宿泊プランを申込みすることで、先ほど御説明させていただいた35%分の割引と、15%分の地域共通クーポンを受け取ることができるというものでございます。

ただ、現在のところ、35%分の割引のみ先行して実施している状況でありまして、15%分の地域共通クーポンにつきましては、10月より開始する予定であるというふうにお聞きをいたしているところでございます。

議員御指摘のとおり、少し分かりにくいところがあるのかなというふうに、私自身も感じているところではございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 12番松浦英夫君。

○12番（松浦英夫君） それでは、市内のホテル業者の中で、業者の申請が要ると思うんですけども、申請をして、G o T oキャンペーンの認可を受けられている業者、何社ぐらいあるのかお示しをいただきたいと思います。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

これも国のホームページ上で確認をするということで、確認をさせていただきましたが、G o T oトラベルに参加している市内の宿泊施設につきましては、現在、7事業者が登録されているようでございます。

地域共通クーポン券事業の参加店舗につきましては、9月から募集を開始しておりますが、まだ国のホームページ上で公表されていない、そういった状況のようでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 12番松浦英夫君。

○12番（松浦英夫君） 市内で申請しているのは7業者ということは、中小の旅館業者については、そういう面で恩恵を受けてないかなという感がするわけでございます。

それでは、最後になりますけれども、G o T oキャンペーンと趣旨は同じではないかと思いますが、宿毛市は6月議会において、幡多広域観光協議会運営事業負担金として、1,048万6,000円を計上し、観光対策の一助にする計画であります。現時点での効果について、お伺いをいたします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

きます。

このG o T oキャンペーンは、宿泊業者のほうから申請をするような形になっていきますので、小規模の宿泊業者でも、申請さえすれば登録できるというふうに承知をしているところでございます。

ぜひ、登録をしていただきたいというふうに思います。

それでは、お答えをさせていただきます。

幡多広域観光協議会が実施をするクーポン券事業、通称、はた旅クーポンは、当該制度に参加した宿泊事業者が、クーポン付宿泊プランを用意をし、それを利用して、幡多地域の宿泊施設に、宿泊した旅行者に対し、大人（中学生以上）1名につき5,000円分の地域クーポンを配付する事業でございます。

まだ、現在も宿泊施設で配付をしている、そういった期間中ではありますが、8月末までに、当市で換金したクーポンの枚数は2,692枚で、金額ベースで134万6,000円となっているところでございます。

やはりこういったところに、しっかりと観光施策を打ち込んだところとの差が出てきているかのように考えているところでも、分析をしているところでもございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 12番松浦英夫君。

○12番（松浦英夫君） G o T oキャンペーンを初め、全体的な分については、以上で質問を終わらせてもらいます。

次は、学校におけるコロナウイルス対策について、教育長にお伺いをいたします。

宿毛市教育委員会として、学校における児童生徒に対し、コロナウイルスの感染防止対策はどのように取り組まれているのか、私としては、十分に把握できていませんので、お伺いをいたします。

次に、学校の休校による授業時間の確保については、大変重要な課題でもあります。特に来年、受験を控えている小学校6年生、中学校3年生の児童生徒の皆さんの不安は並大抵でなかろうかとは思いますが。

児童生徒だけではなく、御父兄の皆さんも心配されていることでしょう。

各学校現場や教育委員会としても、大変苦慮されて、それぞれ授業時間の確保対策については、万全の取組をされていると思いますが、どのようになっているのか、お伺いをいたします。

○議長（野々下昌文君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、12番議員の一般質問にお答え申し上げます。

新型コロナウイルス感染防止対策についての御質問でございますけれども、市内全小中学校において、本年3月4日からの一斉臨時休業に伴いまして、令和2年度におきましては、24日間程度の授業日が不足することとなりました。

この日数を補うため、市内全小中学校で夏休みを短縮をする。さらには、各学校それぞれの学校において、時間割の編成の工夫でありますとか、あるいは学校行事の見直し、精選などを行うことによって、先ほど申し上げました不足する24日分については、今現在しっかりと確保して取り組んでいただいております。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 12番松浦英夫君。

○12番（松浦英夫君） そういう面では、御苦労さまでございます。

この授業時間の確保との関連もあるわけですが、冬休みや春休み、これについては、私としては影響があるというふうに思っておるんですけれども、これについて、冬休み、夏休み、春休みの対策について、どのような取組をしようとしているのか、お伺いをいたします。

○議長（野々下昌文君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、お答え申し上げます。

休業によって不足する授業時間の確保につきましては、先ほども申し上げましたように、夏休みの短縮等によって、既に不足分の日数は確保いたしておりますので、今現在は冬休みや春休みの期間への影響を及ぼすものではありません。

この夏休みについても、今後、コロナウイルス感染が想定をされるということをもって、かなり各校において、それも含めて夏休みの授業時数を確保していただいております。

そういったことで、ある程度の余裕を持って、授業時数は確保していただいているものというふうに認識をいたしております。

しかしながら、今後、宿毛市において新型コロナウイルスの感染がさらに拡大をするような場合は、再び、学校を臨時的に長期にわたって休業することも想定をされますので、教育委員会といたしましては、学校における感染防止対策と合わせて、授業時間の確保についても、学校現場と十分連携をしながら、留意をしてみたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 12番松浦英夫君。

○12番（松浦英夫君） 新聞等を見ると、インフルエンザとコロナの感染が、再発が同時期ではないかというふうな新聞報道もありますけれども、今、教育長が言われましたように、ないことを祈っております。

もう1点、部活動の取組についてお伺いいたしますけれども、学校が休校となっています。そのために、私としては、各中学校における部活動にも影響が生じていると思っておりますけれども、どのような影響が生じているのか、部活動対策について、お示しをいただきたいと思っております。

○議長（野々下昌文君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、お答え申し上げます。

部活動についての御質問でございますが、学校休業中は、当然ながら部活動も感染拡大防除のために自粛をしております。

どのような影響が生じているのかとの御質問でございますけれども、宿毛市におきましても、文化部や運動部それぞれの部活動におきまして、通常でありましたら、地区大会から勝ち上がって全国大会へと続くものが、四国大会や全国大会が中止となったものや、さらには地区大会そのものも、開催をされていない部活動もございます。

学校再開後の日々の練習においても、長期休業によりまして、子供たちの体力が落ちているということも想定をされるために、徐々に体をならしていくための指導、通常の指導と違って、まず体力づくりから始めなきゃいけないと。

さらには、3密を初めする感染症対策に常に留意しながら、部活動を進めていかなければいけない、そういう対応が求められているところでございます。

また、試合につきましても、遠征等の移動や、宿泊の課題など、可能な限り感染症対策を行った上での活動が求められている状況でございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 12番松浦英夫君。

○12番（松浦英夫君） 一方、今年の夏は例年になく猛暑が続いております。残暑も非常に厳しい毎日が続いております。

そして、授業時間の、先ほどの答弁にありましたように、確保という観点から、夏休みも大幅に短縮をされております。

こうしたことから心配するのが、児童生徒に対する熱中症対策であります。

教育委員会や現場の先生方も、十分な取組が

行われているとは思いますが、宿毛市教育委員会として、どのような対策を講じているのかについて、お示しをいただきたいと思いません。

○議長（野々下昌文君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、お答え申し上げます。

熱中症事故の防止につきましては、例年、各学校において対応していただいておりますけれども、今年度につきましては、議員御指摘のように、コロナウイルス対策と合わせて、非常に猛暑が続いたということで、特に留意をしなければいけない。

さらには、近年、全国的にも熱中症事故が多く確認をされていることを踏まえまして、本市においては、猛暑が続く中、そして先ほど、議員御指摘のように、夏季休業期間も短縮をしての授業であると。そういったことも踏まえまして、児童生徒等の熱中症対策に向けた取組といたしまして、適切な水分補給はもとより、気候等の状況によっては、マスクをはずすということ。それから、幸い、普通教室、各教室には、エアコンを整備しておりますので、とにかくエアコンを積極的に活用すること。それから学校現場と連携をしながら、コロナウイルスと合わせて、特にこの夏は熱中症対策を十分講じるよということ、現在も取り組んでおります。

9月とはいえ、まだまだ暑い日が続いておりますので、十分気を引き締めて、子供たちの健康管理には取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 12番松浦英夫君。

○12番（松浦英夫君） もう1点、お伺いします。

各学校では、地域の皆さんを巻き込んだ取組として、開かれた学校づくりと地域との交わり

を、関わりを強めておるのが、現在の実態であります。

地域との関わりを強めていくことは、今後の学校運営を考えた場合、そのウエートは大変重要であります。

宿毛市教育委員会として、どのように取り組もうとしているのか、その方向性についてお伺いをいたします。

○議長（野々下昌文君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、お答え申し上げます。

現在、宿毛市では、議員御指摘のように、開かれた学校づくりを初め、宿毛小学校で取り組んでおりますコミュニティスクール、さらには市内全ての小中学校で取り組んでおります地域学校協働本部事業など、地域と学校が連携・協働し、未来を担う地域の子供たちの成長を、地域社会全体で支え、推進する取組を行っているところでございます。

学校を核といたしまして、学習支援や部活動支援、登下校時の見守りなど、様々な活動を行うことにより、子供たちの健やかな成長に資することはもとより、地域の教育力の向上を初め、地域の方々の人材活用や、生きがいつくり、さらには教職員の負担軽減にもつながるものというふうに考えております。

今後におきましても、新型コロナウイルス感染症の対策を取りつつ、引き続き、これらの取組を推進してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 12番松浦英夫君。

○12番（松浦英夫君） 今まで、学校の授業日数の確保とか、熱中症対策等質問してきたわけですけども、私としては、全国の学校現場や、教育委員会で混乱をしている諸悪の根源は、2月27日の安倍総理による全国の教育委員会

や現場に何ひとつ相談しないまま、休校要請が突然なされたことにあると思います。

総理大臣に休校を決める権限も、要請する権限もないはずであります。公立学校であれば、学校を管理運営する教育委員会ではないでしょうか。

教育長として、今回の総理による休校要請について、どのような法的根拠や、権限に基づくものと考えているのか、所見をお伺いいたします。

○議長（野々下昌文君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、お答え申し上げます。

政府による休業要請について、どのような法的根拠や権限に基づくものかの御質問でございます。

休業の要請につきましては、令和2年2月28日付で文部科学省事務次官から、学校教育安全法第20条に基づいて、臨時休業を行うよう、お願いする旨の通知がございました。

また、同日、高知県教育長より、3月4日からの臨時休業措置を行うよう、お願いする旨の通知もあつたところでございます。

学校教育安全法第20条には、学校の設置者は、感染の予防上必要があるときは、臨時に、学校の全部又は一部の休業を行うことができるとございますので、本市といたしましては、新型コロナウイルス感染防止対策と、児童生徒の安心・安全の確保のための要請と判断をいたしまして、休業を決定したものでございます。

なお、議員御指摘のように、市町村の設置する学校の休業決定は、設置者である市町村教育委員会が決定するものと認識をいたしております。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 12番松浦英夫君。

○12番（松浦英夫君） 答弁になかったと思

いますけれども、総理による休校要請についての法的な根拠が、どんな権限に基づくものと考えているのか、この部分について、休校する部分については、学校教育安全法の20条にあり、これについては理解できますけれども、総理の今回のことについて、なかなか当事者じゃない教育長に質問するのもあれかと思えますけれども、総理の2月27日の休校要請が、これによって全国の地方の教育委員会が混乱を起し、学校現場で混乱を起しているわけでございますので。

答弁を求めます。

○議長（野々下昌文君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、お答え申し上げます。

2月27日の総理の休業要請の法的根拠という御指摘でございますけれども、先ほど申し上げましたように、我々は文部科学省のほうから、28日付で学校教育安全法第20条に基づいて休業をしてほしいという要請を受けております。

同じく、高知県教育委員会からも、県立学校と同様に、3月4日から休校してほしいという要請を受けております。

先ほども申し上げましたように、最終的に学校を休業するかどうかの判断の権限は、市町村立学校であれば、私ども宿毛市教育委員会ということでございますので、私どもはそういう認識の下で、教育委員会として判断をして、休業決定したということで御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 12番松浦英夫君。

○12番（松浦英夫君） くだいようですが、総理大臣 安倍晋三氏の休校要請が、多くの学校現場、教育委員会現場に混乱をまき散らすと言っても過言ではない、そのことだけを申し述べさせていただきます。

地方の教育委員会の休校要請についての対応は、まちまちでございます。8月3日の新聞を読ませていただきます。

中には、総理の要請が示されたから、臨時休校を決めたとする教育委員会、時間的余裕がなかったから、教育長による専決で、この休校について決めたとの事例が起きております。

宿毛市教育委員会として、宿毛市における休校を決定するに当たり、教育委員会を開催する等、十分な委員会における議論を行う中で、決定したとは存じますが、宿毛市教育委員会の対応について、どのような過程を取ってきたのか、その対応についてお示しをいただきたいと思えます。

○議長（野々下昌文君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、お答え申し上げます。

3月4日からの休業につきまして、先ほど申し上げましたように、国や高知県教育委員会からの要請に基づきまして、宿毛市教育委員会におきましては、2月28日、要請のあった日の午後1時から、臨時の教育委員会を開催いたしました。

それに続いて、教育委員会終了後、臨時の校長会を招集をいたしました。

その中で、教育委員の皆さん、いろんな御意見をいただきました。

それから、校長会でも、どういう形が一番子供たちに影響が少ないのかということも含めて、検討をしてきた、協議を重ねてきたところでございます。

その結果、国からの要請は、3月2日の月曜日からの休業でございましたけれども、宿毛市教育委員会として、保護者の皆様への周知や、学校現場の混乱を避けるため、本市としては、県のほうからの要請もございましたけれども、3月4日から全ての小中学校を一斉に休業する

ということといたしました。

その後も、新型コロナウイルス感染防止に向けまして、様々な状況に対応すべく、毎月開催をしております教育委員会の定例会はもとより、状況に応じまして、臨時会を4月の6日、7日と、2日続けて開催をいたしております。

そういう中で、とにかく子供たちにとって望ましい形、教育環境に適應できるように、協議検討を重ねてまいったところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 12番松浦英夫君。

○12番（松浦英夫君） 宿毛市教育委員会としては、私が先ほど申し上げましたような専決事項とか、教育長の、教育委員会を開かずに決めたという事例はなかった。確実に教育委員会を開く中で、教育委員の皆さん、そして学校現場の皆さんの声を聞きながら、決定をしたということで、理解をするところでございます。

最後の質問になるわけでございますけれども、休校を決定するに当たっては、休校した場合における子供たちに与える影響について、どのように議論してきたのかを併せて、校長と教育現場の声に耳を傾けるべきであったと考えます。

また、休校による影響については、父兄の皆さんからも御意見を拝聴することも大切であったと思います。こうした問題についても、宿毛市教育委員会としては、議論と検討は十分になされた上での決定であったと思いますが、現場の声を聞く取組について、教育長の所見をお伺いをいたします。

○議長（野々下昌文君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、お答え申し上げます。

先ほどの答弁と重複いたす部分もございませけれども、休業決定を含め、感染防止の課題の取組といたしましては、国や県の動向、宿毛市の感染状況等を、学校現場等と共有する中で、

方向性を決定しているところでございますけれども、現在においても、先ほど市長からもございましたように、幸いにも宿毛市では感染者、発生しておりませんが、常に感染防止対策に取り組んでまいらなければいけないということで、学校、教育委員会ともども、緊張感を持って取り組んでいるところでございます。

休業となる子供たちにつきましては、長期休業期間中は、在宅での生活ということでございますので、御家庭で看護が難しい低学年の児童を、学校及び放課後こども教室や、学童保育での受入れ、それから休業に伴い、不足する学習時間を確保するための夏季休業期間の短縮、さらには学校行事の音楽祭や水泳大会の自粛等、子供たちに与える影響というのは、様々考えられますけれども、学校現場や保護者の皆さんの意向も踏まえまして、先ほど、御所見ありましたように、休業の決定に際しても、保護者、各学校において、保護者の皆さんの御意見も十分に承る中で、最終的に教育委員会として休業決定した経緯がございますので、そういったことを、今後もそういう保護者の皆様含めて、関係機関と連携を取りながら、十分に感染防止対策に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 12番松浦英夫君。

○12番（松浦英夫君） 教育長から懇切丁寧な答弁をいただきました。

ぜひ、主人公は子供たちでございます、子供たち、そしてまた父兄の皆さん、そしてまた教育現場を預かる現場の校長先生等、皆さんの御意見を聞きながら、教育行政を回させてもらいたいし、コロナウイルスが学校から発生しない、子供たちから発生しない、そういう環境づくり等についても、全力で取り組んでいただきたいということを申し上げまして、私の一般質問を

終わりますが、最後に申し上げておきます。

私自身、この宿毛へのオスプレイの配備、反対をし続けることをこの場でお約束をして、一般質問を終わります。

○議長（野々下昌文君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（野々下昌文君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日は、これにて延会いたします。

午後 3時52分 延会

令和2年
第3回宿毛市議会定例会会議録第3号

1 議事日程

第8日（令和2年9月15日 月曜日）

午前10時 開議

第1 一般質問

----- . . . -----

2 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

----- . . . -----

3 出席議員（13名）

1番 今 城 隆 君	2番 堀 景 君
3番 三 木 健 正 君	4番 川 田 栄 子 君
5番 川 村 三千代 君	7番 高 倉 真 弓 君
8番 山 上 庄 一 君	9番 山 戸 寛 君
10番 岡 崎 利 久 君	11番 野々下 昌 文 君
12番 松 浦 英 夫 君	13番 寺 田 公 一 君
14番 濱 田 陸 紀 君	

----- . . . -----

4 欠席議員

な し

----- . . . -----

5 事務局職員出席者

事務局 長 朝比奈 淳 司 君
次長兼庶務係長 奈良 和 美 君
兼調査係長
議事係長 宮 本 誉 子 君

----- . . . -----

6 出席要求による出席者

市 長	中 平 富 宏 君
副 市 長	岩 本 昌 彦 君
企 画 課 長	黒 田 厚 君
総 務 課 長	桑 原 一 君
危機管理課長	岩 本 敬 二 君
市 民 課 長	沢 田 美 保 君
税 務 課 長	山 岡 敏 樹 君

会計管理者兼 会計課長	佐藤 恵介 君
健康推進課長	松田 まなみ 君
長寿政策課長	中山 佳久 君
環境課長	山戸 達朗 君
人権推進課長	谷本 裕子 君
産業振興課長	谷本 和哉 君
商工観光課長	上村 秀生 君
土木課長	川田 和徳 君
都市建設課長	小島 裕史 君
福祉事務所長	河原 志加子 君
水道課長	川島 義之 君
教育長	出口 君男 君
教育次長兼 学校教育課長	和田 克哉 君
生涯学習課長 兼 宿毛文教 センター所長	岡本 武 君
学校給食 センター所長	平井 建一 君
農業委員会 事務局長心得	小松 憲司 君
選挙管理委員会 事務局次長	児島 厚臣 君

----- . . . ----- . . . -----

午前10時00分 開議

○議長（野々下昌文君） これより本日の会議を開きます。

この際、議長から報告いたします。

13番、寺田公一君から、会議規則第2条の規定により、欠席の届出がありました。

日程第1「一般質問」を行います。

順次発言を許します。

1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） 1番、今城です。今回もよろしく願いいたします。

まず、大項目の1番、オスプレイ誘致問題について伺っていきます。よろしく願いします。

今年7月14日、市長、議長らが防衛省に自衛隊誘致の陳情の際、同行した中谷元防衛大臣と中西参議院議員が河野防衛大臣に、オスプレイを佐賀が受け入れないなら、宿毛で受け入れられると進言したことが明らかになりました。

そこで、宿毛へのオスプレイ誘致発言の市長の見解から確認させていただきます。

まず、昨日の松浦議員の質問に対する市長答弁から確認しておきます。

その1つ目は、中谷元防衛大臣のオスプレイ誘致発言は、一国会議員としての発言であり、コメントする立場にないと答えられました。

それから次に、オスプレイ配備の必要性は、市として検討しておらず、賛成とも反対とも言えないと答えられました。

3つ目は、防衛相が配備計画を予定していない宿毛へのオスプレイ配備の質問には、コメントを差し控えるということでした。

それでは、お聞きしたいと思います。

防衛大臣に提出した要望書は、宿毛には西南空港予定地もあり、海上、航空、陸上部隊編成、訓練の最適地であるとし、オスプレイ誘致発言と一体化して見えてしまっていますが、このオスプ

レイ誘致は一体誰の要求と捉えたらよろしいのか、お聞かせください。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） 皆さん、おはようございます。今城議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

手元にも配付物が今朝配られておりました。これは議長の許可を取って配付をされたということだと思いますが、ここに写っている写真とかは、許可を取って写真を掲載されているのでしょうか。

また、先日、これとは違うビラなんですけど、私の自宅にも、ポストもあるんですけど、ポストじゃなくて玄関の足マットにばらまくようにビラを置かれていたところでもございます。

こういったビラ、責任を持って作られているということだと思いますので、取扱いについても慎重にさせていただきたいというふうに思ったところでもございます。

昨日、松浦議員への一般質問の答弁、繰り返して言っていただきましたが、そのことについては、そういうことでございます。

また、発言についてのお話がありました。これにつきましては、松浦議員の答弁と同じでございます。中谷衆議院議員の発言でございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） 写真は、防衛省のホームページから引用させていただきました。

それでは、まず、一体誰の発言か、国会議員2名の要望であると。要求であると。ほかの要求ではないと捉えたらよろしいのでしょうか。

それでは、次の質問をします。

要望書提出者である市長、議長、商工会会頭は、オスプレイを受け入れられるとして自衛隊誘致を求めたのではないですか。

もう一回確認します。要望書提出者である市

長、議長、商工会会頭は、オスプレイ、これを受け入れられるとして自衛隊誘致を求めたのではないか。これを確認させてください。

お願いします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

今までも、何度も御説明をさせていただいていることと全く変わりはありません。

自衛隊の誘致ということで動いております。何が来るとかいうものは全く決まっていない状況で、それについて、いい、悪いというお話はできない、そういった形の中で、いろんな可能性を模索しながら、自衛隊誘致に取り組んでいるところでございます。何もオスプレイに限ったことではございません。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） 明確な発言が得られませんので、これまでの話、今の話から捉えると、オスプレイ誘致も、自衛隊誘致の選択肢に入るというふうに私は捉えてしまいました。そのようなことでいいんでしょうか。まだオスプレイは反対という線は出していないと。それから、オスプレイ誘致というのも、一つ考慮に値するものであるという線に見えてきます。

それでは、次の質問に移ります。今度は中項目の2番に入ります。

もし、宿毛が受け入れられるとした中谷氏の発言、そのオスプレイが宿毛に配備された場合、住民への影響について確認したいと思います。

その対象となる陸自オスプレイ、佐賀に今、配備が予定されていて、頓挫しているやつですが、対象となる陸上自衛隊オスプレイ、これはどんな任務を負って、どんな訓練を行うのか、ぜひ、御存じである部分をお知らせ願いたいと思います。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

明確と言われましても、先ほども言ってますように、いろいろなものがあると思います。

今城市議も御存じだと思うんですが、いろいろな配備、ありますよね。何かオスプレイに特化してお話をされていますが、そういった形の中で宿毛市、まだまだどういったことが可能性としてあるかということを探しているところでありまして、そういった中で、例えば、可能性が見えてきたようなものがあれば、そのことについてしっかりと検討し、そして宿毛市にとって、それが有益なものなのか、そういった議論を進めていかなければいけないというふうに思っているところです。

このオスプレイについては、非常に、昨日来言っていますが、マスコミ報道でもされているところでございまして、今のところ17機ですか、これを佐賀空港に配備する方針ということで、これについては防衛省のほうもそのように、特にそれに対して変わった話は聞いてませんので、そういうふうな形の中で、本市への配備計画というのは当然ないわけでございます。

中谷議員の言われた発言を捉えて、いろいろと憶測を立ててお話をされているようでございますが、今のところと言いますか、全くそういった具体的な配備計画等ありませんので、それについて検討もしていなければ、それについて準備をしているところでもございません。

それを一つ一つ、いろんなものに対して、全てにおいて検討するということは今の状況では不可能ですので、そういった形の中で、オスプレイについても考えていないというところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 1番今城 隆君。

○1番(今城 隆君) それでは、私も調べてきました。防衛省のホームページ、またはウィキペディアとか、そういうところでまとめてみました。

佐賀空港、これに配備予定している17機のCV-22型というのは、優れた機能を持っているようです。レーダーも配備して、夜間も低空飛行ができると。夜間、山岳部を低空飛行し、敵地に侵入、そして、特殊部隊の輸送を想定した特殊作戦機であると書かれていました。

これは、佐賀空港に配備の目的は、佐世保の水陸機動団、つまり、海上上陸作戦などを行う日本版海兵隊と言われてます水陸機動団と一体で運用して、南西諸島防衛において、日米合同作戦も想定しているものというふうにあります。

だから、これが来れば、毎日低空飛行訓練及び夜間飛行訓練を行い、17機そろえば、1日15回の離着陸をすると防衛省が回答しています。どこに回答しているかと言えば、今、暫定配備の木更津市に対してそう回答したということです。

それが宿毛に入ってくることとなればということで、市長に伺いたいと思います。

想定です、あくまでも。宿毛にオスプレイ17機、あるいはその半分とか、入ってきて、訓練を行うようになるとすれば、それが宿毛西南空港予定地になると思われるんですが、市民にどのような影響を与えとお考えでしょうか。ぜひ聞かせてください。

○議長(野々下昌文君) 市長。

○市長(中平富宏君) お答えをさせていただきます。

何度も同じ答弁になって、大変聞いている方には申し訳ないんですが、検討してませんので、どうなると思いますかと言われても、現在、答えるものを自分は持っていません。ウィキペデ

ィアとか、ネット上でいろいろ調べて、コロナのときもそうですが、いろんな情報が出ています。そういったのでいろいろ考えることも必要だとは思いますが、現在、宿毛市としてオスプレイ配備については全く話ありませんし、また、自分としても、可能性というものを見出している、そういったものではございませんので、検討をしていないというところでございます。

また、西南空港のお話をしますが、西南空港予定地とおっしゃっていただくことは大変ありがたいことですが、予定地であったところでありまして、現在は西南空港自体は進んでいないというか、もう予定地だったという、少し過去の話になったところでありまして、空港に対しては、現在、整備に向けて動いていないところでございます。

以上でございます。

○議長(野々下昌文君) 1番今城 隆君。

○1番(今城 隆君) 20年ほど前にボーリング調査、仮設計もできているという土地だと思っています。

それは今、計画にはないんでしょうが、要望書には、宿毛西南空港予定地もあると、訓練にも使えるということで要望がなされているということです。

当然、佐賀空港で有明海漁協が反対の声を上げて進まないという状況。あそこは、最初は45億円の補助金をということで進めていたんですが、なかなか漁民が受け入れないと。漁業被害が起こるんだと。

それからやっぱり、超低温の被害などが漁にも影響すると。そういう心配をされているということらしいです。

オスプレイが、今、日本に17機入っています。それから、米軍との共同訓練によってどんどん飛び始めました。

東京、神奈川、千葉、静岡、佐賀、そして沖

縄など、高知でもオレンジルートを低空飛行の例が増えてきています。

その各地の反対運動は、低空飛行による物すごい騒音、落下物事故、そして最も心配される墜落の危険を訴える住民の運動です。

オスプレイ反対署名運動のことに移りますが、これは宿毛市でも、御存じのとおり始まっています。

反対する市民の会の署名内容は、宿毛へのオスプレイ誘致発言は、住民意思を無視した地方自治への背徳行為であり、許すことはできない。宿毛の自然、住民の生活と健康を守るため、断固反対するというものです。

第1次集約では、2,000筆あまりをまとめて、近日中に市長と議長宛てに提出するということらしいです。

そこで市長に伺います。

住民から多くの反対署名が寄せられていることについてどう思われますでしょうか。お聞かせください。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

先ほど来お話をさせていただいてますように、防衛省として本市への具体的な配備計画というのは全くあるわけではございませんが、そういった、やはり不安視する方々がいろいろなお話をする中で、署名を集めているというお話を少し聞いたところでございます。

署名を提出していただく際には、しっかりとその内容も見させていただいて、そしてまた、御提出いただいた方々の御意見を聞かさせていただきたい、そのように思っているところでございます。

以上です。

○議長（野々下昌文君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） どうぞ、ぜひ、意見を

しっかりお聞き願いたいと思います。

私も当然反対ですから、署名の協力もいたしまして、結構多くの声を聞きました。賛成派も当然、反対派もおられます。

ここで、今議会の補正予算が気になります。

補正予算に水陸両用機活用可能性調査事業委託料、308万円というのがありました。この水陸両用機活用可能性というのは、自衛隊機の活用可能性ではないでしょうか。お聞かせください。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

自分も議会人でありましたので、議会のルールは分かっているつもりでございます。

通告にもない、そしてまた、本議会の予算議案をこの一般質問ですることについては、以前のルールからはかなり離脱、離れている、してはいけないことではないかなというふうに思ったところではございますが、答えられる範囲内で答えさせていただきます。

宿毛湾にぜひ観光誘致という形の中で、水上飛行機を飛ばしたいということで、現在、瀬戸内海でやっているせとうちシープレーンという、これはもう3年ぐらい前から自分のほうでアプローチをさせていただいた事業でございます。

その遊覧飛行をしている飛行艇で、関西空港と、今、コロナ禍ではありますが、インバウンドのお客さんを何とか宿毛湾に連れてこれないかなということで、ずっと温めてきた事業でございます。

防波堤が完成しないと宿毛湾の静穏度が上がらないということで、防波堤の完成を待って、このたび、試験的な運航をしていただけるということでございまして、民間の遊覧飛行、飛行艇でございます。水上飛行機でございます。自衛隊とどういった関係があるかは分かりません

が、全く関係がないものだというふうに私は思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） それで安心しました。

水上着陸できる飛行艇ということですね。分かりました。

自分も今朝知ることができました。これはと思いました。水陸機動団は、水上から上陸する訓練をします。前市長のときだったと思いますが、ホバークラフト、エルキャックと呼ばれる陸上訓練をする候補地として白浜などを調査したという事例がありました。

まさに、自分も今回調べて、オスプレイ誘致とこの陸上作成、水陸機動団と類似の訓練場というのを模索しているように、非常に勘ぐってしまうわけです。勘ぐるわけですね。それは証拠がないですから。けれども、やっぱり状況証拠としては、そのような動きが感じられます。

昨年6月、自分も、一番最初の議会質問になりましたので、中谷氏が国会防衛委員会で、宿毛へオスプレイ誘致を考慮してはどうか、その検討条件に当たるのではないかと質問しています。全く同じ発言が出てきたと。

ですから、何らかの形で、誘因する力学がこの宿毛市政にも働いているのではないかと心配しているところです。そういうことになるんです。

私たちの人生や生活にも影響を与えるような重大事だと私は考えます。

私たちの重大事を私たちを外して勝手に決めるなど。こんな思いは私にもあるし、署名を書いていた方、署名を集めている住民の会、推進ばかりではなく、反対住民の声もしっかり聞いてくださいというのが願いということです。しっかり声を聞き取ってあげてほしいと思います。

そこで、市長に確認したいと思います。

十分な論議と十分な住民合意がない以上、市がオスプレイ誘致を進めることはないことを約束してください。

十分な論議や住民合意がない以上、市がオスプレイ誘致を進めることはない。こう約束していただけませんか。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

議場でありますので、議事録も取り、後でまたそれを検証することもできるというふうに思いますが、先ほど来、少し、この場でお話しておかないといけないのかなと思うことが何点ありました。

まず、西南空港、設計とか、それからボーリング調査というお話がありましたが、そういった事実は、私のほうは聞いていないところでございまして、それを何を基にお話しているのかなというふうに思いながら聞いていました。

また、先ほど、せとうちシープレーンの話がありましたが、議会はルールにのっとって、議案、特に新しいことに関しては、新規事業調査表をつけて、議会の開会前、1週間前に配っていますので、見ていただければ内容は分かるはずです。本日の朝、気が付いたというのは、本人がそこを見ていなかったからだというふうに思ったところであります。

それから、いろんなことがあります。今回のオスプレイに至るまで、まずは自衛隊の基地誘致、非常に、議会を挙げて議論もしましたし、特別委員会も設置し、そういった形の中で決議もいただいた、そういった案件であります。当然、賛成の方もおられて、反対の方もおられる。反対の方の御意見も聞かせていただく中で、そういった形で、現在、宿毛市動かさせていただいております。

いろいろな形の中で住民の皆様方の御意見を聞きながら進めていくということは、大変重要なことだと思っておりますので、できる限りそういうことをしながら、市政運営を進めていきたいというふうに思っておりますが、いろいろなルールの中で、限られた時間、そういった形の中でしっかりと議論を進めていかなければならないというのも事実でありまして、やみくもに議論を尽くせ、尽くせというお話ではなくて、どういうふうな形の中で議論をしていったら、より市民の方々の多くの意見を聞くことができるのか、そういった献身的な御意見を、ぜひ、今城議員のほうからも御提案をしていただいて、一緒になって取り組んでいきたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） オスプレイの質問については、この辺で終わりにしたいと思いますが、やはりこのオスプレイ発言の真意というのはどこにあるのかと。防衛のことか、人口増のことか、経済か、災害対策か。それから市民のためか、それとも利益誘導か。これを機に、これらに見られる、ここに見られる政治、自治の姿について、私たち市民、県民総ぐるみで大いに論議すべきではないかと考える。そのように私は思うわけです。

何か明確ではないまま、何か水面下で進行しているような、こういうことを感じる宿毛市政になっているんじゃないかと。これは私の感想であります。

次に、大項目2番、市庁舎高台造成工事の件に移っていきます。

高台造成工事の完了時期をお聞きします。

造成工事の完了時期が遅れる心配はないのか。もし遅れるとすれば、どの程度なのか、その要因と合わせてお聞かせください。

よろしく申し上げます。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

高台造成工事の進捗につきましては、8月31日現在で、計画進捗率70.5%、これは計画です。この70.5%に対しまして、68.2%の進捗となっております、計画との差は、マイナス2.3%、要するに、マイナス2.3でありますので、2.3%の遅れとなっておりますところでございます。

現状の遅れにつきましては、7月に降雨日、雨の日が多かったことや、アクセス道での表面崩壊、表面の辺りが少し崩れたということでございます。これが要因であります、大きな遅れに至っておらず、完成時期は、工期である12月28日を予定しております。工期としては予定どおりに完成するだろうということでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） それでは、工期遅れの要因は、特に発生していないと捉えてよろしいのでしょうか。

続きまして、設計変更ガイドライン及び設計変更手続、1億2,000万円の変更手続ということになりますが、それについて確認します。

高台造成工事実施計画書の特記仕様書第24条の中に、設計図書の変更は、県の建設変更ガイドラインによることと記載されておりました。

今回の高台造成工事1億2,000万円の増額変更契約は、設計変更ガイドラインに基づいて手続が行われたのかどうか、お聞かせください。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

一部書類の作成が不足している部分はありま

すが、高知県の設計変更ガイドラインに沿って設計変更を行っているところでございます。

○議長（野々下昌文君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） 設計変更ガイドライン、ちょっと確認したいと思います。読みます。

設計変更金額が、当初の30%、または2,000万円を超えるときは、設計変更に関する事務取扱要領に基づき、別途契約を行うことを原則とするとあります。

そして、その事務取扱要領には、変更範囲は、当初金額の30%以内かつ2,000万円以内で、延長数量が20%以内である、と書かれておりました。

本件は、1億2,000万円増額して、搬土の延長数量が、2,400立米から27万立米、つまり112倍増加しています。

この文面から見ると、明らかに変更範囲を逸脱して、別途契約にすべき案件ではなかったかと。別途契約にすべき案件だったということになろうかと思えます。

さらに、事務取扱要領には、条件変更等の処理については、受注者に変更等確認要求書を提出させる。その上で所属長の決裁を受けるとあります。

市長も言われたように、書面によらない口頭要求と協議で契約変更になってしまっています。ガイドラインに従っていないのじゃないかと思うわけです。

市長に確認します。今後のことです。今後の設計変更処理は、ガイドラインに沿って、書面による協議を経て決裁を行うよう約束していただけますでしょうか。

お願いします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

約束していただけるかという前に、議員、読

まれたのは途中までですよね。原則とするというところで止めましたが、その後文章がありまして、「原則とするが、一体施工の必要性から分離発注できないものについては、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金又は工事の変更を行うこととする」というふうにつながっています。「が」がありますので。

そういうふうな記載がありまして、今回のケースも以前からずっと答弁しております。一体施工の必要性から変更契約としたものでございまして、ガイドラインに沿ってやっているものでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） 問題はそこです。後でこういう論議が行ったり来たりするというのは、やっぱり書面に残していないということが私は最大の原因ではなかったかと思うわけです。検証がすぐできて、正当性を確認できるということが今後必要になってくると思いますので、書面記載による決裁をしっかりといただくことをよろしくお願いいたします。

それでは、大項目3番の新型コロナウイルス感染症対策に移らせていただきます。

まず、防疫対策について伺います。

防疫対策のポイントは、感染もしくは感染が強く疑われるものと、濃厚接触者と、それ以外に分けて対応することが一般的なことです。そしてそれを効率的、効果的に行うためには、広範な検査体制と隔離環境を整えるということになろうかと思えます。

今回は、このことに対して自治体として何ができるかについて質問させていただきます。

まず、PCR検査体制について伺います。

知事が、県民がPCR検査を受けやすくするため、一般医療機関に協力を呼びかけていると言っておりましたが、幡多地域の検査体制がど

のようになっているのかをお聞かせ願えればと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

コロナウイルスに移る前に、先ほど書面に残していないからこういうことになるというお話がありました。

一部書類がないという話はしましたが、書面の確認としましては、受注者からの事実の確認請求を受け、それを施工計画打合簿にしっかりと記録をしているところでございます。

そして、課内での決裁も受けた上で経済比較等の検討を行い、庁内での協議を経て変更を行っているところでございますので、しっかりと残していますので、また御確認いただければと思います。

憶測や推測で話を持っていかないように、ぜひ確認をしていただけたらというふうに思うところでございます。

それでは、コロナウイルス感染症についてお答えをさせていただきます。

これまで、高知県内の医療機関からのPCR検査依頼につきましては、新型コロナウイルス健康相談センターで受け付け、保健所が受診調整をし、帰国者・接触者外来等で検体採取を行い、高知県衛生環境研究所でPCR検査を実施していたところでございます。

そうした中、唾液検体によるPCR検査が保険適用されるとともに、民間検査会社による医療機関からの受託検査が開始されるなど、検査を取り巻く状況が変化してきたことや、次の季節性インフルエンザ流行期に備えた体制整備が求められていることに伴いまして、新たな検査体制を構築する取組が行われ、必要な院内感染対策を行い、医師の判断で検体採取できる医療

機関を検査協力医療機関と位置づけまして、県内医療機関に協力を呼びかけ、住民が安心して受診できる外来検査体制の強化が図られました。

現在の状況といたしましては、9月10日に検査協力医療機関の一覧が高知県のホームページで公表をされているところでございます。

そして、9月14日時点では、幡多地域で検査ができる医療機関は15施設となっております。そのうち6施設が宿毛市内の医療機関でございます。

なお、新たに追加された検査体制は、検査協力医療機関を受診し、医師が総合的に判断して、新型コロナウイルス感染症を疑うとされた方が検査を受けることができまして、採取された検体を民間検査会社に送って検査するという流れとなっている、ということでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） 県のホームページを私も見て、私が見たときには、11日でしたが、市は5つの病院、追加がもしありましたら教えてください。いなげ胃腸科内科、大井田病院、奥谷整形外科、幡多けんみん病院、筒井病院、あともう一つ入ったんでしょうか。

どれも、やはりかかりつけ医に電話予約して受診するようにと書かれていました。ありがたいことです。検査体制は、かなり幡多地域は整ったと安心しております。

今言われたことですが、PCR検査費用、これはもう、検査の必要があると判断された方になるということは、保険医療適用になるということですね。よろしいでしょうか。もしよかったですら確認させてください。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

医師が判断して可能性があるということであれば、保険医療ということで間違いのないと思

ます。

それから、あと、追加の病院は田村内科クリニックでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） ありがとうございます。

じゃあ、次の質問に移らせていただきます。

介護、福祉施設への援護体制について伺っていきます。

高齢者施設などの感染対策は、防疫上大変重要な位置づけになるかと思えます。

入所者や職員への定期的な検査、施設内感染が出た場合の援護体制など、宿毛市として想定、あるいは準備していることがあったらお知らせください。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

まず、施設職員のPCR検査につきましては、各施設がどのような体制で検査を実施しているのかなど、全てを把握しておりませんが、保健所の指導の下、実際に症例が発生した場合はもとより、平時の検査についても現行の法令等に基づきまして、適切に実施していただいていると考えております。

次に、施設への援護体制につきましては、現在高知県が主体となりまして、感染防止のための施設改修やマスク、そして、飛沫防止パネル等の物品購入に要する経費に対しての補助事業を実施しているところでございます。

また、施設内での感染防止対策のため、各施設で自主点検を実施していただき、結果の提出を受ける中で、状況を把握をすることとしております。

本市におきましても、感染症対策の充実を図るために、高齢者や障害者の入所施設等を対象とした新型コロナウイルス感染症対策に係る研

修会を開催することとしておりまして、現在調整を進めている、そういった最中でございます。

事業所の状況や感染の状況等によりまして、必要とされる支援が異なるため、感染症を発生させない、たとえ発生した場合においても、重症化させないことが重要であると考えておりますので、今後も高知県や各事業所と連携を図りながら、必要とされる支援を行ってまいりたい、そのように考えております。

○議長（野々下昌文君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） 定期的な施設の検査体制、一定されているということで安心しました。

調べていると、松戸市が、なかなか優れた取組をしている。松戸市というのは、40万人ぐらいの大きな都市ですから、ちょっと状況は違うかもしれませんが、高齢者施設の職員、あるいは65歳以上の無症状者への検査を対象とするものです。

ということで、保険対象にならないもの、確か1万円以内ぐらいで抗原検査、たばく質で検査するというものですが、その5,000円分を援助し、本人同意の上で検査結果を市の感染防止策に活用するということがありました。

症状が現れていない方に市の中でどれぐらいの感染状況があるのかと。ある線が出てきたときに非常に有効な対策のデータになる可能性があると思っています。

もし施設が完了をしているとすれば、65歳以上の健康者でその実態、今は全く問題ないとか、あるいは、数百名に1名出ましたということで、防疫対策という、その先を読める可能性があろうかと思えます。市民の活動の制限もかなり解かれていく可能性があります。

つまり、自分たちは今大丈夫な状況であれば、活動を進めることができる。そういう経済的にもプラスになる側面を考えるとところであります。こういうのもぜひ、使えるようであれば検討し

ていただきたいと思っています。

続いて、近いことになるかもしれませんが、自宅待機、感染者、濃厚接触者の隔離、待機者への支援について伺っていきます。

自宅待機を要請されている濃厚接触者のために生活支援や自宅待機できにくい方へのホテル指定とか、その経費補助など、市として何か手だては考えていませんか。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

軽症者、軽い症状の方向けの宿泊療養施設につきましては、高知県が施設を選定し、調整を行っていると聞いておりますので、県から市に対しまして、協力依頼があった場合には、できる限り協力は行いたいというふうに考えておりました。県のほうにもそういったお話をさせていただいているところでございます。

次に、濃厚接触者となり自宅待機されている方への支援についてでございますが、現時点では、県が保有する濃厚接触者の情報を市町村と共有することとされていないため、市が個人を特定して、積極的に生活支援等の対応を行うことは、非常に難しい状況でございます。

濃厚接触者は感染者ではありませんので、自宅待機は保健所からの要請であり、人ごみを避け、マスクを着用しての定期的な受診や、そして食料品など生活必需品の買物までは規制をされていないところでございます。

また、濃厚接触者の健康観察期間中は、毎日保健所から電話による健康観察が行われておりました。生活支援が必要な場合などの相談には、保健所から御本人に市の窓口など対応可能な機関を紹介していただいていると聞いておりますので、支援が必要な場合は、御本人から市に対して申出があるものというふうに考えております。また、そうしていただきたいということを

県のほうと連携を取っているところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） 情報提供ですね、秘密保護がありますので、それはなかなかできにくだろうと思いましたが、相談窓口という手があるなということは思っていました。

やはり、同じ方法で、既に5月ぐらいから初めているところが多く出てきました。今回、今出しているのが、愛知県日進市、これも結局、保健所との連携によって自宅待機者、これは当然生活に困る方がいますので、市の窓口相談していただければ、買物支援とかその他、可能な限り対応しましょうと、そういうことで外部接触を本人も避けたいし、条件を整えてあげることがされています。大阪市もそういうことをやっていましたし、春日井市などもネットで出てきました。

ぜひ、今の時点でどうこうということはないかと思いますが、確か4月から5月にかけてPCR検査待機者をちょっと見たときがあります。待機者と言われる方が20人を超えるぐらいのときがあったんじゃないかと。PCR検査が進むに当たって、その濃厚接触者というのを何人今日は検査したというのがあります。ですから、そういう待機者が宿毛にいるんだなと思いがら見たところでしたので、この方全てが家庭でうまく隔離状況ができているのかどうか、非常に心配するところでした。

そういったところの応援ができる市の体制があれば、なお一層、感染防止は一步進む可能性があると考えています。ぜひ、また検討していただきたいと思います。

次に移ります。

続いて、各種支援制度の周知及び申請状況について伺いたいと思います。

まず、市が把握しているコロナ対策給付金制度等の申請状況を教えてください。また、対象者に対する周知の工夫も合わせてお伝えください。

よろしく申し上げます。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

各種支援制度の周知につきましては、ホームページや広報紙、地区長回覧による各戸配布、そして、屋外放送での告知、さらに各種通知書等への周知文書を同封、一緒に入れるなど、様々な手段を活用して周知に努めているところでございます。

また、新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、実施される各種支援事業につきましては、国、県の制度を含めると多種多様であり、情報格差が生じやすい状況となっておりますので、電話相談や各種申請手続の機会を活用した制度周知に努めているところでございます。

次に、宿毛市独自で実施をする事業者向け支援策の申請状況につきまして説明させていただきます。

宿毛市による休業や営業時間の短縮要請に応じていただいた事業者に対しまして、30万円の協力金を支給する宿毛市休業等要請協力金につきましては、173件の申請、対前年同月比で30%以上売上げが減少した事業者に対しまして10万円の給付金を支給する宿毛市コロナ対策緊急支援給付金につきましては、614件の申請、市内事業所が実施する感染防止対策に係る経費の一部を助成する宿毛市中小企業新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金につきましては、93件の申請を受け付けているところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） 10万円給付、6月は300件ぐらいだったと思いますが、かなり広がっていること、想定1,000ぐらい事業者がある中で600件を超えたということは、なかなか大変な状況もあるんだろうということを感じます。

次の質問に入っていくんですが、この方々は、国保税の減免対象になるかと思えます。コロナの影響で3割減収の方は、国保税の減免対象ということで、宿毛市の申請書類が、減収証明が非常にシンプルで、各課窓口が連携して各種の支援につなげていると。これはすごく評判になっています。

他市町村の議員からも、3件ほど私のほうに連絡があって、どのようにしたのですかという問合せがありました。

私も、独自で進めてくれていますということで、すばらしいと、そういうことです。

ある意味では、非常事態宣言を打って、最初に早く援助してあげようという体制、早く救うという体制が、この証明のシンプルな方法を編み出したと思っております。ぜひまた、他の市町村にも進めていただいて、広げていただくようお願いいたします。

そこで伺いたいのですが、宿毛市の国保税減免の現在の申請者数をお聞かせください。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免についてでございます。

申請状況としましては、令和2年9月3日受付分までの申請件数が、令和元年度分は70件、令和2年度分は74件となっております。

周知方法としましては、まず7月の令和2年度国民健康保険税の納税通知書送付時に周知用のリーフレットを同封いたしまして、国保の全世帯主に送付をしているところでございます。

それ以降も、新たに国保の被保険者となった方の世帯主全員に納税通知書を送付する際に、同じリーフレットを同封しているところがございます。

また、広報すくも7月号と9月号の2回、周知の記事を掲載し、さらに宿毛市のホームページにも案内を掲載して取り組んでいるところがございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） 広報すくもを今回見まして、これをみんな読んでくれたらいいなと思っておりました。これで気が付いた方も増えたとは思いますが、実は、さっきも言ったように、コロナ減収で3割減、給付いただいた業者にどうですかというふうに伺ったところがこの夏に30件ほどありました。申請の対象になっていますよと言いましたら、私が行ったところは、全員知りませんでした。その時点では、8月末ぐらいまでにおいて。

そこで、広報が出たので見てくれた方もあるかと思いますが、10万円給付だけで見ると614件中、まだ両方合わせて100ちょっと超えたところだと思いますので、まだまだ申請ができていない方が多いかと思います。今後の動向を見て、新たに周知の工夫を進めていただければと思いますので、もし何か考えがあるようでしたら、その点をお聞かせください。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

納税通知書にリーフレットを入れているというのは、本来であれば一番効果があるのかなというふうに思っていますが、それを読まないということだというふうに思いますので、なかなか送付してもそれを読んでいただけないということであれば、こちらから直接一人ずつ電話す

るというのも、非常に難しいとは思いますが、またいろいろと検討していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） 10万円給付対象になった小規模事業者というのは、収入もそう多くはない事業者が多いかと思います。そうなってくると、例えば、年収300万円を切るところぐらいで30%減となると、確か、国保税が無料措置ぐらいになるぐらいの減収規模だと思っております。

ですから、やっぱりピンチだろうと思うわけです。ですから、やはり何とかしてこの時期、これからまた冬になって大変になってくると思いますので、通知の方法を工夫していただきたいと思っております。

緊急放送などで使いにくいと、防災放送ですか、防災無線、これもコロナ危機ということで、うまく使っていて、細かいことは当然言えないと思いますが、まだまだ支援が届いていませんということで、相談してくださいということで広げれば、また広がる可能性もあろうかと思えます。よろしくお願ひします。

続いて、国保税滞納により資格証明書となっている方については、医療費が全額負担となって、発熱しても病院にかからない現状があります。これは、コロナ対策に対して大変課題になっているところです。

これに対して、高知市、香美市、室戸市、安芸市、土佐市などでは、資格証の方に短期証発行しているという情報を受けました。

伺います。宿毛市でも資格証の方に短期証発行はできないのか。コロナ対策としてということですけども、お尋ねしたいと思います。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

きます。

当市における資格証明書の交付につきましては、宿毛市被保険者証交付基準に基づきまして、被保険者間の公平性、それぞれの保険者間の公平性を保つという、そういうことを考慮しながら保ちつつ、適正に運用しているところでございまして、当該基準の中で特別な事情により資格証明書の適用を除外できるケースを定めているところでございます。

適用を除外ができるケースといたしましては、インフルエンザの罹患等も対象になっておりまして、新型コロナウイルス感染症が疑われる場合においても、状況に応じて、特別な事情として短期被保険者証を交付することとしております。

繰り返してお話をさせていただくと、新型コロナウイルス感染症が疑われる場合には、交付するというところでございます。

また、新型コロナウイルス感染症への対応といたしましては、帰国者・接触者相談センターに相談の上、帰国者・接触者外来を受診した場合には、資格証明書を被保険者証とみなしまして取り扱うことが、国から医療機関に周知されておりますので、市役所窓口における短期被保険者証の交付手続は必要がないという状況でございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） 実質的にその話で聞くと、発熱して心配な場合は、相談すれば短期証発行ができる。ということは、そこに近づけてあげる手だてがないと、やはり本人から申請がないと思いますので、これもぜひ、こういうときには市にかけてくれたら、短期証発行できますよということを何とかして知らせるといったこともお願いしたいと思っております。

それでは次に移ります。

次には、子育て・保育へのコロナの影響について伺います。

保育現場の心配ごととか、子育て相談などから、それへの課題、その対応事例などがありましたら聞かせていただけますでしょうか。

よろしく申し上げます。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

保育園での現在の生活につきましては、職員のマスク着用、手洗いの徹底や、1日に複数回の次亜塩素酸ナトリウムやアルコールでの消毒、そして小まめな換気等の感染症対策を講じ、保育所の新しい生活様式の中、保育活動を行っているところでございます。

影響といたしましては、異年齢交流、年の違う、そういった交流の制限や、そして行事の縮小等がありますが、例えば、運動会につきましても、園児数や園庭の広さに応じまして、保護者競技の中止、時間の短縮、来てくださる方の制限等、各園、工夫をして企画をしているところだというふうにお伺いをしております。

今後の感染症対策といたしましては、今議会の補正予算でも計上させていただいておりますが、国や県の補助金を活用し、公立保育園はもとより、私立保育園、認定こども園、認可外保育園に対しましても、空気清浄機や非接触体温計等の備品や消毒液等の購入などの環境整備をしていく予定としております。

また、子育て家庭への支援につきましては、ひとり親世帯臨時特別給付金といたしまして、児童扶養手当の受給者であるひとり親世帯に対し、基本給付といたしまして、1世帯5万円、第2子以降につきましては、1人につき3万円、さらに新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入が減少した方に対しまして、5万円が追加給付される事業について、基本給付については、

8月から支給が開始され、追加給付についても今月から随時支給をしているところでございます。

なかなか言葉で話をするとうっかりにくいところもありますが、いろいろな制度、先ほどのお話もありますが、用意をさせていただいております。できるだけ多くの方々に見ていただけるような形で周知を図ってまいりたいと思っておりますが、何よりも、自分に、こういう状況になったんだけどどうかなと思うことがあったら、遠慮なく市役所のほうに電話をいただければ、御説明をさせていただきたい、そのように思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） ひとり親世帯とかも補足されているようで、この辺りは支援が届いていると聞きました。

保育園などは、常時感染症対策に取り組んでいるということで、その辺りは比較的安心して聞いておりましたけれども。

私が感じたことで、子供の相談から、実は保護者に必要とされる支援が見えてきたりする場合がありますのではないかと考えています。そういうところもまた情報を共有させていただいて、支援につなげていただければと思ったりしていますので、ぜひまた相談活動、密にお願いいたします。

続いて、学校教育へのコロナの影響についてお聞きしていきたいと思っております。

学校の現状、いろいろ聞いております。授業では班席での話合いを避けているとか、音楽ではフェイスガードで小声で歌っているとか、それから、当然体育もそうですが、日常の必要な活動ができにくい。無言給食であるとか、毎日机、椅子の掃除を小まめにやっているとか。

体育祭もオンラインで観戦したところがあり

ました。体育祭の競技や、観戦が制限されると。修学旅行のコースが変わる。とにかく、新たに行事を変えたりすることは大変だと思っております。

そこで伺いたいと思いますが、このような授業や行事、部活などの対応の変化に対して、学校からどんな要求があって、教育委員会としてどんな対応を行ってきたか、そんなことを聞かせてください。

○議長（野々下昌文君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、1番議員の一般質問にお答え申し上げます。

学校での新型コロナウイルス感染症の対策といたしまして、学校現場からは、消毒液やフェイスシールド等の確保、あるいは、家庭等との連絡体制を強化するための電話機の増設、3密を回避するため、分割授業や集会が行えるよう、デジタルテレビやカメラ付きノートパソコンを整備したいなど、もろもろの要望が出されております。

各学校からの要望につきましては、教育委員会で取りまとめを行いまして、購入や整備に関わる費用につきましては、今議会に補正予算として計上させていただいております。

よろしくお願いたします。

○議長（野々下昌文君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） 分かりました。なかなか費用が要るかと思っておりますけれども、よろしくお願いたします。

続いて、こういう状況の中で、児童生徒へのストレス状況を伺ってきたいと思っております。

児童生徒の保健室利用率の変化とか、欠席状況など、子供の様子に変化はないでしょうか。

よろしくお願いたします。

○議長（野々下昌文君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、お答え申し上げます。

現在、新型コロナウイルス感染症の影響による保健室の利用状況や欠席状況の変化は確認はできておりません。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響による生活様式の変化により、児童生徒は学校生活への不安やストレスを少なからず抱えていると考えておりますので、養護教諭やスクールカウンセラーを中心とした児童生徒に対する心のケアを継続して行いますとともに、今後の動向についても十分注視をしてみたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） 保健室とか欠席の変化がまだ出ていないということで安心しました。

私が夏に参加した民間教育研究会で県下各地の先生の話をお聞きしました。そうするとやはり、ストレスで保健室利用が増えているとか、そんな話を聞きました。

それから、特にふだんは分からないけれども、学校で問題があって子供と話していたときに、家庭の状況が初めて分かって、なかなか経済的に大変になってきていると。そんな話も聞いたわけです。

そういうことで、特に一番、そういうキャッチが早いのが保健室、養護教諭だと思いますので、情報共有を密にして、現場支援に役立てていただければと思います。

続いて、緊急就学支援、このことに行きたいと思います。

緊急としたのは、緊急の必要性がそろそろあるのではないかと考えております。

家庭の経済的状況が子供に現れ始めています、そのときの報告でも聞いております。

学校ではなかなか見て取れないけれども、生徒指導なんかのときに初めて分かったと。食事回数を減らして過ごしてきたとか、部活費の困難で部活欠席が多くなったというようなことか

ら、聞くところこういう事例が出てきていると。

そんなことで、教育費負担軽減策を真面目に検討できないだろうかということです。それは新たな費用というよりも、できる策から取れないだろうかと思っています。

何回かこれまでの質問でもしましたが、部活のユニフォーム、それから制服、教材のリニューアルなど、できることはあるかと思っています。ただし、教員の負担が増えるというマイナス面もあるかもしれませんが、こういうことで確実に助けられる生徒たち、子供たちがいるのではないかと考えております。

ぜひ、現場とも併せてこの機会に考えていただきたいと思います。

これについて何かありましたら、お願いいたします。

○議長（野々下昌文君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、お答え申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の影響によります収入の減少につきましては、教育現場のみならず、社会全体における喫緊の課題であるというふうにされております。

本市におきましては、現在のところ、直接教育委員会にそのような御相談は受けておりませんが、子育て世帯における収入の減少につきましては、教育環境にも様々な影響を及ぼすのではないかとこのように考えておりますので、学校現場とも十分情報共有をしながら対応してみたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） 併せて、大学生とか専門学校生も大変です。私の教え子の中にも、情報が入ってきました。

バイト収入や仕送りが減り、5人に1人が退学を考えているというアンケート結果が出てい

ます。

教え子の中からも退学を余儀なくされたという情報が入りました。

このような状況下で、宿毛出身の大学生や専門学校生などに対して、緊急支援策を検討する必要はないか、考えをお聞かせください。

○議長（野々下昌文君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、お答え申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の影響に限定されるものではなく、家庭における経済的理由によって子供が教育を受ける機会を失うことは、決してあってはならないことであるというふうに考えております。

現在、本市におきましては、経済的理由により就学が困難な御家庭に対し、就学援助費及び新入学準備金の支給や、奨学金の貸与など、教育費の負担軽減の取組を行っておりますので、今後も関係機関と連携、協力しながら、継続して取組を進めてまいりたいというふうに考えております。

議員御指摘の新型コロナウイルスにより、全国的に大学生がアルバイトに行けず、収入が減っている状況にある方がおられることは、ニュース報道等によって承知をいたしているところでございます。しかしながら、本市に関係する多くの大学生、専門学生は、市外に居住をいたしており、その方々に本市が支援をすることは、現状では非常に厳しいというふうに考えております。

なお、国におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた学生等への経済的支援一覧を文部科学省のホームページ上で周知をいたしておりますので、まずはそれらの制度を十分に御活用いただければというふうに思います。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） 大学生たちは、やはり調査能力が高いですので、そういうのはかなり当たって、それでもそういうことになったということになります。

けれども、何かできることはあるかもしれないということで、今よく報道に載るのが、高知市内なんかで学生の食品の支援だとか、生活品無料支援、民間がやっています。やっぱり、あれほどに学生はしんどくなっている子たちがいると。

それは、民間レベルではあろうとしても、自治体でもいろいろ工夫しているところがあります。ふるさと納税を活用したものの返送先がそういった対象に送る支援ということで納税してくれるというところをやっているところもあつたり、いろんな策が考えられるかもしれませんが、法的枠組が難しいかもしれませんが、やっぱり、ある一定期間、何か乗り越えさせられるという対応があつたら、宿毛出身のものとしてはうれしいのかもしれないと思ったりしています。

最後の大項目、学校教員の勤務実態について伺います。

法定外労働時間の現状をお聞きしたいと思います。教員の超過勤務時間の状況をお聞かせください。

○議長（野々下昌文君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、お答え申し上げます。

本市における教職員の昨年度の超過勤務時間について御質問をいただきました。

小学校及び中学校別に平均で申し上げますと、小学校では、教職員が109名ございまして、うち45時間を超える超過勤務をされている教職員が56名おられます。その56名のうち、80時間を超える超過勤務をされている教職員が10名、さらに同じく、56名のうち100時間を超える超過勤務をされている教職員が2

名ございました。

一方、中学校では、教職員68名中、45時間を超える超過勤務をされている教職員が33名、33名のうち80時間を超える超過勤務をされている教職員が9名、同じく33名のうち100時間を超える超過勤務をされている教職員が4名というのが、昨年度の宿毛市における状況でございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） なかなか尋常ではない時間が出てきましたが、教員全体で平均すると、月47時間44分、年で573時間と計算いただきました。

とすれば、これは完全な労基法違反状態ということになります。宿毛市の先生が、過労で倒れたり亡くなったりしても不思議ではない方々がこれほどたくさんいると。80時間オーバー、100時間オーバーがこれほどいるということはちょっと驚きですので、何とか早急にこの状態をなくしていただきたいと思っています。

そこで、勤務時間縮減のための対応策について伺いたいと思います。

国や県は、令和5年度の変形労働制導入に向けて、超過勤務、月当たり45時間、それから年当たり360時間以上をゼロにしたいということで取り組むようですが、教員の業務をどのように変えていく方針であるのか、分かっていたらお願いいたします。

○議長（野々下昌文君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、お答え申し上げます。

教職員の超過勤務は全国的に大きな課題となっており、本市におきましても、先ほど申し上げましたように、超過勤務をされている教職員は多く、その改善に向けた取組は重要な課題であるというふうに認識をいたしております。

一方で、学校教育の質の向上や児童生徒の健全育成のために授業の準備や教職員の研修、さらには、児童生徒と向き合う時間の確保なども同様に、重要なことであるというふうに考えております。

教職員の業務改善や負担軽減などの働き方改革につきましては、国においても法律の義務教育諸学校等の教職員の給与等に関する特別措置法、いわゆる給特法の一部改正により、勤務時間の上限を設けたり、議員が言われました変形労働時間制の導入など、勤務時間等の柔軟な対応も可能とするなどの取組を行っているところでございます。

本市では、数年前から夏季休業期間中に学校閉庁日を設定し、教職員が休暇を取得しやすく環境づくりに取り組んでいるところでございます。

また、中学校の部活動におきましても、週のうち、平日に1日、土日のいずれかに1日の週2日間ということでございますけれども、休養日を設け、教職員の時間外労働の縮減だけでなく、生徒の体調管理にも努めているところでございます。

さらに、地域学校共同本部事業の推進を図る中で、教職員以外の人材や地域の力を活用して、地域の方々による登下校時の見守りや挨拶運動、学習支援、部活動における地域人材の活用等を図っているところでございます。

さらに、SSW（スクールソーシャルワーカー）や特別支援学級支援員、不登校対策の支援員、学校運営支援員などを配置をいたしまして、教職員の負担軽減を図る取組も行っているところでございます。

本年度は、教員の負担軽減につながる校務支援システムを導入いたしまして、勤怠管理や情報の共有などに活用していくこととしておりますので、今後このシステムを有効活用すること

によりまして、教職員の負担軽減につながって
いくものと考えております。

加えて、教職員のさらなる負担軽減に向け、
現在国において、休日の部活動に教員が関わら
なくてもよい環境をつくるため、学校部活動か
ら地域部活動への転換を図る取組についても検
討されているところでございます。

いずれにいたしましても、教職員の働き方改
革は、学校だけで成り立つものではなく、保護
者や地域の皆様の御理解と御協力が不可欠であ
りますし、国、県、市町村が連携をしながら取
組を進めていかなければ、解決できない問題で
あるというふうに認識をいたしておりますので、
これまでの取組を継続しつつ、学校教育の質の
向上も図りながら、教職員が働きやすい環境づ
くりに取り組んでまいりたいというふうに考え
ております。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） なかなか、現実に毎日
行われている業務が、これを全員、法的な部分
をクリアするぐらい業務を減らすということは、
構造を変えなければならないことになるので、
大変なことだと思いますが、ぜひ頑張っていた
だきたいと思います。

現場教員からは、変形労働制については、や
っぱり疑問を持っている方々が多いんです。長
期休業中の休暇取得は進められるでしょう。し
かし、平常日の通常勤務の時間が月45時間ま
で許容されていくということになれば、年間平
均してですから、やっぱり、働かなければなら
ない時間が増えてくるのではないかと。そんな
ことを心配しています。

さらに、ゼロにしましたということは、書類
上の労働時間を減らす動きが起こります。家に
帰りなさいと。

現実的に言うと、自分たちは仕事があるから

学校にいて、印刷機もありパソコンもあるから
学校に残るという作業を毎日してきたわけです。

それが、単に、7時過ぎたから帰りなさいと
なって、家に持ち帰っても仕事が停滞するとい
う事例が起こるでしょうと。これは現場教員が
必ずそうなるでしょうということで、数字だけ
の縮減では困るんですということと、変形労働
制で通常の勤務時間が違法状態というか、過酷
な状態で固定化されてしまうということの危機
感がありますので、ぜひその辺、現場の声、情
報交換をしながら制度充実に努めていっていただ
きたいと思います。

勤務時間内に授業準備ができて、昔は当たり
前だったんだと思いますが、持ち帰り仕事も恒
常的でないとすれば、教師は、子供としっかり
対応できます。そして、今よりもっとよい教育
が確実にできていくと思います。

教育委員会においては、ぜひ現場の声を聞き
取って、よりよい学校づくりの条件整備に尽力
をお願いしたいと思います。

以上で、私の一般質問を終わらせていただき
ます。ありがとうございました。

○議長（野々下昌文君） この際、10分間休
憩いたします。

午前11時26分 休憩

午前11時37分 再開

○議長（野々下昌文君） 休憩前に引き続き、
会議を開きます。

5番川村三千代君。

○5番（川村三千代君） こんにちは。5番、
川村三千代です。久しぶりにこの質問席に立た
せていただきました。やっぱり、何回立っても
緊張するものでございますが、教育長、そして
また市長、よろしく願いいたします。

今議会も本当に皆さんの論戦が活発に繰り広
げられておりまして、まるでドラマをドキュメ

ンタリーのように、また、フィクションをノンフィクションのように、非常に脚色のうまい方がたくさんいらっしゃいまして、皆さん、本当に放送作家か脚本家になったほうがいいんじゃないかという思いをしながらここまで聞かせていただいております。

さて、今回は、私、大きく2つの項目について質問をさせていただきます。

まず、学校におけるデジタル教育について、この質問をいたしますと、いかにも川村はデジタルとかインターネットとか、そういうものに詳しいのではないかと思われる方もいらっしゃるかもしれませんが、実は、私は、御存じの方は御存じ、いまだに携帯電話はパカパカのガラケーですし、本当に分からないことだらけでございますが、分からない者が分からないなりに、このデジタル教育、デジタル教育と言いますか、もっと言いますと、情報モラル教育なんですけれども、その辺について教育長に質問をさせていただきます。

私がなぜこのような質問を取り上げることになったか。今本当に、世の中はインターネット社会、情報化社会になっております。

この宿毛市議会もペーパーレス化を目指しまして、先日から議員1人に1台、タブレット端末を渡されることになりましたし、また、小中学校の児童生徒の皆さんにもタブレット端末を支給するというところで進んでおります。

このことに関しては、いくらアナログの私でも、もう時代の流れ、そしてこの情報化社会の中で、その利便性や、また効率性を考えたときに、必要なことであると、その点は重々認めております。

ただ、しかしながら、児童生徒が、このインターネットの普及した世の中で、それに伴う犯罪に巻き込まれることが非常に多くなったという事実もございます。

今日はまだ9月の15日、9月になってから半月ほどしかたっておりませんが、この半月の間にも小学生の児童が犯罪に巻き込まれる大きな事案が2件発生いたしました。もちろん、もっと細かい事案まで調べていきますと、たくさんあると思いますけれども、大きく2つ、まず1つは、小学校4年生の女の子ですけれども、オンラインゲームで知り合った30代の男性と直接会い、誘拐をされるという事件がありました。

これは、割と早い段階で保護されましたし、大きな事案にはならなかったんですけども、やはり誘拐事件に巻き込まれるということが発生しております。

また、もう1つ、10歳の、これもまた女子児童ですけれども、30代の男とT i k T o kを介して知り合いまして、直接会い、その男からわいせつ行為を受けるという、そういう事件も発生しております。

また、このT i k T o kで知り合ったこの30代の容疑者につきましては、実は以前にも出会い系サイトを使いまして、小学生の女の子と出会い、そのときは性行為に及びまして逮捕、そして有罪判決を受けての執行猶予中でした。

このような、小学生が大変悪意ある大人に事件に巻き込まれる事例が、この半月間で2件も発生していることから、これはやはり見過ごされない問題だと思っております。

私が小学校の頃、昭和の時代ですけれども、その頃は親が、「知らない人についていくなよ」、「知らん人の車には乗られんぞ」、「暗い夜道は歩かれんぞ」、この3項目ぐらい注意をされておりました。ところが、このネット社会の中では、最も安全だと思われる家庭、自分の家におりまして、その明るいうちで、そして自分の子供部屋で、スマートフォン1個、指先1本あれば、悪意のある大人とつながり、

その大人がずかずかと土足で我が家へ上がってくるような、そんな時代になりました。

そして、何とかそういう事案を本市からはもちろん、全国から1件でも減らしたいという思いがございまして、質問をさせていただきます。

それでは、教育長、小中学校の児童生徒、今、本市は、スマートフォンの普及率はどれぐらいになっているのか。また、そのスマートフォンの学校内への持込みはどのように規制しているのか、また自由なのか。その点についてお聞かせください。

○議長（野々下昌文君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、5番、川村議員の一般質問にお答え申し上げます。

本市の小中学生におけるスマートフォンの所有率につきましては、本年度行ったアンケート調査によりますと、小学校5・6年生におきましては、およそ39%、中学生におきましては、およそ70%となっております。

また、スマートフォンの学校内への持込みにつきましては、基本的には認めておりません。しかしながら、一部の学校におきましては、保護者との連絡に必要ななど、やむを得ない理由がある場合に限り、保護者からの申請に基づき、学校が許可を出すことにより、例外的に持込みを認めているところもございます。

なお、学校滞在中は、学校で保管するなどの対応をいたしております。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 5番川村三千代君。

○5番（川村三千代君） そうですか。中学生では70%ということですか。

スマートフォンにつきましては、いろいろGPS機能がついているものですか、防犯の面でも役に立つということから、小中学生がスマートフォンを持つことに私も異論はございません。

先ほども申し上げましたように、その使い方、それが最も大切なことだと思っております。

そしてまた、先ほど私は、小学生が被害に遭う、そういった事例を2件紹介いたしましたけれども、それは逆に、加害者となる危険性もはらんでいるということです。

今、全国の自殺者数は減少の傾向にあります。ところが、若年層に限っていうと、自殺者数が増えている傾向にございます。

一言で自殺と言っても、様々な要因が考えられますので、一言では言えませんけれども、その中で大きな要因として取り上げられるのが、ネット上でのいじめ、誹謗中傷ということが、自殺の引き金になることも大変多うございます。

そこで、被害者、そして加害者にならないために、この情報モラル教育の必要性を問いますが、SNSの教育、それに対してどのように取り組んでいращやるのかをお聞かせください。

○議長（野々下昌文君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、お答え申し上げます。

議員御指摘のとおり、SNSは情報化社会において大変便利なツールである反面、様々なトラブルに巻き込まれる可能性があるため、ルールやマナーを守り、正しくつき合っていく必要があるというふうに考えております。

本市では、青少年育成センターが各学校を訪問いたしまして、情報モラル教室を開催するなど、子供たちにSNSに関する正しい知識や情報を与える取組を行っております。

また、宿毛市では、市内中学校の生徒会執行部が集まる討論会、宿毛きびなごフォーラムと言いますけれども、例年開催をいたしております。そこで生徒が主体的に、自らを律することができるインターネット使用のルール、宿っ子ネットに関する7か条を制定し、児童生徒全員でこのルールを守る取組を継続して行ってお

ります。こういったもので7か条、これを生徒自らが策定をして、自分たちがつくったものをしっかり自分たちで守っていこうということを確認をし合っているということでございます。

本年7月末には、国から学校における携帯電話の取扱いについて、学校と生徒、保護者との間で、学校における管理方法や紛失等のトラブルが生じた場合の責任の所在が明確にされていること、また、フィルタリングが保護者の責任の下で適切に設定をされていることなどの合意がなされ、必要な環境整備や措置が講じられれば、学校または教育委員会を単位として、持込みを認めることが可能となりました。

議員も御指摘のように、もうそういう時代になってきているということであろうと思います。

現在、スマートフォンの使用ルールについては、幡多地域におきましても、幡多地域の6か市町村の教育委員会、それからPTA連合会、高知県の教育委員会、そして校長会等が、時代に即した新たなルールづくりについても協議を行っているところでございます。

今後も、各教育委員会等と連携しながら、学校での携帯電話の取扱いについて検討してまいりたいというふうに考えております。

よろしくお願いたします。

○議長（野々下昌文君） 5番川村三千代君。

○5番（川村三千代君） 私は学校におけるデジタル教育と言いましたけれども、これは本当に、家庭と保護者と一体にならなければ進んでいけない教育だと思いますので、また今後とも、ぜひともお願をしたいと思います。

何より、犯罪に巻き込まれないように、自分が知らない間に加害者になり、そして、何より悲惨な被害者になる、こういったこと、これは本当に小中学生ももちろんですけども、高校生とか若い世代には、非常に最近は多うございます。殺人事件に巻き込まれることも、また知

らない間に詐欺グループの集団の受け子として犯罪に手を染めてしまうとか、様々な犯罪の窓口になりますので、しっかりと小中学校時代に情報モラル教育を徹底して、健全なネット社会で成長していただきたいというのが私の望みであります。

また今後ともぜひ、情報モラル教育をお願いいたします。

ということで、次は、2点目の自衛隊誘致の取組について。こちらのほうに移らせていただきます。

自衛隊誘致、このことに関しましては、これまで山本英元議員が、自らが自衛隊員であるという経験や高い見識から、一般質問の場で何度も取り上げ、論議を重ねてまいりました。

私は、そういった点では非常に、山本元議員に比べますと力不足なのでございますが、その分、一般市民の方と同じ目線で、同じ立場で、この自衛隊誘致の問題を語れるのではないかと思います、この場に立たせていただきました。

そして何より、今回この問題を取り上げましたのは、自衛隊誘致推進派、反対派の皆さんから多くのお声、大きなお声をいただいたからでございます。

その方々が危惧していらっしやいましたのは、今議会で何度も取り上げております7月14日の防衛省における中谷元、元防衛大臣のオスプレイ発言、推進派や反対派の皆さんは、この中谷議員のオスプレイ発言に、反対派の皆さんが、ここぞとばかりに、自衛隊誘致とひっかけて発言をする、多分9月議会は、自衛隊誘致とオスプレイをある意味、意図的に混同させて、自衛隊誘致推進派、また賛成派の歩を止めようとするような質問が、多分多く寄せられるであろうから、ぜひ川村、おまえは賛成派、推進派という立場で、僕たち、私たちの声を議会でしっかりと伝えてくれと、そういうお声をいただきま

したので、非力ながら頑張ろうと思っております。

そしてまた、その方々がおっしゃるには、反対派の声というのは、非常に大きくて響くんです。なぜかといいますと、まず大体、「自衛隊反対、誘致反対」と、拳を振り上げて、上へ向かって大声を上げますから、1人の声が3人にも5人にも聞こえます。

ところが、賛成派や推進派というのは、「自衛隊の皆さん、いつもありがとうございます。ぜひとも宿毛経済発展のため、また、災害時における救助、復興のためによろしくお願いいたします」と。どうしても頭を下げて、こうべを垂れて発言するわけです。

だからどうしても、賛成派や推進派の意見は届きにくいと。1人の声が1人にしか聞こえない、または0.5人にしか聞こえない。反対派の声が大きく響くのにに対して、自分たちの声の響きが悪いので、ぜひとも川村、今回は、真っすぐ前を見て、大きな声で言ってくれということです、地声はもともと大きいので大丈夫でございます。

そこで、まず、昨日からいろいろオスプレイ発言がございますが、市長、これまでの要望活動、自衛隊誘致に関する要望活動の現状、経緯等を改めて皆さんにお示しください。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） 川村議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

自衛隊の要望活動につきましてでございます。本市は、従前から防衛省や呉地方総監部に定期的に要望活動を行っておりますので、私の市長就任以後についてお答えをさせていただきたいと思っております。

私も12年間、市議会議員としてもお世話になっておりましたので、その間にも議長として要望活動も前市長とも行きましたし、また、そ

れ以前にも、それぞれの議長が要望活動をずっと続けてきたのは、承知をしているところではございます。

自衛隊誘致活動につきましては、議会と一緒に取り組んできておりまして、御承知のとおり、市議会におきましては、平成28年9月に自衛隊誘致調査特別委員会が設置をされ、特別委員会設置翌月の10月、そして翌年の平成29年4月に防衛省に要望活動を行っているところでございます。

また、平成30年6月には、市議会におきまして、自衛隊誘致の促進に関する決議が議決されておりますが、決議後の同年11月と本年の令和2年7月にも防衛省への要望活動を実施しております。

いずれも宿毛市と議会、商工会議所の3者によりまして要望を行っているところでございます。

また、防衛省と合わせまして、呉地方総監部に寄港誘致などの要望活動も行っておりまして、平成29年7月、そして先月になります、令和2年8月に呉地方総監部を訪問させていただいているところでございます。

自衛艦船につきましては、新港が利用可能となった平成11年以降、護衛艦や掃海艇など合わせまして、50隻以上に入港をしていただいております、市の経済の活性化にも大きく貢献をしていただいている、そういったところでもございます。

また、このような宿毛湾港への艦船の寄港や、自衛隊と連携をした防災訓練を継続して実施をすることが、市民の防災意識の向上や地域防災力の強化、そして事前復興にもつながるものと、そのように考えて活動をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 5番川村三千代君。

○5番（川村三千代君） そういった自衛隊誘致に関する要望活動の中で、今議会で大変話題になっておりますオスプレイの発言がなされたわけですけれども、自衛隊誘致の要望書には、一言もオスプレイという文言は入っていないというのは、もう皆さん承知の事実だと思います。

先ほどの今城議員の質問の中には、あたかも何か文言の行間にオスプレイが含まれているかのような質問もございました。確かに、小説等を読むときは行間を読めと学校の先生から言われました。私も生徒であったとき、作者が言おうとしているところは、文字ではない、行間に含まれているからそこを読めよと言われたのは覚えておりますけれども、このような公的文書、要望書というものに行間に含まれるものはございません。オスプレイという文言がなければ、オスプレイはありませんので、その点は強調をさせていただきたいと思います。

そしてまた、昨日の松浦議員の質問の中で、あたかも中平市長の考えの中に、オスプレイを宿毛に配備をとという思いがあったので、何か中谷元防衛大臣との間で、さも打合せか、何か下話をして、自分では言えない言葉、オスプレイという言葉の中谷元防衛大臣の口を借りて言わたのではないかというような、大変憶測、推測に富んだ発言もございました。

市長、改めてですけれども、この要望書にオスプレイという文言がないこと、そしてまた、中谷元防衛大臣のオスプレイ発言に自らは関わっていないこと、関わっていたら関わっていた方がいいんですけども、その辺について改めて質問をさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

要望書というものは、皆さん見ていただけま

すので、すぐに分かると思いますし、また、議長と一緒にいらっしゃいますので、議会も連盟で出させていただいているものがございます。当然、中にオスプレイという言葉は記載されておりません。

また、中谷代議士の発言につきましては、昨日来答弁をさせていただいておりますように、一国会議員としての発言だというふうに捉えているところがございます。私が当然、国会議員の先生にこういう話をしてくれとか、そういった事実はございません。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 5番川村三千代君。

○5番（川村三千代君） 確かに7月14日、防衛省において、中谷元防衛大臣が「オスプレイを」という言葉を発言したのは事実でございますし、また、一国会議員の発言、それに対して様々な御意見をいただくのは結構なこととは思いますが、その発言に関して、ありもしない作り話でいろいろ語られるのは、非常に心外だと思っております。

また、中谷代議士の元におりました私から見まして、国会というところは、ある意味、全国から役者が集合している芝居小屋みたいなものです。ありとあらゆる能力を持った役者さんがたくさん集まってくる場所です。

確かに、名優もいらっしゃいますし、怪演を演じる役者さんもいらっしゃいます。そんな中で、中谷元代議士というのは、大根役者です。上手な芝居は打てません。ただ、大根役者ですけれども、中谷元代議士は、三文芝居や猿芝居はいたしません。これははっきりと申し上げておきます。そういった自分の発言に対して、例えば、市長と何か裏で打合せをしたとか、そんなことで自分の発言を何か発するような人物ではないということを、長年中谷事務所にいた人間として、ここで付け加えさせていただきます。

ぜひとも、いろいろこのオスプレイに関しては、憶測や推測が飛び回っておりますけれども、そういったことはおやめいただきたい。

市民の皆さんが、大変あの発言で不安に思っているという声、昨日から再三にわたって聞かれましたけれども、市民の不安をあおっているのは誰なのか。

まだ、来るとも来ないとともいうか、そんな土俵にも上がっていないオスプレイのことを、さもオスプレイが来るぞ、オスプレイが来るぞと市民の不安をあおり、増長させているのは誰なのか。そして、それと自衛隊誘致を混同して、自衛隊誘致推進派、反対派を脇へ追いやろうとしているのはなぜなのか。

この宿毛市議会は、自衛隊誘致に関しては、それを推進していくということで決議案も決議されております。これは全会一致ではないという議員もおりますけれども、この議会は、多数決の場ですので、全会一致じゃないので、自衛隊誘致のあの決議案は無効であるとか、決議案として体をなさないというのは、全く間違いであります。

そういったことから、ぜひともこのオスプレイ発言について、いろいろ論じるのは結構ですが、ぜひ憶測や作り話、変な推測、また故意に事実をねじ曲げたりするようなことがないようにお願いをしていただきたいと思います。

さて、今回、この自衛隊誘致について取り上げることになりまして、私が先ほど申し上げました決議案が決議されたときの議事録を改めて読み返しました。

提案理由の説明として、そのとき委員長だった寺田委員長が提案理由の説明をしました後に反対討論をした議員がいらっしゃいますが、改めてその反対討論の原稿を読んで唖然といたしました。

海上自衛隊は災害時に役に立たない。この議

員は、はっきりとそういうふうに申しております。何を根拠にといいいますか、この議員の場合、再三にわたり、幾度となく問題発言、虚偽発言、不穏当発言を繰り返している議員ですので、皆さんの中には、もう慣れっこになって、これぐらいのことは言うわなと思っていらっしゃる議員の方、そしてまた市民の方、執行部の皆さん、いらっしゃるかもしれません。確かに、この議員、県内的にも全国的にも知名度もないですし、影響力もない議員なので、海上自衛隊は災害時に役に立たないと言っても、皆さん聞き流してしまった次第なのですが、宿毛市においては、知名度もあり、影響力も持っている市会議員の1人であります。その議員が、自衛隊誘致のことを語る際に、海上自衛隊は災害時に役に立たない、このような根拠のないことを堂々と議場で言っているものなのか。確かにこの議員の不穏当発言は、我々も慣れっこになって、もうどうしようもないなとさじを投げているような部分もあるかもしれませんが、やはり、フラットな立場の市民や、また無垢な市民の方々は、市会議員さんの言うことだから、ああそうか、海上自衛隊は役に立たないのか……。

○議長（野々下昌文君） 川村議員に申し上げます。

質問は簡潔にお願いいたします。

○5番（川村三千代君） 了解です。すみません。

ということで、危惧しているところです。

海上自衛隊は、もちろん、東日本大震災のときにも、多くの皆さんの救助もいたしましたし、また、あのときは船舶が津波で大変なことになりましたので、そちらの回収にも当たりました。もちろん支援物資の輸送ですとか、または、炊き出しや入浴、そういったものの支援もいたしました。

災害時における支援ということでは、記憶に

新しい西日本豪雨、その豪雨災害のときにも非常に自衛隊の皆さんには宿毛市もお世話になったことと思います。

市長、あのとき、どのような形で、また、どのように自衛隊にお世話になったのか、助けていただいたのかを御説明お願いいたします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきたいと思います。

るるお話がありました。私自身も議員活動も含めまして、いろいろな災害地へ視察にも行きました。東北もそうですし、また、柏崎の原発の辺りにも行きましたし、北海道のほうもいろいろ見させていただいたところがございます。それぞれの場所で、現地でお困りになっている住民の方からお話を聞くときに必ず出てくる言葉は、本当に自衛隊の方々にお世話になったんだと。何がうれしかったかといえば、いろんなお話が聞けますが、入浴サービスがあったとか、家の中に入って来た、そういった土砂を撤去してくれたとか、場合によっては、人命救助で、本当に昼夜を問わず土を掘っていただいたとか、本当に聞いていて心が熱くなるような、そんなお話をたくさん聞いてきたところがございます。

そういった形の中で、この平成30年の西日本豪雨、当市のことでございます。このときにおきましても、7月8日、この日、前日から私はこの庁舎内にいましたが、とてつもない音と、そして真っ暗やみの中で、もう既に庁舎から外に出ることができないような、そんな状況でございました。

その日の午前5時までの1時間に108ミリ、そして午前6時までの3時間で263ミリという宿毛市の観測史上最大となる、今までに例を見ない、そういった降水量がありまして、市役所周辺も冠水するなど、この市街地も含めて、市内各所に大きな被害が発生をしたところでご

ざいます。

早朝の大雨により、職員が参集できなくなるなど、市役所内も一時、電話もすごかったです。取りあえず、電話も鳴りやまない状況でした。そうした混乱の中、自衛隊高知駐屯地より8日の朝、その当日です。当日の朝には、市役所に連絡員が到着をしました。向こうからプッシュ型で自ら来ていただいて、あとは電話でお願いさえすれば、もうすぐここに来ていますということで、お願いをしたらすぐに来ていただいたところでございます。

そういうふうな形の中で、午後には総合運動公園を拠点として活動が開始をされたということです。後援も、うしろの部隊もすぐに追いかけてきていただいたということでございます。

市役所に連絡員の方が常駐をしていただきまして、そして災害対策本部にも入っていただいたことによりまして、スムーズな連携の下、市職員だけでは対応のできない、そういった山間部の集落の安否確認などの案件について対応をしていただいたところございまして、その日のうちに孤立集落の住民の安否を確認することができたのも、自衛隊の皆様方のおかげだというふうに考えております。

その後も道路の土砂であるとか、倒木の撤去などを行っていただいたことで、早期に集落の孤立状態も解消されまして、道路が通行可能となったことが、災害後の早期の復旧活動の開始にもつながったところでもございます。

自衛隊は、本市で安否確認や、そしてがれき撤去などを初めとして、様々な活動を行っていただきました。

また、お隣でございますが、残念なことに2名の方がお亡くなりになりました大月町での行方不明者の搜索活動を初めとして、高知県全体で11日間活動を行いまして、県内には、高知県の部隊だけではなく、徳島、そして三重の部

隊も入りまして、延べ1, 888名の隊員に孤立者の救助、給水支援、道路復旧、がれき撤去などの災害対処活動を実施をしていただいたところでございます。

そして、応急復旧などに多大な貢献をいただいたというふうに考えているところでございます。

そういった災害が起きたときに、先ほども言いましたが、自治体職員ができることには限界があるため、訓練を積んだ自衛隊が早期に来ていただけることは、人命救助の観点から見ても、非常に意義のあることであるというふうに考えたところでございまして、今まではいろんなところでお話で聞いていて分かっていたところではございますが、実際、当市の災害にそのように派遣といますか、来ていただいて、お手伝いしていただく中で、本当に力強く、そして、本当に頼もしく思えた、そういった存在でございました。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 5番川村三千代君。

○5番（川村三千代君） 本当に、西日本豪雨の際には、自衛隊の皆さんには、本当に迅速に、的確に活動していただいて、頭の下がる思いでございます。

こういった自衛隊の災害時の貢献に目を背け、まるで自衛隊が戦争を誘発する集団、好戦的な集団、国民を危険にさらすような集団であるかのごとき、誤った偏見へと導こうとしている方々がいらっしゃいます。

戦後75年、こういった方々は、一体何を学んできたのでしょうか。

自衛隊、そして、我が国の姿勢をきちんと検証すれば、このような偏見は生まれえないはずで

す。
あの悲惨な戦争体験から、我々は学び、国の安定、安全のため、武力を行使することなく、

恒久平和に努めております。

領土領海をこれだけ他国に脅かされ、また、自国民を拉致され、そして、事あるごとにミサイルと思われる飛翔体を我が国に向けて飛ばされ、このようなことがあっても、我が国は武力を行使することなく、国際的な平和と安定、我が国の平和のため、安全のため、尽くしております。

これ、半沢直樹だったら、とっくにドンパチやってますよ。そうじゃなくて、本当に、皆さんの安心・安全を考えて活動している自衛隊、その自衛隊を誘致して、本市の経済の活性化、また、少子高齢化でどんどんと少なくなっていくこの人口に歯止めを。何せ、もう2万人切りましたからね、皆さん。

一挙に人口を押し上げるために、やっぱり自衛隊誘致というのは必要でありますし、何よりも、先ほどから市長もおっしゃっているとおり、災害時、南海トラフの巨大地震が発生した際、72時間という命の限界の時間内に自衛隊の方々にぜひとも人命救助をお願いをしたい。

我々、自衛隊誘致賛成派は、何よりも助かる命、災害時に取り残された人々を助けたい。何よりもそれが第一義であります。

こういった点からも、もちろん、反対派の方々がいらっしゃるのも存じ上げておりますが、市長、これからも要望活動、今まで以上に取り組んでいていただきたいと思います。

今後の誘致活動には、どのように力点を置いていくのか。またその方向性など、今後について御説明をお願いいたします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきたいと思います。

川村議員からのお話もありました。やはり、賛成、反対、議論していくというのは、民主国家としてしていかなければいけないというふう

と思います。そういった形の中で、一定の、やはり多数決であるとか、いろんな手法を行使して、物事を前に進めていかなければいけないというふうに考えているところでございます。

そういった形の中で、一定の方向性を見出した中で、現在、要望活動をさせていただいているところでございます。

また、やはり、賛成の方、反対の方、それぞれおられますが、感情的になって、何か感情をぶつけるかのように、人のことをやめるような、責め上げるような、または、事実とは異なることをあたかも事実のように話をしながら、いろんな方々の考え方をそちらのほうに誘導するであるとか、そういったことが少し見受けられるのではないかなというふうに、少し心配をしているところでございますので、いろんな情報提供をしながら、しっかりと議論していかなければいけない、そのように考えているところでございます。

本市の自衛隊誘致の取組につきましては、後方支援の根拠地を視野に入れるなど、今まで宿毛湾港を初めとする当地域の利活用について、要望活動を行ってまいりました。

後方支援基地につきましては、先般、8月7日に防衛省から鹿児島県馬毛島への整備計画が公表されたところではございますが、本市といたしましては、これまでも誘致の対象を絞って、何かに特化した形で誘致活動を行ってきたわけではございませんので、今後におきましても、国の動向を注視しつつ、これまで同様に、宿毛市、それから議会、商工会議所が一体となりまして、要望活動等に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

いろいろな情報を取り入れながら、広く要望活動を展開していきたいというふうに考えているところでございます。

そういう状況でございますので、議員の皆様

方の御協力、そして御理解もいただく中で、広く真実を市民の皆さん方に知っていただくような、そういった活動にもぜひ御協力をしていただきたい、そのように思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 5番川村三千代君。

○5番（川村三千代君） 自衛隊誘致に関して、賛成派、反対派、本当に様々な方々がいらっしゃいます。

反対派の皆さんに申し上げたいのは、宿毛市の発展のため、そしてまた、災害時の対応のため、自衛隊が駄目なら、代替案を持ってきてくれと。こういうことで、宿毛の経済がプラスに向くよ、発展するよという代替案。人口を増やすには、こういった案があるよという、その代替案を持って、賛成、反対を議論していただきたいと思います。

賛成だけするのは、本当に、ある意味たやすいことであり、また、見方によっては格好よく映るんです。何か体制に反対しているというのが。そういうふうに映ってしまう。また、高知県民、そういうのが好きなので。

そういうこともございますが、賛成派、反対派、きちんとした土俵の上で語り合って、宿毛の今後、経済の発展や、災害時における復旧、人命救助、様々な立場、様々なことを想定しながら、語り合い、議論を尽くしてまいりたいと思います。

お昼も過ぎました。どうもすみません。長々と失礼をいたしました。ありがとうございます。

○議長（野々下昌文君） この際、午後1時30分まで休憩いたします。

午後 0時19分 休憩

----- . . ----- . . -----

午後 1時30分 再開

○議長（野々下昌文君） 休憩前に引き続き、

会議を開きます。

4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 4番、川田栄子、質問をさせていただきます。よろしく願いいたします。

私は、GIGAスクール構想、宿毛市もこれから取り組んでいくと計画を立てておりますので、早速分らないところも多いので、伺ってまいりたいと思います。

2020年までに全ての児童生徒に、1人1台学習端末を目指して進めてきた地方交付税での予算措置などが、目に見える効果を上げてこないことを受け、ICT教育後進国脱却のため、また、新型コロナウイルス感染拡大の影響による突然の学校の休校措置で、教育のICT化の必要性を多くの方が痛感し、文部科学省は前倒しで進めることとなりました。

学校休校時においては、ICTの活用により、子供の学びの保障環境を早急に実現する背景と、社会構造の変化に能力を育成するために、ICT活用をした教育が注目されるようになりました。

未来を生きる子供にとって、ICTを基盤とした先端技術の活用は必須です。

私たちの生きる社会をつくっていく子供たちを育むこと、教育とは、未来をつくる仕事です。従来の一斉教育だけではなく、個別最適化された創造性を育む教育の実現が重要であり、教育観が根底から変わる、歴史的なタイミングであると私は思います。

この構想を受けて、当市も小中学校児童生徒1,532人、6,685万1,884円を予算化して、1人1台端末の環境整備に向けて、国の補助を活用することとなりました。

文部科学省は、金を出すから、1人1台整備をするよう、自治体の尻をたたき続けていました。

学校教育の情報化の推進に関する法律が、2019年6月28日、公布施行されています。

第1章第5条を見ると、地方公共団体は、基本理念にのっとり、学校教育の情報化の推進に関し、国と適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を総合的、かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有するとあります。

早くも実現した自治体も少なくありません。ICTを活用して、これまでにできなかった学びを実現することができます。

学びのどの部分にICTを効果的に活用できるか、試行錯誤や指導体制の研修、制度面の整備も必要となってきます。

3月からの突然の長期休校、子供たちに学びの保障が十分であったかなど、検証と課題解決に向き合うための質問を行ってまいります。

1つ目として、GIGAスクール構想の概要と本市の取組について、文部科学省が推進しているGIGAスクール構想は、今年度で予算の終了となっており、当市も1人1台の端末整備をしていくことになっています。

GIGAスクール構想の概要と、本市の取組のスケジュールについてお聞かせください。

○議長（野々下昌文君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、4番議員の一般質問にお答え申し上げます。

GIGAスクール構想についてでございますけれども、GIGAスクール構想とは、諸外国と比べて遅れている日本の学校におけるICT環境の整備を行うとともに、議員からも御指摘がございましたけれども、多様な子供たちを誰一人取り残すことなく、公正に、個別最適化された創造性を育む教育を全国の学校現場で、持続的に実現させることを目的として、文部科学省が打ち出した計画の全体像でございます。

具体的に申しますと、児童生徒1人1台端末

の整備と、高速大容量の校内通信ネットワークの整備の2つの事業が策定をされております。

次に、本市における取組のスケジュールについてでございますが、児童生徒1人1台端末の整備は、高知県内の他自治体と合同入札を行った上で落札業者を決定し、既に契約を交わしておりますので、今年度中に端末が納入されることとなっております。

高速大容量の校内通信ネットワークの整備につきましても、今年度中に事業が完了いたしまして、各小中学校に新たな通信ネットワークが構築されることとなっております。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 2つ目といたしまして当市の小中学校でのICT教育の端末を活用した授業の蓄積が十分ですか。

活用状況回線の整備、運営など、課題を併せてお聞かせください。

○議長（野々下昌文君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、お答え申し上げます。

現在、市内の小中学校では、パソコン教室に児童生徒用のパソコンを整備いたしまして、小学校高学年では、調べもの学習でのインターネット検索や、まとめ学習での文書作成、小学校低学年では、パソコンを使ったお絵かきなどで操作を覚えることや、ローマ字の勉強などを中心に行っております。

また、中学校では、調べもの学習でのネット検索を初め、ワード・エクセルの使い方や、総合学習の時間で文書作成などを行っております。

また、各小中学校に整備している電子黒板を活用しまして、英語のデジタル教材による発音の練習や、DVDの視聴なども行っております。

学校運営における課題につきましては、パソコン教室にしかパソコンがないことなどが課題

となっておりますけれども、現在整備を進めておりますGIGAスクール構想の実現により、それらの課題も解消されるものというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 3番目、先端技術の活用についてお聞かせください。

GIGAスクール構想で目指す次世代の学校は、1人1台学習端末と高速大容量の通信ネットワーク完備が学校に一体で整備され、クラウドを活用した授業が実践されます。クラス全員が同じスライドにアクセスし、同時に資料を作成できる、何より、何百台でも何千台でもインターネットを通じて、簡単に一元管理できる。現場の先生の負担を抑え、デバイスを活用した学びができます。

そのために、措置要件として、高速大容量回線の接続が可能な環境にあることを前提とした校内LAN整備計画、あるいは、ランニングコストの確保を踏まえたLTE活用計画が前提となります。

小規模校や未光地域の場合などは、校内LANを整備するより、LTEなどを活用するほうがニーズにマッチする場合や、全体の事業費が安価になる場合もあったりするが、校内通信ネットワークについてお聞かせください。

○議長（野々下昌文君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、お答え申し上げます。

先ほど申し上げましたように、現在整備を進めておりますGIGAスクール構想におけます高速大容量の校内通信ネットワークの整備によりまして、市内の各小中学校の普通教室及び一部の特別教室、並びに体育館には、高速大容量の通信が可能な無線ネットワーク環境が構築されることとなります。

このネットワーク環境と1人1台端末を使用することにより、先ほど議員もおっしゃいましたけれども、今までできなかった授業の実施など、新たな学習環境が構築されるものであるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 端末活用の研究についてお聞かせください。

GIGAスクール構想では、デジタル教科書、教材など、デジタルコンテンツの活用を促進するとあります。

デジタル教科書は、2019年4月に導入、制度化されました。が、普及は進んでいません。

しかし、国の施策の中で動いているから、多くの学校が整備することになるでしょう。デジタル教科書には多くの機能が搭載され、紙の教科書では実現できない機能が埋め込まれているので、活用の可能性が広がります。

デジタル教科書とは気になる、不安に思っている保護者も多くいます。デジタル教科書には、学習者用、指導者用があって、当市においては、拡大提示してくれる指導者用、デジタル教科書の整備とあります。指導者用デジタル教科書と学習者用デジタル教科書とは、使用方法が異なるので注意が要ります。

制度化されたデジタル教科書は、学習用デジタル教科書だけです。端末整備事業はとても大きな事業であります。端末選定に当たって、本来端末はツールです。どういう授業をする、だからこういった端末がよいというのが、本来は筋だと思えます。

端末を使ってどういう授業をするか、端末活用の研究は十分行われてきたか、説明をしてください。

○議長（野々下昌文君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、お答え申し

上げます。

導入端末での授業につきましては、無線ネットワーク環境を利用したオンラインでの授業はもちろんですけれども、電子黒板やデジタル教科書など、他のICT機器との併用による授業展開につきましても、想定をしております。

そういったことによって、先ほども申し上げましたけれども、これまで可能でなかった授業の進め方も可能になってくるのではないかとというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 5番にまいます。

ICT教育を推進するためには、機械の使い方やWi-Fi対応のみならず、ICT時代に対応した授業設定や実践教育の在り方、ICT教育のよさを実証して、そのよさを理解できなければ全体の流れは変わらないので、時間がかかると思えます。デジタル教科書、教材が入ってきて、それだけで授業が成立するとは思えません。何より、ICTに対応できる先生を着実に育てなければなりません。

教師がICT機器活用の本質まで十分理解するのに時間をかける必要があります。そのことについてどのようなお考えでしょうか、お聞かせください。

○議長（野々下昌文君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、お答え申し上げます。

ICTを活用した教育を実施する上で、教員のICT活用指導力の向上及び指導体制の充実が非常に重要な課題であると考えております。議員御指摘のとおりだと思います。

文部科学省におきましても、ICT活用指導力の向上に向け、教職課程においてICTを活用した指導方法を必須化するなどの措置が取られているところではありますが、一人一人の教

員がICT活用指導力の向上の必要性を理解し、研修などを積極的に活用して自己研さんに努めることが、指導力向上の近道であると考えておりますので、教育委員会といたしましても、今後の研修の充実の在り方について、関係機関と連携し、協議、検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 6番目の家庭の通信環境整備についてお聞かせください。

GIGAスクール構想は、感染症などによる長期休校に対する対策となっております。緊急時などには、持ち帰って自宅学習できているかお聞かせください。

○議長（野々下昌文君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、お答え申し上げます。

今回整備を行う1人1台端末につきましては、現在のところ、基本的に学校内での使用を考えているところであります。緊急時に端末を家庭に持ち帰り学習することも有益だと考えますが、各家庭で通信環境の違いがあるため、現状では、各学校で児童生徒に登校していただき使用することを想定いたしております。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 再質問させていただきます。

自宅での通信環境の支援についても、通信環境の有無など、保護者アンケートなど調査はいたしましたでしょうか、お聞かせください。

○議長（野々下昌文君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、お答え申し上げます。

家庭における通信環境の有無につきましては、調査を行っております。

調査結果によりますと、家庭においてWi-Fi環境など通信環境が整っておらず、インターネットを介した学習活動が困難な児童生徒は、全児童生徒のおよそ20%になっております。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 10%が環境が整っていないというアンケート調査結果をお伺いいたしました。

再質問させていただきます。

経済的な理由などでICT環境を整備できない、家庭の環境整備がされることを目指すGIGAスクール構想になっております。

臨時休校に伴う学びの保障に限らず、授業で学んだことを家で振り返ったり、次の授業に臨んだりできる学習を目指します。

ICT環境が不十分で、家庭にはコロナ対策として環境整備ができるよう、内閣府から地方創生臨時交付金が出ています。それを使ってしっかり整備されるようにしたらいかがでしょうか。

10%ということは、90%の家庭が整っている。その90%の家庭に対して、しっかり、残りの10%を手当てしていただきたいと思います。

御意見をお伺いいたします。

○議長（野々下昌文君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、再質問にお答え申し上げます。

大変恐縮ですけれども、先ほどの環境の整っていない児童生徒については、20%とお答え申し上げたつもりですけれども。申し訳ございません、20%ということで御理解いただきたいと思っております。

それから、通信環境が整っていない御家庭の児童生徒に対して、補助金を活用したモバイルWi-Fiルーター等の導入については、委員

会におきましても検討いたしましたけれども、毎月の通信料については、補助対象外となるということから、モバイルWi-Fiルーターの導入については、見送った経緯がございます。

先ほど御答弁申し上げましたように、現状では、そういった御家庭のお子さんについては、登校していただいて、学校にある端末を使ってオンライン授業を行っていただくと。そういうことが望ましいのではないかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 20%、はい、聞き逃してしまっていて、申し訳ありません。

再質問になるかも分かりません。緊急時には、Wi-Fiなんかの環境整備が整っていない方は学校へ来て、もし、この間のような長期休校になりますと、学校へ来てできるということですか。整っている方の80%は家でできるということになっていくのでしょうか。どうでしょうか。

○議長（野々下昌文君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、再質問にお答え申し上げます。

議員御指摘のように、先ほど言いました20%の児童生徒については、学校にまず来ていただくと。それ以外のお子さん、いわゆる、通信環境の整っておられる御家庭のお子さんについても、通信環境の仕様、容量とか、いろんな条件がそれぞれの御家庭によって違います。そういったことを含めて、今回のようなコロナウイルスの対策のための臨時休業のようなケースが今後起こった場合について、その辺りについても含めて、検討してまいりたいと。ただ、全員が学校に来てしまうと密になってしまうということがございますので、そういったものを含めて、感染防止対策と合わせて、子供たちの学

びをしっかりと保障していく取組、そういったものは十分、これからも検討、研究してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 長期休学により、学ぶ機会が減り、心を育む時間も、体を動かす時間もすっかり奪われた時間が続きました。後戻りは許されません。

子供が将来の夢を抱いたとき、その夢に向かって力強く歩んでいける基礎学力も、体力も、道徳も、しっかりつけさせてあげることは、大人の役割だと思います。

次に行きます。新型コロナウイルス感染緊急事態の検証と、対応の変化についてお聞きいたします。

現状のウイルスに対する科学的根拠の認識についてお聞きします。

今となつては、情報もたくさん出ています。ウイルス研究での専門家、免疫学の専門家、大学教授など、データに基づいたものであれば、どれも正確です。どれを取って、どれを捨てるか、それは例えば、医学専門誌ネイチャーなどには、無症状者が持つウイルスの数などが掲載されているので、様々な情報から日本の数字と世界の数字を比べることができます。ほぼ似ている数字なら、ほぼ正確と言えることなどの作業は欠かせません。

情報を集め、丁寧に分別した上であることをまずお伝えしておきます。

自分が情報を知らないから気に入らない、正確でないという乱暴な言い方や批判があっては いけません。これは今のコロナ感染症の問題です。なぜなら、情報があるか、データがないことから、ウイルス専門家、免疫学の専門家、大学教授などに疑問が出て、研究に取り組んでいるから、まだ結論は出ておりません。

そもそも発端は、2019年12月、中国の武漢で肺炎患者が発生と複数報告されました。新型コロナウイルス感染症が検出されると医学誌ネイチャーには載っていました。2020年1月28日、新型コロナウイルス、その当時はただ恐れることだけと、不安の日々を過ごしてまいりました。半年たって、様々データも出てきました。

新型ウイルスに対する科学的根拠も多く出ています。政府にも教授等のデータや根拠の数字が届いているのでしょうか。GoToキャンペーンや自粛規制など、緩める方向へかじを切っています。

政治家は、自分で新しい情報を集め、判断していくことが重要です。情報を先取りして、施策に反映させていくとなります。

市長御自身、このウイルスに対する情報の少ない2月頃から比べると、今、多くの情報を認識されていると思います。

我々の命を守る長として、今、この新型コロナウイルスについて、どのように認識されているか、住民に向かってしっかりおっしゃってください。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） 川田議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

どれも正確な情報ですということで、情報によっては、全く違う情報もありますので、どういうふうなことを言われているのか、ちょっと理解できないところもありますが、国は科学的根拠や最新のデータを元に各段階に応じた感染防止対策の基本方針を示していると考えますので、宿毛市としてましても、国や県の示す方針を元に対策を考えている、そういったところがございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） マスクが本当に必要な深刻な病原性を持つか、強い伝搬力があるか、病原体の機能はPCR検査では分かりません。日本もニューヨークみたいになる、40万人が死ぬ、PCR検査をせよと言い続けている学者もいますので、それぞれの専門家はそれぞれの自分のお考えを発表しております。

学校休業についてもそうですが、行政の責任として、私はこの専門家の言っているデータに基づいたものを採用する、効果がなければそのとき判断して変更する、よって皆さんも御協力してください、と言ったほうが、我々住民も分かりやすい。今は仮説を立てて言う時期ではないと思います。

マスク対策にはこれだけの効果がある、唾液には、武漢のウイルスがこれだけある、歌を歌えばこれだけのウイルスが発出される、これはデータが出ています。

今の状況から、熱中症を考えると、また、通学時の子供はいつ走り出すか分からない危険と注意が出ています。外歩きは不要と注意を促さなくてよいのか。密接、密集、密閉の3つが要るのか。手洗いなど、最後まで残る対策もあるのでしょうか。そうは言っても、指定伝染病となっているので、判断は難しいとは思いますが、科学的根拠、データに基づく対策や判断について、どのような見解をお持ちでしょうか、お聞かせください。

○市長（中平富宏君） 反問権をよろしいですか。

○議長（野々下昌文君） ただいま、市長から反問権の申出がありました。

議長としては、反問権を許します。

○市長（中平富宏君） すみません、川田議員、PCR検査では分かりませんかという話から、それぞれのデータが正しいですか、ちょっと言っていることが、整合性がちょっと分らな

いんですが、科学的根拠、科学的根拠と言われているんですが、どういったことの科学的根拠を示せと言われていたんですか。

ちょっと、すみません、質問が分かりません。

○議長（野々下昌文君） もう少し付け加えて、詳しく述べてください。

4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） PCR検査は、病原性とか伝搬性の強さを表すものではありません。このウイルスがいるよというところで、1個でも出れば出ます。PCR検査です。

そういう状態の中で、そういうPCR検査の特性、そのことを知った上で、今の状況、今日も何人出ましたとか、そういうマスコミの情報は、私たちが本当に恐れているウイルスを持つ病原性なのか、そういうデータに基づく対策や判断についてお聞きしているわけです。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） 聞き取りを少しさせていただいていますので、担当課の聞き取りに合わせて答弁のほうをさせていただきたいと思えます。

ウイルス1個でもというのは、ウイルス1つの話でしょうか。1つだとなかなかPCR検査は出ないと思うんですが、ちょっと分からないところがありますが、答弁をさせていただきます。

市民の皆様には、新しい生活様式として定着してきた基本的な感染防止対策を継続して取り組んでいただくよう啓発を続けているところでございます。これを引き続き続けさせていただきたいというふうに考えています。

また、今後の展望としましては、本市における新型コロナウイルス感染症対策は、先ほども申しましたが、国や県の方針に基づき対応することを基本に、当然ながら考えているところでございます。感染防止対策を徹底しながら、

地域の活性化につながる取組を進めまして、経済活動の回復を図ってまいりたいというふうに考えておまして、そういった形で現在進めさせていただいているところでございます。

○議長（野々下昌文君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 指定感染症となっておりますので、市長のお答えは当然だと思っております。

今、7月の時点で6万4,000人に陽性の症状が出ました。せいぜい重傷者は200人、0.03%とされています。

このウイルスの数が問題で、ウイルスが100万とか、1,000万のレベルにならないと発熱や症状が出ないと。伝搬するには1,000万レベルが要ると、ある学者は言っています。

そういうのは最近分かってきた状況なんですけど、また、無症状者が伝搬するというドイツ論文は、根拠となるデータは出ていないということです。

少しずつ中国で最初に出たウイルスの病原性、伝搬性が明らかになっています。しかし、WHOがこの論文を間違いのないものとして世界各国にPCR検査をせよ、マスクをせよ、3密を避けて行動の自粛、移動制限、ソーシャルディスタンスなど、世界各国に指示を出したまま今に至っています。

それで、6日ほど前になりますけど、紙面に「新型コロナ類似遺伝子解析」とありました。生物学者の高知の武市医師のグループが、新型コロナウイルスとインフルエンザA型、B型ウイルスを遺伝子レベルで比較し、一部に高い相同性があると論文の発表がありました。アメリカ国立生物工学情報センターが公開しているデータベースを使って解析しています。

新型コロナとインフルエンザA・B型、それぞれを遺伝子配列を基にアミノ酸配列の置き換えてたんぱく質相同性を調べる方法で比較した

とあります。

結果、新型コロナとインフルエンザB型では、80%以上の高い相同性を示す領域があり、インフルエンザA型とも複数箇所では相同性は見られたとありました。

その中にウイルスの抗原機能に関連する領域も多く含まれています。

武市医師は、新型コロナは全く新型のウイルスではない可能性がある。新型コロナにかかっても無症状や軽症の人が大半なのは、インフルエンザにかかった経験がある人が多いためではないかとの見解です。

世界も政府もPCR検査だけで、このウイルスが本当に病原性、伝搬性の機能や遺伝子配列の解明はしません。する気もありません。専門会議は、大学教授はおかしいと言いつけています。

そこで、武市医師のグループの遺伝子配列検査が待たれるところであります。

あと一つ気になるのは、厚生労働省から6月18日、県に届いた通達の内容です。新型コロナ感染の陽性者であって、入院中や療養中に亡くなった方について、厳密な死因を問わず、死亡者数として全数を公表するようというものです。数字が増えると、やはり怖いことを国民に見せるのか、死者を増やして、やたらに怖がらせるということなのか。あえて世の中を恐れさせるか、関係ないところでカウントされている。それから死者の数が増えています。

このウイルスが原因で亡くなった人が何人いるか、もともと持っている病気で亡くなったかは、解剖してみないと分からないといえます。

この新型コロナウイルスは、1月28日、指定感染の期限は来年2月6日です。新型コロナウイルス感染症については、いろいろなことが分かってきました。今後どのような形で感染症とつき合っていく、何の措置を取るべきか検討

していくことでしょう。

次へ参ります。当市の経済活性化についてお聞きいたします。

知見の発表ですので、質問は要りません。

○議長（野々下昌文君） 質問にしてください。

○4番（川田栄子君） とにかく、店を潰したら大変です。元には戻りません。

葬儀も斎場に行く人数も制限されて、自分の身内に起きたら、こんな葬儀では大変つらい状況が続いています。

PCR検査では、壊れた細胞も出ます。死んでも出ます。免疫を持つコロナが入ると、陽性が出るが、症状は出しません。陽性者の1人が持つウイルス数は、本当に少なく、伝搬されたものではなく、本人が持つ常在菌だろうと、このように言われています。

感染防止と経済の比重は、今のままで同じでよいのか。感染症と経済活動の両立の旗振り役をしなくてはならないと私は思います。

自粛が解かれた今、政治家はしっかり情報を集めて、政策を判断する時期ではないかと思えます。

当市の経済活性化についてのお考えを聞かせてください。

○市長（中平富宏君） ちょっと1つだけ、反問権をよろしいですか。

○議長（野々下昌文君） 反問権を認めます。

○市長（中平富宏君） ちょっと理解できないところが何か所かあったんですけど、1つだけ、川田議員、PCR検査は無意味だからするなというように聞こえるんですが、そういったふうに理解してよろしいのでしょうか。

○議長（野々下昌文君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 無意味ではありません。世界保健機構WHOがPCRをせよと言っていますが、PCRでは、感染症の機能とか伝搬性、そういう機能は出ないということです。だ

から、武市医師が言われるように、遺伝子配列を研究して初めて遺伝子の正体が分かってくるということです。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） 地域経済を支えるにはどういふふうを考えているかということについて答えさせていただきたいというふうに思います。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う緊急事態宣言が解除されたものの、有効なワクチンの開発、普及などで集団免疫が獲得されるまでは、感染予防拡大防止対策を講じつつ、経済活動を維持していく必要がありますが、社会活動の制限は、経済活動の著しい停滞を伴うため、経済活動への影響をできる限り最小限にとどめたいと、そのように考えているところでございます。

そのためには、新たな感染の発生に備えまして、新しい生活様式の実践を推し進めるとともに、感染抑制と社会経済活動の両立を目指したいと、そのように考えているところでございます。

具体的に申しますと、本市や近隣市町村において感染が確認され、感染拡大の兆候が見受けられた場合、社会活動の自粛などをお願いする必要がありますが、感染の収束状況に合わせまして、地域の経済活動に対する影響を可能な限り最小限にしたいと、そのように考えているところでございます。

現在は、新型コロナウイルスの感染拡大により、ダメージを受けた地域経済をできる限り早期に回復させつつ、次の感染拡大に備えた対策を推し進める、そういった時期だというふうに考えておきまして、飲食店等における利用環境の向上を目的とした宿毛市新型コロナウイルス感染症対策向上取組宣言店制度や、市内事業所が実施する感染防止対策の促進を目的とした宿

毛市中小企業新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金制度を実施しているところでございます。

今後におきましても、新しい生活様式の実践や感染状況に応じた行動の変容など、市民の皆様のご協力をいただきながら、必要な対策を講じることによって市民の暮らしを守っていききたいというふうに考えているところでございます。

先ほど来申しましたように、県であるとか国であるとか、そういったところからの信頼できる情報を基に進めていきたい、そのように思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 専門家会議は、政府寄りの学者がそろっているということで、政府に反することは言えませんので、どこでもいいかというのはそういうものだと思います。

私も、指定伝染病ですので、それから大きく外れて行動することはできないと思いますけれども、情報は様々あると、それには根拠がある、データもあると。そういうのをちょっと御紹介しただけのことです。

4番へ参ります。小中学校の休校の検証についてお伺いいたします。

ア、教育委員会の議論についてですが、2月27日、新型コロナウイルス感染症対策本部において、安倍総理が突如、全国全ての小中高等学校、特別支援学校について、3月2日から春休みまで臨時休業を行うよう要請したことが大きな波紋を広げ、29日には総理がこの要請について、再度の記者会見を行う事態となりました。

法的根拠のない首相越権行為です。まずもって、小中学校の休校措置を管轄するのは、市町村教育委員会、高校の休校は県の教育委員会です。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律は、その教育委員会において、21条で教育委員会の所管に属する第30条に規定する学校、その他の教育機関の設置、管理及び廃止に関することと定めています。

教育委員会としてどのような議論が委員会であったのか、お聞かせください。

○議長（野々下昌文君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、お答え申し上げます。

昨日の松浦議員の一般質問でお答えいたしました内容と重複をいたしますけれども、改めて御答弁申し上げます。

本年2月28日に文部科学事務次官名で臨時休業要請がございました。また、高知県教育委員会からも28日付で市町村の小中学校における取組についても、県の方針に基づいて対応いただきたいという要請がございました。

このことを受けまして、本市教育委員会として、同2月28日の午後1時から教育委員会臨時会を開催し、続けて午後2時から、臨時の校長会を開催いたしまして、協議を重ね、本市として、3月4日から全ての市内小中学校を一斉休業することといたしました。

その後も新型コロナウイルス感染防止に向け、様々な状況に対処すべく、毎月開催の定例会はもとより、状況に応じ、臨時会を開催し、その都度協議、検討をいただく中で決定をいたしているところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 議事録をみますと、四万十市教育長に幡多で統一的歩調を考えて、そういう打診をされて、その後、高知県全体の統一に歩調を合わせた、これが宿毛市教育委員会としての結果となっています。

文部科学省の集計では、多くが同日までに休

校を始めた一方、20市町村立の小中学校316校は、休校せず授業を続けました。小学校は98.

8%、中学校は99%が休校を決めました。当市は3月4日と決定しております。どのような考えでその決定となったのか教えてください。

○議長（野々下昌文君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、お答え申し上げます。

教育委員会においても、様々な委員の皆さんから御意見もいただきました。そういう中で、まさにかんかんがくがく議論をする中で、最終的な教育委員会の方針を決定していったということでございます。

教育委員会は、特に、共働き家庭や学校現場にできる限り混乱を招かないようにということで、2月28日に休校を決定いたしましたけれども、政府の要請である週明けの3月2日ではなく、3月4日からの休業ということで、これは高知県内、ほとんどの学校がそうだと思いますけれども、3月4日から休業をしたということでございます。

決定から休業開始まで時間がなかったことにつきましては、感染拡大を抑制し、影響を最小限にするために、早急な対応を取る必要があるとの認識の下で判断をしたものでございます。

また、御家庭で監護が難しい低学年の児童の対応といたしまして、学校及び放課後子ども教室、学童保育での受入れを行ってまいることといたしました。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 当市が3月4日から決定されたという御事情は伺いました。

私の目にとまったのは、長野県池田町の教育長の言葉です。2日遅れのささやかな抵抗、国の要請どおりの2日からではなく、2日遅れの

4日から実施する言葉です。国の方針に反する決定に至った背景や理由など、詳細の説明があります。

竹内教育長は28日、町長と町内の小中学校長3人が集まり、出した結論は、4日から。この時点では、他市町村も2日からの実施は難しいだろうと考えたとされます。

2日間の猶予を持たせた、方針に反したが、現実的なのは、子供たちに少しでも気持ちの準備をさせたかった。昨年度ぎりぎりの3月に突然、学校は明日で済みですと言われた子供たちの気持ちを想像するに、国に言われるままに月曜から休めとは、私はとても言いたくない。現場の先生たちにも、2日からは乱暴過ぎる。保護者にも仕事の調整などの準備期間が最低限必要と考えました。2日から休めば、保護者に、国や県がそうしろと言っているという以外の答えは思い浮かばず、私の信条に反する。結果的に国の方針に反したが、現実的な判断ができたと考えています。

ささやかな抵抗かもしれないが、上意下達にそのまま従う気持ちはなかったと振り返っています。

家庭の受入れ態勢についてお聞きいたします。

一斉休校は感染症の対策として効果はあります。しかし、学校関係だけが動いて、事態の落ち着くものではありません。

なぜなら、学校を休めば、子供は自宅にとどまる。果たして家庭の受入れ態勢は万全か。子供の面倒を見る親、家族らが、会社を休まざるを得ない恐れもある。子供を持つ保護者、ひとり親や休みが取れない保護者の児童生徒の受皿をどうするかなどの配慮が必要です。

どのような検討がされたのか、お聞かせください。

○議長（野々下昌文君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、お答え申し

上げます。

長期休業、突然の休業ということで、子供たちに与える影響というのは確かにあるだろうと思っておりますし、また、御家庭においても、急遽、子供たちが家庭にとどまるということで、その対応に苦慮した部分があるだろうと。そういったことも含めまして、委員会の中でも、これは市長からも要請をいただきました。低学年の子供たちが、特に御家庭でなかなか監護できない子供さんたちをどうするんだということで、何とか委員会のほうでも前向きに検討してくれということでお話もいただきまして、それも受けまして、教育委員会として学校現場のほうに、放課後子ども教室や学童保育でない時間帯については、学校の先生方に見守りをさせていただきたいと。これはあくまでも、教育活動として授業を行うということではなしに、まさに見守りということで、放課後子ども教室へつなぐまでの間は、低学年の児童については、そういう形で見守りを学校ですると、そういったことを決定をして、先生方にもお願いをして取り組んでいただいた、そういう経過がございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 学童なんか、3月の受入れは少なかったようですが、気になるのが、共働きで働かざるを得ない方の精査はできない。どんどん来たら学校生活と同じになるから、徹底する、個別にお願いするなど、線引きを厳しくするなどの意見が委員会に出ております。

文部科学省は、今般の臨時休業に伴い、従来の放課後児童クラブ利用を、児童数よりニーズが高まることが考えられ、また、密集性の回避、感染防止をすることなどから、一定のスペース確保が必要である教室、図書館、体育館、校庭などが利用可能なら、積極的に施設の活用を推進するとあります。

当市の委員会の認識に矛盾はありませんか。お聞かせください。

○議長（野々下昌文君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、再質問にお答え申し上げます。

低学年の児童を受け入れる放課後子ども教室、あるいは学童保育についてもそうですし、学校現場の先生方もそうですけれども、何より第一に考えるのは、感染防止対策でございます。

したがって、教育委員会としても、学校現場のほうには、可能な限り、いわゆる学童保育が密になるような状況であれば、より広い体育館であるとか、空き教室であるとか、当然休業中ですので、空いている教室もある。そういったところをできるだけ積極的に活用していただくようにということで、可能な限り感染防止対策を講じるようにということで、現場のほうにもお願いをしているところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） ウへ参ります。

家庭からの子供たちの逃げ場の考慮についてお聞かせください。

休校した場合に、子供たちに与える影響は、必ず知っておくべきです。

保護者の負荷だけではなく、そもそも家にいることがしんどいと感じている子供たちに目を向けなければなりません。

家庭に居場所がない子供たち。特に学校休業は、部活動も中止になります。

児童は、人として尊ばれる、社会の一員として重んぜられる、よい環境の下で育てられる。児童憲章であります。どれもきちんと保障されなければいけません。

学校という居場所がなくなり、家庭という場に子供たちは長期間にわたって身を置かざるを得ません。家庭からの逃げ場のない子のことを、

大人がどれだけの考慮をしたのでしょうか。お聞かせください。

○議長（野々下昌文君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、お答え申し上げます。

子供たちが学校へ行きたい。あるいは部活等をしたいたいの思いを持たれるであろうことは私も認識いたしておりますが、何よりも委員会として考えたことは、子供たちの安全安心を最大限考慮するというで休業を決定したものでございます。

当然、子供たち、様々なストレスがあるでしょうけれども、休業期間中は新型コロナウイルス感染防止対策を講じる中で、担任の教師が家庭訪問をしたり、電話等を通じて児童生徒や保護者との連絡を密接に取る中で、保護者も含めて子供たちのケアを行ってまいったということでございます。

御理解いただきたいと思います。

○議長（野々下昌文君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 私は休校をしないほうがいいとか、そういうことを言っているものではありません。検証ということで、またあるかもしれないことについてしっかり考えていきたいと思いますということでございます。

安倍総理の休業要請についてであります。

感染症の予防による臨時休業について、学校保健安全法で学校の休業を決定できるのは、第20条、学校の設置者である教育委員会が学校の休業を決定できる。そもそも首相の休校要請は、首相に何らの権限もないことは明らかで、慌てて要請に従い、そうしたことはあるかも分かりません。

ただ、独自の判断で休校する必要があるのか、検討があってもいいと思います。それには、地域の感染状況を把握し、地元大学の感染症の専門家などから、休校の必要性についての意見を

聞くのも良かったのでは。

休校にした場合、子供たちの与える影響はとても大きいものがあります。そのためには、校長と教育現場の声を聞くことも必要です。さらに、ふだんは子供が学校に通っていることを前提に、仕事をしている親たちの事情も聞いておくべきです。企業にも協力要請が望まれますから。

これが教育委員会の常識対応ではありませんか。これから生かしていただきたい。総理の要請は何の法的根拠もありません。越権行為にすぎません。仮にそうであっても、国の行政、トップである総理が要請すれば、事実上、それが決定事項となり、全国の自治体の首長や教育委員会がこれを覆すのは極めて困難でしょう。

総理の今回の要請は、日本の法秩序を大きく害するものだと私は思いますが、教育長の見解があればお聞かせください。

○議長（野々下昌文君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、お答え申し上げます。

議員御指摘のように、市町村立学校の休業の決定、最終的な決定は市町村の教育委員会にあるものと認識をいたしております。松浦議員にお答えしたとおりでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 項目オへ参ります。子供たちに影響が出ていないのに休業判断したことについてであります。今年は例年に比べてインフルエンザの患者も少なく、知り得る感染の流行の報告は聞かれていません。政府寄りの教授は、これから冬になるとインフルエンザと新型コロナで大変なことになると言い続けています。

去年の11月から12月中頃まで、インフルエンザの流行がありまして、ずっとグラフでは

上がっておりました。でも、12月からぐんと下がりました。そのグラフの某教授の説明は、ウイルスの世界においては、インフルエンザと新型コロナは負の関数関係にあると説明されました。

しかし、新型コロナにおいて、子供は地域において感染拡大の役割を果たしていません。児童における全国的な感染症の流行は存在しません。とはいえ、児童の間で感染症が蔓延し、一斉休校が望まれば、感染拡大の防止のため、専門家からの意見を聞いた上で、専門家からの要請となることはあるでしょう。

しかし、新型コロナウイルス問題について、専門化の立場から政府に助言する新型コロナウィルスとなるはずの、専門家会議も一斉休校に関して、一切論議をしていないことを認めています。

総理は、感染症対策本部においても、27日、29日の記者会見で、具体的な根拠を示すことなく、ここ2週間が極めて大事だと言っています。前提になるはずの児童における全国的な感染の流行が存在しない。実際、データにゼロ歳から29歳までの死者は1人です。しかし、子供たちの教育権を奪い、学校、家庭、社会に甚大な影響を及ぼすことになったことを指摘しておきたいと思います。

児童における全国的な流行は存在していません。これでよかったのか、教育長の見解を聞かせてください。

○議長（野々下昌文君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、お答え申し上げます。

先ほども答弁しましたがけれども、国や県の休業要請を受けまして、教育委員会及び校長会におきましても、十分に協議をする中で、何よりも感染拡大防止、児童生徒の安全安心対策を講じることが最重要であるという認識の下、休業

決定をいたしましたものでございますので、御理解いただきたいと思ひます。

○議長（野々下昌文君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） カの項目へ参ります。学校再開についての検証です。休校に入るとき、検証すると、皆さんの通っている学校を臨時休校することになりました。しばらくの間、皆さんが学校と友達と学習したり、学校行事に取り組んだり、楽しい日々が過ごせなくなる。本当に申し訳ない。先生方も非常に残念だと思ひている。休みの間、友達に会えないことはつらいことと思ひますが、人が集まる場所に行かないでください。学校では勉強できませんが、1年間のまとめや新年度の準備をするつもりで過ごしてください。こういうような教育長のメッセージもなかったですね。

また、卒業で学校を去る卒業式もありました。卒業を迎える皆さんにとっては、突然のこととなりました。学校生活の思い出を大切にしてくださいというメッセージも届きませんでした。

文部科学省は臨時休校に、学習に著しい遅れが出ないように、可能な限り家庭学習を課すなどの配慮を求めました。登校日については、各学校が児童生徒の実態に応じて設定することなどを考えるとしました。登校日以外では、児童生徒の学習状況の確認などのための家庭訪問、きめ細かな対応にも文部科学省は触れていますが、当市では、疑問のある保護者の声が多いです。

休校期間は、小学校で2週間未満19%、2週間以上3週間未満23%、3週間以上4週間未満50%。中学校も同じ状況でありました。

岡山県井原市は中学校を休校としましたが、全ての小学校で平常どおり授業をしました。小学校は1人で留守番も難しいし、給食も提供できて、栄養の確保もできると判断しました。これには、保護者から助かるという声もあれば、

休校すべきだという声もあったと聞いております。全体として、約4割の学校が予定どおり開始しました。

当市においては、延長があり、5月連休の再開となりました。学校再開について、どのような議論がなされましたか。お聞かせください。

○議長（野々下昌文君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、お答え申し上げます。

学校再開に当たりましては、長期の休業であったことや学校の感染症対策を取るなどを考慮し、宿毛市においては、2週間は分散登校という形で、より安全を担保する取組を行いました。

御質問の学校再開に向けた学びの保障については、この間の休業による日数を補うため、市内の全小中学校で夏休みを短縮したり、あるいは各学校において時間割編成の工夫や学校行事の精選などを行うことで、各学校での不足分の日数を確保したところでございます。

これまで何回も答弁させていただきましたが、委員会としては、いろいろな専門家の方々の知見はあろうかと思ひますが、何よりも子供たちの安全第一、安全安心、それから学校がクラスターとならないように、そういった基本的な認識の下で、適宜判断をさせていただいたということで御理解いただきたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） ここからは子供たちに聞いた意見、保護者の意見の声を届けさせていただきます。3月2日以来の休校を延長するなど、新学期が始まらない4月を迎えています。体育祭や文化祭がなくなってしまう。大人たちには私たちの中学生生活は今しかないということを理解してほしい。私たちが過ごしているこの時間は、今しかないんです。これから先、どんなに頑張っても取り戻すことはできません。

これは今しかない時間への痛切な訴えでしょう。
以上です。

最後に、ファミリーサポートセンターについてお聞きします。

私がこのファミリーサポートセンターを質問するに至った経緯は、宿毛市の女性の住民から、四万十市のファミリーサポートをやっているところに電話が入りました。宿毛市には、ファミサポがないので、四万十市へ引っ越ししたいという情報が四万十市を経由して入ってきました。私たちがファミリーサポートセンター事業について、私も以前質問をさせていただきましたが、そのときの行政は、地域子育て支援センター「すくすくひろば」があるからというお返事でした。

この町の女性の町長は、女性であることを生かしてしっかりファミサポに取り組んでくれました。新たな法律に基づく事業であって、このファミリーサポートセンター事業を待っている市民もたくさんいます。この制度に対する現在のお考えを聞かせてください。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

現在、ファミリーサポートセンター、これは通称ファミサポでございますが、この事業は高知県下で11市町村、そのうち幡多管内では四万十市が令和元年7月から実施されておりまして、大月町は令和2年度中に設置予定となっているところだとお伺いしております。

四万十市では、事業開始後1年が経過し、依頼会員と言われる子育ての援助を受けたい方が8月末現在で52名、そして援助会員と言われる子育ての手助けをしたい方が29名、両方の会員の方が9名両方同時ということだと思えます。9名登録していると聞いているところでございます。

依頼会員の中には、登録はしていますが、援助会員とのマッチングを行っておらず、実際には利用していない方もおられると伺っているところでもございます。

四万十市や大月町の担当者から現状をお聞きする中で、利用された依頼会員からは利用してよかったという感想も聞かれているようですが、援助会員の募集に苦慮されておりまして、登録されている方の3分の1程度しか活動ができていない状況もあるようでございます。

これは全国的にも援助会員の確保が課題となっております。特に都市部と違って、地方では援助会員の高齢化も問題の1つとなっているところだと聞いております。

たとえ、一、二時間程度であっても、元気いっぱいの子供たちのお世話をすることに精神的にも体力的にも不安を抱えている援助会員がいらっしゃることも事実だと聞いております。

また、利用には一連の手続きがありまして、事業の説明を受け、預かってもらう子供たちの詳細な聞き取り、援助会員の選定とマッチング作業、預ける日程の段取りと時間がかかり、すぐ利用に結びつくものではなく、依頼会員へ事業の理解を浸透させていくことも課題となっているところでございます。

また、この事業は地域において助け合う。会員制の有償、お金が発生する、そういった有償ボランティアで運営する組織でありまして、利用時の料金を設定する必要もあります。高知県では1時間600円から700円と規定している市町村が多く、利用料を支払ってでも、利用したいという方がどの程度いらっしゃるのか、潜在的なニーズがどこまであるのかも含めまして、今後検討していく必要があると考えております。

私といたしましても、働きながら安心して子育てできる支援や保護者が前向きに育児を行え

るようリフレッシュできる体制を整えていくことは非常に重要であると感じているところでもございます。

今年6月の議会で、堀議員からの質問でも答弁をさせていただきましたが、第2期子ども子育て支援事業計画策定のニーズ調査では、ファミサポに1割の方が利用してみたいと回答がありましたので、今後は宿毛市の地域特性も考慮しながら、また近隣市町村の利用実績や運営体制等の動向も見ていながら、慎重な対応をしていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） ファミサポの周知ができていますでしょうか。こんなことに利用できます。保育園や幼稚園の送迎、習い事の送迎、放課後児童クラブ後の預かり、保護者の病気や冠婚葬祭などの急用の預かりなどのほかの場合にも利用が可能とあります。

現在は、高知市、佐川町、香南市、南国市、安芸市、いの町、須崎市、仁淀川町、四万十市、四万十町、大月町も令和2年度には設置予定であります。また、土佐清水市も準備に入っていると聞いております。

社会は常に変化しています。育児は女性に負担がかかります。併せてニーズも変化します。子育て支援計画とは何を想定したものでしょうか。かたくな行政としか見えません。住民が犠牲ではなく、住民が望んでいることについて、敏感な行政、特に、子育てについてはその役割の大半を担う女性に寄り添うことが望まれます。

最後の質問。2の一時預かりについてお聞きいたします。一時預かりのニーズは高いものがあると思います。ファミリーサポート制度と連動して、子育て支援できる状態をつくっていくことについてお聞きいたします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

行政に対するかなり強い批判であるとか、いろいろな組織に対する、また男女平等の社会の中で偏見的な意見もありましたので、それについては、自分としては少し考え方が違うのではないかと感じたところでもございます。

ただ、子育て、しっかりとサポートしていかねばならないので、行政としてもしっかり検討し、そして前向きに取り組んでいきたいということは先ほど示したとおりでございます。

一時預かり事業についてでございますが、この事業は家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として、昼間において認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点やその他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業でございます。本市におきましては、認定こども園、宿毛幼稚園にて、幼稚園型とそして余裕活用型の2事業の展開がされているところでございます。

幼稚園型につきましては、宿毛幼稚園の1号認定、いわゆる教育目的利用の在園児に対しましての15時30分から18時30分までの延長部分での預かり事業となっております。一方、余裕活用型につきましては、対象は在園児以外で定員に余裕がある場合に、乳幼児を預かる事業となっているところでございます。

余裕活用型の利用時間につきましては、朝の9時から16時までとなっております。初回利用時までに初めて利用するときまでに、面接を行いまして、事前予約制となっております。利用時間に沿って利用料金が設定されているところでございます。

昨年度実績につきましては、利用延べ日数が121日とのことで、ほぼ受入可能であったと聞いております。今後も引き続き認定こども園、宿毛幼稚園にて事業継続の予定となっております。

すので、一時的に預かっていたきたいとの希望のある御家庭がありましたら、宿毛幼稚園へ御連絡いただきますようお願いいたします。

本市におきましても、ますます加速する少子高齢化の問題や働き方改革など、子育てや暮らしの在り方が多様化していく中で、今後とも当事者の視点に立った子育て支援に努めてまいりたいと思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 本市は、幡多けんみん病院など転勤族の方も多いと聞いております。考慮すべき事業ではないかと考えます。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（野々下昌文君） この際、10分間休憩いたします。

午後 2時43分 休憩

午後 2時54分 再開

○議長（野々下昌文君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

13番寺田公一君。

○13番（寺田公一君） 13番、一般質問を行います。

今年是非常に7月は雨が続き、8月はかんかん照りが続き、9月になると台風が襲来し、非常に農家には悩ましい日々が続いております。私もちょっとだけお米を作っておりますので、苦勞しています。そういう前振りをしながら一般質問を始めたいと思います。よろしくお願ひします。

今回は、私は大きく言って2点、スポーツ振興と生涯学習の関連について質問をさせていただきたいと思ひます。

まず、スポーツ振興と体育施設の維持管理についてということで、非常に私、自分自身もスポーツ推進員というのを市から委嘱されてやっ

ておりますが、市内の体育施設について日々自分なりに見る中で、ここには非常に問題点があるのではないかということも多々ありますので、その辺を含めて質問をしていきたいと思ひます。

まず、1点目として、自転車イベントの総括についてということで通告をさせていただきました。昨日の一般質問の中でも出ていましたが、8月に自転車イベントを開催しております。このイベントの開催について私は否定をするものではありませんが、市として事業をやったことによる総括をしておくべきだろうということで、この参加者と経済効果について市はどのように把握しているのかについてお聞きしたいと思います。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） 寺田議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

8月9日、10日に開催いたしました、すくもチリリンまんぷくライドは2日間で156名の申込みをいただき、遠くは滋賀県や京都府からも参加があり、都道府県別の割合は高知県が約51%、その他の四国内からが30%、中国地方7%、関西地方9%、そして九州地方が3%となっているところでございます。

このイベントの経済効果についてでございますが、2日間にわたり参加された方が35名ということでございます。スタートを早朝としたことによりまして、多くの参加者が宿泊や飲食店を利用するなど、経済波及効果が一定あったのではないかと考えているところでございます。

また、今回はゲストといたしまして、自転車界のトップアスリートである竹之内悠氏や松田千裕氏、そして有名ユーチューバーやインスタグラマーの方々、こういった方々も御参加をいただきまして、積極的に宿毛市の情報を発信していただいたところでございます。

その中のユーチューバーなななチャンネルさ

んという名前だそうですが、なななチャンネルさんは3回動画をアップし、合計で約6万回視聴され、コメントも総数で399件を数えまして、その内容は全て宿毛市に対して好意的なものということでございました。

その他、多くの方がInstagramなどで参加者を中心に、たくさんの写真をアップしていただきまして、多くの反響を現在もいただいているところでございます。

総括といたしましては、参加者からは宿毛市の取組が高く評価されるとともに、多くの方にSNSなどで宿毛市を知っていただくきっかけとなりまして、効果的なPRができたのではないかと考えております。

この内容について、私も少し見させてもらったりとか、職員から聞いておりますが、自転車のイベントだけではなくて、いろんな観光地をそれ以外で回って、イベントに参加する前日とか、後泊されてという形で、そういった内容であったりとか、夜の飲食店とか、少しお酒が飲めるようなところとか、そういったところも広くPRしていただいているという状況でございます。

また、特に印象的だったのは、人の温かさ、応援をさせていただいたことを書いてくださっている方が多かったということでございます。

また、市内の飲食店事業者からは、イベントがなかなかない中、まとまった注文がありよかったという御意見であったりとか、一緒に宿毛を盛り上げる気持ちで参加をしたとか、イベント終了後にお店のほうに買いに来てくれた人がいて、うれしかったとか、そういったお話も聞いているところでございまして、前向きな意見を多数いただいたところでございます。

本イベントが安全に終了できたことで、感染リスクの低い町ということも一方でPRができたのではないかと考えているところでもござい

ます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 13番寺田公一君。

○13番（寺田公一君） おおむね今回のイベントについては成功だっただろうという判断をしているという市長の考えをお聞きいたしました。ただ、市長の答弁の中にもありましたように、これは自転車をするイベント単独ではなくて、例えば、食であったり、夜の飲食であったりということがセットになっていたということで、コロナウイルスの関係だけではなくて、これから先、宿毛をどのように売っていくのかということであれば、そこの辺りも地元の業者、業界とも一緒になって手を組んでやっていかなければならないと思いますし、私は常々言っていますように、この自転車というのはまだ市民からなかなか完全に受け入れられたものではないだろうということで、これから先、自転車を利用してのイベントに対して市長の今後のお考えがあればお聞きしたいと思います。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

寺田議員も御承知のように、もともと議員立法ということで、国会のほうで自転車活用推進法というのが制定をされております。そういった形の中で自転車を活用した、そういったまちづくりの計画等も策定するように、そういった指導も国、県を通じて来ているような状況でございます。

高知県を取り巻く状況を見たときに、あまり自転車に特化した観光振興であるとか、まちづくりであるとか、少ないように思いますが、お隣愛媛県を見れば、全ての市町がそういった計画策定に向けて既に動いているということでもございます。

なかなかまだまだ市民の方々、皆さんに浸透

はしてっていないのかもしれませんが、これからいろんなイベントであるとか、何よりも自転車に乗ってもらうことによって、生活が豊かになるような、そういった取組を宿毛市としても進めていって、生活に溶け込んだような形で自転車を活用していただければと考えているところでございます。

余談ではありますが、国では二階氏が若い頃から自転車を活用したまちづくりをすべきだということで、かなり力を入れてやってくださっているところでございまして、議員連盟も国会議員の数が一番多い連盟が自転車の連盟だとお伺いしているところでございます。

そういった情報も取りながら、国県の動向も見ながら取組を進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 13番寺田公一君。

○13番（寺田公一君） これからも自転車を活用したまちづくり、イベントづくりをやっていこうという市長の思いをお聞きいたしました。ただ、これも市民からの認知度はこれからも上げていかなければいけないというのは市長もよく分かっていると思いますので、その努力もしていただきたいと思っております。

続いて、関連した質問なんですけど、そのイベントの際に、今年度、芳奈の運動公園の中にマウンテンバイクのコースを造ったということで、新聞にも扱われましたし、多くの市民が目にしたことだろうと思っております。

ただ、このコースというのは、十数年前になると思うのですが、遊歩道として900メートル整備したコースであると認識していますが、このマウンテンバイクコースと遊歩道との兼ね合いについて、どのように考えているのか、まず市長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

先ほどと重複する部分がございますが、本市におきましては、先ほど申しました平成29年5月1日に施行された自転車活用推進法に基づきまして、宿毛市自転車を活用したまちづくり計画を平成30年度に策定をし、各種事業を実施しているところでございまして、現在、宿毛市総合運動公園内に整備しております、先ほどお話があったマウンテンバイクコースにつきましても、本計画に沿った事業として実施しているということでございます。

マウンテンバイクコースにつきましては、これまで利用頻度が少なかった遊歩道、先ほどお話がありましたが、実際行っただけの方には分かると思いますが、長靴履いてしか歩けないぐらいゆるいような遊歩道でして、なかなか使われていなかったという現状もありました。

そういった遊休資産の活用と、本市の強みでもある森林資源を生かした形の中でやっていきたいということでございます。先日、山戸議員からも一般質問がございましたが、自伐型林家の方々にも少し関わってもらって、コース整備を進めているところでございます。

また、先ほど総括させていただきました、まんぷくライドにおきましては、今回整備したマウンテンバイクコースに加えまして、陸上競技場内に特設コースを作成し、観客の芝生の部分を作成し、試乗会を実施したところ、両日で総数81名の方に御参加をさせていただいたところでもございます。

川村議員にも参加していただきましてありがとうございました。参加者に対し実施したアンケート結果では、ほとんどの方から好意的な御意見をいただいたところでありまして、皆様からいただいた御意見はコース整備に役立ててまいります。

今後のマウンテンバイクコースにつきましては、総合運動公園敷地内の遊休地、今使われていない、そういった土地等をさらに活用をいたしまして、本年度を含み予定年度3年間で整備してまいりたいと考えているところでございます。

コースが全て完成するまでの間は、利用料金は無料といたしまして、多くの方々に気軽に利用していただこうと考えているところでございます。なお、現在はイベント時以外は遊歩道として、歩行者も自転車も利用できる、そういった状況でございます。そういった状況であるため、一方通行や進入禁止等の看板を立てて、利用者に対し、注意喚起を行っているところでございます。

今後は自転車の利用状況も踏まえつつ取扱いについて検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（野々下昌文君） 13番寺田公一君。

○13番（寺田公一君） 再質問いたします。

今市長のまさに後段のほうで言っていた、自転車と遊歩道と併用していく。これは市が設置したマウンテンバイクコースということになると、設置者の責任が出てくると私は思います。自由に出入りしていいよということで自分のマウンテンバイクを持ち込んでいって、そこで例えばけがをする。自己責任で済めばいいですけど、コース設置者の責任を問われることが往々にして今の時代はありますので、やはり利用に際しては、許可を取って乗っていただく。そういう形にしないと、何か起こってからではいけないと思いますし、遊歩道は利用者は少ないとはいっても、秋になれば散策をしようという人が出てくるかもしれない。そのときにマウンテンバイクが急にコーナーから飛び出してきたということになって、けがをする。当然のごとく

市のほうに責任を問われるということが起こり得ますので、そこら辺りはしっかりと考えておかなければならない。3年間で整備をして、整備をするまでは無料で使っていただくということも市長の今の話でありましたが、無料はいいのかもしれないけども、少なくとも利用料金を取る、100円でも200円でも取って利用していただくという考えをしたほうがいいのかと私は思いますが、この点について市長の答弁を求めます。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） 答弁させていただきます。

コースを川村議員に走っていただいて、先日、岡崎議員も行っていたとお話も聞いたところでございます。行っていただければ分かるのですが、基本的に遊歩道のままです。転落防止柵を付けたりということで、例えば、大島桜公園のところにもサイクリングコースは設置していますね。マウンテンバイクコースという名前にしていますので、少しそういったイメージはあるかもしれませんが、そこを閉鎖した区間にして、レースのようなことをするというよりは、自転車を持ち込んでいただいて、みんなでサイクリングをしていただくような形でふだんは利用していただいて、そういった形の中で、例えばイベント時にはあそこを閉鎖した中で、競争させるかどうかは別にして、いろいろなことに使えないかというようなことも少し今後、全体のものができてきたらと考えているところではございますが、現時点は、遊歩道に落ちないような柵をして、少し横の辺りを土を入れて、自転車で少し壁のほうに走っていけたりとか、そういったような業者を使って造ったものではなくて、手作りで造っていますので、そういったような状況でございます。

料金を取るようなコースにはなっていないと

というのが現状でございます。

また、安全面に関しましては、注意をしないといけないと思うのですが、そういった形の中で、宿毛市が思っている場所でいろんな場所があります。そこで遊んでいただく中で、全てにおいてそういうことを考慮しながら、規制をかけていくということに関しましては、もう少し検討する必要があるのかなと思っています。ほかにたくさんの施設を持っていますので、そういった形の中で少し検討させていただきたいと思います。

もう少し、閉鎖したような形で本当に自転車でスピードを出して、バンバン走るとなると、寺田議員が言われるように、歩行者の方と自転車を分けてなおのこと、そういった責任もしっかり取れるような形の中で、運営をしていきたいと考えています。

以上です。

○議長（野々下昌文君） 13番寺田公一君。

○13番（寺田公一君） まだ料金を取るだけの施設ではないというのが市長の考えだということですが、ただ先ほど申したとおり、何があってもおかしくないので、一応、御利用の際には事務所に声をかけて利用してくださいであるとか、場内で起こった事故、けが等については責任を負いかねますとかいうぐらいの表示はしておかないと、設置者責任というのは言ってこられると思いますので、そこら辺りはしっかりと担当課と話し合いながら、事故なく利用していただくことが一番いいのですが、往々にして聞くところによると、同僚議員は3回ほど転倒したという話も聞きましたので、転倒を伴うということは骨折を伴うということもありますので、ぜひそういうところにはもう少し配慮した形でやっていただければと思います。

これは対応をお願いして、これ以上このこと

については聞きませんが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、宿毛市総合運動公園貸出の状況と維持管理についてということで、質問をさせていただきますが、今回、この質問をしようと思った1つの理由は、トレーニング室のフロアを今回、コロナ対策のことで張り替えるという予算案が出てきていましたので、今どのような状況なのか。あの芳奈の宿毛市総合運動公園は国体前、多分2000年ぐらいに整備をされたと記憶をしていますが、それから20年しかたっていない。

今、どんな状態になのかということで、これまでも見てきましたが、いろいろとアリーナの壁の問題なども指摘してきましたが、今の状況を特にトレーニング室を中心に見てきました。結果として、私は監査委員をやっておりまして、二、三年前にも監査委員の中で定例監査の中でも見てきましたが、使えない器具はないという説明は受けましたが、非常に古くなって使用に耐えないようなものも多々ある。

ここら辺りをコロナ対策と一緒にできるものじゃないか。できないかなというのを感じましたので、まずそのことについてお聞きしたいと思います。

○議長（野々下昌文君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、13番、寺田議員の一般質問にお答え申し上げます。

まず、宿毛市総合運動公園につきましては、夜間や土曜日、あるいは日曜日を中心に多くの皆様に御利用いただく中で、市民体育館アリーナは、年間約2万5,000人の方に、トレーニング室につきましては、約5,000人の方々に御利用いただいております。体育施設の利用を再開した本年5月21日以降、新型コロナウイルス対策といたしまして、換気はもとより受付窓口におきまして、検温名簿と感染症対

策チェックシートを提出いただきますとともにトイレや休憩場所などの供用場所やトレーニング機器について、職員等が定期的に消毒を行っているところがございます。

また、施設出入口や受付、トレーニング室などに消毒液を設置し、手指消毒や使用機器の消毒について協力依頼もいるところがございます。

しかしながら、注意喚起の貼り紙が分かりにくいとの御指摘、御意見があることや消毒液の設置数が少ないなど、改善点がございますので、さらなる感染症対策を講じてまいりたいと考えております。

また、市民体育館内の網戸の張り替えでありますとか、トレーニング施設の床面の張り替え、換気口の増設につきましては、新型コロナウイルス対策の観点からも、今議会に予算議案を上程させていただいております。

議員御指摘のように、維持管理等の不十分な点はないか。施設内の点検を改めて行いまして、安全性や衛生面など優先順位をつけて対応してまいりたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（野々下昌文君） 13番寺田公一君。

○13番（寺田公一君） 教育長から説明をしていただきました。本当に、後で言おうと思っていた網戸は、中庭側の網戸がほとんどが破けて使用できないような形になっている。この夏はよくこれで過ごしたなというふうに思っていたのですが、殺菌剤であったり、アルコール消毒であったりというのも私の目にはなかなか入りにくかったので、そういう指摘もさせていただきましたが、やはり今特に使ったら消毒して次に移るといのは基本中の基本だと私も思うので、それはこれから建物を管理する観点からぜひ皆さんに周知して行って、指導もしていただきたいと思っております。それからやはり器具ですが、例えばベンチプレスの台をガムテープでぐるぐる巻きにしているものを何年も使っている。

これでは消毒をするにもできないのではないかと思いますし、そういうものを早め、早めに見る中で、予算措置をしていって、1台ずつでも更新していく。

中には、市長の耳には痛いかもしれないけど、予算も違うところから来るかもしれませんが、マウンテンバイク1台に40万円かけるのだったら、ベンチプレスの台1つ、2つ買ったらどうだという声は絶対出てきます。それを市民の皆さんに今までの以上に清潔に気持ちよく使っていただける施設管理をしていくということが生涯学習課の仕事ではないかと思いますが、この点についてももう一度、教育長の答弁を求めます。

○議長（野々下昌文君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、再質問にお答え申し上げます。

議員御指摘のように、トレーニング室の機器が古くなっているというのは実は教育委員会も毎年学校訪問と併せて、教育委員会所管の施設を視察しております。その際にも、特にトレーニング室については床がはがれたりとか、壁が剥がれたとか、いろんなそれと併せて機器類も古いねという御意見、各委員からも御指摘も受けていることは事実でございます。

そういう中で、生涯学習課としても、スポーツ施設は総合運動公園だけではございません。宿毛運動公園の野球場もそうですが、様々なスポーツ施設全体を維持管理をしていく。よりいい形にしていかなければいけないという中で、優先順位をつけながらやってきている。もちろんトレーニング機器も市民の健康増進という観点から考えれば、常に新しいものを更新していくというのは望ましいかもしれませんが、そういった全体の中での位置づけで検討させていただいているということで、今回の御質問は十分

承って、我々も改めて機器の更新についても必要なものは、また市長にもお願いしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 13番寺田公一君。

○13番（寺田公一君） ぜひやっていただきたいと思います。これと関連して、もう1点、宿毛市総合運動公園の中で、指摘をして対応していただきたいと思うところがあるのですが、1点は、トイレとエレベーターのところに自動販売機を置いているところがあって、あそこに給水機が座っています。冷水器、それが私が行ったときには非常に汚かった。水漏れがしているという話は聞いていたのですが、下に敷いている給水用のバスタオルを敷いていたと思うんですが、カビになってしまって真っ黒になって、とてもここで水を飲む気にはならないだろうと思ったのですが、職員に聞くと、それでも飲んでる人はいますよという話だったので、すぐやめなさいと。やはりコロナではなくて、カビというのは怖いですから、ほかの病気に感染する危険性もあるので、すぐ水をとめて修理をする準備をなさいますよ。それぐらいはやはり教育長であり、市に言って、予算は取っていかないといけないのではないですかという話をさせていただきました。

宿毛市は今年度大きな柱としてスポーツ振興というのを打ち出して、外に対してもスポーツ誘致をしようというのをホームページでも大きく出していますよね。それから言うと、一番メインになる体育施設というのは、宿毛市総合運動公園だろうと思うのです。そのメインになるスポーツ施設が20年であの老朽化というか、傷み方は異常ですよ。

特に、給水機もそうですが、これは前々から言っているメインアリーナの壁ですが、体育施設というのは普通、板を使うが、あその場合

は板目にはなっていますが、石膏ボードを貼り合わせた壁になっている。それが至るところが石膏ボードが折れて、陥没して、外から来たら絶対ここの施設で練習しようとは思わないなという施設になっています。器具を出す出し入れの扉も端々がぼろぼろになっていますし、やはり一度大きな修繕をしなければ、外に対して貸出しをする。特に大きなスポーツ誘致をしようというのであれば、抜本的な改修をこの際にするべきだろうと思いますが、その点について教育長のお考えをお聞きいたしたいと思います。

○議長（野々下昌文君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、再質問にお答え申し上げます。

議員御指摘のように、宿毛市総合運動公園のアリーナを含めて、修繕等、対策を講じなければいけない案件というのは、るるあるとは思いますが。特に、アリーナの壁について、設計の段階でどういう目的でそういう素材を使ったのかというのは、ちょっと私も承知いたしておりませんが、修繕の必要な箇所については、適宜修繕をしていかなければいけないだろうと。

それから、先ほど最初のお話がありました給水機については、今回、御質問の通告をいただいて、担当課から私もお聞きしまして、大変申し訳なかったのですが、そういう中で今の現状から給水機を更新をして、新たな給水機を設置するというのは望ましくないだろうと。と申しますのは、御承知のように市内の学校にもほとんどのところに給水機が設置いたしておりますが、現在は使用しておりません。これはまさにコロナ対策ということで、子供たちには御家庭から水筒を持ってきていただいて、それぞれ自分の水筒で水分補給を行っていただく。そういう取組をいただいておりますので、総合運動公園、先ほど言いました自動販売機もございまして、大変申し訳ないのですが、今の状況の中

で、改めて給水機を更新して、設置し直すということにはならないだろう。

ただ、御指摘のように、あの厳しい状況で、そのまま設置したままの状態に置くのは問題だろうということで、基本的には今回は取りあえず、一時的であるかもしれませんが、撤去させていただく。その他必要な大規模改修につきましては、まだまだ先ほども申し上げましたが、野球場の屋内練習場であるとか、非常に課題がある事業もございます。ですので、それらを含めて大きな事業費も伴いますので、教育委員会、そして市長部局とも十分な協議を重ねる中で、できるものから順次行ってまいりたいということでございますので、ぜひとも御理解いただきたいと思います。

○議長（野々下昌文君） 13番寺田公一君。

○13番（寺田公一君） 分かりました。給水機については、ぜひ早急に撤去して、皆さんがきれいな環境で使っていただきたいと思いますし、大規模改修についてはおっしゃるとおりだと思います。これから先、多分、3年後ぐらいには陸上競技場の三種公認の話もまた出てくる。これは去年、おととしぐらいに聞いた話では、1億以上の金がかかるだろうと言われていましたし、なかなか市単独でやれるのかというところはあと思っています。

やはり計画的にこれから先の整備計画、補修計画などを立てて、執行部と話す中で、どこからやっていくのか。優先順位をつけながら、これから先、スポーツ誘致の兼ね合いもありますので、どこの施設が一番宿毛市として、売り出していけるのかというのを踏まえて、検討した上で、進めていっていただければと思います。よろしくお願ひします。

次に、和田体育館の利用状況についてということで、通告をさせていただいています。

まず、和田体育館の利用状況についてお聞き

したいと思います。

○議長（野々下昌文君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、お答え申し上げます。

和田体育館の利用状況について御質問いただきました。アリーナにつきましては、平成29年度3万1,592名、平成30年度2万7,275名、令和元年度2万4,954名となっております。

一方、和田体育館に常設いたしております卓球室の利用状況につきましては、平成29年度は4,501名、平成30年度は3,500名、令和元年度は2,587名となっております。本年度の卓球室の利用者数につきましては、6月が150名、7月が212名、8月が67名となっております。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 13番寺田公一君。

○13番（寺田公一君） ただいま利用状況についてお聞きしました。宿毛市の体育館の中で、アリーナが一番利用されている体育館であるし、卓球場は幡多郡内でも数少ない常設の卓球場であると聞いております。

非常に昼も夜もここの体育館は宿毛市民に町からも近いということと、駐車場が結構広く取っているということもあるのですが、利用されています。私も青年団の時代には利用しながら、いろいろと活動したわけですが、ここもできてから結構年数もたちますし、ただ、体育館の状態というのは、一度屋根を台風でやられましたが、中の状態というのはそれこそ総合運動公園のメインアリーナよりもきれいに使っているのではないかというふうに思うぐらいきれいです。

やはり、使う人にもよるとは思うのですが、きれいに使っていただくということが大事だと思うのですが、今回、和田体育館を聞きっか

けになったのは、最終的には体育館というよりも卓球場です。

卓球の愛好者の方々が宿毛にも結構いるらしくて、宿毛の卓球場は常設でいいんだけど、なかなか料金設定とかが高くて使いにくい。隣の四万十市は、月間パスというか、そんな形で月間利用みたいな形である一定の料金を払えば、空いている時間であれば自由に使わせてくれるということで、わざわざ宿毛から四万十市に卓球をしに行っている方がいる。これは常設で持っている宿毛市としては本末転倒で、市民にいかに使ってもらうか。使って、競技人口を広げ、すそ野を広げ、競技力を上げていくことが体育館の目的であり、宿毛市が体育館を設置した大きな理由だと思うのです。

ここは、一応条例で、利用料金は決めています。ただ、これは見直しはかけられるわけですから、ぜひ見直しをかけて、宿毛市民がもう少し使いやすい。隣の町に行かずとも宿毛市内で卓球の練習ができる。大会ができる政策を積極的にすべきだと思います。これによって、例えば、宿毛市のほうが使いやすくて、常設でやろうということになれば、隣の町からも宿毛市でやろう。宿毛市で練習しようと思ってくる人が増える。そういうことがあれば、利用料も増えるわけですから、やはり利用して市民の健康を保つ。体を動かすことによって健康を保ったり、コミュニケーションが人と取れたり、いろんな功罪の功のほうがあるわけですから、ぜひこれは考えていただきたいと思いますが、教育長の答弁をお願いいたします。

○議長（野々下昌文君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、お答え申し上げます。

現在、卓球室の利用に際しましては、市内高校生以下の利用者には1台1時間当たり110円。市内一般の方には210円を使用料として

いただいております。議員御指摘のように、四万十市の会員制料金から比較しますと、本市の使用料は高いと感じておりますが、四万十市以外の近隣市町村と比較しますと、本市の利用料が突出して高いという状況ではないと考えております。

しかしながら、会員の皆様、とにかく使っていただくべきだということはそのとおりだと思います。会員制は使用料が安くなるというメリット以外にも、利用者の申請手続の簡素化や、運動習慣の定着に寄与する効果もあるのではないかと考えております。

ただ、現状におきましては、他の体育施設、あるいは種目とのバランスも当然考えなければ、卓球だけをということにはなかなか難しくのではないかと。従って、卓球室の使用について、会員制を導入するということについては、十分検討を加えていかなければいけないのではないかと考えておりますので、今後、他のスポーツも含めて、どういう形が望ましいのか。それから、議員御指摘のように、当然使用料は条例で定めております。条例で使用料を定めるに当たって、その根拠に基づいて料金設定もされているという状況でございますので、それらも含めて、あるいはまた他の四万十市も含めて、他の市町村の状況も含めて、十分検討してまいりたいと考えております。

○議長（野々下昌文君） 13番寺田公一君。

○13番（寺田公一君） 検討はしないとはいけませんよ。ほかの競技との兼ね合いもあります。ただ、私は今年度の3か月の利用状況ももらっていますが、卓球は減免ゼロなんですよね。例えば、卓球の愛好会であるとか、クラブであるところが団体で申し込めば減免をしたらいじゃないですか。そのことによって、競技人口が増える。気持ちよく市民が卓球場を使えるのであれば、減免したらいいです。減免ゼ

ロですよ。宿毛市に登録したクラブであれば、減免ができるということはあるでしょう。検討する中で、ぜひ卓球もコアなスポーツですよ。オリンピック等では日本も中国に次ぐ実力国なので、バドミントンとか卓球とかは結構、盛り上がっていますが、宿毛市の中でいえば、すごくコアなスポーツですよ。その人たちが宿毛にせっかく卓球台があるのに、宿毛でするよりも時間とお金をかけて、行っても四万十市でやらないとできないと。そっちのほうが安くできるというのは逆におかしいなと私は思います。

ぜひ、この辺り検討した中でやっていただければと思います。ほかの競技との兼ね合いもあるということなので、あえてこれ以上は言いませんが、ほかのスポーツ施設、私もいろいろと研究しているところがありますので、また次回。

平田公園の維持管理ということで、これは市長のほうになるんですか。平田公園、テニス場とソフトボール場があるというふうに思うのですが、工業団地を造ったときの附帯施設ということで、できたんだろうと思うのですが、ここも見にいかせていただきました。非常に雑草が繁茂して、ブロックを敷いたところとグラウンドの中とテニスコートの中だけはきれいに掃除も整備もされていますが、やはり市民にこれも貸出料金を取って貸し出していますので、その周辺の整備というのは、毎日行けとは言いませんが、日々行って、草が伸びてきたらそれを1日か2日あったら刈れますので、刈って、気持ちよく使える環境をつくったらどうかと思いますが、市長、その点についてお返事をお願いしたいと思います。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） 寺田議員の御指摘について答弁させていただきます。

私もあそこへたまに行きますので、現状は分かっております。ただ、平田公園だけじゃな

くて、市道の話も昨日もありましたが、市内の市が管理すべく、いろいろな場所が特に夏場には非常に雑草が生えているという状況です。そういった形の中で昨日も答弁したように、予算については増額をして、対応しているのですが、なかなか難しい。職員も聞くところによると、間に合わないところは職員が自ら行って刈っているといった現状でもあります。

これは永遠の課題にしたらいけないのですが、自分も議員の頃にはよく市役所に来てはどこの草がまた伸びてるぞということをずっと言っていた、逆の立場でもございましたので、何とかしたいと思っているところでございます。

寺田議員も御存じのように、また寺田議員からも御指摘があったテニスコートにつきましては、本当に長い時間がかかりましたが、やっと全面張り替えということで整備をしました。どうしてもスポーツ施設は本当に整備すると高いんですね。びっくりするぐらい。いろんな規定、いろんなことがあって、そういった形の中で、苦慮しながらやっております。お答えになっていないかもしれませんが、できる限りの管理をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 13番寺田公一君。

○13番（寺田公一君） ありがとうございます。

ただ、これは市が単独でやるということだけではなくて、例えば、体育施設、いろんなスポーツ団体がおるじゃないですか。テニス場であれば、利用している団体に愛好デイではないですが、施設を美化週間という形でとらえて、年に2回ほど来て、草刈りとかごみ拾いとかやっていただく声掛けをして、そのことによって、そういう作業をした人たちはやはり自分たちが使う施設はいつでもきれいな環境であったほうがいいねという意識が芽生えると思いますので、

ぜひそういう声掛けも検討していただければと思います。

この平田公園はこれ以上聞きませんが、そのような形でぜひ秋、今刈ったら大丈夫になりますので、ぜひ対応をお願いしたいと思います。

運動施設の中で言えば最後になるんですが、宿毛運動公園、これは野球場と雨天練習場とテニスコートがあるんですか。大深浦というところに、これは最初整備したのが昭和40年代だと思うのですが、グラウンド、野球場はいつ見てもきれいに整備はされています。ただ、テニスコートの利用について、平田公園のテニスコートは結構利用しているのですが、この大深浦の運動公園のテニスコートは利用ゼロでしたね。土のグラウンドということと、以前、片島中学校が使っていたのが、この頃、片島中学校は自分の学校の校内に練習場がきちんとできたということもあるのでしょうか、利用がゼロということで聞いています。

それと、補助グラウンドではソフトボールを多くやっていますが、あそこもこの前見れば結構荒れていましたね。それと先ほど、教育長のお話もありましたように、雨天練習場が大補修をしないとイケない状態になっている。

ただ、この雨天練習場は今でも使っているのですね。ちょっと心配だったのは、これは大丈夫だろうか。補修が必要、大改修が必要だと言いながら使っている。何かあったらどうするのだろうと感じたのですが、運動公園の状況、これからについて市長からお伺いをしたいと思います。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） 寺田議員の質問にお答えをいたします。

まず、利用状況から少しお話をさせていただきたいと思います。宿毛市大深浦に所在しております。これは昭和46年より宿毛市野球場

として親しまれてきた宿毛運動公園の状況でございます。

実は、私は片島中学校テニス部でございまして、あそこでテニスの練習もしたこともございます。一時期、中学校が部員が多かったり、また保護者が部活以外で子供たち、中学生を指導したり、いろんな理由はあったと思うのですが、よく使っていた。そういった施設だと承知をしているところでございます。

まず、近年の利用状況といたしまして、平成29年度の利用者は野球場、約8,000人、そして、補助グラウンドが約4,100人、そして雨天練習場が約5,000人、そして、テニスコートは当時は約2,300人でありましたが、各施設とも平成30年度は1,000人前後減少しているところでございまして、その中でもテニスコートは先ほど議員からもお話がありましたように、令和元年度より使用されていない。全く使用がされていない。そういった状況となっております。

一方、過去には近鉄バファローズのキャンプ地として利用され、現在も東北学院大学をはじめ多くの団体に利用いただいているところでございます。

本年は残念ながらコロナということで、キャンセルになったところでございますが、そういったスポーツツーリズムの観点からも、これまで地域に大変貢献してきた、そういった施設だと自分も考えているところでございます。

しかしながら、議員御指摘のとおり、各施設共老朽化が著しい状況でございまして、修繕を重ねながら使用しておりますが、利用者に対しましても御不便をおかけしているところでございます。

そういった中、野球場につきましては、本年度予算7,792万円により野外フェンスの改修をしております。フェンスの改修だけで7,

800万円ほどかかるということでございます。そういったことございまして、利用状況や財政状況、また宿毛市が取り組んでいる大型建設事業等も踏まえる中で、今後の対応について検討をしてみたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめ、これを延長いたします。

13番寺田公一君。

○13番（寺田公一君） それこそ、予算もかかるものなので、ぜひ先ほど教育長にも言いましたように、長期的なビジョンをつかって、整備をしていく。また、使っていけるような状態に持っていくということをお願いして、この部分についての質問を終わります。

次に、中央公民館と分館の機能についてということで、通告をさせていただいております。

今回、この問題、片島公民館は今回、解体をするということで、予算案も出ていましたので、この際に少し市としてのお考えを聞きたいということで、通告させていただいています。

私は、市会議員になる前、30代からずっと公民館運営審議会という委員をやらせていただいております。その関係で、中央公民館、今の公民館を文教センターを建設する際にも、公民館運営審議会の副委員長としてずっと関わってきた経過もありますので、公民館事業についてはほかの人よりも関わっているだろうなと感じております。

その点からもお聞きいたしますが、現在、公民館が主催事業としてどのような形で事業を行っているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（野々下昌文君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、お答え申し上げます。

中央公民館における主催事業といたしましては、宿毛市美術展覧会のほか、陶芸や生け花、将棋などの子供教室や囲碁、将棋大会などがございます。また、本年度は新たに市民講座を3講座開催する予定といたしておりました。残念ながら、今回、コロナ禍の中で全て中止とせざるを得ませんでした。来年度はぜひとも開催できるように、取り組んでまいりたいと考えております。

また、その他の事業につきましても、鋭意検討を重ね今後、公民館活動が議員の若い世代の頃のように、さらに文化の発信地として、宿毛の文化の発展に寄与していくことができるように努力してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 13番寺田公一君。

○13番（寺田公一君） 以前のように活発にというのは非常に難しいかもしれませんが、私がずっと関わっていたとき、昔は社会教育と言われていたのが生涯学習というのが、その時分、公民館を造る前ぐらいから生涯学習ということで、一生涯人は学習するんだよという雰囲気が進めてきたのだらうと思います。その中で、やはり公民館は拠点となっていていろいろな教室、様々な教室、写真であったり、絵画であったり、書道であったりという教室を主催事業の中でやってきて、3年ぐらいたつとそろそろ独り立ちですねということで、その人たちは一応講座は自主運営にさせていただいて、例えば、写真であったり絵画であったりというのも新たな講座を作って、新たな生徒を集めて講座を進めていく。そのことによってすそ野を広げていくという作業をしていたんですよ。それが今は主催事業というのがほぼゼロ、貸館業務に終始しているという状況ですので、これでは宿毛市の市展の出展数が年々減ってくる。文化的な事業がどんどん廃れていくという理由は市がそこに積極的に

関わっていないからだろうと思うのです。

そこを市のほうが教育委員会のほうが積極的に宿毛市の文化面をもっと充実させていくという方向でやっていかなければ、今回、たまたまコロナの関係でできなくなった市民講座なども宿毛市が県下で市民大学、一番先に始めたんですよね、行政体としては。以前は、宿毛市に来た講師が、帰りに高知市で講座を打って帰っていくという状態だった。途中からは逆転して、高知市の市民大学は、今年はどうか分かりませんが盛況にやられていますよ。

やはり文化面というのは、それを最初に旗を振る旗振り役がしっかりとした理念を持ってやっていかなければいけない。それには予算を伴いますので、執行部といかに折衝して、予算を獲得していくかということにもなるのですが、その部分をしっかりとしていくということが大事ではないかと思いますが、教育長、もう一度答弁ありますか。

○議長（野々下昌文君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、再質問にお答え申し上げます。

議員御指摘のように、市展への参加者も出展数も減っているということも私も承知しております。そういったことから、さらにすそ野を広げるための取組というのは大変重要だと認識をいたしております。

それから、市民講座のお話でしたが、これは私も教育長を市長から拝命したときに、それ以前からもですが、ぜひとも宿毛市でもそういう市民講座、市民大学のような形のものを取り組んでいきたいということで、やっと今年度予算を認めていただいてやろうという形になったのですが、先ほど申し上げましたように、残念ながらコロナ禍の状況ということで、今年はそういうことですが、こういった取組をなかなか限られた財源の中で、どこかを重点配分す

ればどこかがかなり厳しい状況になってくる。そういったことではありますが、私、教育長として、ぜひとも文化的な活動の意義というものを市長部局の財政当局にも御理解いただいて、少しでも予算を獲得して文化的な事業の充実に取り組んでまいりたい。教育委員会の職員も含めて、文化的な意義といったものを十分認識を改めてする中で、取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 13番寺田公一君。

○13番（寺田公一君） ぜひ前向きに進んでいていただきたいと思います。

最後になると思うのですが、宿毛市には、先ほど片島公民館の話をしました。分館が5つ、4つと思っていたら沖の島がありました。沖の島にも分館があったということで五つの分館がありますが、この分館の事業というのはどのようになっていますか。まずそれをお聞きしたいと思います。

○議長（野々下昌文君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、お答え申し上げます。

議員御指摘のように、現在、宿毛市公立公民館設置条例におきまして、中央公民館を本館として、片島、大島、小筑紫、平田、沖の島と五つの分館を設置しております。宿毛市立公民館設置条例が制定されました昭和30年代の社会情勢や分館の主催事業を考えると、最近、分館の活動というのはかなり縮小されてきているのではないかと。分館の意義というものは、やはり先ほど言ったように文化的な活動をより地域で強化充実していくためにも必要だろうということで設置をされた経緯があるのではないかと理解いたしておりますが、今回、片島公民館については施設の老朽化ということも併せて、取壊しをさせていただく。それに合わせて分館も廃

止をするというのが、現在社会の情勢、インフラ情勢といったものを含めて考えております。

そういう中で、どういった活動がされているのかということは分館長を委嘱する中で、それぞれの地域でいろいろな教室であるとか、独自にそれぞれの地域で行っていただいているということでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 13番寺田公一君。

○13番（寺田公一君） 分館長にお任せをしているという教育長の投げやりな答弁であったと思いますが、実際に分館活動がなされていないんですね。以前は、橋上地域にも2館、分館があったんですよ。そこは早速ないですよ。坂本公民館、奥奈路公民館、2館分館があったんですよ。そこはなくしています。今、分館として言われている平田、小筑紫、建物ないですよ。沖の島もないですよ。建物。沖の島の基幹センターであったり、小筑紫基幹センターであったりというところを分館に指定しているだけで、分館長は多分、地元の区長さんなどを分館長に委嘱していると思うのですが、逆に、その区長さんたちにも月々の月報というか、報告書を上げていかないといけない。そのようなことをさせるのがいいのか。この際に、見直すべきではないか。片島は、建物がなくなるので、今月いっぱい分館長としての委嘱は終わると聞いていますが、建物があるのは残りは大島だけです。大島もほとんどが地元の区長さんの事務所として使われていると聞いておりますが、この際に、宿毛市の分館の在り方についてしっかりと議論した上で、見直すべきだろうと。

昔は、先ほど言った中央公民館運営審議会、公民館の運営審議会がありましたので、そこに諮ってやっていたのですが、今であれば、教育審議会等に諮って、分館の在り方、分館を必要とするのかしないのか。中央公民館自体に外に

出ていけるだけの人員もおりませんので、それだけの手が足りませんので、分館の事業までは手伝いにいけない状態ですよ。この状態で、分館を維持していくというのは非常に難しい。しっかりとここで議論をして、整理すべきは整理していくべきだろうと思いますが、教育長のお考えをお聞きいたします。

○議長（野々下昌文君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、再質問にお答え申し上げます。

議員御指摘のように、今の分館の状況を踏まえましたときに、今後のありようについては改めて検討していく必要があるだろうという認識は思っております。

先ほども申し上げましたが、以前、分館が設置された以前と比べて社会のインフラ環境も随分変わっております。そういったことも含めて、社会教育審議会においてもどういう形がいいのかということを改めて検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 13番寺田公一君。

○13番（寺田公一君） ぜひいい検討をしていただきたいと思います。

私の質問はこれで終わりますが、今回、昨日も今日もここに私を含めて8名の議員が立ちました。各議員がいろいろと研究をし、調査をし、それを踏まえてここで質問することは非常にいいことだと思います。ただ、ここが単なる意見発表の場にならないように、執行部の姿勢、また教育委員会の姿勢に対して、しっかりと議員として物を言って、市民のために何をするのか。何ができるのかを協議をする場だと思っておりますので、これから先の議員の皆さんのそれに対する考えをお願いして、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（野々下昌文君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（野々下昌文君） 御異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日は、これにて延会いたします。

午後 4時04分 延会

令和2年
第3回宿毛市議会定例会会議録第4号

1 議事日程

第9日（令和2年9月16日 水曜日）

午前10時 開議

第1 一般質問

第2 議案第1号から第47号まで

2 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

日程第2 議案第1号から第47号まで

3 出席議員（13名）

1番 今 城 隆 君	2番 堀 景 君
3番 三 木 健 正 君	4番 川 田 栄 子 君
5番 川 村 三千代 君	7番 高 倉 真 弓 君
8番 山 上 庄 一 君	9番 山 戸 寛 君
10番 岡 崎 利 久 君	11番 野々下 昌 文 君
12番 松 浦 英 夫 君	13番 寺 田 公 一 君
14番 濱 田 陸 紀 君	

4 欠席議員

な し

5 事務局職員出席者

事務局 長	朝比奈 淳 司 君
次長兼庶務係長	奈 良 和 美 君
兼調査係長	
議事係 長	宮 本 誉 子 君

6 出席要求による出席者

市 長	中 平 富 宏 君
副 市 長	岩 本 昌 彦 君
企 画 課 長	黒 田 厚 君
総 務 課 長	桑 原 一 君
危機管理課長	岩 本 敬 二 君

市民課長	沢田美保君
税務課長	山岡敏樹君
会計管理者兼 会計課長	佐藤恵介君
健康推進課長	松田まなみ君
長寿政策課長	中山佳久君
環境課長	山戸達朗君
人権推進課長	谷本裕子君
産業振興課長	谷本和哉君
商工観光課長	上村秀生君
土木課長	川田和徳君
都市建設課長	小島裕史君
福祉事務所長	河原志加子君
水道課長	川島義之君
教育長	出口君男君
教育次長兼 学校教育課長	和田克哉君
生涯学習課長 兼宿毛文教 センター所長	岡本武君
学校給食 センター所長	平井建一君
農業委員会 事務局長心得	小松憲司君
選挙管理委員会 事務局長	児島厚臣君

----- . . . ----- . . . -----

午前10時00分 開議

○議長（野々下昌文君） これより本日の会議を開きます。

日程第1「一般質問」を行います。

発言を許します。

10番岡崎利久君。

○10番（岡崎利久君） おはようございます。10番、通告に従いまして、一般質問をいたします。

まず初めに、宿毛市総合運動公園マウンテンバイクコースについてであります。

昨日、寺田議員からも質問がありました。重複するところもあるかもしれませんが、よろしくお願いたします。

先に、今回の一般質問ですが、マウンテンバイク並びにマウンテンバイクコースを積極的にしなさいというような意味合いでするものではなく、整備するのであれば、最低限、整備しなければならないのではないかという観点から、一般質問をさせていただきますので、昨日、寺田議員も言われましたが、まだまだ市民の自転車に対する認知度が低いように思います。宿毛市として、自転車を活用したまちづくりをしていくのだという思いを、市民に対してお伝え願いたいと思います。

それでは、質問に入ります。

市長は、行政方針の表明の中で、第7の理念、文化芸術とスポーツ振興の中で、令和2年度には、宿毛市総合運動公園内の遊歩道にマウンテンバイクコースを新たに整備する予定です。

マウンテンバイクの魅力は、舗装されていない林道などのオフロードを、様々な障害物を乗り越えながら自然の中を疾走する、エキサイティングなサイクルスポーツです。今後も新しいコースを整備していくことで、世界から人を呼び込めるようなマウンテンバイクコースを整え、

本市の交流人口の拡大や、スポーツ合宿誘致に向けて取り組んでまいりますと、発言をされております。

私も、8月下旬と9月上旬と2回、運動公園内にあるマウンテンバイクコースに行ってみました。

私自身、マウンテンバイクを持っているわけではありませんので、歩いてゆっくとコースを1周させていただいたわけでありました。

そこでお伺いをいたします。

現在、本市でマウンテンバイクを楽しんでいる方々は、どのくらいいらっしゃいますか。また、人数について、把握しているのか、把握していないのか、お伺いをいたしたいと思います。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） 皆さん、おはようございます。

それでは、岡崎議員の一般質問に答えさせていただきますと思います。

まず、自転車を活用したまちづくりということで、これは昨日来言っておりますように、国土交通省の形の中で、現在、取組をさせていただいているものでございまして、これは、自転車を使った形の中で、健康であるとか、それから環境問題であるとか、また交通安全であるとか、そしてスポーツ振興、そういった形の中で、いろいろなことに活用していこうという、そういったものになっているところでございます。

それでは、マウンテンバイクコースについてでございます。

本コースの整備につきましては、自転車活用、先ほど重複しますが、活用推進法に基づく、宿毛市自転車を活用したまちづくり計画を策定し、本計画に沿った事業として、実施をしているところでございます。

このコースは、本市の豊かな森林資源の活用や、そして市民の健康増進、交流人口拡大など

を目的に、誰もが楽しんでもらえる、そんな自転車コースとして整備をしているところでございます。

マウンテンバイクを楽しんでいる市内の方の人数につきましては、何を基準にしていくのか、物差しではかっていくのかによって、数字変わってくるというふうに思っているところでございます。

そういう状況の中で、人数自体は把握はできておりませんが、一般道、マウンテンバイク、またそういったオフロードを走れるような自転車に乗っている方々、それからあと、小学生等でも、マウンテンバイクで通学をされている子供たちとかを見かけますので、一定数はおられるのではないかなというふうに考えているところでございます。

また、電動自転車やグラベル自転車などで、先ほど言いましたが、楽しめるコースとなっておりますので、多くの皆様に御利用いただき、本コースをきっかけに、自転車をより身近なものに感じていただきたい。

それからまた、宿毛市は森林面積84%ということで、たくさんの、昨日、自伐林業のお話もさせていただきましたが、たくさんの林道がございます。以前はそういったところに入って行って、子供たちが学習をしたりする、そういったこともあったように聞いているところでございますが、現在、そういった活動も、余りされておられません。

そういった形の中で、御家族、また学校、教育現場等で、そういった林道のほうに入っただいて、環境であったり、森林であったり、そういったことを学んでもらえる、そんな一つのきっかけになればというふうに感じて、計画を立てているところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 10番岡崎利久君。

○10番（岡崎利久君） 御答弁ありがとうございます。

一定数はいるのではないかな。質問自体が漠然とした質問でございましたので、なかなか難しいのかなとは思いましたが、すみません、ありがとうございます。

先ほど、市長の答弁の中で、誰もが楽しんでもらえるようなコースにしていきたいということでございます。

先ほども私言ったように、2回ほどあのコースを歩きました。上り坂あり、下り坂あり、私自身、素人ですので、なかなか難しいコースであったのではないかなと思うわけです。

今回、整備された、整備途中であるかと思えますけれども、コースは、初級者、中級者、上級者と分けた場合に、どのようなクラスに分類されるのか、お伺いしたいと思えます。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

昨日来、少しお話していることとかぶる部分もあろうかと思いますが、御容赦願いたいと思えます。

マウンテンバイクコースの整備につきましては、プロライダー竹之内悠氏の監修によりまして、初心者から楽しめる、及び電動マウンテンバイクで楽しめるコースという2つのコンセプトを基に、整備をしているところでございます。

その中で、本コースを初級者から上級者までのどのクラスを想定しているかという質問でありますが、クラスを分けることなく、幅広く楽しめるコースとして、多くの皆様に活用していただきたいというふうに考えております。

先ほども申しましたが、自転車や、自然に触れ合い、そして健康増進や環境保全について考えるきっかけになる、そういったコースにしていきたいというふうに思っております。

カテゴリーに縛られることなく、自由に皆さんが使ってもらいたいというふうに思っています。

また、後ほどの質問にもあるかとは思いますが、安全面への考慮もしていかないといけないんですが、自転車のスピード重視で走るようなコースでなくて、自然を少し感じながら、場合によっては、親御さんは歩いて、子供はその横を自転車で走るとか、そういうふうなことで使われるような、そんなコースになればなというふうに感じているところでもございます。

また、時には全てを封鎖して、イベントとして、少しレースのような形のことも楽しめるような、そういった広く使えるようなコース、コンセプトでということで、整備をお願いしているところでもございます。

コース整備、今、一定のというところで、一つのコースというか、長さのところを、少しずつやっているというよりは、ブロック分けでやっています。今回は、遊歩道のところを、まず使われていないので、何とかしましょうということで、これも監修を頼んだ竹之内悠氏に来ていただいて、いろいろ山に入ったり、歩いてみたりということで見ると、ここは使える、ここにこういうふうにしましょうということで、一つずつ作り上げているものでありまして、一つのブロックとしては、ほぼ完成をしたところでもございます。

これからは違うところに、またコースを抜いていったりしながら、それを今度、最終的にどうつなげていくのか、ということで、3か年に分けて整備をしようとしているところでもございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 10番岡崎利久君。

○10番（岡崎利久君） ありがとうございます。

初級、中級、上級なく、誰もがマウンテンバイクで行くことができるコースを目指して、環境保全の関係であったりということでございますので、了解いたしました。

そこで再質問ですけれども、市長はもちろん、このコースを試乗したかと思えます。このコースを試乗した感想を、できればお伺いいただきたいと思いますが、よろしいですか。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

実は私、市長になる前から、ここを散歩に行ったり、また前市長にも整備の必要性を訴えたこともございましたので、自転車でも、歩行者がメインのところだったので、安全管理ということで、歩いてないというのを確認した上で、何人かで行って走ったことがございます。許可をとって。

そういうふうな形の中で、現在、自転車で走ることが基本として、バンクっていいんですが、横に少し上級者の方は上までのぼっておりるところであったり、少しジャンプをするところであったりとか。

それからまた、安全管理面で、川のほうとか、それからちょっと高低差があるところには落ちないように、これも市役所OBの方から、廃材になった漁網をいただいてきて、職員たちがそれを切って、落ちないようにしたりとか、そういうことをしながら、手作り感を見てもらうような形で、自然の中にコースをつくったということでございまして、走っても、当然、技術のない人は普通に真ん中を走ればいいし、技術のある方は、そういったところを左右に振りながら、山のほうに少し登りながら走ったりとか、いろんなことで楽しめるようなコースに、うまく作り上げているなというふうに感じています。

また、安全面にも、職員がかなり気をつかっていまして、いろいろなところに注意喚起の看板であるとか、そういったものを設置もしていただいているところで、かなりいいコースに仕上がってきたのかなというふうに思っています。

昨日、寺田議員の一般質問の答弁で、お金の話になりましたので、利用料金は、最終的に全部が完成したら、条例改正等も要りますので、設定しようとは考えていますが、今の時点では、そこまでのコースじゃないよというお話をさせていただいたら、かなり職員が苦勞してつくっているんで、市長、自分たちはもっと思いを込めてつくっていますという話もいただいたんですけれども。

本当にいいコースに仕上がっていますし、いいところなので、本当に自転車で走るだけじゃなくて、自転車で入っていく。どこかでとまって、少し見てもらったりとか、そういうことができる、そんな自然を感じるができる、そんなコースに仕上がっているというふうに感じたところがございます。

それからあと、きつい坂とかもありますので、坂はもう押して上がればいいし、下り坂、怖いところがあれば、おりて押してもらえばいいと。自分たちの技量に合わせて楽しんでいただければというふうに思ったところがございます。

○議長（野々下昌文君） 10番岡崎利久君。

○10番（岡崎利久君） ありがとうございます。

私も、歩いてみて、大変、歩く分には、マウンテンバイク乗れるわけではないので、歩く分には、大変いいコースだな。自然があつて、池があつて。もう少し池がきれいになればいいのかなとは、個人的には思いますけれども、いいことじゃないかと思っております、ありがとうございます。

次に、宿毛市の広報誌9月号の表紙に、宿毛

市総合運動公園内でマウンテンバイクを乗っている風景とともに、下のほうに、宿毛REDS！上って下ってすくもチリリンまんぷくライド、宿毛市総合運動公園内で「マウンテンバイクコース試乗会」との文字を発見いたしました。

このイベントのときに、コースの試乗会をしたようですが、いつから使用できるのか、また現在の使用方法について、お伺いをいたします。

もしかしたら、ダブっている点があるかと思えますけれども、よろしく願いいたします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

先ほど議員おっしゃっていただいたように、8月9日より試乗会を行いました。2日間にわたって行いました。

それ以後、コースとしては、使用できるようにしています。特に、通行止めをかけたことなく、整備をやってましたので、ずっと使える状況になっています。

そういうふうな形の中で、注意喚起の看板等も立てる中で、今、自由に使っていただける、そういった状況でございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 10番岡崎利久君。

○10番（岡崎利久君） 分かりました。今現在、自由に使えるということでございますので、了解いたしました。

次に、このコースについて、案内看板がありませんでしたので、どこが入り口かというのは大体分かるわけですがけれども、コース全体の形状がどうなっているのか、何キロぐらいあるのか、全然分からなかったわけです。

まだ整備しているとは思いますがけれども、コースの試乗会をしたのであれば、コースの案内板があったほうがよいのではないかと、個人的

に思っております。

また、余談ではございますが、コースの途中では、はなちゃんのH地点であるとか、キビナゴのK地点とか、表示もありましたけれども、あれが何をやるものか、僕自身分かりませんでしたので、その点も含めて回答できれば。

今後のコースの案内看板を整備する予定はあるのかどうか、お伺いをいたしたいと思います。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきますと思います

まず、コース案内看板については、利用者に分かりやすいものを、できるだけ早く設置をしないといけないというふうに、私も感じていますので、そのポイントポイントの、アルファベットで示されたところが、多分、コースとしての、カーブであったりバンクであったり、そういうものを示す目印だということだというふうに、自分としては思っているところでございますが、そういったものがどういうものなのかも含めて、コース案内看板を設置するようにしたいというふうに思います。

竹之内悠選手が、ヨーロッパとかをずっと、毎年遠征に行っていて走っている方で、いろんなコース、特にレースだけじゃなくて、練習等いろんなコースに入っていますので、そういった形の中で、コース整備をしていますので、そのあたりもどういうふうに案内看板を作るべきなのかということも教えていただきながら、つくり上げていきたいというふうに考えます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 10番岡崎利久君。

○10番（岡崎利久君） ありがとうございます。

案内看板については、早く設置するということでございますので、よろしくお伺いをいたしたいと思います。

次の質問は、寺田議員とかぶるところが若干あるかと思えますけれども、質問をさせていただきます。

次に、コース内に入ると、すぐに道路標識が設置をされております。これの意味合いが、自転車及び歩行者専用とされておりますが、自転車と歩行者が同時にこのコースを利用するとなると、安全上、危険ではないかと心配する面があります。

今後、このコースをどのようにされるのか、お伺いをいたしたいと思います。

また重なる部分があるかと思えますけれども、よろしくお伺いをいたします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきますと思います。

本コースの現在の利用状況においては、危険性は低いというふうに考えているということで、昨日、答弁をさせていただいたところでもございます。

昨日、寺田議員の答弁後にも、担当者として少し打合せをさせていただいたところでもございまして、自転車が走っているときには、自転車が走っていると。コース内に自転車が入っていますよということが分かるような、そういった、例えば自転車が走っているときには、少しポールに旗を立てて、今、自転車が走行、こんなコースがありますよと、分かるようにするとか、そういうことも少し考えて、分かるようにしていこうという話をさせていただいたところでもございます。

また、昨日、指摘もいただきましたが、コースを利用される方に、一度、事務所のほうに来ていただいて、そういった注意喚起等を書いた諸注意をお伝えをした上で、乗ってもらったりとかいうことで、少し考えてみようかなということ、現在、検討を始めたところでござい

す。

先ほど申しましたように、自転車専用にして、歩行者の人は入らせないとなくなると、例えば、今、自分たちが考えている、子供たちも少し自転車の練習もしながらであります、コースに入ってもらったときに、親御さんが自転車を持っていないと入れないとか、いろんな制約がかかってくるというふうに考えております。

当然、けがをされるような状況をつくってはいけないわけですが、そういうことに十分注意をしながら、できるだけ自由な形で、幅広い方々が、年齢も含めてですが、利用していただきたい。多くの方々に利用していただきたい、そう思っていますので、制約かけて、一部の方だけが楽しむようなものにするんじゃなくて、できるだけ広く使えるように、その中でどうやって安全管理をしていくのか、さらに検討を進めていきたい、そのように考えているところでございます。

○議長（野々下昌文君） 10番岡崎利久君。

○10番（岡崎利久君） ありがとうございます。

安全面での対応は、今現在、検討されているということでございますので、事故が起こらないような対応を、今後していただきたいと、そのように思っておりますので、よろしく願いいたします。

次に、3月の当初予算でも、マウンテンバイクコース整備アドバイザー業務委託料として、60万円の予算が計上をされておりました。

今回、本議会でも、マウンテンバイクコース整備アドバイザー業務委託料として、60万円の予算が計上をされております。

どのような内容なのかどうして今、この時期にこの予算を計上されたのか、お伺いをいたしたいと思います。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

少し分かりにくいところがあるかと思しますので、できるだけ分かりやすく説明をさせていただきます。

現在、宿毛市、自転車を活用したまちづくり計画に基づく事業の一環として、先ほど来、御説明していますように、コースの監修について、これは大阪にある会社でございますが、東洋フレーム株式会社と契約を締結し、本年度から令和4年度までの3か年計画で、総合運動公園内にマウンテンバイクコースを整備をしているところでございます。

整備に当たりましては、プロライダーである竹之内悠氏に、山中での現地確認や、自転車の走行によるコース調整を行っていただく。要するに、コースを造りながら、また自転車で試走しながら、コースを調整していくと、そういうふうなことをしていただいているところでございまして、図面があつてつくっているんじゃないかと、自然を生かした中で、手作りといいますか、そういう形で作っている。より自然を感じていただけるような、そんなコースにしようとしてやっていただいているところでございます。

そして、職員とともに、コース整備をしている、取り組んでいるという状況でございます。

その中で、本年度は、皆さん御存じのように、コロナの関係でございます、聖火リレーやオリンピック、そして宿毛マラソンなど、大規模なスポーツイベントが上半期、要するに4月から始まりますので、4月からの6か月間ということでございますが、上半期に予定されており、下半期から本格的に整備に取りかかる想定をしていただいているところでございます。

今頃からコースを整備していくということでございました。

しかしながら、新型コロナウイルスの影響から、上半期の予定事業の延期や、中止となったことによりまして、コース整備に早期に取りかかることが可能となったためということで、職員も、時間的な余裕もできたということでした。

そういったため、今年度、整備予定であった遊歩道部分のコースの整備が、先ほど来お話をしているように、上半期の部分ではほぼ終了をしたということでございます。

そのかわりにといいますか、そのことによって、聖火リレーやオリンピックが延期になっています。いろいろ報道等では、延期ではなくて中止ではないかという報道もありますが、現在、確認をしておりますが、延期ということでございます。

延期によりまして、来年度の上半期に実施予定のコース整備ができなくなる。逆に、来年度の4月からの整備が、オリンピックの関係でできなくなるということから、スケジュールを前倒しをして、来年度の上半期にやろうとしていたことを、今年度の下半期に、今あいているので、やっつけようということでございます。

そういうことでありまして、これに伴いまして、コース監修につきましても、スケジュールを前倒しをしまして、依頼する必要ができ、本議会に委託料を予算計上させていただいたところでございます。

なお、具体的な内容につきましては、市民体育館の北側に本市所有の山がございます。今は、歩いて入ることもできないような状況の山でございますが、この山林を、もう既に歩いてもらって、歩くのも大変なようなところなんです、こちらのほうを下見もしていただいているところでございますが、この山林に新たにコース整備をするためのコースの監修を依頼していこうという内容になっているところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 傍聴席の方、マナーモードにしてもらえますか。鳴らないようお願いいたします。

10番岡崎利久君。

○10番（岡崎利久君） 再質問をさせていただきたいと思います。

今、るる市長より説明があって、来年度、行う予定の整備を、今回、下半期で行うということでした。

このコース自体は、3年間かけて行うということでしたので、ということは、来年度は、コース整備はしなくて、その次の再来年度に整備を完成していくのか、また来年度どこかの時点でできて、3年が2年になるのか、3年丸々かかるのか、その点について、今現状分かればお伺いしたいんですけども。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

竹之内選手に来ていただいて、コース監修をしながら、先ほど申しましたように、職員であるとか、そういった形の中で、手作りで今つくっているところです。

最終的に専門業者の方に頼まないといけないところも出てこようかとは思いますが、そういった形の中で、産業振興課ともお話をする中で、自伐林家の方々の、先日、山戸議員のほうからの一般質問でもありましたが、練習といいますか、そういった訓練の場として、基本的に遊歩道のようなコースを造ると、幅は違いますが、林道を抜くのは同じ部分があるということで、そういう形の中で、そこに作業に入ってもらえないかということで、一定の了解をいただいているところでございます、そういうのを活用しながら、コース整備にも着手していきたいというふうに考えています。

最終的な完成年度、3年を見ているが、ブロックブロックで、今、整備をしています。最終的に、それを一つのコースとして、例えば運動公園の外周であるとか、そういったものをつないでいくような形になろうかというふうにイメージをしておりますので、最終的なつなぐ部分については、3か年で全てが完了するかどうかというのは、これから検討をしないとイケないとは考えていますが、ブロックごとのコースについては、3か年で整備をしていきたいというふうに考えています。

イメージとしては、保護者の方が公園かどこかで、運動公園内で休んでいただいて、その周りを子供たちが走って、山中に入っていきますが、できるだけ見えるような形、見えないところで走るんじゃなくて、走っている人たちも見えたほうがやる気も起きますので、子供たちもそうですけれども、できるだけ人に見えるような、そんなコースにしていきたいという思いもありまして、山の中だけじゃなくて、今の施設の中をつないでいきたいというふうに思っています。

そしたら、そこに帰ってきたら、1周して戻ってきたねということで、帰ってくるのが遅かったら、心配になってちょっと見に行くと、そういうことができるような、そんなコースということで、イメージとしては伝えさせていただいているところでございます。

コースの整備予定といたしましては、3か年で整備を完了するというところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 10番岡崎利久君。

○10番（岡崎利久君） ありがとうございます。

7番の今後の整備については、先ほど、市長より詳しい説明をいただきましたので、この部分については、割愛をさせていただきたいと思

います。

次に、コースの維持管理についてでございますが、コースも造ったら造りっ放しでは駄目で、雑草も生えますし、木々もコースに落ちている。台風の後に行かせていただいたんですけども、木々がコース内に落ちている状況であったと。

そこで、コースの維持管理について、今後どのようにされているのか、お伺いをいたしたいと思えます。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

7番のところ、子供について少しありましたので、その点について答弁をした後に、時間についてお話をさせていただきたいというふうに思います。

子供が利用するに当たって、大人もそうなんですけれども、舗装していない、未舗装路なので、そういうところを走ったことがない方は、少しちゅうちょされたり、ブレーキのかけ方が少し、やはりデリケートなものであったということもありますので、昨年も実施をしましたが、市民の方々に自転車に触れ合ってください、そういった場として、議会の皆様方にも御承認いただいている、予算をいただいているものがございますが、宿毛サイクルフェスティバル、これ昨年に続いて今年も10月25日に予定をしております。

この中で、初心者の方々のライド教室、こちらのほうをすることと、それから、昨年も非常に人気がありましたが、ウィラースクールという、小学生の子供たちに自転車を安全に乗る、そういった教室。これブラッキーさんという、国内では本当に有名な方なんですけど、小学生の安全教室ということで、ベルギー方式を取り入れられている方です。

この方に、昨年に引き続き来ていただいて、

そういった安全教室をしていただくことにしています。

同時に、先ほど少しお話をさせていただいた地域おこし協力隊員の自伐林業をされている方々に、森林学習コーナーも設置をしていただいて、学習パネルの展示や、木工品、そういったものを見ていただいて、という形の中で、森林にも関心を持ってもらえるような、そういったサイクルイベントをする予定としておりまして、こういった場を通じて、子供たちに自転車の安全な乗り方、またそういったコースに入っただけ、滑るような路面だとこういうブレーキのかけ方をしないといけないとか、こういう道だと、こういうところを走らないと、人がいたら怖いよねとか、そういったことをしっかりと教えていきたい、学んでいきたい、そのように思っているところでございます。

それで、維持管理については、基本的に未舗装路なので、草が、市道だけではございません、こういった公園を含めて、昨日もお話ありましたが、雑草の問題があると思います。

そういった雑草の定期的な草刈り等を実施しながら、コースができた後は、管理をしていかないといけないというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 10番岡崎利久君。

○10番（岡崎利久君） 大変詳しい説明、ありがとうございました。

先ほど、割愛させていただきましたけれども、子供に、マウンテンバイクについては、小さい子供から慣れ親んでもらって大人になって、また乗ってもらう。ずっと継続して、裾野を広げるようなシステムが、仕組みができればということで、この質問をさせてもらうようにしたんですけれども。

サイクリングフェスティバル等々で子供たち

にも自転車の教育、安全面の教育をしているということでございますので、引き続き、今年も10月25日に行われる予定であると聞きしましたので、引き続き、子供から大人まで親しんでいただけるようなことをしていただきたい、そのように思っております。

次に、せっかく整備しているコースでございます。市民もまた、市外、県内外の方々にも使用していただきたいと、そのように考えるわけでございます。

市民並びに市外、県内外の人々に周知させる方法はどのようなものを考えているのか、お伺いをいたしたいと思っております。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきますと思います。

本コースの周知につきましては、広報すくもへの掲載や、そしてホームページ、そしてフェイスブック、インスタグラムなどのSNSを活用した広報活動に取り組んでいるところでございまして、それと併せて、コース監修を、先ほど来、お話をしております竹之内氏や、それから東洋フレームの関係者の方々にも御協力をいただく中で、周知に取り組んでいるところでございます。

特に、東洋フレームについては、国内のオフロード関係のレースの、トップというか、本当に主流のところをやられている方々で、非常にそういった影響力があるということでございまして、当然、関係のいろいろなメーカーさんであるとか、ショップであるとか、そういったところがありますので、そういう関係者の方々にSNSでつないでいただいているところを、自発的にしていただいている、そのようにお伺いをしているところでございます。

なお、市内の方々に、まず周知、これが一番大切だと思いますので、その点につきましては、

今回、先ほどお話をしたサイクルフェスティバルとか、ああいうところに多くの子供たちとか、保護者とか、そういう方々に来ていただいて、周知をしていきたいと思っています。

去年は、海風公園で実施をさせていただきましたが、今年は場所を運動公園にかえて、マウンテンバイクコース、未舗装のところも体験をしていただきながら、やっていこうということで、そういった形の中で、周知を図っていききたいというふうに思っております。

保護者会の皆さんには、大変お世話になるところでありますが、あと足で押すストライダーのレースも、昨年非常に人気がありまして、未就学児を対象にやりますので、そういった関係で、幼稚園、保育園、それから小学校のほうに、また通知をさせていただいて、多くの方々に楽しんでいただける、そういった一日にしていきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 10番岡崎利久君。

○10番（岡崎利久君） ありがとうございます。

現在、運動公園内にはマウンテンバイクを置いておりません。例えば、市外からこのコースを使用するために人が来ても、使用するマウンテンバイクがないわけですね。

コースを整備するならば、併せてマウンテンバイクもレンタルできる仕組みを考えたほうがよいのかと思います。市長の考えをお伺いしたいと思います。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

総合運動公園では、議員おっしゃるようにマウンテンバイクのみならず、自転車のレンタルというのは行っていないところでございますが、多くの皆様にこのコースを楽しんで利用してい

ただくためには、総合運動公園でのレンタル事業というものの必要性は強く感じているところではございます。

しかしながら、現在、宿毛駅で電動マウンテンバイクのレンタル事業等を実施しておりますので、当面の間は、こういったところと連携をしながら取組を行いまして、今後の利用状況をしっかりと見定めて、勘案した上で、総合運動公園でのレンタル事業の実施について、検討をしていきたいというふうに考えているところでございます。

現在は、駅のほうで借りられますので、それを借りていただくとか、それからあと、持っている方は運んでいただくとか、そういうふうな形の中で、まずは利用を図っていききたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 10番岡崎利久君。

○10番（岡崎利久君） ありがとうございます。

今後の利用状況を見て、マウンテンバイクをレンタルするようにしたほうがいいのか、またはしないほうがいいのかを検討していくということでございました。ありがとうございます。

ちなみに、愛媛県の八幡浜市、市長もよく御存じかと思えますけれども、ここには大変すばらしいマウンテンバイクコースが整備をされております。私も9月に入って一度行かせていただいて、コースは全然行ってませんけれども、管理棟とか、レンタルバイクが整備されているところを見させていただきました。

八幡浜市では、レンタルバイク全体で約19台、整備をされているそうでございます。

自転車といえば、僕素人なもので、大人用が何台、子供用が何台ございますかというふうにお伺いしたところ、大人用、子供用というのはございませんで、インチで教えていただきまし

て。例えば29インチが4台であるとか、子供用でしたら、24インチが3台であるとかいうことで、大変恥ずかしい思いをしたこととございます。

こういうふうには八幡浜市は、19台も整備をしておられますので、今のマウンテンバイクコースが、いろんな方が使えるようなことになれば、将来的には、整備していくのも一つの手ではないかなと、そのように思っているわけとございます。

ありがとうございました。

最後に、行政方針の表明の中で、世界から人を呼び込めるような、マウンテンバイクコースを整えるとの発言をしておりますが、どのような方法で世界から人を呼び込むのか、お伺いをいたしたいと思っております。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

答弁読み上げる前に、今回、マウンテンバイクコースということで、運動公園内に整備を始めさせていただきました。

実は、マウンテンバイクコースに人を呼び込むというよりは、先ほど来お話をさせていただいていますように、宿毛市内というのは、84%が森林で、その至るところに林道が抜けております。

間伐であるとか、それから伐採して搬出するとか、そういうときに林道を使っているわけですが、多くの林道が、ふだんは使わずに、ただ整備だけは定期的に行っているというところを見てきました。

そういった形の中で、市が管理する林道だけじゃなくて、個人が管理している林道だけじゃなくて、国有林という形の中で、国が管理している林道とございます。

自分が市長になってから、許可をとればそこ

を自転車で使ってもいいというお話もいただいているところとございまして、この宿毛市全体の山というものを一つのフィールドとして、世界から人を呼んでみたいというところとございます。

その一つのシンボリックなものとして、運動公園内に、運動公園は御存じのように、シャワーであるとか駐車場であるとか、もう既に完備をしておりますので、この資源を活用して、発信をしていきたいという思いで、運動公園内にコース整備を進めさせていただいているところとございます。

世界から人を呼び込む方法といたしましては、まずは外国の方々に興味を持ってもらえるような、そんなコース整備をする必要があると考えました。

コースの監修をさせていただいている、先ほどからお名前が出ています竹之内氏は、昨年度、国内で実施されました電動マウンテンバイクの初代全日本のチャンピオンになられています。日本一になられています。

そして、同年、カナダで開催されました世界選手権にも参戦をしているところとございます。

日本で造った日本のマウンテンバイクで、世界で戦ってきたということとございます。

日本のみならず、竹之内選手は、世界で活躍されている現役のトップライダーとございまして、その経験や実績を基に、世界からも人を呼び込めるような、そんなコースになるというふうにご考え、竹之内氏に依頼をしているところとございまして、そういった人脈とございますか、関係のところ、非常に、俗に言う、顔が広い方とございます。

次に、世界から人を呼び込むには、外国の方々に、コースについて知っていただく必要がありますが、皆様方も御存じのように、現在、東京2020大会のホストタウン事業といたし

まして、本市はオランダ女子ナショナルチームの応援を、市をあげてしておりますので、この交流事業を活用をしまして、オランダを初め、ヨーロッパを中心に、周知をしていきたいというふうに考えているところでございまして、元オランダのチャンピオンでありますイリスさんと、小学校とかにも行っていただいて、子供たちと、いまだに交流を続けさせていただいているところでございます。

また、サイクリングの聖地として、皆さんもよく耳にされると思います、人気を集めておりますしまなみ海道サイクリングロードには、現在はちょっとコロナの影響あるかもしれませんが、年間約33万人のサイクリストが、国内外より訪れているところでございます。

仮に、その3%でも、本市まで誘客することができれば、年間約1万人のサイクリストの方々に、宿毛市に来ていただけるということになってくると考えています。

現に、しまなみ海道に訪れた方の一部が、もう既に四万十川までは観光に訪れているという、そういう状況を聞いているところでございまして、どういったルートを走っているかという、議員も御存じのように、三間の道の駅から窪川に抜ける四万十川沿い、途中で道の駅とかもございました、十和であるとか。

そのコースを、しまなみを走った後に来ているという話を聞いているところでございます。

現在、整備しているコースが完成した際には、このしまなみ海道の来訪者に対して、しっかりとPRしていきたいというふうに考えているところでございます。

現在、自転車を活用してまちづくりをしているという、市町村長が集まった会議が、全国で発足をして、現在あります。

その、今、私、幹事という形で役員を務めさせていただいておりますが、ここの会長が今

治市の菅市長でございます。

そういった形の中で、ぜひ連携をとって、サイクリストに何とか宿毛市に来てもらいたい。そういうPRをさせていただきたいというお話を、常日頃からさせていただいているところでもございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 10番岡崎利久君。

○10番（岡崎利久君） 市長、どうもありがとうございました。詳しい説明をしていただきまして、マウンテンバイクのコースについては、大体のところは了解したところでございますので、今後引き続き、3年かけて整備をしていくということでございますので、またいろいろ、予算の関係等々、議会のほうに上程されることがあるかと思えますけれども、詳しい説明をしていただければ、そのように思っておりますので、お願いいたします。

次に、教育長にお伺いをいたします。

宿毛市沖の島学校給食センターについてでございます。

宿毛市沖の島学校給食センターは、いつ建てられて、今現在、何年が経過をしているのか、お伺いをいたしたいと思えます。

○議長（野々下昌文君） 教育長。

○教育長（出口君男君） おはようございます。教育長、10番、岡崎議員の一般質問にお答え申し上げます。

沖の島学校給食センターの建設年度ということでございますけれども、沖の島学校給食センターは、沖の島小中学校校舎に併設をされておりまして、昭和52年3月に建設をされ、約43年を経過しております。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 10番岡崎利久君。

○10番（岡崎利久君） 先ほど答弁をいただきました。43年経過しているということでご

ございますので、宿毛市立学校給食センターよりもまだ古い建物になっているというようなことでございます。

そこで、市長並びに教育長にお伺いをいたしたいと思っておりますけれども、宿毛市沖の島学校給食センターには行ったことがございますでしょうか。また、行ったことがあるのであれば、その感想を、簡単に構いませんのでお伺いをいたしたいと思っております。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

給食センターと言いますか、沖の島小中学校に関しましては、市長になる前から何度か行かせていただいているところでございます。

時には、PTAの代表としても行ったところでございまして、調理をされているところの中に、さすがに入ったことはないんですが、外から見たことは何度もありますし、隣のランチルームのところ、食事もしたことありますが、食事だけじゃなくて、会議に結構使いますので、あそこはよく利用させていただきました。

また、議員としても、常任委員会として行ったこともございます。

そういった中で、見させていただいておりますが、古い施設ではありますが、本当にきれいに、職員の方々に使っていただけているなというふうに、整理整頓もしっかりされて、そういうふう感じたところでございました。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、お答え申し上げます。

沖の島学校給食センターに行ったことがあるのかとの御質問でございますけれども、沖の島小中学校へは、毎年、教育委員の皆さんや事務局職員とともに訪問をいたしております、教

育活動等の視察と併せて、先ほど市長もおっしゃいましたけれども、教育委員会全員が、給食センターのランチルームにおいて、児童や先生方と一緒に給食を頂いているという状況でございます。

市長からもお話ありましたように、沖の島学校給食センターの施設棟は、かなり建築から長くたっておりますので、老朽化が進んでおりますけれども、しっかりと清掃がなされ、衛生管理が行われているものというふうに認識をいたしております。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 10番岡崎利久君。

○10番（岡崎利久君） ありがとうございます。

古い施設であるが、きれいに使われているという感想をいただきました。

次に、先ほど答弁のとおり、築43年が経過をしており、老朽化が激しい施設だと思います。

壁は剥がれ、床もはがれている状態でありまして、また天井についても、黒くなっている部分もある状態です。この状態で、果たして衛生面は大丈夫か、危惧する部分がありますが、その点についてお伺いをいたしたいと思っております。

○議長（野々下昌文君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、お答え申し上げます。

議員御指摘のように、40年以上経過した建築物の老朽化は避けられず、壁や床、天井も補修が必要な状況であることは、私どものほうも承知をいたしているところでございます。

調理場内の壁や床に関しましては、給食センターといたしましても、本年7月に現地を視察し、現場の職員と協議を行う中で、改修箇所を把握し、優先順位を基に、順次改善を図っているところでございます。

なお、壁等の補修につきましては、学校とい

うことから、補修内容や工事の時間帯、施工方法、衛生管理上からも、簡単に行うことが難しい面もございますので、慎重に検討を行っているところでございます。

調理工程につきましては、学校給食衛生管理基準に基づきまして、調理職員が十二分に気をつけるとともに、栄養教諭の下、Wチェックを行う中、日々、安心安全な給食の提供に取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 10番岡崎利久君。

○10番（岡崎利久君） 今年の7月に現地に行かれて、チェックをされて、補修箇所について、できるところにはしているし、また大規模な工事があるところに関しては、また調整をして、今後、するということございましたので、了解をいたしました。

できれば、早く修繕するのであれば、していただきたいな、そのように思っております。

次に、現在、沖の島中学校の生徒1名、沖の島小学校の児童6名、認可外保育園施設の園児2名が通っております。

最低でも、あと10年以上は使用する施設だと思っております。今後、宿毛市沖の島学校給食センターを改修する予定はないのか、あるのか、お伺いをいたしたいと思っております。

○議長（野々下昌文君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、お答え申し上げます。

沖の島小中学校の大規模な改修につきましては、現段階において予定はございませんけれども、議員の言われますように、今後10年間以上は、島の子供たちが学びやとして過ごす場所でございますので、できる限り快適で、伸び伸び育つ環境を提供できるように、取り組んでまいりたいと。

先ほども申し上げましたように、十分、必要

な修繕箇所については、検討しながら、修繕も適宜行ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 10番岡崎利久君。

○10番（岡崎利久君） 次に、現在、給食を提供している人数について、お伺いをいたしたいと思っております。

○議長（野々下昌文君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、お答え申し上げます。

現在、沖の島給食センターで提供いたしております食数は20食となっておりますので、20名でございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 10番岡崎利久君。

○10番（岡崎利久君） 現在の給食の提供人数と食数については、20食の20名ということをお伺いをいたしました。

今年4月から、沖の島中学校が再開をして、教諭の数が増えたと思っておりますが、昨年と比較をして、何名増えたのか、お伺いをいたしたいと思っております。

○議長（野々下昌文君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、お答え申し上げます。

令和元年度、沖の島小学校の教職員の総数は、4名でございました。令和2年度の沖の島小中学校の教職員総数は、9名でございますので、令和2年度に5名の増員となっております。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 10番岡崎利久君。

○10番（岡崎利久君） 令和元年度は4名で、令和2年度は9名、5名増加したということで、了解をいたしました。

それでは、次に、現在の調理師の人数について、お伺いをいたしたいと思っております。

○議長（野々下昌文君） 教育長。

○教育長（出口君男君） お答え申し上げます。

沖の島学校給食センターの現在の調理師は、
1名でございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 10番岡崎利久君。

○10番（岡崎利久君） ただいま答弁がござ
いました。

令和2年度については、調理師の人数は1名
と、答弁をいただきました。

それでは、平成30年度の調理師の人数につ
いて、お伺いをいたしたいと思います。

○議長（野々下昌文君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、お答え申し
上げます。

平成30年度につきましても、沖の島学校給
食センター所属の調理師は1名でございました。

なお、沖の島保育園所属の調理師1名が、沖
の島学校給食センター内で勤務をいたしており
ました。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 10番岡崎利久君。

○10番（岡崎利久君） ただいまの答弁で、
平成30年については、学校給食センターにつ
いては1名、ただし沖の島保育園所属の調理師
が1名で、合計2名いらっしゃったというよう
な答弁であったと思います。

それでは、平成30年度には、学校給食セン
ターで1名で、沖の島保育園所属の調理師が1
名、合計は2名なんですけれども、調理師が2
名いたとして、令和2年度、本年度1名になっ
た理由について、お伺いをいたしたいと思いま
す。

○議長（野々下昌文君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、お答え申し
上げます。

先ほどもお答えいたしましたように、平成3

0年度につきましては、沖の島保育園所属の調
理師1名がおりましたので、2名で調理を行っ
たおりましたけれども、沖の島保育園が令和元
年度に休園となりまして、認可外保育所となっ
たことによりまして、保育園所属の調理員が減
少となったものでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 10番岡崎利久君。

○10番（岡崎利久君） 今のところで、少し
再質問をさせていただきたいと思います。

平成30年度については、学校給食センター
の調理師が1名、沖の島保育園所属の調理師が
1名、合計2名。

現在、令和2年度については、学校給食セン
ターの調理師が1名で、今現在、沖の島保育園
については、休園をしているので、認可外保育
園として、今現在、沖の島には保育園があるわ
けですけれども、その調理師の部分について
は、いないということでございます。

そうすれば、今、認可外保育園については、
2名、園児がいらっしゃいます。その園児の給
食については、今現在の調理師が調理をしてい
るのか。おやつについても調理をしているのか、
その点確認をさせていただきたいと思います。

○議長（野々下昌文君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、再質問にお
答え申し上げます。

議員御指摘のように、現在、沖の島学校給食
センターに配属となっております、調理師が保
育園2人の園児の分も含めて、調理を行ってい
るところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 10番岡崎利久君。

○10番（岡崎利久君） 了解をいたしました。

現在、食物アレルギーをお持ちの児童生徒は
いらっしゃいますか。その点についてお伺いを
いたしたいと思います。

○議長（野々下昌文君） 教育長。

○教育長（出口君男君） お答え申し上げます。

本年度、沖の島学校給食センターにおけるアレルギー対応食提供数は、小学生1食、保育園児1食の計2食となっております。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 10番岡崎利久君。

○10番（岡崎利久君） 今、お伺いをいたしました食物アレルギーをお持ちのお子さんが、小学校で1名、保育園で1名、計2名いらっしゃるということでございます。

それでは、食物アレルギー対応の給食はどのようにされているのか。また、チェック体制については、どのようにしているのか、お伺いをいたしたいと思っております。

○議長（野々下昌文君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、お答え申し上げます。

宿毛市の学校給食センターにおける食物アレルギー対応といたしましては、就学前児童の保護者に対し、アレルギーに関する情報提供をお願いするため、学校生活管理指導表を送付いたしまして、食物アレルギーの項目や、アナフィラキシーの詳細について、担当医師及び保護者の押印を必要とする書類の提出を求めているところでございます。

この書類を基に、当センターの栄養教諭と、対象児童の保護者との面談を行い、アレルギー対応食、メニューの作成を行っております。

次に、チェック体制についての御質問でございますが、第1段階のチェックとして、栄養教諭が作成をしました献立表を対象児童の保護者に確認していただき、相談の上、確定しております。

第2段階のチェックといたしましては、栄養教諭と調理員の間で使用する食材や、調理工程のシミュレーションを行い、アレルギー除去確

認を行うところでございます。

そして、最終チェックといたしまして、当日の調理工程において、栄養教諭、調理師が確認し合い、調理完了後、給食主任教諭の合流をいたしまして、3名体制にて配膳を行い、対象児童には事故防止の観点から、喫食開始から終えるまで、同席確認を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 10番岡崎利久君。

○10番（岡崎利久君） チェック体制については、しっかりされているということでございますので、引き続きお願いしたいと思います。

先ほど、調理師が一人とお聞きをしております。答弁をいただいております。

例えば、この調理師が病気等で急に休むことがあった場合の対応は、どのようにされているのか、お伺いをいたしたいと思っております。

○議長（野々下昌文君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、お答え申し上げます。

現在、沖の島学校給食センター所属の調理師は、先ほど申しましたとおり1名でございます。事前に休暇取得する場合におきましては、調理経験を持つ沖の島在住の方に、日々雇用にて、代理調理をお願いをしているところでございます。

代理の方の都合がつかない場合は、栄養教諭に調理を要請しており、本年度につきましては、栄養教諭に2回の調理を行っていただいております。

病気や体調不良により、急に休暇が必要となった場合の調理業務につきましては、栄養教諭にお願いしているのが現状でございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 10番岡崎利久君。

○10番（岡崎利久君） ありがとうございます。

した。

調理師が事前に休暇取得する場合であれば、調理経験を持つ沖の島在住の方に、日々雇用で代理調理をお願いしていると。

また、代理の方の都合がつかない場合は、栄養教諭に調理をお願いして、給食を作っていたと。ということで構いませんか。

病気等で調理師さんが休んだ場合も、日々雇用の方に当たられて、その後に栄養教諭に当たられるということでございます。

本年度、沖の島在住の方に、日々雇用で代理調理をしてもらったことはあるのか、あるとすれば何回ほどあるのか、お伺いをいたしたいと思います。

○議長（野々下昌文君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、お答え申し上げます。

本年度、沖の島在住の方に調理をお願いした実績は、2日間でございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 10番岡崎利久君。

○10番（岡崎利久君） 本年度、沖の島在住の方に、日々雇用で代理調理をしてもらったことは、今回2日ほどあったということで、了解をいたしました。

先ほど、調理師が病気等で休まれた場合、緊急の場合、日々雇用の方が都合がつかない場合、栄養教諭が給食を作られるというようなことでございましたけれども、この栄養教諭の職務の中で、給食を調理することが果たしてできるものなのかできないものなのか、作っていただいているわけでありますので、できるものであろうかと思っておりますけれども、その点、お伺いをしたいと思っております。

○議長（野々下昌文君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、再質問にお答え申し上げます。

令和2年度の栄養教諭の配置につきましては、高知県教育委員会の多大な御配慮をいただいて、配置をしていただいた。

そういう中で、沖の島学校給食センターの現状も、人事異動に際して、県の教育委員会の方々と協議する中で、現状も申し上げる中で、先ほど言いましたように、沖の島学校給食センターの調理師がなかなか調理しづらいとか、あるいは、調理師が調理をする中でも、栄養教諭がお手伝いをする、そういったことは可能だと。そういったことを想定をした人事配置をお願いしたいということで申し上げて、県のほうも、一定配慮していただいたということでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 10番岡崎利久君。

○10番（岡崎利久君） ありがとうございます。

県のほうの一定の配慮があつて、栄養教諭に給食を作っていただいているときもあるということでもございましたので、了解いたしました。

最後に、今後、調理師の人数を増やす予定はあるのかなのか、お伺いをいたしたいと思っております。

○議長（野々下昌文君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、お答え申し上げます。

今後、調理師を増員する予定はあるかとの御質問でございます。

正規の調理師が2名体制というのは理想ではございますけれども、今現状、そういう形で対応させていただいております。

その増員の問題につきましては、今後、関係課とも十分協議をする中で、検討もしてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 10番岡崎利久君。

○10番（岡崎利久君） できれば、十分に関係課と検討して、対応していただきたい、そのように思っておりますので、よろしくお願いいたします。

最後に、宿毛市学校給食センターについて、質問をさせていただきます。

平成29年度に、学校給食センター改築検討委員会が設置をされ、給食センターの現状、課題、そして今後の在り方などについて、延べ7回の協議検討がなされたことと思います。

そこで、学校給食センター改築検討委員会から出された報告書の内容について、お伺いをいたしたいと思います。

○議長（野々下昌文君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、お答え申し上げます。

新しい学校給食センターの改築に向けて、検討する内部組織、検討委員会でございますけれども、内容は多岐にわたっております。具体的な調理器具、あるいはエネルギーの問題も含めて、いろいろ検討していただいて、最終的に報告書という形で報告をしていただいておりますので、ここで詳しく申し上げることは、なかなか困難でございますけれども、基本的には、新しい給食センターについては、今現在、津波浸水域がある施設を浸水区域外にということ。

それから、市の所有する公有地の有効活用、そういったこと。それから、給食の基本でございますけれども、できるだけ給食を作ってから、できるだけ短い時間で喫食できるような、そういった場所も、ぜひとも検討すべきだという提言をいただいております。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 10番岡崎利久君。

○10番（岡崎利久君） 次に、9月8日の全員協議会内で、松田川小学校、まだ跡地ではないので跡地とはつけませんけれども、松田川小

学校に学校給食センターを建設するとの、教育長の説明がありました。

翌日の新聞でも掲載をされております。

以前、決算特別委員会内でも、早く学校給食センターを建設すべきとの指摘が、幾度となく出されているところではございます。

先ほどの答弁の中で、学校給食センター改築検討委員会の提言では、宿毛市が保有している土地で、浸水エリア外の土地に、速やかに建設することを望むとされていると思います。

松田川小学校は高台にあります、接道する市道は浸水すると思われ。

今回、なぜ学校給食センター改築検討委員会の報告、提言とは違う場所、浸水エリア内に建設されるようになったのか、経緯についてお伺いをいたしたいと思います。

○議長（野々下昌文君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、お答え申し上げます。

先ほど申し上げましたように、検討委員会の提言等も踏まえまして、最終的に市長とも十分協議をさせていただいて、教育委員会の方針として、松田川小学校の敷地にとということで、決定をしていただきました。

議員御指摘のように、松田川小学校の現在の敷地は高台にございますので、今、考えられている津波の浸水域外にございますので、安全が十分担保されるというふうに思っております。

場所の選定につきましては、財政的な制約、地理的な制約等々、様々ございますけれども、また他の候補地についても、当然、検討もしてまいりました。

このような状況の中、宿毛小学校、松田川小学校統合協議の際に、保護者の皆様からも、学校跡地となる公共用地の有効活用についての御要望もいただいたところでもございます。

議員御指摘のように、松田川小学校の用地は

高台にございますけれども、当然、その下の市道等については、浸水域にも当然当たります。

そういった場合の給食センターの活用方法については、克服すべき課題等もございますけれども、そういったものを、今後検討も重ねる中で、課題解決にも取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 10番岡崎利久君。

○10番（岡崎利久君） ありがとうございます。

次に、学校給食センターについては、高台に建設することにより、どのような防災機能を持たすのか、その点についてお伺いいたしたいと思っております。

○議長（野々下昌文君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、お答え申し上げます。

全国的に学校給食施設への防災機能を付加した例は多くございませんけれども、松田川小学校の敷地は、地区住民の避難地に指定されておりまして、発災時には、多くの住民が避難をしていくことが想定をされますので、避難者等を考慮した給食施設の計画を行うべきであるというふうに、私どもは考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 10番岡崎利久君。

○10番（岡崎利久君） 次に、先ほどの災害時の給食センターの役割について、お伺いをいたしたいと思っております。

災害が発生した場合に、給食センターの職員、調理師が給食センターに行くことができる場合、また行くことができない場合と、ケースバイケースで、いろいろな考え方があるかと思っております。

災害が発生して給食センターの職員、調理師が出勤することができる場合には、問題はない

かと思いますが、逆に出勤することができない場合については、一般の方々が、先ほども住民の方々がそこに避難されるということで、お伺いしておりますけれども、給食センターをあけることができ、炊き出しを作ることができるようなスペースを、あらかじめ用意すべきだと考えますが、その点、答弁をお願いいたします。

○議長（野々下昌文君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、お答え申し上げます。

議員御指摘のように、震災発災時に、どのタイミングで、どのような状況になるのかは、計り知れない知り得ない部分がございます。

そういったことから、職員や調理師が様々な理由により、新たな施設に出勤できない場合、一般の方々が施設の機能を利用し、炊き出し等を行えるスペースを設けることについては、大変有意義なことだというふうにも考えております。

ですので、設計を行う段階におきまして、しっかりとその部分については検討をしてみたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 10番岡崎利久君。

○10番（岡崎利久君） 先ほど、教育長の答弁の中で、設計する段階でいろいろ検討していきたいということでございます。

予算にも、多分、限りがあると思っておりますけれども、予算内でよりよい施設ができるように、ほかの自治体の給食センター等々見ていただきながら、どういうものがこの宿毛市に適合している給食センターになるのかということも含めて、考えていただきたい、そのように思っております。

以上で一般質問を終了いたします。

ありがとうございます。

○議長（野々下昌文君） これにて一般質問を終結いたします。

この際、10分間休憩いたします。

午前11時17分 休憩

午前11時28分 再開

○議長（野々下昌文君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第2、「議案第1号から議案第47号まで」の47議案を一括議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

5番川村三千代君。

○5番（川村三千代君） 5番、川村三千代でございます。ただいまから質疑を行いますので、それぞれ担当課長、御答弁をよろしくお願いをいたします。

私は、今回、4項目について質疑を行います。全てこの議案第15号別冊、令和2年度宿毛市一般会計補正予算（第8号）からでございます。

ページを追って質問をさせていただきます。

まず、1項目めですけれども、19ページをお開きください。

こちらの第2款総務費、第1項総務管理費、25目新型コロナウイルス対策費、12節委託料、水陸両用機活用可能性調査事業委託料308万円についてでございます。

こちらの水陸両用機につきましては、昨日の今城議員の一般質問の中でも取り上げられておりまして、市長が答弁なさっていらっしゃいましたが、私もこの水陸両用機、一体どういふものなのだろうか、非常に興味もございまして、改めて担当課長から詳しい御説明をいただきたいと存じます。

この水陸両用機はどのようなものなのか、またその事業の目的について、お願いをいたしま

す。

○議長（野々下昌文君） 企画課長。

○企画課長（黒田 厚君） おはようございます。企画課長、5番、川村議員の質疑にお答えいたします。

議案第15号別冊、令和2年度宿毛市一般会計補正予算（第8号）、19ページ。

第2款総務費、第1項総務管理費、25目新型コロナウイルス対策費、12節委託料、水陸両用機活用可能性調査事業委託料308万円の質疑にお答えいたします。

本事業につきましては、今まで建設中でありました宿毛湾港の外防波堤の完成に伴いまして、宿毛湾港の静穏度が上がったことから、この水域を活用して、この地域の自然、景観を生かした新たな観光振興策としての水陸両用機による遊覧飛行、そして移動に大変時間を要していません、本地域と関西国際空港などの県外と宿毛市を短時間に、ダイレクトに結ぶ新しい交通手段としての事業展開の可能性を調査するものとしておりまして、現在、広島県尾道市を拠点として、水陸両用機を使用した遊覧飛行や、チャーター便の運航を行っております株式会社せとうちSEAPLANESにより、実際に水陸両用機を運航して、この防波堤の中の水域ですけれども、こちらのほうが離着水が可能なのかどうか、そういった検証などの現地調査、そして実際に想定しております搭乗人数、こういった方を乗せて、デモフライトを実施する予定としております。

本市といたしましても、今回の可能性調査を経まして、せとうちシープレーンズと連携をして、事業化に向けて取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 5番川村三千代君。

○5番（川村三千代君） 再質問をいたします。

まだまだこれから調査の段階ですので、具体的な数字は難しい、お答えは難しいかもしれませんが、もし現段階で分かる範囲で結構ですので、教えていただければと思います。

まず、この水陸両用機は何人乗りの物であるのか。また、関西国際空港と結ばれた場合、所要時間はどれくらいであるのか。また、就航する場合、一日に何往復ぐらいを考えているのか。また、料金はどれくらいを想定しているのか、現段階ではなかなか答えにくい、決まっていない部分も多々あると思いますけれども、よろしく願いいたします。

○議長（野々下昌文君） 企画課長。

○企画課長（黒田 厚君） 企画課長、5番、川村議員の再質疑にお答えします。

まず、搭乗人数の質疑でございますけれども、使用する航空機につきましては、現在、10人乗りの航空機を使用して、せとうちシープレーンズ、事業を行っております、通常のフライトでは、この航空機に乗員が2名乗って、あと荷物のスペースでありますとか、重量バランスの関係というふうにお聞きしておりますけれども、乗客6名で運航をしているというふうにお聞きしておりますので、本地域で運航した場合においても、現在と同様の6名となることが予想されているところでございます。

また、関西空港まで飛んだ場合の所要時間でございますけれども、約1時間30分で、宿毛と関西空港を結ぶというふうにしておりますので、非常に水陸両用機の活用は、移動時間の短縮、こういったものにも効果があるものだというふうにご認識をしております。

また、1日の運航便数、また想定する料金につきましては、まだ可能性調査の段階ですので、詳細につきましては、まだ協議検討ができておりませんので、御了承いただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 5番川村三千代君。

○5番（川村三千代君） 新しい水陸両用機ということで、いろいろと期待をいたしております。

それでは、次の質問にまいります。

次は、28ページをお開きください。

こちらの第6款商工費、第1項商工費、5目観光費、14節工事請負費、笹平公衆便所解体撤去工事費、同じく、建設工事費、こちらですけれども、一体どのような、新しい公衆トイレを建てられるのか、それをお伺いをいたしたいと思っておりますし、また、笹平の様々な施設、老朽化が進んでおりますので、また今後、どのように笹平のキャンプ場、整備をしていくのか、そちらのほうの計画、取組がございましたら、そちらも御説明をお願いいたします。

○議長（野々下昌文君） 商工観光課長。

○商工観光課長（上村秀生君） 商工観光課長、5番、川村議員の質疑にお答えいたします。

議案第15号別冊、令和2年度宿毛市一般会計補正予算（第8号）、28ページ。

第6款商工費、第1項商工費、5目観光費、14節工事請負費、笹平公衆便所解体撤去工事費103万4,000円。それと、その下の笹平公衆便所建設工事費799万7,000円について、御説明いたします。

本事業費は、笹平キャンプ場に市が設置しております公衆便所について、移設しようとするものでございます。

経過を御説明いたしますと、県道4号宿毛津島線につきましては、笹平キャンプ場付近から道路拡幅工事が計画されておまして、その計画区域内に現在の笹平公衆便所や、バンガロー、こういった部分が含まれており、取壊しをする必要が生じております。

本市といたしましては、今後におきましても、

笹平キャンプ場を貴重な観光資源として活用していく上で、トイレが必要であると考え、県からの移転補償費を財源として、現在のトイレを取壊し、別の場所へ新設しようとするものでございます。

新設予定場所といたしましては、大雨で川が増水した場合でも、浸水しないよう、現在、駐車場として使用している県道脇のスペースに、小規模なトイレを建設したいと考えております。

実際には、今のトイレ、そしてバンガローで老朽化している大きい建物の管理棟、これらは全て撤去されることとなります。

そして、休憩所と位置づけてありますあずまや、それと新設のトイレが残っていくという形になります。

なお、笹平キャンプ場につきましては、長年地元組織であります楠山あけぼの会が、キャンプ場として管理しておりましたが、本年度をもちまして管理を終了することとなり、同団体からは、市に対して、今後は市で管理していただきたいとの要望を受けております。

この要望を受けまして、来年度からは市が同敷地の管理を引継ぎ、川遊びや森林浴、キャンプやバーベキューなど、自然を満喫することができる公園として、地域の方の協力もいただきながら、管理していきたい、そのように考えております。

以上です。

○議長（野々下昌文君） 5番川村三千代君。

○5番（川村三千代君） 今、キャンプは非常にブームにもなっておりますし、期待をしております。

続いて、3項目めに移ります。

続いては、31ページをお開きください。

第9款教育費、第2項小学校費、2目教育振興費、18節負担金補助及び交付金、修学旅行キャンセル料金補助金、こちらについてござ

います。

そしてまた、同じく続いての32ページの中学校費でも、同じく修学旅行キャンセル料金補助金が出ております。こちらの修学旅行のキャンセル料金補助金についての御説明、お願いいたします。

○議長（野々下昌文君） 学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（和田克哉君） 学校教育課長、5番、川村議員の質疑にお答えいたします。

議案第15号別冊、令和2年度宿毛市一般会計補正予算（第8号）、31ページ。

第9款教育費、第2項小学校費、2目教育振興費、18節負担金補助及び交付金、修学旅行キャンセル料金補助金183万3,000円。

同じく、32ページ。

第9款教育費、第3項中学校費、2目教育振興費、18節負担金補助及び交付金、同じく修学旅行キャンセル料金補助金290万6,000円の内容について、お答えいたします。

修学旅行につきましては、学校教育の活動の中で、多くの児童生徒が一番思い出になる活動ではありますが、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、その実施について不安をお持ちの方もいらっしゃると思います。

しかしながら、文部科学省から修学旅行については、その教育的意義や、児童生徒の心情等にも配慮いただき、中止ではなく延期扱いとすることを検討いただくなどの、配慮をお願いしたいとの旨の文書も届いているところでございます。

宿毛市では、現在のところ、修学旅行が中止となった学校はございませんが、今後、旅行先の新型コロナウイルス感染状況によりまして、急遽、修学旅行が延期、または中止になることが考えられます。

その場合の市の判断といたしましては、直前

の変更については、児童生徒が落胆される影響も大きいと思いますので、出発の10日前に最終的な判断をいただきたいと、学校に通知いたしております。

その場合の発生したキャンセル料につきましては、市が補助するべく、今回、予算計上を行ったものでございます。

予算の計上額につきましては、当初、各学校が予定していました修学旅行の料金の30%をキャンセル料金と見込み、予算計上を行っているところでございます。

当然ながら、修学旅行が予定どおり実施されれば、予算の執行はないこととなります。

また、補助金の支給に当たりましては、今のところ、学校長から教育委員会に一括申請していただく中で、学校から保護者のほうへ補助していただくという形で、旅行者に直接振り込む形ではないというものを、今、考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 5番川村三千代君。

○5番（川村三千代君） 再質問をいたします。

この修学旅行を実施するか否かについては、どこが、どのような経緯で最終判断をなさるのか、これを教えていただきたいと思ひますし、またコロナ禍での修学旅行ということで、これまでと違った面、異なった面があるようでしたら、御説明をお願いいたします。

○議長（野々下昌文君） 学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（和田克哉君） 学校教育課長、再質疑にお答えいたします。

修学旅行の実施に当たりましては、各学校におきまして、保護者の方々に行先や実施についてアンケートをとるなどの対応をしながら、検討を重ねていただいているところでございます。

今回、新型コロナウイルス感染症の影響によ

りまして、保護者の方々の間でも、様々な御意見が出てくることも考えられますが、行先、実施方法につきましては、それらの意見を尊重しながら、各学校において判断していただくことを考えております。

修学旅行につきましては、宿毛市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則施行細則の第3条第1項第3号には、修学旅行の参加率につきましては、90%以上とする規定がございました。

しかしながら、今回、コロナウイルスの関係で、不測の事態が生じた場合につきましては、参加率が下がることも予定されますので、今回、この規定に、「ただし特別の事情があるときはこの限りではない」、ということで、弾力的な運用もとるような形にしているところでございます。

それと、修学旅行の実施に当たりましては、市だけではなく、旅行会社の団体であります一般社団法人日本旅行業協会のほうが、旅行関連業における新型コロナウイルス対策ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引というものを作成しておりまして、各旅行会社におきましても、安全に行っていただけるような取組をさせていただいていると思っております。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 5番川村三千代君。

○5番（川村三千代君） もちろん修学旅行の実施、新型コロナウイルスの感染状況次第ですけれども、実施されることを願っております。

それでは、最後の項目に移ります。

最後は、33ページ。

第9款教育費、第4項社会教育費、3目公民館費、14節工事請負費、片島公民館解体工事費、こちらについてでございます。

この片島公民館の解体につきましては、以前も予算計上をなさっていたと思ひますけれども、

またこの増額になった理由をお示してください。

○議長（野々下昌文君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長兼宿毛文教センター所長（岡本武君） 生涯学習課長兼宿毛文教センター所長。

5番、川村議員の質疑にお答えいたします。

議案第15号別冊、令和2年度宿毛市一般会計補正予算（第8号）。33ページ。

第9款教育費、第4項社会教育費、3目公民館費、14節工事請負費、片島公民館解体工事費1,091万2,000円についてでございます。

理由ということでございます。

この内容につきましては、令和2年度宿毛市一般会計予算として、議員も御指摘のように、片島公民館解体工事費として2,795万1,000円を可決いただきまして、解体工事を行う予定でございました。

ただ、現地のアスベスト調査の結果、特に西側と南側の外壁に高い水準でアスベストが含有されていることが判明いたしました。

現状は、アクリル樹脂で固められて、飛散しない状況にございまして、人体に影響はありませんが、解体工事に当たりましては、既存の吹付材等を飛散しないよう、適切に除去いたしまして、処分する必要がありますので、必要な経費につきまして、予算補正をさせていただきたいものでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 5番川村三千代君。

○5番（川村三千代君） 再質問をいたします。

この片島公民館の解体につきましては、地域の方々からいろいろ戸惑いや不安の声も届いているんですけれども、この解体後の計画について、市はどこまで関わっていけるのでしょうか。こちらを御説明お願いいたします。

○議長（野々下昌文君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長兼宿毛文教センター所長（岡本

武君） 再質疑にお答えをさせていただきます。

まず、今後の片島公民館の解体工事における想定スケジュールでございます。

今後、予算可決をいただければ、閉会后、入札手続を行いまして、10月中旬以降にアスベスト除去処分も含めて、取壊し工事を実施し、年度内の完成を考えております。

議員が御指摘のように、今後の方向性どうかということでございますが、現在の片島公民館取壊後の集会施設の建設などの方向性につきましては、地区の役員さん方に、相談に応じて御意見をさせていただくことはございますけれども、当市主体でなく、地区のほうで御決定をいただき、実施いただくことと承知しております。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 5番川村三千代君。

○5番（川村三千代君） すみません、もう一度確認なんですけれども、それでは、その解体後の計画については、あくまで片島区の皆さんが主体で行うということで、市はどちらかというと、アドバイスをするというような形で計画に関わっていくという判断でよろしいんでしょうか。

○議長（野々下昌文君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長兼宿毛文教センター所長（岡本武君） 議員御指摘のとおりでございます。

以上です。

○議長（野々下昌文君） 5番川村三千代君。

○5番（川村三千代君） どうも、それぞれの担当課の皆さん、ありがとうございました。

これで私の質疑を終了いたします。

○議長（野々下昌文君） 3番三木健正君。

○3番（三木健正君） 3番、質疑を行わせていただきます。

今回、提出されております令和2年度新規事業等調査票の2ページにあります、宿毛市マイ

ナンバーカード普及促進事業に伴い、上程されております議案第15号の中におきまして、計上されておりますが、議案第15号別冊、令和2年度宿毛市一般会計補正予算（第8号）の19ページ。

第2款総務費、第1項総務管理費、25目新型コロナウイルス対策費、12節委託料のマイナンバー普及促進事業取扱店募集・換金業務委託料の900万円、及び18節地域振興券換金原資の1億4,000万円につきまして、その内容を詳しく御説明を願います。

また、できましたら、この事業の目標値や、マイナンバー普及によって、期待される効果。例えば、どのような市民サービスの向上に寄与できるのかや、また想定される課題となるような点がございましたならば、あわせてお聞かせを願います。

○議長（野々下昌文君） 市民課長。

○市民課長（沢田美保君） 市民課長、3番、三木議員の質疑にお答えいたします。

議案第15号別冊、令和2年度宿毛市一般会計補正予算（第8号）、19ページ歳出の、第2款総務費、第1項総務管理費、25目新型コロナウイルス対策費、12節委託料のマイナンバーカード普及促進事業取扱店募集・換金業務委託料900万円、及び18節負担金補助及び交付金の地域振興券換金原資1億4,000万円につきまして、まとめて説明させていただきます。

本事業の内容は、非接触型行政手続の基盤となりますマイナンバーカードの普及が進むことによって、新しい生活様式を実践するための土台作りと、さらに地域経済の活性化を進めるといふ、この両方が目的となっております。先ほど目標値とおっしゃられておりましたけれども、1万4,000人、本市の人口の70%の交付率を目指してカードを取得、及び申請した

方に、1万円相当の地域振興券を配付する事業となっております。

普及促進のインセンティブである地域振興券の取扱店募集や、換金業務に係る委託料を、昨年実施した宿毛市プレミアム付商品券事業を参考に、計上しております。

そして、一人当たり1万円とした地域振興券の換金原資を負担金として、1万4,000人分を1億4,000万円として計上しております。

先ほどおっしゃられた、マイナンバーカードを取得することで、どのようなことがあるかということですが。

まず、もちろん身分証明として使えることはありますが、コンビニでの住民票等の取得ができるようになります。

宿毛市でも、今議会において、議案を上程しておりますが、可決されましたら、今年度中にコンビニ交付サービスを開始する予定となっております。

また、マイナンバーカードが健康保険証として使用できるようになりますので、保険証がもし変わっても、手続をしていれば新しい保険証が手元に届かなくても、資格の確認ができるということで、病院にかかることができるということになります。

さらには、マイナポータルとあって、一人一人の個人のサイトというようなものがあるんですけども、マイナポータルというところに行けば、自分の薬剤情報や特定健診情報を確認できるようになるので、健康管理ができるようになるのではないかと思います。

今後、行政手続だけではなく、民間手続などでも電子申請が可能となる場面が、これから増えていくと思いますので、ますますマイナンバーカードの利便性は高まるものと期待しております。

一方、課題となることということでしたけれども、マイナンバーカードの取得に関して、不安と思われるのは個人情報の保護、それから管理、心理的な不安であると思います。

マイナンバーカードには、税金とか年金などの重要な個人情報は記録されておられません。他人に番号を知られても、番号だけでは情報を調べることができませんので、そういう高いセキュリティが確保されておりますので、安心してマイナンバーカードを取得していただきたいと思っております。

以上です。

○議長（野々下昌文君） 3番三木健正君。

○3番（三木健正君） 1点だけ、再質問をさせていただきます。

取扱店の募集、換金業務の委託料の件ですけれども、これは想定されている事業者であるとか、どこに委託するのか等が、もし予定、どこを想定しているのかというのがあれば、もしくはどういった業種のものかを想定しているのかというのがあれば、お聞かせ願います。

○議長（野々下昌文君） 市民課長。

○市民課長（沢田美保君） 市民課長、三木議員の再質疑にお答えいたします。

想定されている委託先ですけれども、今現在、想定されておりますのは、商工会議所、それから金融機関でも委託することができるようになっておりますので、どこになるかは、まだ議決されてからになりますけれども、今、想定されているところとしては、そのような形になっていると思います。

○議長（野々下昌文君） 3番三木健正君。

○3番（三木健正君） ありがとうございます。

このマイナンバーカード、今回、コロナウイルスにおいても、多方面で報道等もされましたけれども、コロナウイルスのみならず、今後も

どういった事態が起きてくるのか。非常事態が起きるといってもあろうかと思われれます。

そういった場合に、速やかな住民サービスが行えるような、そういった仕組みづくりにもなるかと思っておりますので、積極的に取組を進めていただきたいというふうに思っております。

また、マイナンバーカードにおきましては、今、テレビ等でもやっておりますが、マイナポイントとか、今回の1万円の地域振興券のみならず、民間業者の中では、登録することによってポイントが得られたり、そういった部分があります。

そういった部分も大いに、可決されたならば、あわせて御紹介するなどして、できるだけマイナンバー普及に向けて取り組んでいただきたいと、そのように思っております。

できるならば、日本一を目指してやっていただきたいなと思っております。

よろしく願います。ありがとうございました。

○議長（野々下昌文君） 12番松浦英夫君。

○12番（松浦英夫君） 12番、質疑をさせていただきます。

議案第15号別冊、令和2年度宿毛市一般会計補正予算（第8号）についてであります。

17ページ、第2款総務費、第1項総務管理費、15目防災対策費、12節委託料でありますけれども、津波避難タワー建設工損調査委託料ですけれども、1,925万円計上されておりますけれども、この内容について、まずお伺いをいたします。

○議長（野々下昌文君） 危機管理課長。

○危機管理課長（岩本敬二君） 危機管理課長、松浦議員の質疑にお答えいたします。

議案第15号別冊、令和2年度宿毛市一般会計補正予算（第8号）、17ページ。

第2款総務費、第1項総務管理費、15目防災対策費、12節委託料の、津波避難タワー建設工損調査委託料、1,925万円の内容について、御説明いたします。

この津波避難タワー建設工損調査委託料ですが、今後の津波避難タワー建設工事実施による工損調査のための委託料となっております。

現在、2か所の津波避難タワーの設計を委託しておりますが、工損調査では、建設予定地周辺の工事前と工事後の状況を調査し、工事による影響を受けたかどうかの判断を公正に行うためのもので、今回の調査につきましては、工事の事前調査に係る予算として、計上させていただいております。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 12番松浦英夫君。

○12番（松浦英夫君） ただいまの答弁の中で、事前調査に係る部分の予算ということでありませうけれども、ということは、事後の調査に基づいて損害があった場合の予算については、どういうふうに考えていますか。

○議長（野々下昌文君） 危機管理課長。

○危機管理課長（岩本敬二君） 松浦議員の再質疑にお答えいたします。

事後の調査費はどうかという質問でございますけれども、今回、事前調査を行う予算として計上させていただいております。実際、建設工事が完了しまして、工事の事後に影響を受けたというようなことがあれば、またそのときに事後調査として予算を計上させていただくこととなります。

以上です。

○議長（野々下昌文君） 12番松浦英夫君。

○12番（松浦英夫君） ありがとうございます。

次は、18ページ。

第2款総務費、第1項総務管理費、24目庁

舎建設費、これについて、11節から14節までであるわけですが、新庁舎ネットワーク設計業務委託料の662万4,000円を除く部分について、内容についてお示しをいただきたいと思っております。

○議長（野々下昌文君） 都市建設課長。

○都市建設課長（小島裕史君） 都市建設課長、12番、松浦議員の質疑にお答えします。

議案第15号別冊、令和2年度宿毛市一般会計補正予算（第8号）、18ページ。

第2款総務費、第1項総務管理費、24目庁舎建設費の内容について、説明をいたします。

初めに、11節役務費、手数料の90万円については、5項目ございまして、1つ目は、構造計算適合性判定手数料に44万3,700円。2つ目は、建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料に24万2,000円を計上しております。

この2点は、新庁舎の建築確認を申請するに当たり、民間の審査機関に構造計算が法的に適合しているか、判定していただく費用、及び省エネ法の基準をクリアできているか、判定していただく費用となります。

3つ目は、新庁舎の建築確認申請に必要な県証紙代に14万円。

4つ目は、新庁舎前に独立して設置をします懸垂昇降装置の建築確認申請に必要な県証紙代8,000円を計上しております。

建築確認は、高知県へ申請し、関係法令に適合しているか、建築主事の確認を受けるものとなっております。

5つ目は、高台造成工事の開発申請における変更申請に必要な県証紙代、6万6,000円です。これは、造成工事に変更が生じた内容について、開発の変更手続を行うものです。

次に、12節委託料、高台用地測量業務委託料437万8,000円について、説明をいた

します。

用地測量につきましては、造成工事完了後に造成地の宅盤、のり面、道路等を各施設の用地測量を行いまして、各施設の区域、境界を明確にしようとするものです。

次に、庁舎建設工事管理委託料3,960万円については、新庁舎建築工事が大規模工事となるため、現場での施工管理を委託しようとするものです。

次に、14節工事請負費、高台アクセス道街灯設置工事費1,203万4,000円について、説明をいたします。

県道宿毛城辺線から高台へつながるアクセス道の夜間の安全性を確保するため、街灯8基の設置工事及び電気配線の埋設工事を行おうとするものです。

新庁舎建設工事費26億348万円について、説明をいたします。

この工事費につきましては、新庁舎倉庫棟、駐車場、駐輪場など、新庁舎と外構を含んだ全体の工事費となっております。

新庁舎は、鉄骨造の4階建てで、西側に渡り廊下でつながった2階建ての倉庫棟、東側に駐輪場と駐車場を計画をしております。

新庁舎の延べ床面積は、庁舎棟本体が5,121.59平方メートル、倉庫棟が355.69平方メートルで、いずれも耐震構造で設計をしております。

以上です。

○議長（野々下昌文君） 12番松浦英夫君。

○12番（松浦英夫君） 再質疑させていただきます。

高台アクセス道街灯設置工事費、これ8基と言いましたけれども、距離的には何メートルぐらいな距離になるのか。

それと、庁舎建設工事費として26億あるわけですが、私の手元には、市民に配付を

した、庁舎建設工事費として21億9,760万円という数字があるわけですが、これは、税の関係もあろうかと思えますけれども、どうしてこれは増えたのか、そこらあたりあればお示しをいただきたいと思えます。

○議長（野々下昌文君） 都市建設課長。

○都市建設課長（小島裕史君） 都市建設課長、松浦議員の再質疑にお答えします。

アクセス道につきましては、県道から高台まで、約400メートルございますので、この間に設置をしようとするものでございます。

それから、庁舎の建設費が21億9,760万円という説明が、以前あったということについてでございますけれども、候補地について議論しておりました平成30年頃の資料を見ますと、御質問のあったとおり、21億9,760万円という説明をしております。

当時の資料は、計画の図面がない頃の試算でありましたので、想定される職員の人数、それから一人当たりの面積、それから起債の上限額を掛けた試算額となっております。

また、この資料は、税抜き表示ですので、この額に税を掛けますと、24億1,736万円ということになりますので、今議会での26億という額と比べますと、1億8,000万ぐらいの開きがあります。

増えている要因は、何が増えたということではありませんが、起債上限額で試算したものと、設計図を基に、積み上げで計算をした額との違いによるものになっております。

○議長（野々下昌文君） 12番松浦英夫君。

○12番（松浦英夫君） 大方の市民は、22億円ぐらいでできるという思いの中で、事が進んできたのに、消費税の関係、これ税抜きという部分も書いていませんので、分からなかったと思えますけれども、26億円になると。

そういう面で、大変大幅な積み上げによって

2億円ぐらい、税が約2億円で、設計図を基にして2億円プラス。大変、高額な金額になっておりますけれども、これについては、今、課長が説明したとおりの部分で、理解をさせていただきたいと思います。

次に、第2款総務費、第1項総務管理費のマイナンバーに関わる部分でありますけれども、地域振興券還元原資として、1億4,000万円あるわけですが、これは1万円の券を渡す、宿毛市の人口は約2万、その7割の1万4,000人。

現在のマイナンバーの取得された方の人数は何%ぐらいですか、お示しをいただきたいと思っております。

○議長（野々下昌文君） 市民課長。

○市民課長（沢田美保君） 市民課長、12番、松浦議員の質疑にお答えいたします。

現在のマイナンバーカードの交付率でございますが、宿毛市民の約12%、2,500人余りだと記憶しております。

以上です。

○議長（野々下昌文君） 12番松浦英夫君。

○12番（松浦英夫君） 現在、12%ぐらいしか取得をしていない部分を、70%までする。しかも、来年の1月かそこらあたりだろうと思っておりますけれども、方策、これだけでできるかどうか、大変な疑問を抱くわけですけれども。

70%の方に増やすということですね。そこらあたりの方策、何かほかに考えていますか。

○議長（野々下昌文君） 市民課長。

○市民課長（沢田美保君） 市民課長、松浦議員の再質疑にお答えいたします。

方策といいますか、1万円の地域振興券、これがインセンティブのものだと思っておりますので、できることがあるとすれば、あとPR、周知を頑張りたいということだと思っております。頑張るしかないと思っております。

○議長（野々下昌文君） 12番松浦英夫君。

○12番（松浦英夫君） 頑張るしかないわけですけれども、到底、難しいかなという感じがしますし、膨大な目標額を掲げておるという認識をするわけでございます。

70%の予算が全て執行されるよう、最大限努力をお願いします。

それでは、27ページ、第5款農林水産業費、第2項林業費、2目林業振興費、12節委託料、森林経営管理制度業務委託料830万5,000円、これについて、この算定の根拠等について、業務の内容と根拠について、まずお伺いたします。

○議長（野々下昌文君） 産業振興課長。

○産業振興課長（谷本和哉君） 産業振興課長、松浦議員の質疑にお答えいたします。

議案第15号別冊、令和2年度宿毛市一般会計補正予算（第8号）。

27ページ。

第5款農林水産業費、第2項林業費、2目林業振興費、12節委託料、森林経営管理制度業務委託料830万5,000円について、御説明いたします。

森林経営管理制度の説明を、まずさせていただきます。

森林経営管理制度は、間伐などの手入れが行われていない個人所有の人工林につきまして、市町村が主体となりまして、森林の集積と集約化を行う制度でございます。

森林所有者に対しまして、森林経営の意向調査を実施し、経営の委託の申出があった森林につきましては、民間事業者に再委託をしたり、市町村が直接、経営管理を行う制度となっております。

業務の内容につきましては、森林の調査を行うための森林の現況調査、例えば森林簿の情報を整理したり、それから現地調査、それから林

地台帳での所有者の確認等、様々な業務がありまして、それを行うための委託料となっております。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 12番松浦英夫君。

○12番（松浦英夫君） 業務の内容については、今、課長が説明したとおりだと思いますけれども、この830万5,000円の算定をした根拠、そして財源として考えられるのは、森林環境譲与税だろうというふうに思いますけれども、ここらあたりについて、財源並びに算定根拠。もし、根拠の中で出るとは思いますけれども、どれぐらいの面積をやろうとしておられるのか、お願いします。

○議長（野々下昌文君） 産業振興課長。

○産業振興課長（谷本和哉君） 産業振興課長、松浦議員の再質疑にお答えいたします。

すみません、算定の根拠ですが、委託料の算定につきましては、高知県の森林管理システム移行調査、経営管理権集積計画委託業務設計積算を基に算定しております、財源につきましては、おっしゃられるように、昨年度から配分が始まりました森林環境譲与税を充当することといたしております。

増額につきましては、今年度、当初予算で既に、橋上町の京法地区を、こういうふうな意向調査を行うための調査業務を行っていたんですけれども小筑紫町の都賀川地区についても、併せて追加で現況調査を行うことになりましたので、今回、増額の補正を行ったものです。

対象エリアにつきましては、都賀川地区の人工林の割合とか、これから詳細に詰めていくので、実際の面積については、これからはなるのですけれども、都賀川地区全域が、現在では対象となっているところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 12番松浦英夫君。

○12番（松浦英夫君） 財源について、私が示したとおり、森林環境譲与税を活用していくということでございます。

面積については、今後の動きということでございます。

この森林環境譲与税の活用、しっかりと計画をしていただくよう、申し述べておきたいと思っております。

次は、29ページ。

第7款土木費、第4項都市計画費、3目公園費の、12節委託料。宿毛市総合運動公園法面調査設計業務委託料として1,500万円、計上されております。

内容について、お示しをいただきたいと思っております。

○議長（野々下昌文君） 都市建設課長。

○都市建設課長（小島裕史君） 都市建設課長、12番、松浦議員の質疑にお答えします。

議案第15号別冊、令和2年度宿毛市一般会計補正予算（第8号）、29ページ。

第7款土木費、第4項都市計画費、3目公園費、12節委託料、宿毛市総合運動公園法面調査設計業務委託料1,500万円の内容について、説明をいたします。

雨が続いておりました今年の7月初旬、宿毛市総合運動公園防災広場の南側ののり面において、大量の湧水が確認をされました。

また、その数日後には、湧水が原因と見られる陥没も発生しております。

このままおいておきますと、陥没範囲が広がるおそれがあるため、のり面内の湧水要因をレーダーによる探査や、ボーリング調査にて確認し、この結果を基に、対策工法の設計を行おうとするものです。

○議長（野々下昌文君） 12番松浦英夫君。

○12番（松浦英夫君） のり面、水の関係という部分でありますけれども、あそこあたり、

地形的に大変厳しいというか、高速道路がもう陥没で通行が遅れたという部分もありますし、私も、幡多希望の家の関係で、何回か皆さんに御迷惑をかけた部分もあるわけですが、この水脈という部分で、大変厳しいというか、難しいというか、見えないものでございますので、そこらあたり、しっかりとして、あそこは高さがありますので。

県道から防災広場までの高さがありますので、1か所だけで終わらない可能性もありますので、そこらあたりしっかり調査をしていただきたいと思えます。

次は、33ページ。

第9款教育費、第4項社会教育費、3目公民館費、14節工事請負費、片島公民館解体工事費。これについては、先ほど川村議員からも質疑がございました。念押しの部分もあります。大変、地区内でもいろいろと問題になっておりますようでございますので、行政としての対応をする部分、地区が対応する部分、そこらあたりの見極めをしながら、対応をしていただきたいというふうに思えます。

それで、若干、聞きにくかったわけですが、スケジュール的に、いつ頃解体工事が始まって、どれぐらいで解体を終わらすつもりなのか、その点、お願いします。

○議長（野々下昌文君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長兼宿毛文教センター所長（岡本武君） 生涯学習課長兼宿毛文教センター所長。12番、松浦議員の質疑にお答えをいたします。

再度、片島公民館の解体工事における想定スケジュール、御質問をいただきました。

今後、予算可決をいただければ、閉会后、入札の手続を行いまして、10月の中旬以降にアスベスト除去処分も含めまして、取壊工事を実施し、年度内に工事を完成できる見込みとなっております。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 12番松浦英夫君。

○12番（松浦英夫君） 10月中旬から始まって年度内、えらい長くかかりますね。それは、僕ら素人ですので分かりませんが、

分かりました。そういう計画だということを、理解をしておきます。

先ほども言いましたように、ぜひ行政と地区との仕事の任務、行政ができる部分とできない部分があるかと思えます。

解体工事については、宿毛市が責任を持ってやる、あとについては地区の問題ということになるかと思えますけれども、余り踏み込まないように、対応をしっかりしていただきたいというふうに思えます。

以上で質疑を終わります。ありがとうございました。

○議長（野々下昌文君） 以上で、通告による質疑は終了いたしました。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（野々下昌文君） ほかに質疑ありませんので、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案のうち、「議案第1号」については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（野々下昌文君） 御異議なしと認めます。

よって、「議案第1号」は、委員会の付託を省略することに決しました。

ただいま議題となっております「議案第2号から議案第47号まで」の46議案は、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それ

ぞれ所管の委員会へ付託いたします。

お諮りいたします。

議案等審査のため、9月17日、9月18日、及び9月23日、9月24日は休会いたしたいと思ひます。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(野々下昌文君) 御異議なしと認めます。

よって、9月17日、9月18日、及び9月23日、9月24日は休会することに決しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

9月17日から9月24日までの8日間は休会し、9月25日午前10時より再開いたします。

本日は、これにて散会いたします。

午後 0時31分 散会

議案付託表

令和2年第3回定例会

付託委員会	議案番号	件名
予算決算 常任委員会 (24件)	議案第 2号	令和元年度宿毛市一般会計歳入歳出決算認定について
	議案第 3号	令和元年度宿毛市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
	議案第 4号	令和元年度宿毛市へき地診療事業特別会計歳入歳出決算認定について
	議案第 5号	令和元年度宿毛市定期船事業特別会計歳入歳出決算認定について
	議案第 6号	令和元年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算認定について
	議案第 7号	令和元年度宿毛市学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定について
	議案第 8号	令和元年度宿毛市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
	議案第 9号	令和元年度宿毛市国民宿舎運営事業特別会計歳入歳出決算認定について
	議案第10号	令和元年度幡多西部介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定について
	議案第11号	令和元年度宿毛市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
	議案第12号	令和元年度宿毛市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について
	議案第13号	令和元年度宿毛市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
	議案第14号	令和元年度宿毛市水道事業会計の利益処分及び決算認定について
	議案第15号	令和2年度宿毛市一般会計補正予算について
	議案第16号	令和2年度宿毛市国民健康保険事業特別会計補正予算について
	議案第17号	令和2年度宿毛市へき地診療事業特別会計補正予算について
	議案第18号	令和2年度宿毛市定期船事業特別会計補正予算について
	議案第19号	令和2年度宿毛市学校給食事業特別会計補正予算について
	議案第20号	令和2年度宿毛市下水道事業特別会計補正予算について
	議案第21号	令和2年度宿毛市国民宿舎運営事業特別会計補正予算について
	議案第22号	令和2年度宿毛市介護保険事業特別会計補正予算について
	議案第23号	令和2年度宿毛市後期高齢者医療特別会計補正予算について
	議案第24号	令和2年度宿毛市水道事業会計補正予算について
	議案第47号	令和2年度宿毛市一般会計補正予算について

<p>総務文教 常任委員会 (11件)</p>	<p>議案第25号 議案第26号 議案第27号 議案第30号 議案第31号 議案第32号 議案第33号 議案第43号 議案第44号 議案第45号 議案第46号</p>	<p>宿毛市印鑑条例の一部を改正する条例について 宿毛市税条例の一部を改正する条例について 宿毛市立公民館設置条例の一部を改正する条例について 土佐清水市との定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更することについて 大月町との定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更することについて 三原村との定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更することについて 黒潮町との定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更することについて 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について</p>
<p>産業厚生 常任委員会 (11件)</p>	<p>議案第28号 議案第29号 議案第34号 議案第35号 議案第36号 議案第37号 議案第38号 議案第39号 議案第40号 議案第41号 議案第42号</p>	<p>宿毛市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について 宿毛市家庭的保育事業等の設置及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について 工事請負契約の変更について 市道路線の認定について 市道路線の認定について 市道路線の認定について 市道路線の認定について 市道路線の認定について 市道路線の認定について 市道路線の認定について 市道路線の認定について</p>

令和2年
第3回宿毛市議会定例会会議録第5号

1 議事日程

第18日（令和2年9月25日 金曜日）

午前10時 開議

第1 議案第1号から議案第47号まで

（議案第1号、討論、表決）

（議案第15号から議案第47号まで、委員長報告、質疑、討論、表決）

第2 陳情第9号及び陳情第10号

第3 委員会調査について

第4 意見書案第1号及び意見書案第2号

意見書案第1号 公立学校教職員の長時間労働の解消を進めるよう求める意見書

意見書案第2号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化
に対し地方税財源の確保を求める意見書

2 本日の会議に付した事件

日程第1 議案第1号から議案第47号まで

日程第2 陳情第9号及び陳情第10号

日程第3 委員会調査について

日程第4 意見書案第1号及び意見書案第2号

3 出席議員（13名）

1番 今 城 隆 君	2番 堀 景 君
3番 三 木 健 正 君	4番 川 田 栄 子 君
5番 川 村 三千代 君	7番 高 倉 真 弓 君
8番 山 上 庄 一 君	9番 山 戸 寛 君
10番 岡 崎 利 久 君	11番 野々下 昌 文 君
12番 松 浦 英 夫 君	13番 寺 田 公 一 君
14番 濱 田 陸 紀 君	

4 欠席議員

なし

5 事務局職員出席者

事務局 長 朝比奈 淳 司 君

次長兼庶務係長	奈良和美君
兼調査係長	
議事係長	宮本誉子君

----- . . . -----

6 出席要求による出席者

市長	中平富宏君
副市長	岩本昌彦君
企画課長	黒田厚君
総務課長	桑原一君
危機管理課長	岩本敬二君
市民課長	沢田美保君
税務課長	山岡敏樹君
会計管理者兼 会計課長	佐藤恵介君
健康推進課長	松田まなみ君
長寿政策課長	中山佳久君
環境課長	山戸達朗君
人権推進課長	谷本裕子君
産業振興課長	谷本和哉君
商工観光課長	上村秀生君
土木課長	川田和徳君
都市建設課長	小島裕史君
福祉事務所長	河原志加子君
水道課長	川島義之君
教育長	出口君男君
教育次長兼 学校教育課長	和田克哉君
生涯学習課長 兼宿毛文教 センター所長	岡本武君
学校給食 センター所長	平井建一君
農業委員会 事務局長心得	小松憲司君
選挙管理委員会 事務局	児島厚匡君

----- . . . ----- . . . -----

午前10時00分 開議

○議長（野々下昌文君） これより本日の会議を開きます。

日程第1、議案第1号から議案第47号までの47議案を一括議題といたします。

これより、「議案第1号」について、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（野々下昌文君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。

「議案第1号」は、これを承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（野々下昌文君） 御異議なしと認めます。

よって、「議案第1号」は、これを承認することに決しました。

これより、「議案第15号から議案第47号まで」の33議案について、委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長。

○予算決算常任委員長（高倉真弓君） 予算決算常任委員長。

本委員会に付託されました、議案第15号から議案第24号まで、及び議案第47号の11議案について、審査の概要と結果を御報告いたします。

議案の審査に当たっては、効率的な審議を行うため、本委員会を2つの分科会に分けて、9月17日と9月18日の2日間にわたり審議を行いました。その後、9月24日に意見調整のための全体委員会を開催し、各分科会の主査の審議結果の報告と質疑を経て、意見調整を行った結果、本委員会に付託されました議案11件

につきましては、原案を適当と認め、可決すべきものと決しました。

以下、分科会における審査概要について御報告いたします。

まず、第1分科会主査より、次のような審査概要の報告がありました。

議案第15号別冊、令和2年度宿毛市一般会計補正予算（第8号）の16ページ。

歳入の第21款市債、第1項市債、補正後の額68億146万2,000円についてであります。

本件は、庁舎等建設事業債や、災害復旧事業債の合計となっております。

委員からは、今年度の予算は大きな額になっている。特に起債は昨年の3倍近くの金額となっているが、現状をどのように考えているかとの質問があり、執行部からは、当初予算では約158億円だったものが、新型コロナウイルス感染症対策で約28億円、庁舎建設では、約27億円の補正があり、予算額は、現状で200億円を超えているが、国の交付金を活用することで、財政調整基金からの繰入は大きな額にはなっていない。また、庁舎建設等の大型事業は、昨年度から想定していたし、千寿園施設整備費や、土地改良区整備事業といった大型の返還が順次終わっていく予定となっている、との回答がありました。

これに対して、委員からは、今後においても給食センターや小中学校の建替事業が控えているので、慎重な財政運営を心がけてもらいたい、との意見がありました。

続きまして、18ページ及び19ページの第2款総務費、第1項総務管理費、25目新型コロナウイルス対策費に補正計上されている宿毛市マイナンバーカード普及促進事業に関わる費用総額1億6,307万9,000円についてであります。

本予算は、マイナンバーカード取得者、及び申請者に対し、1万円の地域振興券を配布する事業となっており、会計年度任用職員の人件費、印刷製本費、取扱店の募集や、換金業務を行う業務委託料、備品購入費、地域振興券の換金原資等が補正計上されています。

本件に対して、委員からは、地域振興券の使用期限はいつまでか、との質問があり、執行部からは、11月1日から令和3年2月28日までの予定であるとの回答がありました。

また、委員からは、地域振興券を使うことができる店舗の決定は、どのように行うのか、との質問があり、執行部からは、補正予算の議決があつてから、委託事業者を選定することになるが、選定した委託事業者が参加事業者を募ることになる。

以前、実施したプレミアム付商品券では、小規模店舗を含め、約300店舗の参加をいただいたので、同様の規模で実施したいと考えている、との回答がありました。

さらに、委員からは、70%の取得率を目指しているが、申請の期限はいつを想定しているのか。また、なかなか達成が難しいのではないかと、との質問があり、執行部からは、申請の期限は来年1月中旬頃と考えている。達成については、石川県加賀市が本年の6月から、本市と同様に5,000円の地域振興券を配布する事業を行っており、現時点で約50%の申請率となっている。

宿毛市においては、1万円の地域振興券を配布することから、それ以上の反響があると考えている、との回答がありました。

これに対し、委員からは、毎月の目標を持ちながら、本事業を円滑に進めるための体制の構築を求める、との意見がありました。

続きまして、24ページから25ページの第9款教育費、第2項小学校費、2目教育振興費、

17節備品購入費、デジタル教科書購入費1,243万9,000円、及び第9款教育費、第3項中学校費、2目教育振興費、17節備品購入費、デジタル教科書購入費1,084万2,000円についてであります。

本予算は、ICT機器を活用し、学校の臨時休業など、不測の事態における学習環境の整備を行うとともに、GIGAスクール構想のさらなる加速、強化等による新たな時代にふさわしい教育を実現させることを目的とし、各小中学校に指導者用デジタル教科書を整備するための補正であります。

委員からは、具体的には、どのようなものかと、との質問があり、執行部からは、現在、使用している教科書の内容と基本的には同じもので、例えば、理科であれば実験の動画を見ることができたり、昆虫の体を360度の視点から観察を行ったりすることができるものとなっており、通常の教科書を補完するものと考えている、との回答がありました。

また、委員からは、児童生徒が使用するものではないのか、との質問があり、執行部からは、児童生徒が使用するものではなく、教員用となっている、との回答がありました。

委員からは、新型コロナウイルス感染症の影響があり、デジタル化が急速に進んでいるが、教育現場において、混乱が生じないよう、工夫しながら進めてもらいたい、との意見がありました。

次に、第2分科会主査より、次のような審査概要の報告がありました。

議案第15号別冊、令和2年度宿毛市一般会計補正予算（第8号）の18ページ。

第2款総務費、第1項総務管理費、24目庁舎建設費、14節工事請負費、新庁舎建設工事費、26億348万円について、報告します。

工事内容は、4つの大きな項目に分かれてお

り、それぞれ建築工事、電気設備工事、機械設備工事、昇降機設備工事となっております。

中でも、建築工事では、市役所本体の庁舎棟、庁舎入り口にできる交流棟、庁舎西側の倉庫棟、駐車場、駐輪場上屋、屋外付帯工事が計上されております。

委員からは、議場後ろの議席に段差を設けるべきと、議会の要望として申入れを行ったが、それは難しいという回答であったため、理由を求めるとの質問があり、執行部からは、平成30年度から基本設計に取りかかり、当初から議場を災害時に活用しやすくするために、できるだけフラットにするというコンセプトで基本構想を作成している。

内容については、庁舎建設審議会に諮り、この内容で答申を得ている。

また、市民からのパブリックコメントも実施し、一環として同じコンセプトで実施してきた。これまでの内容に沿うものであれば、変更も可能であると思うが、今までの内容とは反対方向の意見であったため、これまでの経緯とコンセプトを踏まえ、変更は難しいと判断した、との回答がありました。

これに対し、委員からは、そもそも議場は議員の会議の場である。フラットであれば、前の席とかぶれば後ろの席の人は見えにくい。それを解消するために、段差を設けるなど、通常、使用する議会の運営に多少でも支障を来すのであれば、見直すべきである、との意見がありました。

次に、27ページ。

第5款農林水産業費、第2項林業費、2目林業振興費、18節負担金補助及び交付金、トレイルビルダー養成講座受講負担金4万円、及び車両系建設機械運転技能講習負担金4万3,000円について、報告します。

これは、地域おこし協力隊が車両系建設機械

運転技能講習等を受講するための費用です。

委員からは、個人資格になるが、補助率は幾らか、との質問があり、執行部からは、全額補助である、との回答がありました。

これに対して、委員からは、個人資格なのに、それはおかしいのではないか。自己負担も求めるべきであり、自立を促す観点から、経営は厳しいということを植えつける必要があるのではないか。

また、地域おこし協力隊卒業後、社会の荒波に耐えていけなくなるのではないか、との意見や、さらに、市内在住者で、自伐型林業をやってみたいという人に対しても、資格を取るのであれば補助の対象とするようにしないと、地域おこし協力隊だけに補助を行うのは、公平ではない。市内在住者にも門戸を広げ、宿毛市の山林を整備できる環境をつくる必要がある、との意見もありました。

次に、28ページ。

第6款商工費、第1項商工費、5目観光費、14節工事請負費、笹平公衆便所解体撤去工事費103万4,000円、及び笹平公衆便所建設工事費799万7,000円について、報告します。

道路拡幅工事のため、笹平公衆便所や、バンガローの取壊しの必要が出てきました。

県からの県道拡幅による移転補償費を財源とし、県道脇の高い位置にある駐車場に小規模トイレを建設するものです。

委員からは、新設するトイレは、男女別か、との質問があり、執行部からは、小規模なものを考えており、大便器が1つ、小便器が1つ、手洗い場がある形を想定している、との回答がありました。

これに対し、委員からは、男女別にしたほうがよい。今後、利用者の増加が見込まれる中、現在、計画している小規模トイレでは、賄いき

れない。男女共用であれば、女性は二の足を踏むし、男性はどこか別の場所で用をたすという悪循環になるのではないか。衛生的にも問題がある。もう少し将来的なことを見据えたトイレにすべきである、との意見もありました。

議案第47号別冊、令和2年度宿毛市一般会計補正予算（第9号）の8ページ。

第2款総務費、第1項総務管理費、25目新型コロナウイルス対策費、18節負担金補助及び交付金、宿毛市中小企業新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金、2,000万円について報告します。

8月の臨時会にて議決された事業者が、新型コロナウイルス感染症対策を行うための整備費に対し、申込が殺到し、9月に受付を終了したが、その後、事業者の要望も多くあることから、必要性に鑑み、追加支援するものです。

委員からは、エアコンや空気清浄機が品薄となり、期日に納品が間に合わず、物理的に難しい状況も出ている。事業完了の期日を延長することは考えているのか、との質問があり、執行部からは、エアコンや空気清浄機が欠品の状況が続いているとの相談を受けているので、期日を延長しようと考えている。

今後、手続を進め、市民に告知したいと考えている、との回答がありました。

これに対し、委員からは、最悪の場合、メーカーの代替品も届かない状況もあり得るので、そうした場合に、どうすればよいのか、対策を考えてほしい。

例えば、契約を済ませておけば、納品は後でもよいとか、それらを含め、検討してほしい。

また、事業完了の確認を取りにくいとは思いますが、不正があってはならず、注意しながら行ってほしいとの意見もありました。

なお、議案第15号別冊、令和2年度宿毛市一般会計補正予算（第8号）。第2款総務費、

第1項総務管理費、24目庁舎建設費、14節工事請負費、新庁舎建設工事費、26億348万円に対しまして、寺田委員から、附帯決議案が提出され、提案理由の説明後、質疑、意見調整を行い、賛成多数で採択されました。

以下、その内容を読み上げます。

議案第15号に対する附帯決議。

1、本会議場は、宿毛市政の最高決定機関の議論の場所であり、神聖な場であることを十分考慮して、設計施工すること。

2、議員全員が均等に視界の確保ができるよう配慮すること。

同じく、第6款商工費、第1項商工費、5目観光費、14節工事請負費、笹平公衆便所建設工事費、799万7,000円に対しまして、松浦委員から附帯決議案が提出され、提案理由の説明後、質疑、意見調整を行い、全会一致で採択されました。

以下、その内容を読み上げます。

議案第15号に対する附帯決議。

建設に当たっては、男女別々のトイレ機能を持たせた改築とするよう、強く求める。

以上で、本委員会に付託されました11議案について、審査結果の報告を終わります。

○議長（野々下昌文君） 総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（山戸 寛君） 総務文教常任委員長、本委員会に付託されました11議案の審査結果の御報告をいたします。

議案第25号は、宿毛市印鑑条例の一部を改正する条例についてでございます。

内容につきましては、マイナンバーカードを活用して、コンビニエンスストア等で印鑑登録証明書の申請及び交付ができるよう、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第26号は、宿毛市税条例の一部を改正する条例についてでございます。

内容につきましては、地方税法等の一部を改

正する法律が令和2年3月31日及び令和2年4月30日に交付されたことに伴い、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第27号は、宿毛市立公民館設置条例の一部を改正する条例についてでございます。

内容につきましては、片島公民館を解体撤去することに伴い、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第30号から第33号までの4議案は、土佐清水市、大月町、三原村、黒潮町の4市町村との間で個々に締結した定住自立権の形成に関する協定の一部を変更することについて、議会の議決すべき事件に関する条例第2条第2号の規定により、議会の議決を求めるものです。

本協定については、平成22年に締結され、平成27年に一部変更を行ったが、その後、5年が経過し、事業の進展や、今後計画する取組を反映した協定とするため、変更を行うものがあります。

審査の過程で、委員から、新たに追加された部分のB、甲の役割として、甲は看護系4年制大学の誘致に中心となって取り組むとともに、必要な経費を負担すると記載されているが、宿毛市も負担するのか、との質問があり、執行部からは、甲は四万十市と宿毛市のことだが、今回の誘致活動については、四万十市の取組となるため、必要な経費の負担は四万十市だけが行う、との回答がありました。

また、委員からは、C、乙の役割として、乙は四万十市や関係機関等と連携し、との記載があるが、宿毛市の記載がないのはなぜか、との質問があり、執行部からは、四万十市の取組となっているので、四万十市だけの記載となっている、との回答がありました。

委員からは、誘致する大学の内容や、地域への経済波及効果等も十分に検討しながら、協定の推進に関わっていただきたい、との意見があ

りました。

議案第43号から第46号までの4議案は、いずれも辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について、でございます。

内容につきましては、沖の島辺地、北部辺地、西部辺地、南部辺地における公共的施設の整備を実施するに当たり、辺地対策事業債の申請を行うには、本計画を策定する必要があるため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、議会の議決を求めるものです。

以上11議案につきましては、担当課からの詳しい説明を受ける中で、慎重に審査した結果、いずれも全会一致で原案を適当であると認め、可決すべきものと決しました。

以上で、本委員会に付託されました議案11件についての報告を終わります。

○議長（野々下昌文君） 産業厚生常任委員長。

○産業厚生常任委員長（山上庄一君） 産業厚生常任委員長、本委員会に付託されました議案11件についての審査結果を、御報告いたします。

まず初めに、議案第28号ですが、宿毛市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてでございます。

内容につきましては、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令が施行されましたことに伴い、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第29号は、宿毛市家庭的保育事業等の設置及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてでございます。

内容につきましては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が施行されたことに伴い、本条例の一部を改正

しようとするものです。

議案第34号は工事請負契約の変更についてでございます。

内容につきましては、令和元年7月3日の議会議決を受け、山本・金村・仲上特定建設工事共同企業体と契約締結しました小深浦高台造成工事につきまして、工事内容に変更が生じたもので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第35号から第42号までの8議案は、市道路線の認定についてでございます。

内容につきましては、高規格道路中村宿毛線の整備に伴う市道戸内中山線、芳奈線、中山押ノ川線、押ノ川和田線、和田線、これらとともに小深浦高台造成に伴う高台1号線、高台2号線、高台3号線の8路線について、道路法第8条第2項の規定に基づき、道路の路線を認定することについて、議会の議決を求めるものでございます。

以上の議案につきましては、担当課から詳しい説明を受け、慎重に審査した結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

以上、本委員会に付託されました議案11件につきましての報告を終わります。

○議長（野々下昌文君） 以上で、委員長の報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（野々下昌文君） 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

これより「議案第15号から議案第47号まで」の33議案について、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（野々下昌文君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより「議案第15号から議案第47号まで」の33議案を一括採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（野々下昌文君） 全員起立であります。

よって「議案第15号から議案第47号まで」の33議案は、原案のとおり可決されました。

「議案第2号から議案第14号まで」の13議案については、予算決算常任委員長から、会議規則第111条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りいたします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（野々下昌文君） 御異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

日程第2、「陳情第9号及び陳情第10号」の2件を一括議題といたします。

これより、「陳情第9号及び陳情第10号」の2件について、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（山戸 寛君） 総務文教常任委員長、本委員会に付託されました陳情2件の審査結果を報告いたします。

陳情第9号、国の持続化給付金等や地方自治体の給付金・支援金等に対して課税されない仕組みの構築を求める意見書については、中村民主商工会会長 船口千代松氏より提出されたも

のであります。

内容につきましては、国の持続化給付金等や、地方自治体の給付金・支援金等に対して、課税されない仕組みの構築を求めるものであります。

陳情審査の過程で、委員からは、今回の制度に関しては、課税対象から一律除外という早い対応を求めるという目的があるのではないかと考えるので、本陳情に賛成であるといった賛成の意見や、実際に給付金を受けることで黒字決算が見込まれる事業者がいる現実があり、そういった方は、納税するべきと考えるので、本陳情には反対であるといった意見が出されました。

陳情者の意見陳述も踏まえ、慎重に審議し、採決した結果、賛成少数で不採択とすべきものと決しました。

陳情第10号「公立学校教職員の長時間労働の解消を進めるよう、県への意見書提出を求める陳情」については、宿毛市の土田章雄氏より提出されたものであります。

内容につきましては、第3期高知県教育振興基本計画の目標達成を、より効率的に、働き方改革、学校づくりと結びつけながら達成していくためには、現場教職員の意見が反映されることが重要であり、教育行政と現場教職員が十分な意思疎通を図りながら、具体的に長時間労働の解消を進める取組を求めるものであります。

陳情審査の過程で、委員からは、現実には労働時間の解消をしにくい構造が出来上がっているということである。実質労働を減らすことと、確実に長時間労働の解消を進めてほしいという要望だと捉えているので、一刻も早く声を上げていくことが大事であるといった賛成の意見や、県は取組を進めているのが現状だと捉えている。教職員の皆さんは、時間外労働が多く、大変だとする部分は理解できるといった意見が出されました。

陳情者の意見陳述も踏まえ、慎重に審議し、

採決した結果、全会一致をもって趣旨採択とすべきものと決しました。

以上、本委員会に付託されました陳情2件についての報告を終わります。

○議長（野々下昌文君） 以上で、委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（野々下昌文君） 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

これより、陳情第9号について、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（野々下昌文君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより、「陳情第9号」を採決いたします。本件については、審査報告書のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（野々下昌文君） 起立多数であります。

よって、本件については、審査報告書のとおり決しました。

これより、陳情第10号について、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（野々下昌文君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。

本件については、お手元に配付いたしました審査報告書のとおりであります。

本件は、審査報告書のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（野々下昌文君） 御異議なしと認めます。

よって、本件については、審査報告書のとおり決しました。

日程第3、委員会調査についてを議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、目下委員会において調査中の事件については、会議規則第111条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（野々下昌文君） 御異議なしと認めます。

よって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決しました。

日程第4、意見書案第1号及び意見書案第2号の2件を一括議題といたします。

この際、意見書案第1号及び意見書案第2号について、提案理由の説明を求めます。

1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） 1番、今城 隆です。

それでは、意見書第1号の提案理由を述べさせていただきます。

先ほどの総務文教常任委員会の報告のとおり、土田章雄氏より提出された陳情第10号は、趣旨採択となりました。その旨を生かすべく、そごを生じる文面を一部修正し、新たに意見書として提出することにいたしました。

提案理由は、意見書案の朗読をもってかえさせていただきます。

公立学校教職員の長時間労働の解消を進めるよう求める意見書

文科省が2016年度に実施した「教員の勤

務実態」における1日当たりの学内勤務時間は小学校教諭では11時間15分、中学校教諭では11時間32分となっており、これは、所定の労働時間である7時間45分を大幅に上回っている。2006年の前回調査と比べて、平均で小学校は43分、中学校は32分増加している。

また、文科省の調査によると、教職員の精神疾患による病気休職者数は、平成19年度以降5,000人前後で推移している。

教職員の長時間労働は看過できない深刻な状況となっているが、それは、心身の疲弊の問題だけではない。子供と向き合う時間が十分でなく、授業準備にゆとりがないなどの状況は、子供たちに対する教育の質の保証の問題に直結している。

このような状況の中で、文科省が休日の部活動の段階的な地域移行を打ち出すなど、長時間労働解消のための取り組みが新たに提起されている。

高知県においては、第3期高知県教育振興基本計画において、時間外労働の上限時間である月45時間以内、年360時間以内を遵守できた教員の割合が令和5年度末に100%になるよう目標設定がされた。

基本計画の目標達成をより効率的に働き方改革、学校づくりと結びつけながら達成していくためには、現場教職員の意見が反映されることが重要である。教育行政と現場教職員が十分な意思疎通を図りながら具体的な実施内容に早急に取り組んでいく必要がある。

ついては、県及び県教育委員会において、次の点を実行するよう求める。

1 「教育の質の保証」の観点から、長時間労働解消の取り組みを迅速に進めること。

2 教職員の要望や悩みなどを具体的な実施内容に反映させていくこと。

3 学校や教職員に対して単に上限の目安時間の遵守を求めることにならないよう配慮すること。

以上で説明を終わります。

○議長（野々下昌文君） 9番山戸 寛君。

○9番（山戸 寛君） 9番、山戸 寛。意見書案第2号の提案理由の説明を行いたいと思いますが、意見書案の朗読をもって説明にかえたいと思います。

新型コロナウイルス感染症が世界的に蔓延し、わが国は、戦後最大の経済危機に直面している。地域経済にも大きな影響が及び、本年度はもとより来年度においても、地方税・地方交付税など一般財源の激減が避けがたくなっている。

地方自治体では、医療介護、子育て、地域の防災・減災、雇用の確保など喫緊の財政需要への対応をはじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、地方財政は巨額の財政不足を生じ、これまでにない厳しい状況に陥ることが予想される。

よって、国においては、令和3年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

記

1 地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税などの一般財源総額を確保すること。

2 地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能の両機能が適切に発揮できるよう総額を確保すること。

3 令和2年度の地方税収が大幅に減収となることが予想されることから、思い切った減収補填措置を講じるとともに、減収補填債の対象となる税目についても、地方消費税を含め弾力的に対応すること。

4 税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税・地方税の政策税制については、積極的な整理合理化を図り、新設・拡充・継続に当たっては、有効

性・緊急性を厳格に判断すること。

5 とりわけ、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹に影響する見直しは、土地・家屋・償却資産を問わず、断じて行わないこと。先の緊急経済対策として講じた特例措置は、臨時・異例の措置として、やむを得ないものであったが、本来国庫補助金などにより対応すべきものである。よって、今回限りの措置とし、期限の到来をもって確実に終了すること。

以上の文言の意見書を、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、外務大臣、経済産業大臣、経済再生担当大臣、まち・ひと・しごと創生担当大臣各位宛、議長名で提出したいと考えるものであります。

以上をもって、私の説明を終わります。

○議長（野々下昌文君） これにて、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（野々下昌文君） 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

意見書案第1号及び意見書案第2号の2件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（野々下昌文君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、委員会の付託を省略することに決しました。

これより、意見書案第1号及び意見書案第2号の2件について、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（野々下昌文君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。

意見書案第1号及び意見書案第2号の2件は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（野々下昌文君） 御異議なしと認めます。

よって、意見書案第1号及び意見書案第2号の2件は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

意見書案第1号及び意見書案第2号の2件が議決されましたが、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（野々下昌文君） 御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理については議長に委任することに決しました。

以上で、今期定例会の日程は全て議了いたしました。

閉会に当たり、市長から挨拶の申出がありますので、発言を許します。

市長。

○市長（中平富宏君） 閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

去る9月8日に開会をいたしました今期定例会は、本日までの18日間、議員の皆様におかれましては、連日、熱心に御審議をいただきまして、御提案申し上げました47議案のうち、閉会中の継続審査となりました決算認定議案の13議案を除いて、原案のとおり御決定をいただき、誠にありがとうございました。

なお、議案第15号「令和2年度宿毛市一般

会計補正予算」につきましては、附帯決議をいただいておりますので、内容を精査して対応を検討してまいります。

今議会を通じ、お寄せいただきました数々の貴重な御意見や御提言につきましては、今後、さらに検討をいたしながら、市政の執行に反映させてまいりたいと考えております。

ここで、コロナ対策の一環といたしまして、現在、本市が実施しております宿毛市コロナ対策取組宣言店の制度について、御報告させていただきます。

本制度は、皆様に安心して飲食店などの店舗を利用していただけるよう、事業者にはコロナ対策の取組宣言を行っていただくよう、呼びかけている制度でございますが、登録店舗数が昨日で100店舗となりました。

本市といたしましては、今後さらなるコロナ対策の取組を推進するため、本日、コロナ対策取組都市の宣言をいたします。

今後におきましても、本制度のさらなる普及を図るとともに、新しい生活様式の実践を推進し、感染予防と経済活動の両立を目指してまいります。

最後に、議員の皆様におかれましては、より一層の御指導、御協力を賜りますようお願い申し上げます。閉会の御挨拶といたします。

ありがとうございました。

○議長（野々下昌文君） 以上で、市長の挨拶は終わりました。

これにて、令和2年第3回宿毛市議会定例会を閉会いたします。

午前10時52分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

宿毛市議会議長 野々下 昌文

宿毛市議会副議長 川村 三千代

議員 松浦 英夫

議員 寺田 公一

令和2年 9月24日

宿毛市議会議長 野々下 昌 文 殿

予算決算常任委員長 高 倉 真 弓

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	審査結果	理 由
議案第15号	令和2年度宿毛市一般会計補正予算について	原案可決	適 当
議案第16号	令和2年度宿毛市国民健康保険事業特別会計補正予算について	原案可決	適 当
議案第17号	令和2年度宿毛市へき地診療事業特別会計補正予算について	原案可決	適 当
議案第18号	令和2年度宿毛市定期船事業特別会計補正予算について	原案可決	適 当
議案第19号	令和2年度宿毛市学校給食事業特別会計補正予算について	原案可決	適 当
議案第20号	令和2年度宿毛市下水道事業特別会計補正予算について	原案可決	適 当
議案第21号	令和2年度宿毛市国民宿舎運営事業特別会計補正予算について	原案可決	適 当
議案第22号	令和2年度宿毛市介護保険事業特別会計補正予算について	原案可決	適 当
議案第23号	令和2年度宿毛市後期高齢者医療特別会計補正予算について	原案可決	適 当
議案第24号	令和2年度宿毛市水道事業会計補正予算について	原案可決	適 当
議案第47号	令和2年度宿毛市一般会計補正予算について	原案可決	適 当

令和2年9月17日

宿毛市議会議長 野々下 昌 文 殿

総務文教常任委員長 山 戸 寛

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査結果	理由
議案第25号	宿毛市印鑑条例の一部を改正する条例について	原案可決	適当
議案第26号	宿毛市税条例の一部を改正する条例について	原案可決	適当
議案第27号	宿毛市立公民館設置条例の一部を改正する条例について	原案可決	適当
議案第30号	土佐清水市との定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更することについて	原案可決	適当
議案第31号	大月町との定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更することについて	原案可決	適当
議案第32号	三原村との定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更することについて	原案可決	適当
議案第33号	黒潮町との定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更することについて	原案可決	適当
議案第43号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について	原案可決	適当
議案第44号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について	原案可決	適当
議案第45号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について	原案可決	適当
議案第46号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について	原案可決	適当

令和2年9月18日

宿毛市議会議長 野々下 昌 文 殿

産業厚生常任委員長 山 上 庄 一

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査結果	理由
議案第28号	宿毛市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	原案可決	適当
議案第29号	宿毛市家庭的保育事業等の設置及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	原案可決	適当
議案第34号	工事請負契約の変更について	原案可決	適当
議案第35号	市道路線の認定について	原案可決	適当
議案第36号	市道路線の認定について	原案可決	適当
議案第37号	市道路線の認定について	原案可決	適当
議案第38号	市道路線の認定について	原案可決	適当
議案第39号	市道路線の認定について	原案可決	適当
議案第40号	市道路線の認定について	原案可決	適当
議案第41号	市道路線の認定について	原案可決	適当
議案第42号	市道路線の認定について	原案可決	適当

令和2年9月17日

宿毛市議会議長 野々下 昌 文 殿

総務文教常任委員長 山 戸 寛

陳情審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第143条第1項の規定により報告します。

記

受理番号	件 名	審査結果	意 見
第 9 号	「国の『持続化給付金』等や地方自治体の『給付金・支援金』等に対して課税されない仕組みの構築を求める」意見書決議のお願い	不採択	不 適 当
第 1 0 号	公立学校教職員の長時間労働の解消を進めるよう県への意見書提出を求める陳情	趣旨採択	趣旨妥当

令和2年9月24日

宿毛市議会議長 野々下 昌 文 殿

予算決算常任委員長 高 倉 真 弓

閉会中の継続審査申出書

本委員会は、下記の事件について閉会中もなお継続審査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

1 事 件

受 理 番 号	事 件 名
議案第 2 号	令和元年度宿毛市一般会計歳入歳出決算認定について
議案第 3 号	令和元年度宿毛市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第 4 号	令和元年度宿毛市へき地診療事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第 5 号	令和元年度宿毛市定期船事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第 6 号	令和元年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算認定について
議案第 7 号	令和元年度宿毛市学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第 8 号	令和元年度宿毛市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第 9 号	令和元年度宿毛市国民宿舎運営事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第10号	令和元年度幡多西部介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定について
議案第11号	令和元年度宿毛市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第12号	令和元年度宿毛市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第13号	令和元年度宿毛市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
議案第14号	令和元年度宿毛市水道事業会計の利益処分及び決算認定について

2 理 由 今後なお審査を要するため

令和2年9月17日

宿毛市議会議長 野々下 昌 文 殿

総務文教常任委員長 山 戸 寛

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件
 - (1) 総合計画の策定状況について
 - (2) 行政機構の状況について
 - (3) 財政の運営状況について
 - (4) 公有財産の管理状況について
 - (5) 市税等の徴収体制について
 - (6) 地域防災計画について
 - (7) 教育問題について
- 2 理 由 議案審査の参考とするため

令和2年9月18日

宿毛市議会議長 野々下 昌 文 殿

産業厚生常任委員長 山 上 庄 一

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件
 - (1) 農林水産業の振興対策状況について
 - (2) 商工業の活性化対策状況について
 - (3) 観光産業の振興対策状況について
 - (4) 市道の管理状況について
 - (5) 環境、保健衛生の整備状況について
 - (6) 下水道事業の運営管理状況について
 - (7) 保育施設の管理状況について
 - (8) 介護保険制度について
- 2 理 由 議案審査の参考とするため

令和2年9月24日

宿毛市議会議長 野々下 昌 文 殿

議会運営委員長 寺 田 公 一

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件
 - (1) 議会の運営に関する事項
 - (2) 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項
 - (3) 議長の諮問に関する事項
 - (4) 議会報に関する事項
- 2 理 由 議会運営を効率的かつ円滑に行うため

令和2年9月24日

予算決算常任委員長 高 倉 真 弓 殿

提出者 予算決算常任委員 松 浦 英 夫

決議案の提出について

下記の議案に対する附帯決議案を別紙のとおり提出する。

記

議案第15号 令和2年度宿毛市一般会計補正予算

議案第15号に対する附帯決議

本議案中、第6款商工費、第1項商工費、5目観光費、14節「笹平公衆便所建設工事費799万7千円」については、予算執行の前に次の点に留意し、本市議会に対して提示することを求める。

1 建設にあたっては男女別々のトイレ機能を持たせた改築とするよう強く求める。

令和2年9月24日

予算決算常任委員長 高 倉 真 弓 殿

提出者 予算決算常任委員 寺 田 公 一

決議案の提出について

下記の議案に対する附帯決議案を別紙のとおり提出する。

記

議案第15号 令和2年度宿毛市一般会計補正予算

議案第15号に対する附帯決議

本議案中、第2款総務費、第1項総務管理費、24目庁舎建設費、14節工事請負費「新庁舎建設工事費26億348万円」については、予算執行の前に次の点に留意し、本市議会に対して提示することを求める。

- 1 本会議場は、宿毛市政の最高決定機関の議論の場であり神聖な場所であることを十分考慮して設計施工をすること。
- 2 議員全員が均等に視界の確保ができるよう、配慮すること。

意見書案第1号

公立学校教職員の長時間労働の解消を進めるよう求める意見書について
地方自治法第99条の規定により、別紙のとおり意見書を提出する。

令和2年 9月17日提出

提出者	宿毛市議会議員	今 城	隆
賛成者	宿毛市議会議員	堀	景
〃	〃	高 倉	真 弓
〃	〃	岡 崎	利 久

宿毛市議会議長 野々下 昌 文 殿

説明 口頭

公立学校教職員の長時間労働の解消を進めるよう求める意見書

文科省が2016年度に実施した「教員の勤務実態」における1日当たりの学内勤務時間は小学校教諭では11時間15分、中学校教諭では11時間32分となっており、これは、所定の労働時間である7時間45分を大幅に上回っている。2006年の前回調査と比べて、平日で小学校は43分、中学校は32分増加している。

また、文科省の「平成30年度公立学校教職員の人事行政状況調査」によると、教育職員の精神疾患による病気休職者数は5,212人（全教育職員数の0.57%）であり、平成19年度以降5,000人前後で推移している。

教職員の長時間労働は看過できない深刻な状況となっているが、それは、教員の心身の疲弊の問題だけではない。子どもと向き合う時間が十分でなく、授業準備にゆとりがないなどの状況は、子どもたちに対する教育の質の保証の問題に直結している。

このような状況の中で、文科省が休日の部活動の段階的な地域移行を打ち出すなど、長時間労働解消のための取り組みが新たに提起されている。

高知県においては、第3期高知県教育振興基本計画において、時間外在校等時間の上限時間である月45時間以内、年360時間以内を遵守できた教員の割合が令和5年度末に100%になるよう目標設定がされた。

基本計画の目標達成をより効率的に働き方改革、学校づくりと結びつけながら達成していくためには、現場教職員の意見が反映されることが重要である。教育行政と現場教職員が十分な意思疎通を図りながら具体的な実施内容に早急に取り組んでいく必要がある。

については、県・県教育委員会において、次の点を実行するよう求める。

記

- 1 「教育の質の保証」の観点から、長時間労働解消の取り組みを迅速に進めること。
- 2 教職員の要望や悩みなどを具体的な実施内容に反映させていくこと。

3 学校や教職員に対して単に上限の目安時間の遵守を求めることにならないよう配慮すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年 9月25日

宿毛市議会議長 野々下 昌 文

高 知 県 知 事 殿
高知県教育委員会 教育長 殿

意見書案第2号

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書について

地方自治法第99条の規定により、別紙のとおり意見書を提出する。

令和2年 9月17日提出

提出者	宿毛市議会議員	山 戸	寛
賛成者	宿毛市議会議員	今 城	隆
〃	〃	堀	景
〃	〃	高 倉	真 弓
〃	〃	岡 崎	利 久
〃	〃	濱 田	陸 紀

宿毛市議会議員 野々下 昌 文 殿

説明 口頭

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書

新型コロナウイルス感染症が世界的に蔓延し、わが国は、戦後最大の経済危機に直面している。地域経済にも大きな影響が及び、本年度はもとより来年度においても、地方税・地方交付税など一般財源の激減が避けがたくなっている。

地方自治体では、医療介護、子育て、地域の防災・減災、雇用の確保など喫緊の財政需要への対応をはじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、地方財政は巨額の財政不足を生じ、これまでにない厳しい状況に陥ることが予想される。

よって、国においては、令和3年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

記

- 1 地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税などの一般財源総額を確保すること。
- 2 地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能の両機能が適切に発揮できるよう総額を確保すること。
- 3 令和2年度の地方税収が大幅に減収となることが予想されることから、思い切った減収補填措置を講じるとともに、減収補填債の対象となる税目についても、地方消費税を含め弾力的に対応すること。
- 4 税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税・地方税の政策税制については、積極的な整理合理化を図り、新設・拡充・継続に当たっては、有効性・緊急性を厳格に判断すること。
- 5 とりわけ、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹に影響する見直しは、土地・家屋・償却資産を問わず、断じて行わないこと。先の緊急経済対策として講

じた特例措置は、臨時・異例の措置として、やむを得ないものであったが、本来国庫補助金などにより対応すべきものである。よって、今回限りの措置とし、期限の到来をもって確実に終了すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年 9月25日

宿毛市議会議長 野々下 昌 文

衆 議 院 議 長 殿
参 議 院 議 長 殿
内 閣 総 理 大 臣 殿
内 閣 官 房 長 官 殿
総 務 大 臣 殿
財 務 大 臣 殿
経 済 産 業 大 臣 殿
経 済 再 生 担 当 大 臣 殿
ま ち ・ ひ と ・ し ご と 創 生 担 当 大 臣 殿

一般質問通告表

令和2年第3回定例会

質問 順位	質問議員	質問の要旨
1	7番 高倉真弓君	<p>1 高速道路について（市長）</p> <p>(1) 中村宿毛道路開通後の現状について</p> <p>ア 通勤時間帯の混雑・騒音等問題点はないか問う</p> <p>(2) 今後の延伸状況について</p> <p>ア ルート設定、展望を時間軸含め問う</p> <p>(3) 通過点にならない為の対策について</p> <p>ア 延伸便利が通過点にならない為の対策を今から取るべきだ 市長の考えを伺う</p> <p>2 新型コロナウイルスにおける健康対策について（市長）</p> <p>(1) 市民の心のケアについて</p> <p>ア 辛い思いや不安を抱えている方に対して把握状況と対策について</p> <p>(2) 現在のがん検診・特定健診について</p> <p>ア 例年と比較して受診状況に変化はあるのか</p>
2	8番 山上庄一君	<p>1 街路樹のあり方について（市長）</p> <p>(1) 現状に対する市長の認識について</p> <p>ア どのように感じて（見て）いるのか</p> <p>イ 十分な管理ができているのか</p> <p>(2) 街路樹及び雑草が死角を作っていることについて</p> <p>ア 雑草が繁茂するなど、まちが綺麗に見えないのではありませんか</p> <p>(3) 今後のあり方について</p> <p>ア どのようにして行くのか（管理を含めて）</p> <p>イ 花の植栽の徹底を図るのか</p> <p>ウ 低木を無くしてはどうか</p> <p>エ 高木の枝打ちとツリーサークルにスツール（椅子）の設置を</p> <p>2 入札における設計（積算）ミスの防止策について（市長）</p> <p>(1) 防止の為の具体策は、どのようにされたのか</p> <p>(2) 作業マニュアルの必要性について</p> <p>3 これまでの答弁で検討するとされた件について (市長)</p> <p>(1) グリーンスローモビリティの検討について</p> <p>ア 四万十市では今年、市街地の内内交通としての電動カーの運用の社会実験をしているが、どのように捉えているか</p>

3	9 番 山戸 寛君	<p>1 P F I 宿毛学校建設事業について（市長）</p> <p>（1）現在の状況について</p> <p>ア 工事進捗率はどの程度で3月までの見通しはどのようなか</p> <p>イ 基準合意書に規定されているモニタリングはどのようになされているか</p> <p>ウ サービス基準の変更や未達レベルの判定がなされた例があるのか</p> <p>（2）事業費の増額について</p> <p>ア このP F I 事業の事業費は総計でいくらになるのか</p> <p>イ 上限額39億8,977万5千円の債務負担行為の補正はどうなるのか</p> <p>ウ 一括支払い分と分割支払い分はこの増額に伴ってどう変わるのか</p> <p>エ 一括支払い時期の工事完了時点とはどの状態をさすのか</p> <p>（3）維持管理業務について</p> <p>ア 維持管理費用7億3千万円の内訳はどのようになっているのか</p> <p>イ 通常の維持管理業務の形と費用はどの程度を見込んでいるのか</p> <p>2 自伐型林業と地域おこし協力隊について（市長）</p> <p>（1）林業分野の地域おこし協力隊について</p> <p>ア 協力隊の存在を市の林業戦略上どのように位置づけているのか</p> <p>イ 隊員の体系的な育成がどのように考慮、実施されているのか</p> <p>ウ 現在の協力隊の状況、到達点はどの段階、レベルだと考えるか</p> <p>エ 任期終了後の進路として自伐型以外にどのような形が想定されるのか</p> <p>（2）自伐型林業の収益試算について</p> <p>ア 年間どれだけの労働でどれだけの収益があがると想定しているのか</p> <p>イ どれだけの量を切ってどれだけの額になるのか</p> <p>ウ 小規模自伐型林業に対する補助はどのようになっているのか</p> <p>エ 必要経費はどの程度を見込んでいるのか</p> <p>オ 間伐サイクルに伴うバランス変化と経費・収益の関係はどうなるのか</p> <p>（3）自伐型林業の拡大に伴う課題事項について</p> <p>ア 施業地確保をどのように図っていくのか</p> <p>イ 補助金確保の現状と将来的な展望についてどう考えるか</p> <p>ウ 経費に占めるリース料金に関する支援策について問う</p> <p>（4）自伐型林業に対する市の姿勢について</p> <p>ア 市長を筆頭、担当課を始めとする行政自体の体制について見解を問う</p>
---	--------------	--

4	1 2 番 松浦英夫君	<p>1 オスプレイの宿毛への配備問題について（市長）</p> <p>(1) 陳情への参加者について</p> <p>ア 陳情に参加した名簿について</p> <p>(2) 地元選出代議士への対応について</p> <p>ア 参加しなかった理由について</p> <p>(3) 中谷元防衛大臣の発言について</p> <p>ア 市長の受け止めについて</p> <p>イ 宿毛市へのオスプレイの配置は必要であるのか</p> <p>ウ 新空港建設に向けての愛媛県との協議について</p> <p>(4) 新基地建設についての認識について</p> <p>ア 辺野古への新基地建設をめぐる動きに対する市長の考えについて</p> <p>(5) 基地建設をめぐる陳情について</p> <p>ア 陳情の経費の使用について</p> <p>2 新型コロナウイルス対策について（市長、教育長）</p> <p>(1) 市内の感染状況についての市長の認識について</p> <p>(2) 宿毛市の経済状況について</p> <p>(3) G o T o キャンペーンについて</p> <p>ア 取り組みに対する市長の認識について</p> <p>イ G o T o キャンペーンの仕組みについて</p> <p>ウ 市内の申請業者状況について</p> <p>エ 幡多広域観光協議会に対する負担金について</p> <p>(4) 学校における新型コロナウイルス対策について</p> <p>ア 授業時間の確保対策について</p> <p>イ 冬休みや春休み対策について</p> <p>ウ 学校における部活動対策について</p> <p>エ 熱中症対策について</p> <p>オ 開かれた学校づくりの取り組みについて</p> <p>カ 安倍総理の休校要請の法的根拠について</p> <p>キ 教育委員会の対応について</p> <p>ク 教育現場からの声や父兄からの意見拝聴について</p>
---	----------------	--

5	1 番 今城 隆君	<p>1 オスプレイ誘致問題について（市長）</p> <p>(1) オスプレイ誘致発言に対する市長の見解について</p> <p>(2) オスプレイ誘致の場合の住民への影響について</p> <p>(3) 住民の反対署名について</p> <p>2 市庁舎高台造成工事について（市長）</p> <p>(1) 造成工事の終了時期について</p> <p>(2) 設計変更ガイドライン及び設計変更手続について</p> <p>3 新型コロナウイルス感染症対応について（市長、教育長）</p> <p>(1) 防疫対策について</p> <p>ア PCR検査体制について</p> <p>イ 介護・福祉施設への援護体制について</p> <p>ウ 感染者・濃厚接触者の隔離、待機者への支援について</p> <p>(2) 各種支援制度の周知及び申請状況について</p> <p>(3) 国保税減免と資格証明書となっている方への短期証発行について</p> <p>(4) 子育て・保育への影響と対策について</p> <p>(5) 学校教育について</p> <p>ア 授業・行事・部活動等の対応の変化に対する現場要求について</p> <p>イ 児童・生徒へのストレス状況について</p> <p>ウ 緊急就学支援について</p> <p>4 学校教員の勤務実態について（教育長）</p> <p>(1) 法定外労働時間の現状について</p> <p>(2) 勤務時間縮減のための対応策について</p>
6	5 番 川村三千代君	<p>1 学校におけるデジタル教育について（教育長）</p> <p>(1) 市内小中学校のスマートフォンの普及状況及び学校への持ち込みについて</p> <p>(2) SNS教育にどのように取り組んでいるのか</p> <p>2 自衛隊誘致の取り組みについて（市長）</p> <p>(1) これまでの要望活動の現状について</p> <p>(2) 西日本豪雨災害における自衛隊の貢献について</p> <p>(3) 今後の要望活動の力点・方向性について</p>

7	4番 川田栄子君	<p>1 G I G Aスクール構想について（教育長）</p> <p>(1) G I G Aスクール構想の概要と本市の取り組みスケジュールについて</p> <p>(2) I C T活用状況、整備、運営課題について</p> <p>(3) 先端技術（高速通信）の活用について</p> <p>(4) 端末活用の研究について</p> <p>(5) I C T教育の実践について</p> <p>(6) 家庭の通信環境の整備について</p> <p>2 新型コロナ感染緊急事態の検証と対応の変化について （市長、教育長）</p> <p>(1) 現状のウイルスに対する科学的根拠の認識について</p> <p>(2) 根拠に基づく対策について</p> <p>(3) 当市の経済活性化について</p> <p>(4) 小中学校休校の検証について</p> <p>ア 教育委員会の議論について</p> <p>イ 家庭の受入れ体制について</p> <p>ウ 家庭からの子供たちの逃げ場の考慮について</p> <p>エ 安倍総理の休業要請の見解について</p> <p>オ 子供たちに影響が出ていないのに休業を判断した見解について</p> <p>カ 学校再開に向けた対処について</p> <p>3 ファミリーサポートセンターの事業について（市長）</p> <p>(1) 制度に対応する現在の考えについて</p> <p>(2) 一時預かりの制度について</p>
8	13番 寺田公一君	<p>1 スポーツ振興と体育施設の維持管理について （市長、教育長）</p> <p>(1) 自転車イベントの総括について</p> <p>(2) 宿毛市総合運動公園の貸し出し状況と維持管理について</p> <p>(3) 和田体育館の利用状況について</p> <p>(4) 平田公園の維持管理について</p> <p>(5) 宿毛運動公園の状況について</p> <p>2 中央公民館と分館の機能について（市長、教育長）</p> <p>(1) 公民館の主催事業について</p> <p>(2) 分館の事業内容と存在意義について</p>

<p>9</p>	<p>10番 岡崎利久君</p>	<p>1 宿毛市総合運動公園マウンテンバイクコースについて (市長)</p> <p>(1) 市内のマウンテンバイクの愛好者の人数について (2) コースの難しさについて (3) 現在のコースの使用方法について (4) コースの案内看板の整備について (5) 自転車専用及び歩行者専用の道路標識の設置について (6) 60万円の予算の使い道について (7) 今後の整備について (8) コースの維持管理について (9) コースの周知方法について (10) マウンテンバイクを運動公園内に整備する事について (11) 世界から人を呼び込む方法について</p> <p>2 宿毛市沖の島学校給食センターについて (市長、教育長)</p> <p>(1) 建築年数について (2) 宿毛市沖の島学校給食センターには、行ったことがあるのか 行ったことがあれば、その感想について (3) 衛生面での安全性について (4) 今後の改修予定について (5) 現在、給食を提供している人数について (6) 昨年と比較して何名増えたのかについて (7) 現在の調理師の人数について (8) 平成30年度の調理師の人数について (9) 食物アレルギーを持っている生徒・児童はいるのかについて (10) 食物アレルギー対応の給食をどのようにしているのか チェック体制について (11) 調理師が休んだ時の対応について (12) 今後、調理師の人数について</p> <p>3 宿毛市立学校給食センターについて (教育長)</p> <p>(1) 学校給食センター改築検討委員会の報告書の内容について (2) 浸水エリア内に建設するようになった理由について (3) 給食センターに、どのような防災機能を持たすのかについて (4) 災害時の給食センターの役割について</p>
----------	----------------------	---

令和2年第3回宿毛市議会定例会議決結果一覧表

議 案

議案番号	件 名	議決月日	結 果
第 1 号	専決処分した事件の承認について	9月25日	承 認
第 2 号	令和元年度宿毛市一般会計歳入歳出決算認定について	9月25日	継続審査
第 3 号	令和元年度宿毛市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	9月25日	継続審査
第 4 号	令和元年度宿毛市へき地診療事業特別会計歳入歳出決算認定について	9月25日	継続審査
第 5 号	令和元年度宿毛市定期船事業特別会計歳入歳出決算認定について	9月25日	継続審査
第 6 号	令和元年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算認定について	9月25日	継続審査
第 7 号	令和元年度宿毛市学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定について	9月25日	継続審査
第 8 号	令和元年度宿毛市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	9月25日	継続審査
第 9 号	令和元年度宿毛市国民宿舎運営事業特別会計歳入歳出決算認定について	9月25日	継続審査
第10号	令和元年度幡多西部介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定について	9月25日	継続審査
第11号	令和元年度宿毛市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	9月25日	継続審査
第12号	令和元年度宿毛市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について	9月25日	継続審査
第13号	令和元年度宿毛市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	9月25日	継続審査
第14号	令和元年度宿毛市水道事業会計の利益処分及び決算認定について	9月25日	継続審査
第15号	令和2年度宿毛市一般会計補正予算について	9月25日	原案可決
第16号	令和2年度宿毛市国民健康保険事業特別会計補正予算について	9月25日	原案可決

第17号	令和2年度宿毛市へき地診療事業特別会計補正予算について	9月25日	原案可決
第18号	令和2年度宿毛市定期船事業特別会計補正予算について	9月25日	原案可決
第19号	令和2年度宿毛市学校給食事業特別会計補正予算について	9月25日	原案可決
第20号	令和2年度宿毛市下水道事業特別会計補正予算について	9月25日	原案可決
第21号	令和2年度宿毛市国民宿舎運営事業特別会計補正予算について	9月25日	原案可決
第22号	令和2年度宿毛市介護保険事業特別会計補正予算について	9月25日	原案可決
第23号	令和2年度宿毛市後期高齢者医療特別会計補正予算について	9月25日	原案可決
第24号	令和2年度宿毛市水道事業会計補正予算について	9月25日	原案可決
第25号	宿毛市印鑑条例の一部を改正する条例について	9月25日	原案可決
第26号	宿毛市税条例の一部を改正する条例について	9月25日	原案可決
第27号	宿毛市立公民館設置条例の一部を改正する条例について	9月25日	原案可決
第28号	宿毛市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	9月25日	原案可決
第29号	宿毛市家庭的保育事業等の設置及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	9月25日	原案可決
第30号	土佐清水市との定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更することについて	9月25日	原案可決
第31号	大月町との定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更することについて	9月25日	原案可決
第32号	三原村との定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更することについて	9月25日	原案可決
第33号	黒潮町との定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更することについて	9月25日	原案可決
第34号	工事請負契約の変更について	9月25日	原案可決
第35号	市道路線の認定について	9月25日	原案可決
第36号	市道路線の認定について	9月25日	原案可決

第 3 7 号	市道路線の認定について	9 月 2 5 日	原案可決
第 3 8 号	市道路線の認定について	9 月 2 5 日	原案可決
第 3 9 号	市道路線の認定について	9 月 2 5 日	原案可決
第 4 0 号	市道路線の認定について	9 月 2 5 日	原案可決
第 4 1 号	市道路線の認定について	9 月 2 5 日	原案可決
第 4 2 号	市道路線の認定について	9 月 2 5 日	原案可決
第 4 3 号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について	9 月 2 5 日	原案可決
第 4 4 号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について	9 月 2 5 日	原案可決
第 4 5 号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について	9 月 2 5 日	原案可決
第 4 6 号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について	9 月 2 5 日	原案可決
第 4 7 号	令和 2 年度宿毛市一般会計補正予算について	9 月 2 5 日	原案可決

陳 情

受理番号	件 名	議決月日	結 果
第 9 号	「国の『持続化給付金』等や地方自治体の『給付金・支援金』等に対して課税されない仕組みの構築を求める」意見書決議のお願い	9月25日	不採択
第10号	公立学校教職員の長時間労働の解消を進めるよう県への意見書提出を求める陳情	9月25日	趣旨採択